

**改革 展望**



**30周年記念誌**

社団法人 **日本私立歯科大学協会**



# ご挨拶

## 創立 30 周年を迎えて 私学と歯学の立場

社団法人 日本私立歯科大学協会  
会長 中原 泉

### 5 代の会長

私どもの社団法人日本私立歯科大学協会は、私立歯科大学・歯学部の全 17 校が加盟して、昭和 51 (1976) 年に設立されました。

初代会長は、白数美輝雄先生です。先生は、悠揚迫らぬ大人 (たいじん) でした。2 代会長は、石川堯雄先生です。先生は、真摯に実意を尽されました。3 代会長は、小出忠孝先生です。先生は、熱誠あふれ、最も本協会に愛着を持たれた方です。4 代会長は、佐川寛典先生です。先生は、磊落にして細心、本協会に命を懸けられた方です。

斯くいう私は、5 代目になります。

私は、平成 9 (1997) 年に本協会の専務理事を仰せつかりました。最初の仕事が、本協会設立 20 周年記念祝賀会の司会でした。それから小出、佐川両会長のもと、9 年間、専務理事を務めさせていただきました。そして 10 年目に、会長として 30 周年記念を迎える巡り合わせを感慨しております。

### この 10 年間

私学と歯学という立場を共にする私どもは、この 10 年間、もろもろの情報を共有し、さまざまな意見を交換し、相互に親睦と信頼を深め、有意義な協会活動を展開してきました。

そのなかでも、昭和 61 年より引き続けている歯科医師需給問題をはじめ、歯科医師の資質の向上を目指して、歯科医師臨床研修の必修化、歯学共用試験の発足、歯科医師国家試験の改変等、新しい課題に直面し、その対応に取り組んできました。

昨年 4 月、臨床研修は必修化されて新たなスタートを切り、また歯学共用試験も、臨床実習実施前の試験として本格実施となりました。平成 18 (2006) 年は、歯科教育におけるエポック・メイキングな年として位置づけられます。さらに、国家試験もまた、歯科教育に関わる実用のテーマとして捉えられています。

とりわけ、需給問題は、歯科教育の 75% を担う私どもにとって最重要の課題です。私どもは、需給問題の入口論といわれる入学と、出口論とされる卒業に関し、絶対の使命と責任を有しています。それは、歯科医師を志す学生諸君の将来に関わる問題であるからです。

このたびの協会設立 30 周年に際し、私どもは私学と歯学の立場から、さらに努力を重ねる決意であります。今後とも、各位の変わらぬご指導とご支援をくださるようお願い申し上げます。

# 祝 辞

文部科学大臣 渡海紀三朗

社団法人日本私立歯科大学協会が、設立 30 周年を迎えられたことを心からお慶び申し上げます。

日本私立歯科大学協会は、加盟 17 大学相互の提携と協力により、私立歯科大学・歯学部  
の教育、研究及び経営等に関する調査研究を行うことによって、私立歯科大学の振興を  
図り、その使命達成に寄与することを目的として、昭和 51 年に設立されました。

以来、30 年にわたる永年の協会活動において、私立歯科大学・歯学部の直面する諸課  
題に加盟校が一丸となって取り組まれるとともに、有意義な調査研究の実施、会員相互の  
情報交換、研修会の開催、協会内外への広報等を通して、私立歯科大学・歯学部の振興並  
びに歯科医学教育・研究の向上に多大の貢献をされました。

本協会が、今日まで堅実な発展を遂げられてこられたことは、ひとえに歴代会長、理事  
等役員の方々をはじめ、関係各位の並々ならぬ御尽力のたまものであり、深く敬意を表し  
ます。

近年、我が国の歯科医学教育・研究を取り巻く社会環境の変化は著しく、高齢化による  
疾病構造の変化、患者のニーズの多様化、医療技術の急速な進歩等を背景として、歯科医  
学教育ならびに歯科大学に対する国民の関心や期待はこれまで以上に大きくなっておりま  
す。

このような大きな変革の中、我が国の歯科医学教育の中心として重要な役割を担ってき  
た私立歯科大学・歯学部が本協会の下に提携・協力し、歯科医学教育・研究の更なる発展  
と安定した私学経営に取り組まれてきたことは、誠に意義深いものがあります。

本協会におかれましても、我が国の私立歯科大学・歯学部  
に課せられた使命に思いを新たにされますとともに、関係の皆様方が一層の提携と協力を深められ、その真価を発揮さ  
れることを期待してやみません。

日本私立歯科大学協会のますますの御発展と、関係の皆様方の御健勝を祈念し、お祝い  
の言葉といたします。

# 祝 辞

厚生労働大臣 舩添 要一

社団法人日本私立歯科大学協会が創立 30 周年を迎えられるに当たり、心よりお慶び申し上げます。

私立歯科大学・歯学部は、多くの歯科医師を養成する教育機関として、歯科医学の発展に大きく貢献する研究機関として、また、高度な歯科医療を提供する地域の中核歯科医療機関として、我が国の歯科医療および歯科医学教育において大きな役割を果たされております。貴協会におかれましては、私立歯科大学・歯学部 17 校すべてが結集し、30 年の長きにわたる活動を通じて、我が国の歯科医療および歯科医学教育の発展に多大な成果を上げてこられました。

今日、我が国の歯科医療は、口腔インプラント、再生歯科医療等にみられるように高度化が進みつつあり、歯科保健の普及啓発に関する全国的な運動の展開、高齢社会に対応する訪問歯科診療や口腔ケアへの取り組み等によって、国民の QOL は向上し、健康寿命も延伸しつつありますが、これも日頃の皆様の御尽力の賜と感謝申し上げます。

しかしながら、高齢化の一層の進展や医療安全確保に対する強い要請を背景として、より質の高い医療サービスを提供していくことが今日的課題となっております。このため、患者と医療人との信頼関係の下に、安全で安心できる患者本位の歯科医療を確立することを目指して、歯科保健医療を担う人材の資質の向上、広く保健医療福祉分野の専門職の方々との連携、高度化する歯科医療を支えるための研究開発の推進など、総合的な改革を進めております。

特に、平成 18 年度からは歯科医師臨床研修の必修化を開始し、すべての研修歯科医が、歯科医師としての人格を涵養し、基本的な診療能力を身につけるため臨床研修に専念することができる環境を整備いたしました。

歯科医師のさらなる資質向上の観点から、歯科医師臨床研修の充実や歯科医師国家試験制度の見直しが求められておりますので、今後とも、その適切な運用と充実に向けて、貴協会ならびに加盟校の附属病院を中心としたさらなる御協力をお願い申し上げます。

終わりに、貴協会の今後ますますの御発展と、我が国の歯科医療水準および歯科医学教育の向上を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

# 祝 辞

社団法人 日本歯科医師会  
会長 大久保満男

社団法人日本私立歯科大学協会設立 30 周年の記念誌の発行にあたり、一言お祝いのご挨拶を申し上げます。

昭和 51 年に設立された貴協会の設立趣意書によれば、「歯科医療の需要拡大に伴う歯科医療提供体制の整備が望まれる状況下で、歯学教育の改善充実のための財政的な裏づけが困難である。その財源確保のために私立歯科大学は、定員過剰及び入学時の設備拡充費に頼る傾向にあるが、これは学生の質の低下をもたらし、社会的批判を招く結果となる。国や地方自治体からの援助が得られるように図るとともに、私立歯科大学自らが医療の本質を認識し、現在のあり方と矛盾と欠陥を互いに指摘反省し、これを実行に移さねばならない」とあります。

私がここで趣意書を長く引用させていただいた理由は、この文章に表現された当時の私立歯科大学の危機感と、それを乗り越えようとする高い志に感動したからに他なりません。

わが国の近代の出発点となった明治新政府は、富国強兵の名の下で、医学教育を国策として進めたのにもかかわらず、歯科は残念なことに外されておりました。

それ故に、わが国の近代歯科医学教育は、個人としての歯科医師の多大なる努力のもとに始まったというべきでしょう。つまり、わが国の歯科医療の出発点は、まさに私立歯科大学教育によったのです。このような伝統を持つ、わが国の私立歯科大学・歯学部が、現在 17 校を数え、そしてそれがわが国の歯科医療の根本を支えていてくださることに、改めて深甚なる敬意を表する次第であります。

わが国の現状は、ここ数年にわたって、経済優先の風潮がはびこり、それは社会を合理的に動かせるものとみなす、したがって人間も社会状況もすべて量の論理で解決できる、そんな風潮が広く行き渡ってしまいました。それは、質としての人間の生存の意味や意義が薄くなりつつあるということだと思えます。そんな中で、私は、医療の根本にある哲学、あるいは人間観が、重要な課題として大きく問われる時代なのだと思います。

貴協会が、その設立の精神を大切にされ、そして日本歯科医師会の目指す国民のための歯科医療の確立に向かって、共に歩んでいただけることを祈念して、お祝いの挨拶といたします。

社団法人日本私立歯科大学協会  
加盟歯科大学・歯学部

北海道医療大学歯学部  
岩手医科大学歯学部  
奥羽大学歯学部  
明海大学歯学部  
東京歯科大学  
昭和大学歯学部  
日本大学歯学部  
日本大学松戸歯学部  
日本歯科大学生命歯学部  
日本歯科大学新潟生命歯学部  
神奈川歯科大学  
鶴見大学歯学部  
松本歯科大学  
朝日大学歯学部  
愛知学院大学歯学部  
大阪歯科大学  
福岡歯科大学

# 社団法人日本私立歯科大学協会役員

(平成19年4月1日現在)

役員名	氏名	所属大学役職名
会長	中原 泉	日本歯科大学理事長・学長
副会長	金子 讓	東京歯科大学学長
副会長	大塚 吉兵衛	日本大学歯学部長
専務理事	安井 利一	明海大学副学長・歯学部長
常務理事	東 理 十三雄	日本歯科大学新潟生命歯学部部長代理
常務理事	青野 一哉	福岡歯科大学常務理事
常務理事	宮崎 隆	昭和大学歯学部長
理事	大野 弘機	北海道医療大学歯学部長
理事	梅本 俊夫	神奈川歯科大学学長
理事	天野 義和	奥羽大学歯学部長
理事	森本 俊文	松本歯科大学学長
理事	牧村 正治	日本大学松戸歯学部長
理事	三浦 廣行	岩手医科大学歯学部長
理事	瀬戸 皖一	鶴見大学歯学部長
理事	田村 康夫	朝日大学歯学部長
監事	小出 忠孝	愛知学院大学学院長・学長
監事	今井 久夫	大阪歯科大学理事長・学長





## 目次

# 社団法人日本私立歯科大学協会 改革 展望 30 周年記念誌

ご挨拶	日本私立歯科大学協会会長 中原 泉	1
祝 辞	文部科学大臣 渡海 紀三朗	2
祝 辞	厚生労働大臣 舩添 要一	3
祝 辞	日本歯科医師会会長 大久保 満男	4

社団法人日本私立歯科大学協会 加盟歯科大学・歯学部

社団法人日本私立歯科大学協会 役員

### カラーグラビア

設立総会	Ⅰ	設立 20 周年記念祝賀会	Ⅱ	歴代会長・副会長・専務理事	Ⅲ
協会活動	Ⅳ	協会関係会議	Ⅴ		Ⅵ

第 1 部 社団法人日本私立歯科大学協会「設立 30 周年記念祝賀会」	1
-------------------------------------	---

第 2 部 日本私立歯科大学協会「10 年のあゆみ」	11
----------------------------	----

協会設立 20 年から 30 年の 10 年を振り返って	安井 利一	12
歯科医師需給問題への取り組み	中原 泉	21
歯科医師臨床研修の必修化まで	東 理 十三雄	29
歯科医師国家試験改革への考察	大塚 吉兵衛	41
共用試験 (CBT、OSCE) の運用	安井 利一	44

第 3 部 日本私立歯科大学協会の設立当初からの 30 年を回顧して	小出 忠孝	49
------------------------------------	-------	----

第 4 部 協会設立 30 周年記念シンポジウム	57
--------------------------	----

### 『私立歯科大学における最近 10 年の教育改革と今後の展望』

座長：安井 利一、福島 俊士

歯学教育と教員組織	藤下 昌己	60
歯学教育プログラムと講座制	大塚 吉兵衛	66
歯学教育における教育技法と教育評価	金子 讓	71
歯科医師臨床研修の在り方	東 理 十三雄	76
質疑応答		82

第 5 部 座談会	85
-----------	----

### 『日本私立歯科大学協会の役割と今後の展望』—さらなる団結と発展を目指して—

中原 泉、金子 讓、大塚 吉兵衛、宮本 延雄、一宮 正明

司会・コーディネーター：安井 利一

第 6 部 協会活動の概要と記録	111
------------------	-----

社団法人 日本私立歯科大学協会 定款	112	
協会組織図	117	
協会貸借対照表の変遷	118	
部会・委員会・会議の現状と課題		
教育・研究部会	安井 利一	120
病院部会	東 理 十三雄	125
経営部会	金子 讓	128
広報委員会	大塚 吉兵衛	131

受験生確保対策委員会	青野一哉	134			
研修委員会	宮崎隆	137			
事務局長会議	安井利一	140			
協会関係会議					
○全国私立歯科大学・歯学部附属病院看護部長会	服部久代	142			
○全国私立歯科大学附属病院薬剤部長会	山本加代子	144			
○日本私立歯科大学・歯学部附属病院歯科技工士協議会	水野行博	147			
○私立歯科大学・歯学部附属病院歯科衛生士連絡協議会	関根真理子	150			
○全国私立歯科大学・歯学部附属病院診療放射線技師代表者会	深澤常克	152			
歴代役員名簿		154			
歴代会員名簿		157			
歴代事務局職員		167			
総会の開催記録		168			
諸会議の開催記録		169			
事業報告書の個別事項一覧		169			
理事会の議題一覧		170			
要望書等一覧		171			
<b>第7部 30年譜</b>		173			
<b>第8部 加盟17歯科大学・歯学部の概要「あゆみと展望」</b>		195			
加盟歯科大学・歯学部案内		196			
北海道医療大学歯学部	198	岩手医科大学歯学部	200	奥羽大学歯学部	202
明海大学歯学部	204	東京歯科大学	206	昭和大学歯学部	208
日本大学歯学部	210	日本大学松戸歯学部	212	日本歯科大学生命歯学部	214
日本歯科大学新潟生命歯学部	216	神奈川歯科大学	218	鶴見大学歯学部	220
松本歯科大学	222	朝日大学歯学部	224	愛知学院大学歯学部	226
大阪歯科大学	228	福岡歯科大学	230		
<b>第9部 加盟歯科大学・歯学部の国際交流協定締結状況</b>		233			
<b>第10部 賛助会員</b>		243			
<b>第11部 資料</b>		249			
(1) 私立歯科大学（歯学部）の募集人員・志願者・入学者数の推移		250			
(2) 私立歯科大学（歯学部）大学院の入学定員・入学者・在籍生数の推移		250			
(3) 私立歯科大学（歯学部）の第一学年生出身都道府県および外国別数の推移		251			
(4) 私立歯科大学（歯学部）の本務教員系別在籍人員の推移		252			
(5) 私立歯科大学（歯学部）の附属病院患者総数（歯科）の推移		252			
(6) 私立歯科大学（歯学部）の附属病院外来患者（歯科）診療科別内訳の推移		253			
(7) 私立歯科大学（歯学部）の歯科診療台・病床数の推移		253			
(8) 私立歯科大学（歯学部）の保有図書数等の推移		254			
(9) 歯科医師国家試験合格者数等の推移		255			
(10) 大学の教員組織の見直しに伴う学校教育法および大学設置基準等の改正に関する調査		256			
<b>第12部 30周年記念事業の概要</b>		261			
あとがき		269			

1976・昭和51年7月26日—東京・学士会館

# 設立総会



▲ 設立の喜びを語る  
白数美輝雄会長



▲ 設立までに至った  
経過報告  
新國俊彦副会長



▲ 閉会の言葉  
松宮誠一 副会長



▲ 前列左より、永井 巖、新國俊彦、白数美輝雄、堀 武、柳生嘉雄、後列左より、  
小西弘志、中屋敷小吉、富澤萬之助、加藤勤爾、石川堯雄、前田 勝、宮田 侑  
の各先生



◀ 左より藤木芳成、多和敏一、永井 巖、小出忠孝の  
各先生



左より、石川堯雄、多和敏一、新國俊彦  
永井 巖、前田 勝の各先生

1997・平成9年3月28日—東京・ホテルグランドパレス

# 設立20周年記念祝賀会

## 設立20周年記念祝賀会 社団法人日本私立歯科大学協会



▲開会の辞  
富田喜内副会長



◀経過報告をする橋本弘一専務理事  
と司会の一宮正明事務局長

▲「今後とも良質で信頼される  
歯科医師養成に務めたい」と挨拶する・小出忠孝  
会長



◀鏡開き(左より西野恭正、宮田 侑、  
石川堯雄、浅田敏雄の各先生)



▲来賓(左より上杉道世私学行政課長、御手洗康私学部長、品川和信日本歯科企業  
協議会事務局長、浅田敏雄先生)



▲閉会の辞・  
佐川寛典副会長

# 歴代会長



白数 美輝雄  
(大阪歯科大学理事長・学長)  
昭和 51.5.24 ~ 59.7.23



石川 堯雄  
(鶴見大学歯学部長)  
昭和 59.10.3 ~ 平成元 .3.31



小出 忠孝  
(愛知学院大学学院長・学長)  
平成元 .4.1 ~ 平成 9.12.31



佐川 寛典  
(大阪歯科大学理事長・学長)  
平成 10.1.1 ~ 平成 18.3.31



中原 泉  
(日本歯科大学理事長・学長)  
平成 18.5.26 ~ 現在に至る

# 歴代副会長



新國 俊彦  
(日本大学歯学部学長)  
昭和 51.5.24 ~ 56.3.31  
昭和 58.6.8 ~ 60.3.31



松宮 誠一  
(東京歯科大学学長)  
昭和 51.9.27 ~ 58.6.28



石川 堯雄  
(鶴見大学歯学部学長)  
昭和 56.4.1 ~ 59.10.2



高木 圭二郎  
(東京歯科大学学長)  
昭和 60.4.24 ~ 61.5.31



小出 忠孝  
(愛知学院大学学院長・学長)  
昭和 59.10.3 ~ 平成元 .3.31



北川 正夫  
(大阪歯科大学理事長)  
昭和 60.4.24 ~ 平成元 .3.31



金竹 哲也  
(東京歯科大学学長)  
昭和 61.6.27 ~ 平成 4.5.31



中原 爽  
(日本歯科大学理事長・学長)  
平成元 .4.1 ~ 3.3.31



稗田 豊治  
(大阪歯科大学学長)  
平成元 .4.1 ~ 4.8.31



西連寺 永康  
(日本大学歯学部学長)  
平成 3.4.1 ~ 5.3.31



関根 弘  
(東京歯科大学学長)  
平成 4.6.23 ~ 7.6.5



山中 彬  
(神奈川歯科大学学長)  
平成 5.4.1 ~ 6.9.8



富田 喜内  
(北海道医療大学学長)  
平成 5.4.1 ~ 9.3.31



佐川 寛典  
(大阪歯科大学理事長・学長)  
平成 7.4.1 ~ 9.12.31



石川 達也  
(東京歯科大学学長)  
平成 9.4.1 ~ 16.5.31



工藤 逸郎  
(日本大学歯学部長)  
平成 10.1.1 ~ 11.2.4



佐藤 亨  
(日本歯科大学学長)  
平成 11.4.1 ~ 12.3.31



坂巻 公男  
(岩手医科大学歯学部長)  
平成 12.7.1 ~ 16.3.31



中原 泉  
(日本歯科大学理事長・学長)  
平成 17.4.1 ~ 18.5.25



大竹 繁雄  
(日本大学松戸歯学部長)  
平成 17.4.1 ~ 18.9.30



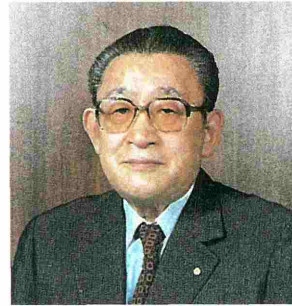
金子 謙  
(東京歯科大学学長)  
平成 18.6.20 ~ 現在に至る



大塚 吉兵衛  
(日本大学歯学部長)  
平成 18.6.20 ~ 現在に至る

## 歴代専務理事

(昭和 60.4.24 定款の変更により専務理事を設置)  
以前は常務理事



前田 勝  
(大阪歯科大学常務理事)  
昭和 51.5.24 ~ 54.3.31



宮田 侑  
(城西歯科大学常務理事)  
昭和 54.4.1 ~ 62.3.31



滝口 久  
(日本大学松戸歯学部長)  
昭和 62.4.1 ~ 平成 3.7.23



橋本 弘一  
(明海大学歯学部長)  
平成 3.9.20 ~ 9.3.31



中原 泉  
(日本歯科大学理事長・学長)  
平成 9.4.1 ~ 18.5.25



安井 利一  
(明海大学副学長・歯学部長)  
平成 18.6.20 ~ 現在に至る

総会／部会／委員会／事務局長会議  
協会事務局／研修会

# 協会活動

第 63 回総会



(平成 19 年 3 月 27 日・KKR ホテル東京)

教育・研究部会



(平成 19 年 3 月 27 日・KKR ホテル東京)

病院部会



(平成 19 年 3 月 27 日・KKR ホテル東京)

経営部会



(平成 19 年 3 月 27 日・KKR ホテル東京)

広報委員会



(平成 19 年 1 月 26 日・協会会議室)

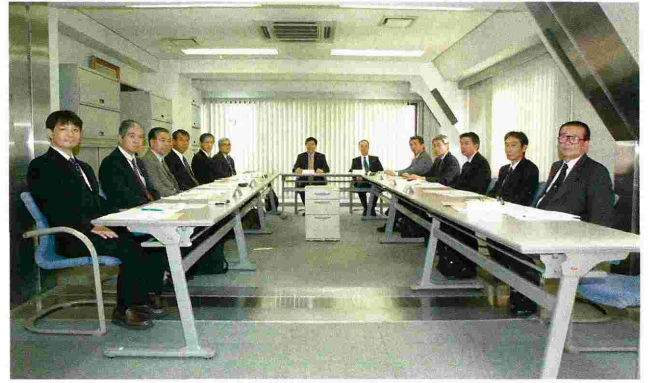


受験生確保対策委員会



(平成 19 年 5 月 25 日・協会会議室)

研修委員会



(平成 18 年 10 月 19 日・協会会議室)

事務局長会議



(平成 18 年 10 月 26 ~ 27 日・明海大学)

協会事務局



教務研修会



(平成 18 年 11 月 16 ~ 17 日・九段会館)

事務職員研修



(平成 17 年 11 月 24 ~ 25 日・KKR ホテル東京)

附属病院管理運営事務研修会



(平成 16 年 10 月 7 ~ 8 日・愛知学院大学)

## 日本私立歯科大学協会関係会議

全国私立歯科大学・歯学部附属病院看護部長会



(平成 15 年 10 月 2 ～ 3 日・明海大学)

全国私立歯科大学附属病院薬剤部長会



(平成 18 年 7 月 7 ～ 8 日・朝日大学)

私立歯科大学・歯学部附属病院歯科衛生士連絡協議会



(平成 18 年 11 月 16 日・鶴見大学)

日本私立歯科大学・歯学部附属病院歯科技工士協議会



(平成 18 年 9 月 28 ～ 29 日・神奈川歯科大学)

全国私立歯科大学・歯学部附属病院診療放射線技師代表者会



(平成 18 年 11 月 17 ～ 18 日・愛知学院大学)

■ 第 1 部

■  
**社団法人  
日本私立歯科大学協会  
「設立 30 周年記念祝賀会」**

---

2007・平成19年6月27日—東京・帝国ホテル

## 設立 30 周年記念祝賀会



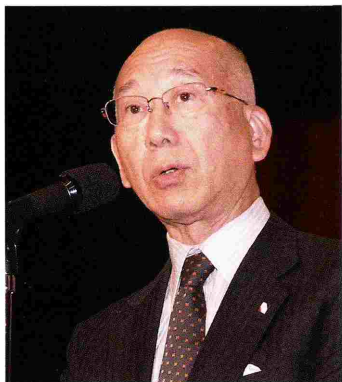
中原会長挨拶と祝賀会風景

晴天の平成 19 年 6 月 27 日水曜日午後 5 時。

東京都千代田区内幸町の「帝国ホテル富士の間」において、関係官庁の文部科学省、厚生労働省ならびに日本歯科医師会等の関係諸団体等より多数のご来賓のご出席を仰ぎ、約 220 名のご来場を得て、社団法人日本私立歯科大学協会「設立 30 周年記念祝賀会」が盛会裏に開催された。

### I 開会の辞

日本私立歯科大学協会副会長 金子 讓



金子 讓 副会長は、「開会の辞」において、冒頭、出席者に対して謝辞を申し述べるとともに、「私ども私立の歯科大学 17 校は、明治以来民の力で国に先駆けてやってきたが、現在日本の歯科医師の約 75% を輩出するにいたっている。30 年の区切りに当って、これから先も各私立歯科大学が力を合わせ国民の歯科医療、そのもとになる教育、医療の背景となる研究を懸命に推進していく」と決意を述べた。

## Ⅱ 挨拶 日本私立歯科大学協会会長 中原 泉



中原 泉 会長は、「会長挨拶」において、冒頭、初代会長の白数美輝雄先生、2代目会長の石川堯雄先生、3代目会長の小出忠孝先生、4代目会長の佐川寛典先生の協会発展に尽力されたエピソード等を紹介し、「私どもの協会は、昭和51年に社団法人化しそれから30年ということになった。歯学部は、入学定員が少ないことから小さな学部というイメージで見られる傾向があるが、協会加盟の17校を全部合わせれば文科系の100校にも相当するといわれており、それだけの実力、底力を持った学部であるということについて再認識し誇りをもってことにあたりたいので、今後とも協会の発展にご協力、ご支援願いたい」と挨拶を述べた。

## Ⅲ 祝辞 文部科学省高等教育局私学部長 磯田 文雄 殿

### 日本私立歯科



「来賓祝辞」において、文部科学省高等教育局私学部長磯田文雄殿は、「わが国の歯科教育は、本協会の支援とリーダーシップがなくてはここまで発展しなかったのではないかと考え、深い敬意を表したい。

今回、教育基本法が60年ぶりに改正されたが、この改正の趣旨により私立大学の発展・振興のために努力してまいりたい。とくに、歯科教育について考えてみると、近年の高齢化、あるいは疾病構造の変化、患者のニーズの多様化や医療技術の急速な進歩等を背景として、歯科教育あるいは歯学に関わる研究に対する期待は非常に大きいものがある。

今後とも、私立歯科大学においては、わが国の歯科教育・研究・診療の一層の充実向上のための中心的なリーダーとして、国民の信頼と期待に応えていただきたい」と述べられた。

## Ⅳ 祝辞 日本歯科医師会会長 大久保 満 男 殿



「来賓祝辞」において、日本歯科医師会会長大久保満男殿は、「設立以来30年、日本の歯科界のためにたくさんの学生を輩出し、歯科医師会会員養成の最先端に立って活躍された諸先生方や、協会の運営に努力された歴代の役員の方の先生方に心から感謝申し上げたい。日本の歯科は、私立の歯科の養成所によってつくられたが、その先達の先生方の志の深さに強く打たれる。そして、新しく戦後つくられた私立歯科大学にもその気風が受け継がれたことに、深い感動を覚える。単身アメリカに渡り勉強されて私立歯科大学をつくられた先達方のご努力やご苦勞を、野口英世の業績と重ね合わせて、今、この30周年という時代の中でもう一度確認することが大事なのではないか。その意味で、この30周年の記念式典が時代の目を遡らせて、これから築き上げなければならない歯科医療の未来に、少しでも参考になればと思っています」と述べられた。

## V 功勞者感謝状贈呈



功 勞 者  
紹 介

日本私立歯科大学協会専務理事 安 井 利 一

日本私立歯科大学協会安井利一専務理事より、功勞者とその功績の紹介が行われ、中原 泉会長より感謝状が贈呈された。



功 勞 者 愛知学院大学学院長・学長 小 出 忠 孝 殿

授賞理由 日本私立歯科大学協会第3代会長（平成元年4月1日～平成9年12月31日）、日本私立歯科大学協会副会長（昭和59年10月3日～平成元年3月31日）として本協会の発展に尽力し、多大な貢献をされた。



功 勞 者 前大阪歯科大学理事長 佐 川 寛 典 殿

〔御令室 佐川裕子様代理贈呈〕

授賞理由 日本私立歯科大学協会第4代会長（平成10年1月1日～平成18年3月31日）、日本私立歯科大学協会副会長（平成7年4月1日～平成9年12月31日）として本協会の発展に尽力し、多大な貢献をされた。



功 勞 者 明海大学・朝日大学理事長 宮 田 侑 殿

授賞理由 日本私立歯科大学協会社団法人化委員長として、昭和51年5月24日付の本協会法人化に努力・寄与され、日本私立歯科大学協会専務理事（昭和54年4月1日～昭和62年3月31日）として本協会の発展に尽力し、多大な貢献をされた。

**設立30周年記念祝賀会**  
社団法人 日本私立歯科大学協会



功 勞 者 鶴見大学副理事長・駒澤大学理事長 宮 本 延 雄 殿

授賞理由 昭和51年5月24日の日本私立歯科大学協会法人化とともに本協会に入会され、事務局長会議の創設等本協会の発展に尽力し、多大な貢献をされた。

**設立30周年記念祝賀会**  
社団法人 日本私立歯科大学協会



功 勞 者 日本私立歯科大学協会事務局長 一 宮 正 明 殿

授賞理由 日本私立歯科大学協会事務局長（平成3年9月1日～現在に至る）として、16年の長きにわたり本協会の多方面の運営に尽力し、多大な貢献をされた。



受賞者 左より、小出忠孝殿、佐川寛典殿御令室・佐川裕子様、宮田 侑殿、宮本延雄殿、一宮正明殿

## Ⅵ 鏡開き

司会者により、「鏡開き」の協力者として、50音順に文部科学省高等教育局私学部長・磯田文雄 殿、元文部大臣・元参議院議長・井上 裕 殿、日本歯科医師会会長・大久保満男 殿、日本私立歯科大学協会・大塚吉兵衛 副会長、日本私立歯科大学協会・金子 譲 副会長、愛知学院大学学院長・学長・小出忠孝 殿、日本私立歯科大学協会・中原 泉 会長、厚生労働省医政局歯科保健課長・日高勝美 殿、明海大学・朝日大学理事長・宮田 侑 殿、鶴見大学副理事長・駒澤大学理事長・宮本延雄 殿、日本私立歯科大学協会・安井利一 専務理事が紹介され、登壇のうえ祝の樽を囲まれた。

司会者の「せーの！」の発声に続く、来場者全員の「ヨイショ！」の掛け声により盛大に鏡開きが執り行われた。



鏡開き

## Ⅶ 乾 杯 元文部大臣・元参議院議長 井上 裕 殿



元文部大臣・元参議院議長 井上 裕 殿は、「乾杯に先立つ祝辞」において、「30周年という大きな節目を迎えたが、これが50周年、100周年という大きい節になることをお祈りする。

〈和を以て貴しとなす〉という言葉が一番好きだが、今ここに私学の団結と、中原会長を中心とした私立歯科大学協会のますますの発展と、本日ご参会の皆様のご健勝を祈念申し上げる」と述べられ、声高らかに「乾杯！」のご発声があり、来場者一同「かんぱーい！」と唱和し、祝賀会はクライマックスをむかえた。





乾杯



懇親風景

## VIII 閉会の辞

日本私立歯科大学協会副会長 大塚 吉兵衛



大塚吉兵衛 副会長は、「閉会の辞」において、「私立歯科大学協会設立30周年の会に文部科学省、厚生労働省の関係の方々、また関係業界の方々をお招きし、このように盛大に30周年を祝うことができました。この30年の間、この業界の交流のためにご活躍いただいた先生方に御礼申し上げ、31周年を迎えてますます私立歯科大学の交流が深まるよう皆様方の協力をお願い申し上げます」と結ばれ、予定の午後7時、2時間におよんだ祝賀会は幕を閉じた。



帝国ホテル



司会 橋本明子さん



国歌独唱 三垣理英子さん



和太鼓演奏 梵天



演奏 日本大学吹奏楽団



独唱 三垣理英子さん



独唱伴奏 日本大学吹奏楽団

# 来賓出席者

〔敬称略・順不同〕

## 〔関係官庁〕

### 文部科学省

高等教育局私学部長  
 高等教育局私学部私学行政課長  
 高等教育局私学部私学行政課課長補佐  
 高等教育局私学部私学行政課専門職  
 高等教育局私学部私学助成課長  
 高等教育局医学教育課長  
 高等教育局医学教育課課長補佐  
 高等教育局医学教育課専門官

磯田文雄  
 杉野剛  
 堀川光久  
 小栗孝明  
 芦立訓嗣  
 三浦公嗣  
 三枝広人  
 大原里子

### 厚生労働省

医政局歯科保健課長  
 医政局歯科保健課課長補佐  
 医政局歯科保健課歯科医師臨床研修専門官

日高勝美  
 鳥山佳則  
 杉戸博記

## 〔関係諸団体〕

日本歯科医師会会長  
 日本歯科医師会副会長  
 日本歯科医師会副会長  
 日本歯科医師会副会長  
 日本私立薬科大学協会会長  
 日本私立薬科大学協会事務局長  
 日本私立大学協会事務局長  
 歯科医療研修振興財団専務理事  
 歯科医療研修振興財団事務局長  
 日本歯科企業協議会前会長  
 日本歯科企業協議会事務局長

大久保満男  
 箱崎守男  
 近藤勝洪  
 堤直文  
 高柳元明  
 滝沢源平  
 小出秀文  
 宮武光吉  
 松永武久  
 山中一郎  
 石井誠二

## 〔日本私立歯科大学協会元役員・事務局関係等〕

（前大阪歯科大学理事長〈前会長〉）  
 御令室  
 前日本歯科大学学長（元副会長）  
 元明海大学歯学部部長（元専務理事）  
 明海大学・朝日大学理事長（元専務理事）  
 元顧問  
 元顧問  
 元事務局  
 元事務局  
 元事務局  
 元事務局

佐川寛典  
 佐川裕子  
 佐藤亨  
 橋本弘一  
 宮田侑  
 増岡由弘  
 武田靖夫  
 小西弘志  
 地下和弘  
 地下紀子  
 中山康代

## 〔日本私立歯科大学協会関係会議〕

全国私立歯科大学附属病院薬剤部長会会長

山本加代子

私立歯科大学・歯学部附属病院歯科衛生士連絡協議会会長  
 日本私立歯科大学・歯学部附属病院歯科技工士協議会副会長  
 全国私立歯科大学・歯学部附属病院診療放射線技師代表者会会長

関根真理子  
 尾辻剛  
 深澤常克

## 〔賛助会員〕

株式会社シラネ代表取締役社長  
 株式会社ヨシダ相談役  
 株式会社ヨシダ大学営業部部長  
 デンツプライ三金株式会社代表取締役社長  
 長田電機工業株式会社代表取締役  
 長田電機工業株式会社常務取締役  
 株式会社東京技研代表取締役  
 株式会社ジーシー代表取締役社長  
 株式会社ジーシー営業部部長  
 株式会社ジーシー DIC 所長  
 吉田精工株式会社取締役役員室室長  
 株式会社モリタ取締役  
 株式会社モリタ次長  
 株式会社ニッシン代表取締役社長  
 株式会社松風学術課課長  
 株式会社松風東京支社次長  
 株式会社浅野歯科産業代表取締役社長  
 石福金属興業株式会社取締役会長  
 石福金属興業株式会社営業副本部長  
 株式会社城楠歯科商会代表取締役社長  
 株式会社トクヤマデンタル営業部長  
 株式会社ミクロン代表取締役  
 株式会社田中歯科器械店代表取締役  
 医歯薬出版株式会社代表取締役社長  
 医歯薬出版株式会社取締役

白根睦章  
 渡辺通  
 大島雅之  
 向英俊  
 長田康司  
 椎橋昌宏  
 渡辺啓介  
 中尾眞一  
 竹内晋実  
 山田剛  
 高須進  
 岡保光  
 横江浩司  
 高来浩之  
 高宮邦彦  
 浅野弘治  
 古宮誠一  
 野原建  
 城博司  
 安元和憲  
 八野光俊  
 毛利輝生  
 大畑秀穂  
 今田芳則

## 〔報道・出版関係等〕

株式会社日本歯科新聞社編集部  
 株式会社デンタルリサーチ社編集部次長  
 教育学術新聞広報部長  
 株式会社ヒョーロン・パブリッシャーズ社長  
 株式会社デンタルダイヤモンド社代表取締役社長  
 文教ニュース社取締役企画部長  
 文教速報  
 株式会社歯科時報新社  
 クインテッセンス出版株式会社  
 有限会社医学情報社代表取締役

竹前徹  
 堀野作二郎  
 中村隆志  
 高津征男  
 牧野英敏  
 村山眞人  
 保正陽三郎  
 吉田泰行  
 佐々木一高  
 若松明文



## ■ 第2部

# 日本私立歯科大学協会 「10年のあゆみ」

- 協会設立 20 年から 30 年の 10 年間を振り返って  
— 歯科医学教育改革と歯科医療制度改革に揺れた 10 年 —  
日本私立歯科大学協会専務理事  
明海大学副学長・歯学部長 安井 利一
- 歯科医師需給問題への取組み  
日本私立歯科大学協会会長  
日本歯科大学理事長・学長 中原 泉
- 歯科医師臨床研修の必修化まで  
日本私立歯科大学協会常務理事  
日本歯科大学新潟生命歯学部教授 東理十三雄
- 歯科医師国家試験改革への考察  
日本私立歯科大学協会副会長  
日本大学歯学部長 大塚吉兵衛
- 共用試験（CBT、OSCE）の運用  
日本私立歯科大学協会専務理事  
明海大学副学長・歯学部長 安井 利一



# 協会設立 20 年から 30 年の 10 年間を振り返って

— 歯科医学教育改革と歯科医療制度改革に揺れた 10 年 —

日本私立歯科大学協会専務理事

明海大学副学長・歯学部長

安井 利一

## はじめに

平成 9 (1997) 年から平成 18 (2006) 年までの 10 年間は、私立歯科大学・歯学部を取り巻く環境の変化が著しい時期であり、特に、平成 13 (2001) 年の歯学教育モデル・コア・カリキュラムによる「教育の標準化」と、その後の「臨床実習開始前の共用試験」の実施に人と時間と費用を費やされることとなった。さらに、この変革によって、私立大学の根幹である「建学の精神」を具現化する教育プログラムを見直す必要が生じ、約 6 割の教育時間を標準化された内容に当てなければならなくなった。

さて、平成 17 (2005) 年から本格実施となった共用試験においては、知識をみる CBT (computer based testing) と、態度・技能をみる OSCE (objective structured clinical examination) の合格を、歯科医師法第 17 条の阻却事由の一つとして位置づけしたため、学生数の多い私立歯科大学・歯学部においては、設備の拡充や人的資源の確保に多大な影響を受けることとなったことは否めない。

一方で、厚生労働省は「歯科医師臨床研修の法制化」を完成させ、平成 18 (2006) 年から歯科医師法第 16 条による義務として臨床研修を実施することとなった。しかし、国立大学法人に予算を供給する文部科学省では人件費も支

給できる交付金であるのに対し、公立・私立の歯科大学・歯学部の歯科医師臨床研修を担当する厚生労働省では、人件費に充当できない補助金として予算を配当することになった。このため、歯科医師法に規定されて実施している歯科医師臨床研修でありながら、国立大学法人と公立・私立の歯科大学・歯学部との間に、特に待遇面で格差が生じてしまっており、また、厚生労働省からの補助金が極端に少ないために私立歯科大学・歯学部の附属病院では、多額の支出を余儀なくされ、附属病院経営に大きな問題を生じている。

さらに、平成 18 (2006) 年 8 月には、時の川崎厚生労働大臣と小坂文部科学大臣の両大臣の確認事項として、歯科大学・歯学部入学定員の削減要請と歯科医師国家試験の合格基準を引き上げることによる新規参入歯科医師数の抑制が出された。国民総医療費の抑制策の矛先が歯科に向けられているのは明白であり、診療報酬も改定のたびに抑制されており、さらに歯科医師数を抑制することで更なる効果を上げようとするものであろう。歯科界にとっては、長期展望のない、場当たりの政治手法であり、中原会長も個人的見解としながらも「お粗末な内容」との意見を述べられた。

一方、厚生労働省医政局歯科保健課も大変苦しい立場に立たされていると推察されるが、平

成 18 (2006) 年 12 月 8 日には歯科医師国家試験による歯科医師数の抑制等に言及した「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書を作成・公表した。日本私立歯科大学協会は、歯科医師国家試験は資格試験であり、長期展望のないなかで、受験年度によって不公平な選抜がなされることは認められないとの立場をとっている。

また、平成 18 (2006) 年において、厚生労働省の三浦技官が文部科学省の医学教育課長に赴任された。文部科学省は、平成 19 (2007) 年 1 月に国公立大学歯学部長会議を開催した後、「歯学部定員の在り方に関する意見交換会」を開催して定員 45 名の新潟大学歯学部と徳島大学歯学部を除く、すべての国公立大学と個別に意見交換会を開催した。日本私立歯科大学協会としては、各加盟大学の意見交換会における内容把握を行うと同時に、その後には何かある場合には協会として対応する旨、文部科学省に伝えている。「歴史は繰り返す」いわれるが、私たちの協会を創立し、支えてきた先人たちが昭和 63 (1988) 年前後に歯科医師過剰問題に対して入学定員の 20% 自主規制を行い、現在もなお経営的な改善によってその規制を続けているが、その間に国立大学歯学部を新たに設置してきた国の施策はいかなるものであろうか。

わが国の歯科医療は創立 100 年の歴史を有する私立歯科大学をはじめとして、私立歯科大学・歯学部の卒業生で支えてきた。その結果として、世界に誇る歯科保健医療が行われ、国民の健康な生活を確保してきたといえる。国策としてのフッ化物応用等での蝕予防対策が効を奏し、歯科医療費の削減が効率的に行われている一方で、一連の蝕治療に基盤をおいてきた歯科の保険診療制度との間に乖離が生じており、一部の都市圏域では、保険診療における経営の視点から歯科医師の過剰感は確かに存在すると考えられる。しかし、それならば、新規参入の歯

科医師数を削減すればよいという方法論はあまりに稚拙との誹りを免れないのではないかとと思われる。

歯科医師の専門性を向上させ、新しい時代の医療人を育成できるのは、歯科大学・歯学部以外には考えられない。さらに、そのなかで、75% の歯科医師を養成している日本私立歯科大学協会加盟大学の役割はいっそう大きなものになることは間違いない。歯科医師ができる国民への医療サービスを拡大して、より国民の健康に寄与することが重要な課題となっている。その意味では、歯科医師養成課程での履修内容を国民に明確に示すことも必要かもしれない。

日本私立歯科大学協会を取り巻く 10 年を鳥瞰してみると、国立大学法人と比較して、私立歯科大学・歯学部にとって厳しい状況が作り上げられてきた感をぬぐい捨てられない。しかし、今後とも、日本の歯科保健医療福祉は私立歯科大学・歯学部で支えていかなければならないという自負は持ち続ける必要がある。次の 10 年に向かっての戦略を立てるうえにおいても、以下、過去 10 年間の日本私立歯科大学協会を取り巻く状況について年度ごとに振り返ってみたい。

## 平成 9 (1997) 年度

### 小出忠孝会長から佐川寛典会長へ — 募集定員削減を不退転の決意で —

#### 1. 歯科医師需給問題

厚生省 (当時) の「歯科医師の需給に関する検討会」および文部省 (当時) の「21 世紀医学・医療懇話会教育部会の歯科医師の育成の在り方に関するワーキンググループ」に対して、協会は次のような主張を展開している。

- ① 昭和 61 (1986) 年より現在まで、自主規制により実施している募集人員 (昭和 61 年度入学定員の 20% 減) 以上の削減を求

められても、いっさい協力できない。

②国立大学の定員減（例えば40名まで削減）を実施すべきであり、それで不十分の場合には国立大学は大学院・研究所化する、付属病院を臨床研修施設とする等、国立大学の改組を検討するよう求める。

③歯科医師国家試験の合格者を抑制することによって、歯科医師数を削減しようという案は、資格試験である歯科医師国家試験の本来の趣旨に反するので、絶対に賛成できない。

## 2. 学生による授業評価とFD

### 3. 卒後臨床研修

第136回国会において「歯科医師法の一部を改正する法律」が、平成8（1996）年6月14日に成立し、同年6月21日法律第92号をもって公布された。施行は同年8月20日である。この一部改正によって歯科医師法第16条2項の努力義務に基づく臨床研修制度が開始された。

## 平成10（1998）年度

### 第1回歯科医師臨床研修指導医ワークショップ（通称：富士研）開催

#### 1. 歯科医師需給問題

平成11（1999）年2月26日、文部省（当時）の21世紀医学・医療懇話会は「21世紀に向けた医師・歯科医師の育成体制の在り方について」とする第4次報告を提出した。さらなる10%程度の削減要求が提案され、文部省（当時）の木谷医学教育課長は、全体として入学定員削減数を6.3%170名と仮定するとして、そのうち80名を私立でお願いをしたいと提言。これに対して、協会として昭和61（1986）年度入学定員総数2,400人を20%削減した数を募集するということが未達成の3校にお願いする。奥羽大学歯学部は平成12（2000）年度から了承、

福岡歯科大学も平成12年度で了承。松本歯科大学は継続依頼する。

#### 2. 歯科医師臨床研修指導医の養成

歯科医師臨床研修実施を受けて、研修歯科医師の指導を行う指導医の養成が必要となり、厚生労働省と歯科医療振興財団による研修が開始された。この研修は富士山麓で行われたため通称「富士研」と称された。

## 平成11（1999）年度

全国歯科大学長・歯学部長会議と全国歯科大学・歯学部附属病院長会議連名で丹羽雄哉厚生大臣に「歯科医師の卒後臨床研修の必修化に関する要望書」を提出

#### 1. 歯科医師需給問題

平成10（1998）年5月の文部省（当時）木谷医学教育課長の提案に対しての協会の回答

- ①昭和61（1986）年度削減20%の全校の足並みをそろえてから検討する。
- ②まず、国立大学から削減の範を示す。
- ③国立大学は編入学へ振り替えている。純減は15名のみである。

#### 2. 卒後臨床研修

平成11（1999）年12月27日、全国歯科大学長・歯学部長会議と全国歯科大学・歯学部附属病院長会議が連名で、卒後臨床研修の必修化が実現される可能性が増してきたことを受けて、当時の厚生大臣である丹羽雄哉氏に対して「歯科医師の卒後臨床研修の必修化に関する要望書」を提出した。

- ①卒後臨床研修の必修化に不可欠な経費の確保について：研修に専念できる研修医の生活の保障と、指導医の確保について。
- ②その他の諸課題について（経費の確保を前提として）：大学附属病院の位置づけと今後の卒後臨床研修の円滑な実施を図るための方途について。



## 平成 12 (2000) 年度

歯科医師臨床研修必修化は平成 18 年 4 月 1 日から。歯科医師法の一部改正を含む「医療法等の一部を改正する法律」が平成 12 年 11 月 30 日成立、12 月 6 日公布された。診療に従事しようとする歯科医師は、卒業後、1 年以上臨床研修施設で臨床研修を受けなければならなくなった。

### 1. 歯科医師国家試験

第 93 回歯科医師国家試験は 69.7% の合格率であった。協会は直ちに厚生省（当時）の伊藤雅治健康政策局長に対して改善方を申し入れた。

- ① 歯科医師国家試験の基本的知識の範囲を超えているような問題、複数選択肢が正解になるような問題など、国家試験問題として不適切と思われるので、歯学部段階における教育と整合性を有した問題の作成・出題について再検討すること。
- ② 臨床実地問題の配点は一般問題（1 問 1 点）の 2.5 倍であり、1 問の比重に過度な偏りがあるので、同配点について再検討すること。
- ③ 出題した問題の事後評価（KV 委員会）に問題があると思われるので、不適切な問題をチェックし排除するシステムを強化すること。

### 2. 歯科医師需給問題

### 3. 卒後臨床研修

歯科医師臨床研修は必修化された。施行は平成 18 (2006) 年 4 月 1 日。ペナルティーとして開設者・管理者になれない。

## 平成 13 (2001) 年度

臨床実習開始前の学生評価のための共用試験システムが構築される。

### 1. 臨床実習開始前の学生評価のための共用試験システム

平成 13 (2001) 年 3 月に提示されたモデル・コア・カリキュラムに準拠した全国共通の標準評価試験として平成 14 (2002) 年から「臨床実習開始前の共用試験」がトライアルとして実施されることとなった（図 1～3）。

### 2. 歯科医師需給問題

平成 13 (2001) 年 10 月 3 日付けで、社団法人日本歯科医師会から本協会に宛てて「第 1 回歯科医師需給問題検討臨時委員会委員の推薦について」が届けられた。これに対し、本協会は同年 11 月 30 日付けで、「委員の推薦については、見合わせる」ことを返答した。この時期に、国立大学にも同様の委員推薦があったようであるが、本協会と同様に委員の推薦を見合わせる事としている。

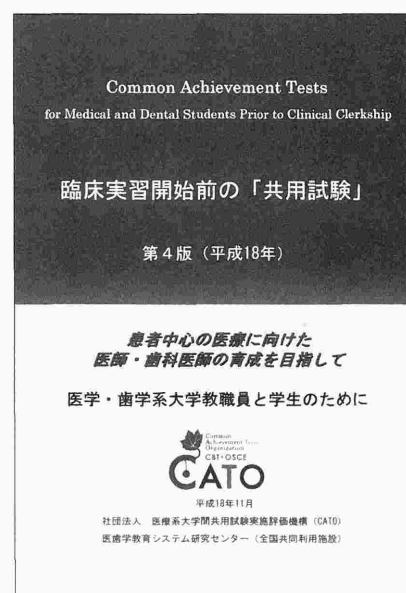


図 1 『臨床実習開始前の「共用試験」』 第 4 版

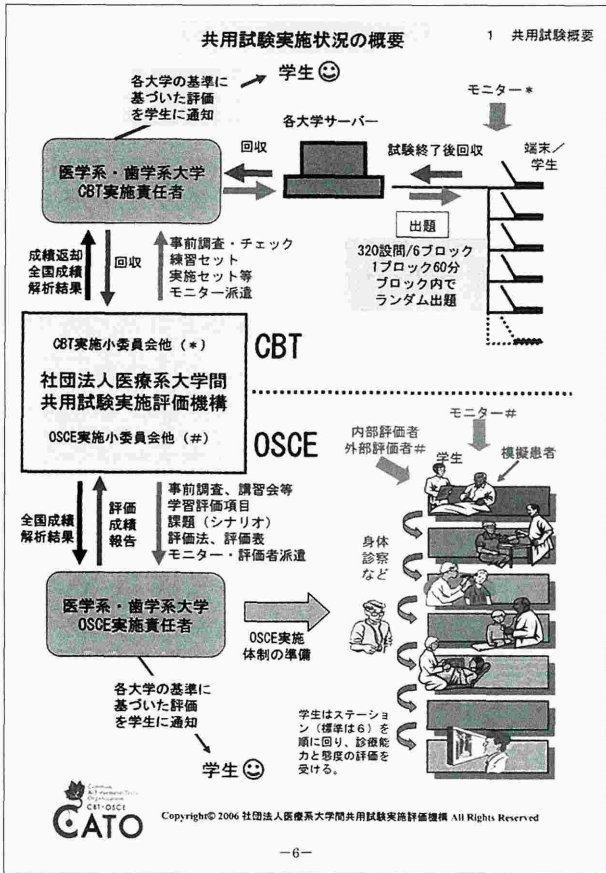


図2 共用試験実施状況の概要(『臨床実習開始前の「共用試験」』より)

### 3. 歯科医師臨床研修

歯科医師臨床研修については、主に給与財源についての議論が多くなされている。すなわち、臨床研修歯科医師の給与に対する予定財源は、医療収入とし、自己完結させるということである。しかし、現実には、現状の外来収入で実践するには相当の困難があると指摘されている。

平成 14 (2002) 年度

日本歯科医師会の歯科医師需給問題の攻勢が続く。

#### 1. 歯科医師需給問題

日本歯科医師会の「歯科医師需給問題検討臨時委員会」は平成 14 (2002) 年 6 月に最終答申を出した。

- ① 私立歯科大学・歯学部は、入学者数の 10% 以上のさらなる削減
- ② 歯科医師不足時代に姉妹校をつくった大学に対しては、統合して歯科医師の削減をするよう要望

#### 2. 卒後臨床研修

第 136 回国会において「歯科医師法の一部を

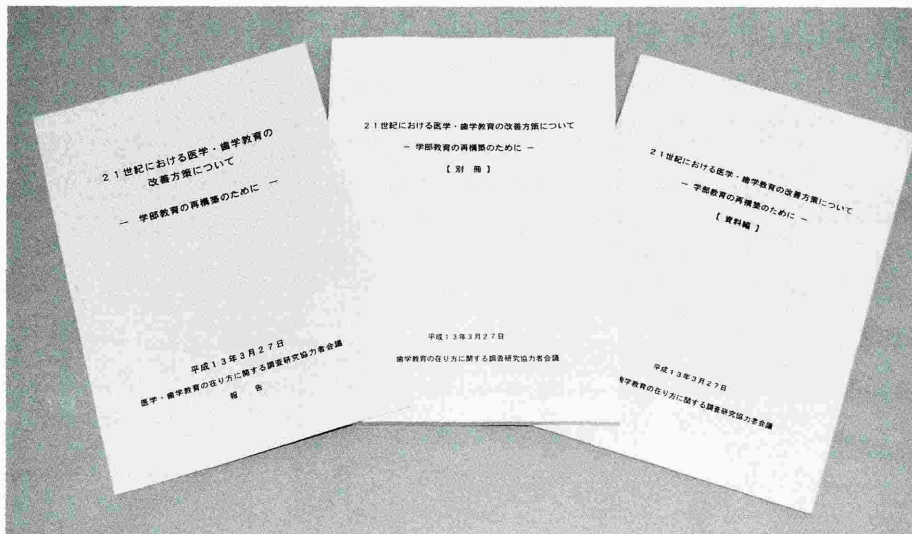


図3 『21世紀における医学・歯学教育の改善方策について』

改正する法律」が、平成 8 (1996) 年 6 月 14 日に成立し、同年 6 月 21 日法律第 92 号をもって交付された。施行は同年 8 月 20 日である。この一部改正によって歯科医師法第 16 条 2 項の努力義務に基づく臨床研修制度が開始された。

### 平成 15 (2003) 年度

#### 厚生労働省の歯科医師国家試験制度に関する委員会が相次いで創設

##### 1. 「歯科医師資質向上検討会 報告書」

平成 15 (2003) 年 12 月 12 日、厚生労働省は「歯科医師資質向上検討会 報告書」(座長黒崎紀正 東京医科歯科大学歯学部附属病院院長)を公表した。本報告書は、歯科医師国家試験において「より適切な合否基準」が必要であるとの結論を示し、平成 16 (2004) 年歯科医師国家試験からの改正が必要としている。この時点で、厚生労働省は、合格基準に相対基準を用いること、技術評価を実施することを考えていたと思慮される。

##### 2. 「歯科医師国家試験の技術能力評価等に関する検討会 報告書」

平成 16 (2004) 年 1 月 30 日に厚生労働省は「歯科医師国家試験の技術能力評価等に関する検討会 報告書」を公表した。平成 18 (2006) 年 4 月から実施される歯科医師臨床研修への対応としているが、実際には、歯科医師国家試験の合格基準にかかわる措置であると考えられた。これに対しては、本協会は、歯科医師臨床研修は歯科医師国家試験となんら関係がないこと、昭和 58 (1983) 年に中断された実地試験の問題を全く解決していないという理由で導入反対の立場を明らかにした。

##### 3. 「歯科医師国家試験制度改善検討部会 報告書」

平成 16 (2004) 年 3 月 9 日に厚生労働省は「歯

科医師国家試験制度改善検討部会 報告書」を公表した。歯科医師国家試験のプール制への移行、平成 18 (2006) 年 (第 99 回) 歯科医師国家試験からの改善 (出題数の増加、問題解決型の増加、出題形式の見直しなど) を提言した。

### 平成 16 (2004) 年度

#### 歯科医師国家試験に相対基準適応で混乱

##### 1. 歯科医師国家試験

歯科医師国家試験の合格基準に相対基準が導入された第 97 回歯科医師国家試験は合格率 74.2% (第 96 回歯科医師国家試験合格率 91.4%) と、かつてない乱高下を示した。この結果は、①必修領域問題における採点除外問題、②一般問題と臨床実地問題の相対基準評価によってもたらされたものであり、受験生に極めて不公平が生じていることから、平成 16 (2004) 年 5 月 31 日付けで岩尾總一郎厚生労働省医政局長宛てに要求書を提出した。この内容は平成 16 年 6 月 17 日付け毎日新聞にも掲載された。協会からの要求事項は以下のとおりである。

- ①必修問題の 6 問採点除外により、不合格となった受験者数を公表すること。
- ②一般問題と臨床実地問題の相対評価により、不合格となった受験者数を公表すること。
- ③このたびの是正措置として、早急に合否判定の見直しを行うこと。
- ④国家試験問題を公表すること。

この第 97 回歯科医師国家試験から本協会は歯科医師国家試験の受験生に対する不公平性を訴えて、厚生労働省に要求書等をもって改善要求を頻繁に行うようになった。

##### 2. 歯科医師臨床研修必修化への道

平成 18 (2006) 年からの歯科医師臨床研修必修化を目指して、厚生労働省と本協会との合同の研修会が開始されるようになった。

平成 17 (2005) 年度

## 歯科医師国家試験評価の適正化を要請

### 1. 歯科医師国家試験

第 98 回歯科医師国家試験においても、必修領域問題の削除による合否不公平が改善されず、一般問題・臨床実地問題においてはおのこの 100 点換算で 64.5 点と 66.0 点と極めて高い値になっており、受験年度による受験生の不利益が生じている。また、問題が未公表なので国家試験問題の質的評価がなされていない。協会からの要求事項は以下のとおりである。

- ① 相対評価基準の設定に関して明確な根拠を示すこと。
- ② 必修問題の適正なる判定運用を行うこと。
- ③ 歯科医師国家試験問題を公表すること。

### 2. 歯科医師臨床研修

平成 18 (2006) 年 4 月からの歯科医師臨床研修必修化に向けて、平成 17 (2005) 年 6 月には厚生労働大臣宛てに「歯科医師臨床研修に対する財政的支援について (要望) —平成 18 年度予算等に関する事案—」を提出した。

平成 18 (2006) 年度

厚生労働大臣と文部科学大臣が歯科医師数に関する確認書を提示。厚生労働省は「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書を発表し、協会は直ちに基本問題検討委員会を開催して対応する。文部科学省は「国公立大学歯学部長会議」を開催し、続けて「歯学部定員の在り方に関する意見交換会」を実施する。

### 1. 歯科医師需給問題に大臣確認書

平成 18 (2006) 年 8 月 31 日、川崎厚生労働大臣と小坂文部科学大臣の合意書として、① 歯

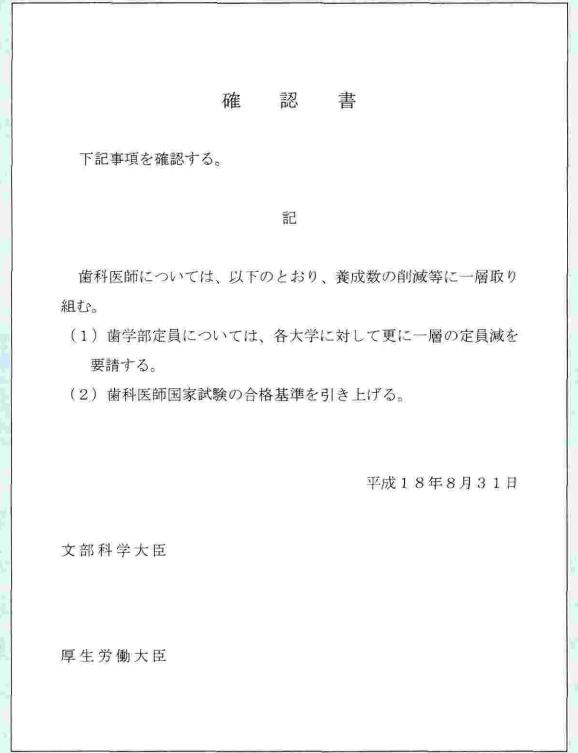


図 4 歯科医師養成数削減問題における大臣確認書

学部定員については、各大学に対してさらにいっそうの定員減を要請する、② 歯科医師国家試験の合格基準を引き上げる、という 2 項目を提示した。歯学部定員については本協会と文部科学省との歴史的な背景があることを理解しておらず、また歯科医師国家試験については歯科医師法で医道審議会が決定するとあることも理解していない内容で、中原会長は個人的見解としながらも「お粗末な内容」と述べた。歯科界の将来展望も持たず、場当たりの政治的な発言ととらえており、本協会として正式なコメントをするような内容ではないとの認識であった (図 4、5)。

### 2. 厚生労働省「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書

平成 18 (2006) 年 12 月 8 日、厚生労働省は「今



図5 大臣確認書についての中原会長の見解を報ずる新聞記事（日本歯科新聞、平成18年9月12日）

後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書を発表した（図6）。本検討会は、中間報告書の骨子をワーキンググループで作成しているが、そのワーキンググループに私立歯科大学・歯学部の関係者が参加しておらず、東京医科歯科大学からの委員が大方を占めており、委員会には本協会会長が日本歯科大学学長の立場で参画していたが、委員会には最終案が示されたのみであった。はじめて最終案の提示された委員会で中原会長は、歯科医師国家試験の合格基準に対する記述を削除させたが、厚生労働省から本協会への事前報告はいっさいなかった。この件に対し、協会は理事会の決定により、教育研究・受験生確保・研修・経営の各部会の部会長からなる基本問題検討委員会を組織して、基本的な対応策を検討した。

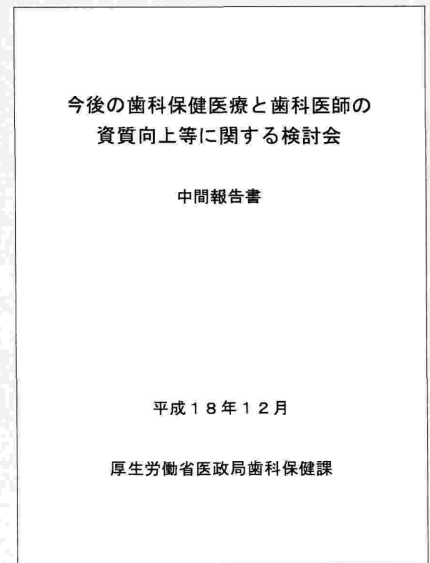


図6 『今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会 中間報告書』

加盟大学からの意見聴取を踏まえて種々検討した結果、内容に認識の誤り等があるとの認識で一致し、厚生労働省に意見書を提出し、併せて、文部科学省、日本歯科新聞、日本歯科医師会にも提示した。

### 3. 文部科学省の「国公立大学歯学部長会議」開催と「歯学部定員の在り方に関する意見交換会」について

文部科学省は平成19（2007）年1月30日に全国の国公立大学の歯学部長ならびに事務局長を東京大学に招集し、歯科医師の過剰問題について会議を開催した。続いて、定員が45名である新潟大学歯学部と徳島大学歯学部を除く、すべての歯学部と個別に意見交換を行うこととした。協会は、事前に、これまでの文部科学省との歴史的な意見交換内容を説明すると同時に、各大学の意見を聴取されるのはかまわないが、定員問題については協会として対応する旨申し入れておいた。

### 4. 教員組織の改正について

大学設置基準、学校教育法の一部改正により、

これまでの教授・助教授・講師・助手の職種が教授・准教授・(講師)・助教・助手に変更になるとのことで各大学の対応状況を把握しながら情報提供を行った。

#### 5. 歯科医師臨床研修について

歯科医師臨床研修の義務化を迎えて、具体的な予算とその支出内容についての要望書を厚生労働省に提出した。

以上、10年を振り返ってみると、まさに「歯

科医学教育改革と歯科医療制度改革に揺れた10年」といわざるをえない。同じ歯科界を構成している歯科大学・歯学部と日本歯科医師会そして厚生労働省や文部科学省が、将来の歯科をどのように考えていくのかを真剣に討議する余裕もなく、国の制度改革・構造改革の一端として苦しんできた感じがする。

今もなお、次の10年の航路を決する重要な時間が刻まれている。

# 歯科医師需給問題への取組み



日本私立歯科大学協会会長  
日本歯科大学理事長・学長  
中原 泉

## 歯科 100 年の歴史

わが国の歯科教育は、明治 39 (1906) 年に歯科医師法 (旧制) が制定され、それに則って、公立私立歯科医学校指定規則が施行されたことに始まる。この年を起点として、本年度 101 年を迎えた。

その明治 39 年には、全国の歯科医師総数はわずか 400 人足らずで、実に人口 10 万人に 1 人という惨憺たる状況であった。加えて、歯科医師を養成する歯科医学校は、1 校もなかった。当時、医師は 4 万人 (千人に 1 人) であったから、いかに歯科教育と歯科医療が軽視されていたかがわかる。

これを憂えた民間の有志により、同指定規則に基づく歯科医学校が、明治年間に 4 校、大正年間に 3 校開校された。この 7 校から、大正 15 年までに 1 万 1 千人の歯科医師が輩出され、実に 20 年間で歯科医師総数は 27.5 倍に増加した。紛れもなく、わが国の歯科の基礎は、彼らによって築かれたのである。それから約 50 年間、歯科教育は私立任せであった。

昭和 40 (1965) 年以降、深刻な歯科医師不足が叫ばれ、歯学部の新設ラッシュが始まった。39 年に 9 校・入学定員 960 名であった歯学部が、10 数年足らずで 29 校・同 3,380 名に達する、という無計画の場当たりの対応であった。

この 100 年を顧みれば、歯科医師養成は紆余曲折し、歯科医師需給が一朝一夕に解決できる

問題ではないことを教えている。(資料 1、資料 2-1、2-2)

さて、昭和 61 (1986) 年に厚生省の歯科医師需給に関する検討委員会は、「当面、昭和 70 (1995) 年を目途に、歯科医師の新規参入を最小限 20% 削減する必要がある」と提案した。その前提条件として、高齢の歯科医師の稼働停止が挙げられた。前者については、私ども私立は、平成元年までに、自主規制により入学定員の 20% 削減を断行した。私どもは、それから 20 年間にわたって誠実に履行し、現在までに 9,000 人を抑制した。(資料 2-2)

一方、後者の 70 歳以上の保険医の自主的な辞退は、残念ながら実現に至らなかった。それでも私どもは、その不実を難詰したことはない。

さらに、平成 10 (1998) 年になって、厚生省の歯科医師の需給に関する検討会は、新規参入歯科医師を 10% 程度削減することを提案した。私どもは、更なる入学定員の削減を迫られた。第 1 次に続く第 2 次削減は、合わせて学費収入の 30% 減少を意味し、私立の経営基盤を揺るがす問題となった。

これに関し、私どもは、次のように考えている。

私ども私立に対し、第三者が声高にかつ軽々に削減を強要することは、①民法の経営権の侵害に該当する、②独占禁止法に定める新規参入の抑制禁止に抵触する可能性がある、と。私どもは、あくまで、自助努力により自主的に大学

を運営している。したがって、私どもは大学運営に関し、基本的に誰からも指図されたり強制される立場にない。

### 10年の主要事項

次に、この10年間の需給問題に関する主要事項を時系列に挙げる。

#### 1997（平成9）年

(1) 協会第3回理事会（9月24日）において、厚生省の「歯科医師の需給に関する検討会」および、文部省の「21世紀医学・医療懇談会教育部会の歯科医師の育成の在り方に関するワー

キンググループ」に対し、日本私立歯科大学協会として、次のとおり主張していくこととした。

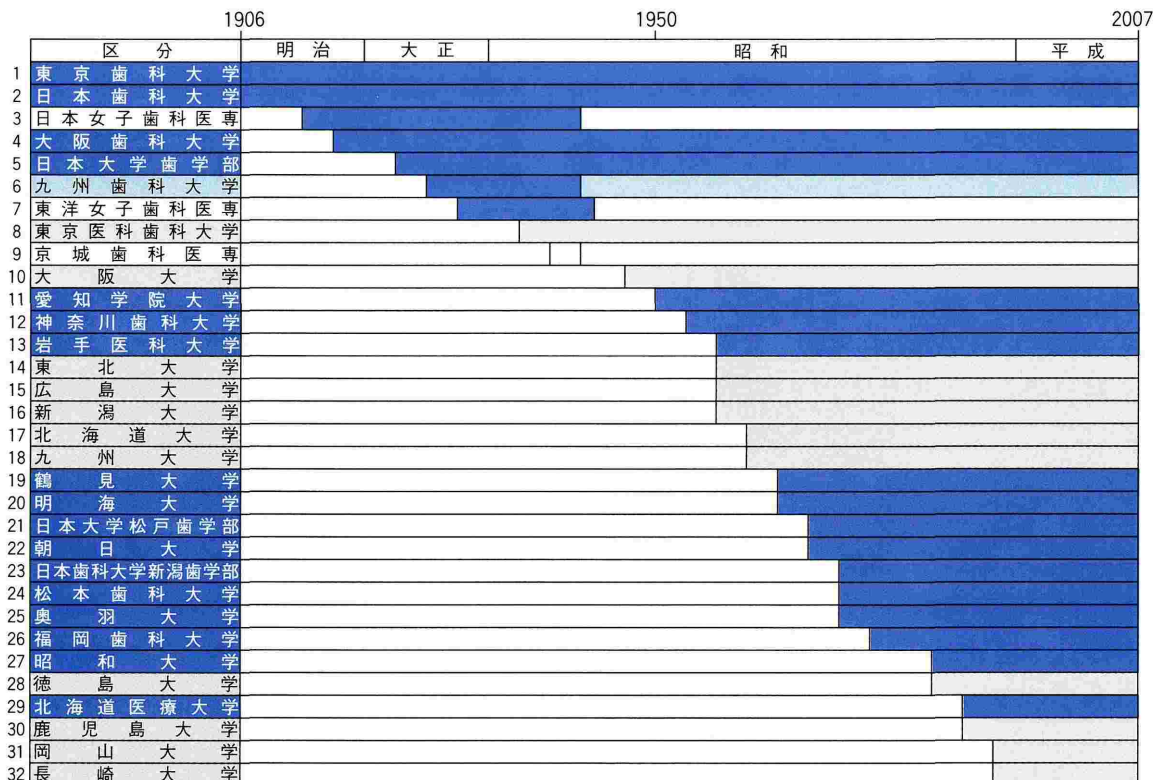
①昭和61年より現在まで、自主規制により実施している募集人員（昭和61年度入学者の20%減）以上の削減を求められても、一切協力できない。

②国立大の定員減（例えば40名まで削減）を実施すべきであり、それで不十分の場合には国立大は学部を大学院・研究所化する、附属病院を臨床研修施設とする等、国立大学の改組を検討するよう求める。

③歯科医師国家試験の合格者を抑制することによって、歯科医師数を削減しようという案は、

(資料1)

### 歯科大学・歯学部の100年の推移





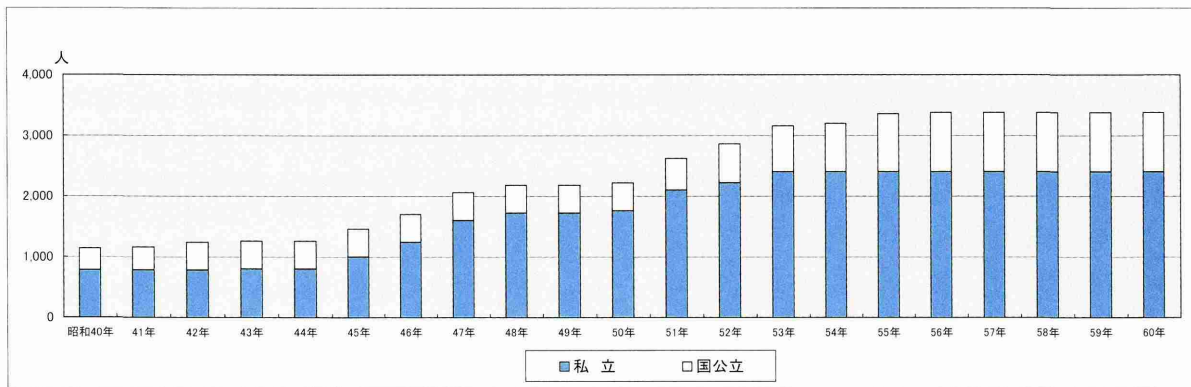
(資料 2-1)

歯科大学・歯学部の入学生定員の推移 (1)

(単位：人)

区分	昭和40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年
私立	780	780	780	800	800	1,000	1,240	1,600	1,720	1,720	1,760	2,100	2,220	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
国公立	360	380	460	460	460	460	460	460	460	460	460	520	640	760	800	960	980	980	980	980	980
計	1,140	1,160	1,240	1,260	1,260	1,460	1,700	2,060	2,180	2,180	2,220	2,620	2,860	3,160	3,200	3,360	3,380	3,380	3,380	3,380	3,380

(注) 国公立は第3年次編入定員を含む



(資料 2-2)

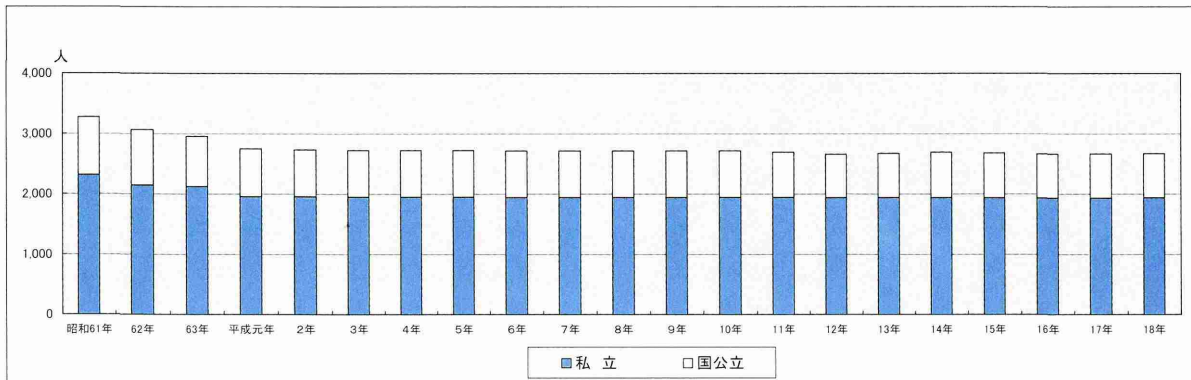
歯科大学・歯学部の入学生定員の推移 (2)

(単位：人)

区分	昭和61年	62年	63年	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
私立	2,313	2,145	2,120	1,952	1,952	1,947	1,947	1,945	1,939	1,939	1,939	1,941	1,939	1,940	1,937	1,937	1,937	1,934	1,930	1,930	1,937
国公立	960	920	835	795	780	775	775	775	775	775	775	775	775	750	720	735	755	745	730	735	730
計	3,273	3,065	2,955	2,747	2,732	2,722	2,722	2,720	2,714	2,714	2,714	2,716	2,714	2,690	2,657	2,672	2,692	2,679	2,660	2,665	2,667

(注1) 私立は募集人員

(注2) 国公立は第2・第3年次編入定員を含む



資格試験である歯科医師国家試験の本来の趣旨に反するので、絶対に賛成できない。

## 1998 (平成 10) 年

(1) 厚生省の「歯科医師の需給に関する検討会」は、5月28日に歯科医師数の適正化の施策として、入学定員の削減、歯科医師国家試験の見直し、臨床研修の必修化、高齢歯科医師の稼働停止を挙げ、「国家試験の見直しによる抑制効果を含めて、入学定員の削減を併せて行うことにより、新規参入歯科医師を10%程度削減すること」を提言した。

(2) 第1回理事会(5月26日)において、文部省の木谷医学教育課長(当時)より、「入学定員削減数を6.3%170名と仮定し、国立90名とするので、80名(現在の総募集人員比で約4%)を私立歯科大学・歯学部で協力願いたい」との協力要請があった。

(3) 協会としては、各大学の対応について各大学に質問し、この回答書に基づいて、第2回理事会(6月22日)において、協議の結果、「現在、協会として自主的に実施している昭和61年度入学定員総数(2,400人)を20%削減した数を募集人員とする削減の完全実施が、一部未達成であった大学に協力方を依頼すること」とした。

(4) これを受けて、佐川会長、中原専務理事(事務局長随員)が3大学を訪問し、各理事長に協力依頼を行った。奥羽大学は、8月25日に影山理事長ほかにお願ひし、「平成12年度入試から協力する」という回答を得た。また福岡歯科大学は、8月28日に田中理事長ほかにお願ひし、「平成12年度以降の入学から、募集人員を96名とする」という回答を得た。なお、松本歯科大学は、8月31日に矢ヶ崎元理事長ほかにお願ひし、現在も引き続き協力方を依頼している。

## 1999 (平成 11) 年

(1) 文部科学省の21世紀医学・医療懇談会は2月26日、「21世紀に向けた医師・歯科医師の育成体制の在り方について」の第4次報告を公表した。このなかで需給問題に関しては、次のように報告された。

①医師・歯科医師数については、大学の入学定員の削減だけでなく、国家試験の改革や資格取得後の段階も視野に入れた総合的な対策を講じることにより、その適正化を図るべきである。

②医学部・歯学部の入学定員については、将来の医師・歯科医師の過剰がもたらす弊害に堪がみ、現状よりさらに削減していくことが必要である。具体的には、医学部については、当面、昭和61～62年に立てられた削減目標の達成を目指して削減を行い、歯学部については、新規参入歯科医師数について、歯科医師国家試験の改善による削減効果と併せて10%程度削減するとの厚生省検討会報告を踏まえて対応する。

③入学定員の削減に当たっては、医師・歯科医師の育成について、国公立大学がそれぞれの立場からその役割を果たしていることにかんがみ、国公立大学全体で対応すべきであり、医療をめぐる諸般の状況の推移をみながら、それぞれの関係者において対応を検討するよう要請する。

(2) 日本歯科医師会の歯科医師需給問題連絡協議会(代表 永富 稔)より5月10日、佐川会長あての要望書「入学定員のさらなる削減を平成12年度から実現すること」を受領した。

(3) 日本歯科医師会(会長 中原 爽)より5月24日、佐川会長あての要望書(上記と同内容)を受領した。同村上副会長、宮下副会長、兵頭常務理事と、佐川会長、中原専務理事は、需給問題に関し意見交換を行った。

## 2000（平成12）年

(1) 臼田日本歯科医師会長は7月7日、関係方面に対し、「入学募集人員の更なる10%削減」を要望した。

(2) 佐川会長、中原専務理事は7月31日、文部省の布村医学教育課長（当時）に対し、これまでの経緯を説明し、日本私立歯科大学協会の主張として、次の2点等を申し入れた。

①新たな入学定員削減の検討は、現在自主的に実施している20%削減の足並みが揃ってから行うこと。

②この削減は、国立大学が率先して実施すること。

(3) 日本歯科医師会第141回代議員会は9月14日、「歯科医師需給問題の早期改善を図るために最善の施策を講じられたい」と決議し、これを受けて臼田日本歯科医師会長が関係方面に対し要望した。

## 2001（平成13）年

(1) 臼田日本歯科医師会長は1月31日、関係方面に対し「入学者数の更なる10%削減及び募集人員を超える編入学を行わないこと」を要望した。

(2) 協会第5回理事会（2月20日）において協議し、平成12年7月31日の布村文部省医学教育課長との会談以降、情勢に変化がないので今後の推移を見守ることとした。

(3) 日本歯科医師会の「21世紀歯科医療検討会議」は8月29日、「歯科医師の供給について」中間報告を出した。

(4) 臼田日本歯科医師会長より、歯科医師需給問題検討臨時委員会委員の推薦に関する佐川会長宛の文書を受領した。臼田日本歯科医師会長より、第1回歯科医師需給問題検討臨時委員会の開催に関する佐川会長宛の文書を受領した。

(5) 協会第4回理事会（11月28日）において協議し、上記の「委員の推薦については見合わせる」とした。佐川会長より、歯科医師需給問題検討臨時委員会委員の推薦に関し、文書により回答した。

## 2002（平成14）年

(1) 日本歯科医師会の「歯科医師需給問題検討臨時委員会」は1月30日、「歯科医師需給問題の具体的対応」の第1次答申「私立歯科大学・歯学部は一律入学者数の10%のさらなる削減」を出した。

(2) 日本歯科医師会の「歯科医師需給問題検討臨時委員会」は6月、1月の第1次答申に次いで、私立歯科大学・歯学部の入学者数の10%以上の更なる削減、歯科医師不足時代に姉妹校をつくった大学に対しては、統合して歯科医師の削減をするよう要望する旨の最終答申を出した。

## 2003（平成15）年

(1) 日本歯科医師会の「歯科医師需給問題検討特別委員会」は3月、最終報告書を出した。

## 2006（平成18）年

(1) 小坂文部科学大臣と川崎厚生労働大臣は8月31日、「歯科医師の定員に関する確認書」を取り交わした。その内容は、「歯科医師については、以下のとおり、養成数の削減等に一層取り組む」とした。

①歯学部定員については、各大学に対してさらに一層の定員減を要請する。

②歯科医師国家試験の合格基準を引き上げる。

(2) 協会第3回理事会（9月29日）において中原会長より、上記確認書に関する9月5日の日高歯科保健課長との話し合いの概要説明を行った。併せて、歯科医師需給問題に係わる昭

和 61 年度以降の経緯の説明後、意見交換が行われ、当面は文部科学省の動向を見守ることとした。

(3) 協会第 4 回理事会 (11 月 28 日) において中原会長より、「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」の検討経緯と、平成 18 年 12 月初旬に公表される予定の「中間報告書」の概要等について説明後、意見交換が行われた。中原会長より、次の提案があり、了承した。

①公表され次第、基本問題検討会 (安井専務理事担当) で精査する。

②協会としての意見を取りまとめる。

③必要に応じて臨時理事会を開催する。

④そのうえで平成 19 年 1 月 30 日に開催される「国公立大学歯学部長会議」に臨む。

(4) 厚生労働省の「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」は 12 月 8 日、中間報告書を公表した。

## 2007 (平成 19) 年

(1) 臨時理事会 (1 月 26 日) において、厚生労働省の「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書への対応について協議した。

1 月 19 日の基本問題検討会において取りまとめられた、「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書 (厚生労働省医政局歯科保健課、平成 18 年 12 月) に対する意見書 (案)、「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書 (厚生労働省医政局歯科保健課、平成 18 年 12 月) に対する補足的意見を協議し、次のとおり了承した。

①意見書のみを一部修正し、厚生労働大臣宛提出する。

②厚生労働省医政局の日高歯科保健課長に面会し、趣旨説明のうえ提出する (平成 19 年 1

月 29 日予定)。

③提出後、参考として日本歯科医師会、文部科学省等に FAX で送付する。

(2) 文部科学省の医学教育課は 1 月 30 日、「国公立大学歯学部長会議」を開催し、29 校の歯学部長等に歯学部定員の在り方に関し説明を行った。併せて、「歯学部定員の在り方に関する意見交換会」への出席を要請した。

(3) 同上の「歯学部定員の在り方に関する意見交換会」は、医学教育課の招集により、各大学ごとに 2 月 27 日から 3 月 29 日まで全歯学部について実施された。

(4) 協会第 5 回理事会 (2 月 20 日) において、安井専務理事より、柳澤厚生労働大臣宛の「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書に対する意見書 (平成 19 年 1 月 29 日付歯大協発第 77 号) に関し、金子副会長と日高歯科保健課長に面会のうえ提出したことを報告し、意見交換が行われた。(資料 3)

関連して、1 月 30 日の文部科学省の国公立大学歯学部長会議を受けて、「歯学部定員の在り方に関する意見交換会」(各大学と文部科学省医学教育課) について意見交換が行われ、中原会長より「セカンドステージでは、本協会として文部科学省と対応することになるので、各大学の意見交換会に関する情報収集に御協力願いたい」との要請があり、了承した。

(5) 第 6 回理事会 (3 月 27 日) において、文部科学省の「歯学部定員の在り方に関する意見交換会」について、意見交換・情報交換が行われた。協会として明確な意思表示をすべきであるとの意見があり、安井専務理事より説明があり、次のとおり了承した。

①セカンド・ステージについては、協会として対応することで、文部科学省に申し入れをしてある。

②このために、意見交換会の状況に関し、各

(資料3)

## 「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」 中間報告書に対する意見書

社団法人 日本私立歯科大学協会は、「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書（厚生労働省医政局歯科保健課、平成18年12月）に対して次のように意見を申し述べる。

我が国の歯科保健医療は国民のQOL（生活の豊かさ）と健康寿命の延伸に多大な貢献をしており、今後とも、国民一人ひとりに満足してもらえる歯科医師がより一層必要である。歯科保健医療の重要性は単に疾病量によって左右されたり判断されたりすべきものではない。

「国民の健康な生活を確保する<sup>1)</sup>」ためには、歯科大学（歯学部）において最新の知識と技術を習得し、医療人として高い見識をもった新しい時代の歯科医師が多面的に活躍をしていかなければならない。その意味で、国民にとって極めて不利益となるような新規参入歯科医師のみの抑制は適切でない。

歯科医師としての資質の向上を言うのであれば、歯科医師の臨床研修や生涯研修の制度等、幅広い対策の検討が必要である。「過剰感」や単なる「疾病予測」あるいは根拠の明確でない「学生の資質の低下」等に基づいた判断で、6年間も真摯に学問に打ち込んでいる学生の歯科医師への道に国家試験を具として介入するようなことがあってはならない。

歯科医師国家試験は、国民歯科医療に対する国の資格試験として存在するものであり<sup>2) 3)</sup> 選抜試験ではない。

まして、歯科医師国家試験を歯科医師の需給調整に用いることは決してあってはならないことであり、歯科界の将来に禍根を残すものと憂慮する。

資格試験である歯科医師国家試験を歯科医師需給調整の具に使用してはならないことを強く訴えるものである。

<sup>1)</sup> 歯科医師法第1条：歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

<sup>2)</sup> 歯科医師法第9条：歯科医師国家試験は、臨床上に必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

<sup>3)</sup> 厚生労働省医政局（平成15年10月31日事務連絡）

平成19年1月26日

社団法人 日本私立歯科大学協会

会 長	中 原 泉	日本歯科大学理事長・学長
	金 子 讓	東京歯科大学学長
	大塚 吉兵衛	日本大学歯学部学長
	安井 利 一	明海大学歯学部学長
	東 理 十三雄	日本歯科大学新潟生命歯学部学長代理
	青野 一 哉	福岡歯科大学常務理事
	宮 崎 隆	昭和大学歯学部学長
	大野 弘 機	北海道医療大学歯学部学長
	藤下 昌 己	朝日大学歯学部学長
	荒木 吉馬	岩手医科大学歯学部学長
	梅本 俊夫	神奈川歯科大学学長
	福島 俊士	鶴見大学歯学部学長
	天野 義和	奥羽大学歯学部学長
	森本 俊文	松本歯科大学学長
	牧村 正治	日本大学松戸歯学部学長
	小出 忠孝	愛知学院大学学長
	今 井 久夫	大阪歯科大学理事長・学長

大学に情報提供を依頼していること。

③この結果をみて、文部科学省が協会に対し、どのようにセカンド・ステージを開くか、を見

据えて対応すること。

④大学間で状況報告の内容に温度差が見受けられるので、もう一度確認したうえで対応する。



# 歯科医師臨床研修の必修化 まで

日本私立歯科大学協会常務理事  
日本歯科大学新潟生命歯学部教授  
東理 十三雄

## はじめに

歯科医師臨床研修は、昭和 62 (1987) 年の「一般歯科医養成研修事業」から始まり、平成 9 (1997) 年度の「努力義務規定」を経て、平成 18 (2006) 年度からの「必修規定」に基づく歯科医師臨床研修制度の開幕となった。

20 年にわたる歯科医師臨床研修の概観を摘録する。

### 歯科医師臨床研修・第 1 ステージ (昭和 62 年 6 月 1 日から平成 8 年度まで)

歯科医師臨床研修・『第 1 ステージ』は、昭和 62 年 6 月 1 日から平成 8 年度までの 10 年間である。法令上の規定に基づく制度ではなく、厚生省(当時。平成 13 年から厚生労働省)の「一般歯科医養成研修事業」として、公私立歯科大学・歯学部における「財団法人 歯科臨床研修振興財団(改名・平成 3 年 6 月 1 日、財団法人 歯科医療研修振興財団)」を介する委託事業の形態であった。

財団法人 歯科臨床研修振興財団(以下、「研修財団」という)が作成した「臨床研修ガイドライン」(昭和 62 年)では、「国家試験に合格直後の歯科医師に対して、独立して一般歯科診療に従事し得る知識・技能を習得させ、その歯科診療能力を向上させる」ことを目的に掲げ、「研修財団」が提示した「一般歯科医養成研修事業に係わる卒業直後臨床研修共通カリキュラ

ム」(平成 3 年)が目標とするところは、以下のとおりである。

- 1 歯科医師として一般歯科領域(主として保存、補綴、口腔外科)の基本的な診療能力を身につける。
- 2 緊急な歯科的疾患に対する応急処置ならびに有病者(高齢者を含む)等に対する歯科的な対応能力を身につける。
- 3 患者およびその家族と歯科医師との人間関係に留意し、地域社会の中で歯科医療を理解し、実践することを身につける。
- 4 歯科医療チーム構成の必要性と、そのリーダーとしての能力を身につける。

研修期間は 1 年間、研修施設は公私立歯科大学・歯学部附属病院(平成 2 年度からは、公私立医科大学・医学部附属病院歯科が加わる)である。予算措置に関しては、文部省(当時。平成 13 年から文部科学省)管轄の国立大学附属病院には、国立大学特別会計として予算が組まれ、非常勤歯科医師雇用経費等とすることが認められながら、厚生省管轄の公私立歯科大学・歯学部附属病院には人件費等に充てることが認められず、格差については、昭和 62 年度の研修歯科医 1 人当たり、1 か月の委託額は厚生省予算で、36,899 円、文部省予算はそれの 4.4 倍、162,715 円で、平成 7 年度においては、厚生省予算 40,503 円、片や、文部省予算 209,460 円と 5.2 倍の大差になった。この歴然たる格差と使用用途の制限などは、第 3 ステージ(後述、平

成 18 年度開始の必修規定施行期をいう) まで尾をひき、いまだに解決をみない重大、深刻な問題点である。

#### 歯科医師臨床研修・第 1 ステージの修了結果

財団法人 歯科臨床研修振興財団の委託による「一般歯科医養成研修」を修了した新規参入歯科医の 10 年間の総数は 6,163 人で、このうち 5,570 人、90.4%が全国 17 私立歯科大学・歯学部で修了した(研修財団資料から)。

なお、この 10 年間の私立歯科大学・歯学部の歯科医師国家試験合格者数 21,830 人から勘案すると、私立歯科大学・歯学部卒業の新規参入歯科医の約 25.5%が、「一般歯科医養成研修」を修了していることになる。

#### 歯科医師臨床研修・第 2 ステージ (平成 9 年度から平成 17 年度まで)

歯科医師法の条項に「臨床研修」が“章”として初めて加えられたのは、平成 8 年 6 月 14 日、第 136 回通常国会において議員立法として提出され、可決・成立した「歯科医師法の一部を改正する法律」(法律第 92 号・公布 平成 8 年 6 月 21 日、施行 平成 8 年 8 月 20 日)によるものである(本誌 77 頁参照)。

歯科医師法における「臨床研修」は、第 3 章の 2 として新しく加えられ、第 16 条の 2 の第 1 項は「歯科医師は、免許を受けた後も、1 年以上大学若しくは大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院(歯科医業を行わないものを除く。)又は厚生大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を行うように努めるものとする。」となった。これにより、歯科医師免許新規取得者を対象とする、歯科医師臨床研修・第 2 ステージが始まった。なお、筆者はこの第 2 ステージを「歯科医師臨床研修制度法制化・第 1 段」、後述の第 3 ステージを「歯科医師臨床研修制度法制化・第 2 段」と称して、

本協会設立 30 周年記念シンポジウム『私立歯科大学における最近 10 年の教育改革と今後の展望』—歯科医師臨床研修の在り方—において発表した(平成 18 年 11 月 17 日・九段会館)。

新しい条項、第 16 条の 2 の「努力義務規定」による歯科医師臨床研修制度は、平成 9 年度から平成 17 年度まで、9 年間にわたり実施された。

本制度の実施運用については、健康政策局長直轄の「歯科医師臨床研修に関する検討会」報告書(平成 8 年 9 月 10 日)、医療関係者審議会「歯科医師臨床研修部会」(現在の医道審議会歯科医師分科会 歯科医師臨床研修部会)意見書(平成 8 年 10 月 14 日)、『歯科医師臨床研修に関する関係資料』(厚生省健康政策局歯科衛生課編、第 1 版、新企画出版社、東京、平成 9 年 3 月)等に拠るものである。

- I 歯科医師臨床研修の到達目標は、一般目標と具体的目標に分けて示された。
  - 1 一般目標：以下の 6 項目の知識、技能、態度の基礎を身につける。
    - 1) 歯科の健康上の不安や障害を的確に排除あるいは緩和できること。
    - 2) 自らの行った処置の予後についての予測ができること。
    - 3) 歯科保健の保持・増進に適切な助言、援助のできること。
    - 4) 自己の能力の限界を知り、常に研修意欲を持つこと。
    - 5) 患者に対して、十分な説明を行い、同意を得られこと。
    - 6) 歯科診療上の偶発的な事態に適切に対処できること。
  - 2 具体的目標  
(前記、厚生省健康政策局歯科衛生課編『歯科医師臨床研修に関する関係資料』、第 1 版、新企画出版社、東京、平成 9 年 3 月、78～80 頁参照)



一般目標を達成するために、研修すべき技能項目を具体的に大きく3段階に分けた。

- 1) 第1段階：卒前に修得した技能を基本として、十分習熟すべき技能  
内容：診査項目・8項目、処置項目、他・20項目
- 2) 第2段階：第1段階の十分習熟した技能に加えて、さらに習熟すべき技能  
内容：診査項目・12項目、処置項目、他・20項目
- 3) 第3段階：第1段階、第2段階を踏まえて修得していることが望ましい技能  
内容：診査項目・5項目、処置項目、他・20項目

## II 研修施設

歯科医師法第16条の2第1項の規定により、下記のとおりとなった。

- 1) 歯科大学若しくは歯学部附属病院若しくは医学部の附属施設である病院（歯科医業を行わないものを除く）〔法令の羈束行為〕
- 2) 厚生大臣が指定する病院
- 3) 厚生大臣が指定する診療所

「従たる施設」開拓（当時、日本歯科大学新潟歯学部附属病院長として、「従たる施設」を「主たる施設」近辺に限定せず、研修歯科医の出身地、帰省先を想定して、地域医療の状況を早期に認識させるためにも北海道から沖縄までの全国展開を計画していた）の記録をたどると、上記の2)、3) 厚生大臣の指定に関しては、平成8年10月、指定基準の申請手続等の通知があり、平成9年1月、申請書を提出、それから3月末の指定通知に至るまでの2か月余の間に、申請施設の書類審査、実地調査、ヒヤリングを受け、それらをもとに医療関係者審議会歯科医師臨床研修部会において審査が行われたとなっている。

研修施設の要件として、指導歯科医の資質の確保、常勤歯科医、歯科衛生士、看護師の員数と協力体制、研修プログラムの策定、症例の内容と症例数等、研修目標を達成するための環境整備の充実が謳われている。

## III 研修方式

単独研修方式と複合研修方式、主たる施設と従たる施設の区分となる。

### 1 単独研修方式と主たる施設

歯科大学若しくは歯学部附属病院若しくは医学部の附属施設である病院（歯科医業を行わないものを除く）並びに厚生大臣が指定する病院のうち、単独研修方式が実施できると認められた施設に限られて行われる方式である。

なお、この単独研修方式が実施できる施設は、複合研修方式の「主たる施設」に区分される。

### 2 複合研修方式・主たる施設と従たる施設

この複合研修方式は、地域歯科医療の現状把握、高齢者・全身疾患患者等の全身管理のための病院施設との連携等の修得を期待するものである。

上記の「主たる施設」と厚生大臣が指定する診療所等の「従たる施設」が連携して行う方式である。複合研修方式による研修期間の原則は、「主たる施設」において8か月、「従たる施設」において4か月である。

資料1は、「歯科医師臨床研修指定施設数」(厚生労働省・平成19年5月)

## IV 臨床研修歯科医の身分

歯科医師法改正以前は、財団法人 歯科臨床研修振興財団からの委託による臨床研修歯科医であったが、平成9年度からは、歯科医師法第16条の2の第1項の規定に基づく臨床研修歯科医が基本的な身分である。この身分に付して、研修施設の事情により、助手、病院助手、常勤医員、奨学金支給対象医員等の対応がなされた。

(資料 1)

### 歯科医師臨床研修指定施設数

(単位：施設)

	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	
単独研修方式	36	47	57	62	69	73	87	91	104	
複合研修方式	主たる施設	5	5	6	8	8	8	7	8	7
	従たる施設 一般病院 (歯科)	17	20	23	29	33	40	46	53	72
	従たる施設 歯科診療所	15	33	71	178	287	367	497	675	889
合計	73	105	157	277	397	488	637	827	1,072	

(厚生労働省資料一部改変)

(資料 2)

### 歯科医師臨床研修年度別補助金算出基準額

(単位：円)

	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
単独方式	59,000	59,000	59,000	78,000	78,000	78,000	77,000	76,000	76,000
複合方式	76,000	76,000	76,000	119,000	119,000	119,000	117,000	115,000	115,000

(日本歯科大学新潟生命歯学部資料から)

#### V 厚生労働大臣宛要望書・歯科医師臨床研修における補助金とその対象経費

歯科医師法改正以前は、財団法人 歯科臨床研修振興財団からの委託費であったものが、平成 9 年度からは、『歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱』(平成 9 年 4 月 10 日健政発第 385 号)により、研修施設所在地の都道府県担当部局経由による交付となった。補助金の年度別算出基準額・臨床研修医 1 か月、1 人当たりの額については、資料 2 のとおりである。

歯科医師臨床研修・第 3 ステージを迎えるに際して、補助金に関連する要望書を本協会から尾辻秀久厚生労働大臣(平成 17 年 6 月 15 日歯大協発第 30 号)、川崎二郎厚生労働大臣(平成

17 年 11 月 8 日歯大協発第 59 号)、日高勝美歯科保健課長(平成 18 年 4 月 25 日歯大協発第 15 号)宛、提出した。

要望書の大要は、研修歯科医の処遇について、法の下における平等性を確保すること、研修歯科医が研修に専念できる財政措置を講じること、研修歯科医の研修手当てを対象経費とすること、教育指導経費における対象経費の有益な用途等である。

#### VI 歯科医師臨床研修・第 2 ステージの修了結果

資料 3 は、平成 9 年度から平成 17 年度の 9 年間に、私立歯科大学・歯学部附属病院等の研修施設において歯科医師臨床研修を行った旨

(資料3)

歯科医師臨床研修（平成9年度～平成17年度）に関する調査（集計結果）

平成9年度から平成17年度まで、当時の歯科医師法第16条の2の努力義務規定により臨床研修を行い、第16条の3の第1項の規定により厚生労働大臣に報告した人数

(人)

大 学 名	平 成 9 年 度	平 成 10 年 度	平 成 11 年 度	平 成 12 年 度	平 成 13 年 度	平 成 14 年 度	平 成 15 年 度	平 成 16 年 度	平 成 17 年 度	計
北海道医療大学歯学部	13	17	26	11	14	15	22	16	20	154
岩手医科大学歯学部	24	20	17	21	37	27	21	25	24	216
奥羽大学歯学部	28	26	17	20	33	18	38	26	32	238
明海大学歯学部	20	18	28	28	43	33	33	28	32	263
東京歯科大学	60	70	70	58	75	59	69	76	56	593
昭和大学歯学部	41	46	49	34	52	29	40	40	36	367
日本大学歯学部	58	61	59	51	67	56	54	41	56	503
日本大学松戸歯学部	50	42	40	39	53	38	38	43	36	379
日本歯科大学生命歯学部	51	68	80	67	98	64	96	53	50	627
日本歯科大学新潟生命歯学部	21	28	23	20	44	20	29	22	15	222
神奈川歯科大学	13	18	32	16	35	29	30	24	30	227
鶴見大学歯学部	80	70	50	61	88	61	78	54	75	617
松本歯科大学	29	32	24	24	40	55	28	18	29	279
朝日大学歯学部	18	29	28	18	28	28	27	22	15	213
愛知学院大学歯学部	45	44	47	32	63	60	68	55	35	449
大阪歯科大学	98	80	96	68	136	75	83	46	60	742
福岡歯科大学	45	47	29	36	40	34	43	36	20	330
合 計	694	716	715	604	946	701	797	625	621	6,419

(注1) 整理の都合上、施設名を大学（歯学部）名に置き換えて表示しました。

(注2) 東京歯科大学は、千葉病院、水道橋病院、市川総合病院の合計数。

(日本私立歯科大学協会 病院部会調査)

を、歯科医師法第16条の3の第1項の規定により、厚生労働大臣に報告した記録である。なお、この記録の集計調査に関しては、平成19年5月、本協会病院部会（私立歯科大学・歯学部附属病院長）のご協力によるものである。

努力義務規定に基づき、平成9年度から平成

17年度の9年間に、私立歯科大学・歯学部附属病院等の研修施設において歯科医師臨床研修を行った新規参入歯科医の総数は、6,419人であった。なお、この9年間の私立歯科大学・歯学部の歯科医師国家試験合格者数16,719人から勘案すると、私立歯科大学・歯学部卒業の新

規参入歯科医の約 38.4%が、「努力義務」を果たしたことになる。

### 歯科医師臨床研修・第3ステージ (平成18年度から開始)

「医療法等の一部を改正する法律」(平成12年法律第141号)による歯科医師法の一部改正(平成12年12月6日公布)により、「必修規定」による臨床研修は平成18年4月1日から実施された(本誌78頁参照)。なお、臨床研修を修了した歯科医師は、所定の申請手続きにより臨床研修修了登録証が交付され、歯科医籍に臨床研修修了歯科医師として登録される。また、医療法第7条、第8条、第10条(本誌78頁参照)において、病院・診療所等の開設者・管理者の要件として、「臨床研修修了歯科医師」であることが明記された。

この「医療法等の一部を改正する法律」の公布の約22か月前、平成11年2月22日開催の当協会平成10年度第5回理事会に出席された石井拓男歯科保健課長から、医療関係者審議会歯科医師研修部会の「歯科医師臨床研修小委員会中間意見(H11.1.11)」をもとに、「歯科医師臨床研修の必修化」について説明があり、協議の結果、歯大協発第73号・平成11年3月2日発にて、厚生省小林秀資健康政策局長宛「歯科医師臨床研修の必修化について(要望)」を提出した。その内容は「研修手当など研修歯科医および指導歯科医の処遇については、国公私立間の格差のない措置を講ずること」であった。

歯科医師法の改正によって、第16条の2第1項は「診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(歯科医業を行わないものを除く。)又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。」となった。これを受けて、

平成17年6月28日「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(以下、「省令」)」(平成17年厚生労働省令第103号)が公布・施行され、同日付け通知「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(以下、「省令の施行について」)」(平成17年6月28日医政発第0628012号)があった。

これらに規定される新たな歯科医師臨床研修の主な趣旨として①基本的・総合的診療能力を身につける ②地域保健・医療の実施 ③病診連携の理解と実践 ④診療所における医療安全管理の理解 ⑤より多くの症例の経験と実践等の5項目が挙げられ、これらの項目を研修するにあたっては、大学病院においても診療所等と共同して臨床研修を行う「群方式」が望ましいとなっている。

なお、必修となった歯科医師臨床研修制度の開始を見据えて、歯科医師国家試験の日程変更がなされ、平成17年度は従前より約1か月早めて、試験日は平成18年2月11・12日、合格者発表は4月5日、平成18年度は試験日が平成19年2月10・11日、合格者発表が3月28日となった。

以下、省令の要点と当協会の動態等を抄出する。

#### I 省令の趣旨

歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関して、臨床研修の基本理念、臨床研修施設の指定の基準等を定めるものである。

#### II 臨床研修の基本理念

患者を中心に全人的医療を理解すること、歯科医師としての人格を涵養すること、総合的・基本的診療能力(態度・技能・知識)を修得すること、臨床研修を生涯研修に継続すること等

(資料4)

歯科医師臨床研修施設数

(単位：施設)

		平成18年度	平成19年度
大学病院	歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院	32	31
	医学を履修する課程を置く大学に附属する病院 (ただし、歯科医業を行わないものを除く)	65	67
その他の病院	単独型臨床研修施設	93	97
	管理型臨床研修施設	10	11
	協力型臨床研修施設	86	94
歯科診療所	単独型臨床研修施設	9	11
	管理型臨床研修施設	1	1
	協力型臨床研修施設	1,167	1,337
合 計		1,463	1,649

注1) 平成18年度は平成18年4月1日現在、平成19年度は平成19年2月末日現在。

注2) 協力型臨床研修施設の区分には、単独型又は管理型臨床研修施設として指定されたものは含まない。

(厚生労働省：資料)

である。

Ⅲ 研修期間

原則として1年。管理型臨床研修施設ならびに協力型臨床研修施設では、連続した3か月以上、研修協力施設における研修期間は、合計1か月以内。

Ⅳ 対象

平成18年4月1日以降に歯科医師免許の申請を行い、歯科医師免許を受けた者で、診療に従事しようとする歯科医師を対象とする。

Ⅴ 臨床研修施設と臨床研修施設群（臨床研修施設数・資料4）

1 臨床研修施設は「省令の施行について」の第2の3(1)に掲げる区分のとおりである。

1) 単独型臨床研修施設：単独または研修協

力施設【「省令の施行について」の第2の1の(6)のとおり、臨床研修施設と共同して臨床研修を行う施設であって、臨床研修施設及び歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）以外のもの、例えば、へき地・離島診療所、病院、診療所、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、各種検診・健診の実施施設等】と共同して臨床研修を行う病院または診療所をいう。

2) 管理型臨床研修施設：他の病院または診療所と共同して臨床研修を行う病院または診療所（単独型臨床研修施設を除く）であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。

3) 協力型臨床研修施設：他の病院または診療所と共同して臨床研修を行う病院また

(資料5)

### 歯科大学病院、その他の施設別マッチングの結果

	平成 18 年					平成 19 年				
	歯科大学病院 (注1)		その他の施設 (注2)		合計	歯科大学病院 (注1)		その他の施設 (注2)		合計
参加施設数	33	18.4%	146	81.6%	179	33	17.1%	160	82.9%	193
研修プログラム数	84	34.0%	163	66.0%	247	87	32.6%	180	67.4%	267
募集定員	3,344	88.1%	453	11.9%	3,797	3,245	87.3%	471	12.7%	3,716
マッチ者数	2,985	88.7%	382	11.3%	3,367	2,869	87.6%	407	12.4%	3,276
空席数	359	83.5%	71	16.5%	430	376	85.5%	64	14.5%	440
第1位希望者数	2,998	83.6%	586	16.4%	3,584	2,796	79.9%	705	20.1%	3,501

注1) 単独型又は管理型相当の歯科大学・歯学部附属病院が管理している研修プログラムについて集計したものの。

注2) 歯科大学病院以外の単独型又は管理型の施設が管理している研修プログラムについて集計したもの。  
(マッチング協議会資料一部改変)

は診療所（単独型臨床研修施設を除く）であって、管理型臨床研修施設でないものをいう。

- 臨床研修施設群：「省令の施行について」の第2の1の(7)のとおり、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設及び協力型臨床研修施設をいう。研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合には、研修協力施設も臨床研修施設群に含まれる。

#### VI 到達目標

「省令の施行について」の別添のとおり、「基本習熟コース」と「基本習得コース」を必修とするものである。

- 「基本習熟コース」の一般目標：「個々の歯科医師が患者の立場に立って歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける」として、項目は1) 医療面接 2) 総合診療計画 3) 予防・治療基本技術 4) 応急処置 5) 高頻度治療 6) 医療管理・地域医療

- 「基本習得コース」の一般目標：「生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う。」として、項目は1) 救急処置 2) 医療安全・感染予防 3) 経過評価管理 4) 予防・治療技術 5) 医療管理 6) 地域医療

・上記1と2の各項目の「一般目標」ならびに「行動目標」の詳細は、紙面の都合上割愛する。

#### VII 実施方法

臨床研修の基本理念（前述Ⅱ）による研修プログラムに基づいて実施する。研修プログラムには、研修目標、研修計画、指導体制、その他必要な事項が定められ、公表されていること等が規定された。研修プログラムは、臨床研修施設の指定に際して重要な要件である。

歯科医師臨床研修マッチング協議会によれば（資料5）、平成18年度の研修プログラム数は247、平成19年度は267である。

(資料6)

平成 18 年度 歯科医師臨床研修関連予算当初内示の概要

(厚生労働省医政局歯科保健課)

	(平成 17 年度予算額)	(平成 18 年度当初内示額)
1. 歯科医師臨床研修の推進	1,079 百万円	→ 2,936 百万円
(1) 歯科医師臨床研修費	1,065,077 千円	→ 2,929,123 千円
平成 18 年度からの歯科医師臨床研修の必修化にあたり、指導歯科医の確保、研修プログラムの企画立案・管理、研修歯科医受け入れのための環境設備等について必要額を確保し、臨床研修施設に対し必要な支援を行う。		
(2) 歯科医師臨床研修指導医講習会費	14,228 千円	→ 7,273 千円
・ 歯科医師臨床研修指導医一般講習会 ・ プログラム責任者講習会		
研修プログラムを企画立案・管理し、研修期間全般にわたって研修プログラムが適切に遂行されるよう指導歯科医に指導・助言するとともに、研修歯科医の研修の進捗及び評価に対して責任を持つプログラム責任者を養成する講習会の実施に必要な経費の補助。		

Ⅷ 研修歯科医の義務

臨床研修に専念し、歯科医師としての資質の向上を図るように努めなければならないとして、「専念規定」となった。

Ⅸ 研修歯科医の処遇と国庫補助金

労働基準法第 9 条、第 10 条、第 11 条等の規定に則して、賃金を支払うことになった。平成 19 年 2 月現在、私立歯科大学・歯学部の関連施設では、月額約 120,000 ～ 130,000 円である。

前述のとおり、厚生労働大臣、健康政策局長、歯科保健課長宛、研修歯科医の処遇と研修環境の整備費等における国立と私立の格差の是正を訴え、適正な額の国庫補助金を要望してきたが回答さえなく、現今の大学附属病院の財政からも由々しき問題として、当協会経営部会と病院部会の重要検討課題となっている。

資料 6 は、「平成 18 年度歯科医師臨床研修関連の予算・当初内示の概要」である。

X 当協会主催 特別講演会と Q & A

歯科医師臨床研修の必修制度開始、歯科医師臨床研修第 3 ステージの開幕に備えて、円滑に対応するために、当協会は特別講演会を企画開催した。開催に際して、日高勝美厚生労働省歯科保健課長、歯科医師臨床研修専門官はじめ関係各位の積極的なご参加をいただいたことをここに特記する（演題と演者は、病院部会 126 頁参照）。

開催日と会場は、平成 16 年 6 月 8 日（KKR ホテル東京）、平成 17 年 1 月 25 日（日本歯科大学歯学部）、平成 17 年 7 月 20 日（九段会館）、平成 18 年 5 月 30 日（KKR ホテル東京）である。この平成 18 年 5 月 30 日の質疑応答（臨床研修制度に関するもの 6 問、国庫補助金に関するもの 26 問）の内容を、歯科保健課のご協力のもとにまとめ『歯科医師臨床研修制度に関する Q & A』（平成 18 年 7 月 4 日）」として、当協会関係施設に配布した。

## XI 指導歯科医の資質向上

「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針に則ったもの」（平成16年6月17日医政発第0617001号）により、カリキュラム・プランニングのための指導歯科医講習会の受講が義務づけられた。

## XII 歯科医師臨床研修マッチングプログラムと募集定員の増員対応

このたびの必修規定による歯科医師臨床研修に際して、臨床研修施設は全国規模で臨床研修を希望する者を公募し、臨床研修を希望する者は研修プログラム等によって研修施設を選択する「歯科医師臨床研修マッチングプログラム」（以下、歯科マッチング）システムが導入された。この歯科マッチングは、財団法人歯科医療研修振興財団、社団法人日本歯科医師会、社団法人日本私立歯科大学協会、国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議の4団体により構成される「歯科医師臨床研修マッチング協議会」の実施によるものである。

臨床研修を希望する者で、歯科マッチングに参加する者を「参加者」といい、歯科マッチングへの参加は無料である。

歯科マッチングに参加する歯科医師臨床研修施設を「参加施設」といい、有料職業紹介事業における手数料（1プログラム52,500円、定員1人当たり、5,250円）を納入する。

平成18年度開始の歯科医師臨床研修のための歯科マッチングにおける「募集定員の増員」については、平成17年10月14日歯大協発第55号にて、佐川寛典会長から当協会理事会会員宛の通知から始まった。その要旨は、日高勝美厚生労働省歯科保健課長より、歯科医師臨床研修の募集定員の増員要請があったので、本協会として協力する旨のものであった。当協会理事会の対応は以下のとおりである。

平成17年8月1日から開始された歯科マッ

チングの参加登録は、10月13日の参加登録締切りの時点で、登録者総数3,648人は募集定員の3,471人を上回る結果となり、募集定員の増員要請となった。

当協会理事会はマッチングシステムの根幹にかかわる事態と受け止め、急遽10月20日の希望順位表登録開始を目途に対処した。

増員の具体的内容は、全国歯科大学・歯学部附属病院の募集定員であった3,018人を326人増員して、3,344人にする事、これによって、「その他の施設（歯科大学病院以外の単独型又は管理型の施設）」の募集定員（には増員操作を行わずに従来の）453人をそのまま3,344人に加えて、募集定員の総数を3,797人とした。**資料5**・平成18年の中段の募集定員合計数のとおりである。

なお、326人の増員の内訳は、私立歯科大学・歯学部附属病院247人（75.8%）、国公立大学歯学部附属病院79人（24.2%）である。

歯科マッチングの日程は、平成18年度対応分は平成17年8月1日に参加登録開始、12月15日にマッチングの結果発表、平成19年度対応分は平成18年6月27日に参加登録開始、10月31日にマッチングの結果発表と、前年度より約1.5か月早められた。

平成18年度、平成19年度の臨床研修のために行われた歯科マッチングの結果は、**資料5**のとおりでである。

参加者のマッチ率（マッチ者数/希望順位登録者数）は、平成18年度93.9%、平成19年度93.6%、参加施設側からみると平成18年度88.7%、平成19年度88.2%である。なお、平成18年度の研修歯科医については、第99回歯科医師国家試験の合格者数2,673人から勘案すると、参加施設の充足率は約70.4%である。



(資料7)

医道審議会歯科医師分科会  
歯科医師臨床研修部会委員会名簿

(平成18年3月現在)

氏名	所属機関	役職
○東 理 十三雄	日本歯科大学新潟歯学部	教授
江里口 彰	日本歯科医師会	常務理事
黒 崎 紀 正	東京医科歯科大学歯学部	教授
佐 藤 田鶴子	日本歯科大学歯学部	教授
田 中 義 弘	神戸市立中央市民病院	歯科部長
野 口 俊 英	愛知学院大学歯学部	教授
福 田 仁 一	九州歯科大学	教授
吉 澤 信 夫	山形大学医学部	名誉教授

○：部会長

(敬称略)

Ⅷ 臨床研修の中断及び再開

「省令」の第16条、「省令の施行について」の第2の16の(1)臨床研修の中断(2)臨床研修の再開、のとおりである。研修管理委員会による研修歯科医の評価、単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の管理者への勧告、当該研修歯科医に交付しなければならない臨床研修中断証の様式、臨床研修再開の申し込み、再開受け入れ先の臨床研修施設の対応等について定められている。

Ⅸ 歯科医師臨床研修・第3ステージ

1年目の修了結果

臨床研修の修了については、「省令」の第17条、「省令の施行について」の第2の17のとおりである。研修管理委員会は、研修歯科医の研修期間の終了に際し、臨床研修に関する当該研修歯科医の態度・技能・知識等の評価を行い、これを臨床研修施設の管理者に報告することになっている。管理者はこの評価報告に基づき、臨床研修を修了したと認める時に交付しなけれ

ばならない臨床研修修了証の様式等が示されている。なお、臨床研修を修了していないと認めるときは、管理者は当該研修歯科医に対して理由を付して、その旨を通知しなければならないとなっている。

第99回歯科医師国家試験の合格者数2,673人のうち、研修歯科医として在籍した数は、2,656人(99.4%)で、この2,656人のうち、2,591人(97.6%)が平成19年3月31日の時点で研修修了者として届けられている(厚生労働省資料から)。

Ⅹ 臨床研修修了者の登録

歯科医師法第16条の4により、厚生労働大臣は、歯科医師臨床研修を修了した者の申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録し、臨床研修修了登録証を交付するとなっている。なお、臨床研修修了証並びに臨床研修修了登録証に係る手続き等は、「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令」(平成19年2月23日厚

生労働省令第10号。以下「改正省令」という。）、「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した旨の歯科医籍への登録等について」(平成19年2月23日医政歯発第0223001号)、「歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの臨床研修修了者に係る情報提供に関する依頼について」(平成19年2月23日医政歯発第0223002号)によるものである。

「必修規定」の実施に際して、臨床研修に関する手続き等の窓口が各地方厚生局に設置された。

#### XII 検討規定

「省令」の附則第7項により、省令の施行後5年以内に、省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとして、前載の「改正省令」が施行された。なお、医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会(資料7)は、歯科医師臨床研修の実状を踏まえて審議を行い、その結果を、平成17年7月12日、平成18年7月21日、平成18年10月3日、「意見書」によって具申した。

その内容の大略は、新たな歯科医師臨床研修の主な趣旨について、臨床研修施設群方式の推

進、臨床研修施設群方式の円滑な推進に係る手続き、研修管理委員会の構成要件、研修管理委員会の役割、研修協力施設の要件、臨床研修施設群の臨床研修施設の構成に変化があった場合の事務手続きの簡略化・改善、研修管理委員会の機能強化(臨床研修指導體制の充実、協力型臨床研修施設の指定基準の確保、医療管理体制の充実および整備)等である。

#### おわりに

新しい制度のもとに臨床研修歯科医の受け入れのための環境整備に目を配り、労働基準法と最低賃金法を熟読し、国民の理解をそこなうことのないように配慮して、本制度の円滑な運用に努めて1年を終えたところである。

歯科医師臨床研修・第3ステージの2年目をむかえるにあたり、臨床研修歯科医の受け入れ施設における医療財政への深刻な影響については、重ねて関係機関等に理解を求めること、臨床研修修了歯科医師の生涯研修への継続と取り組み方、教育者、研究者、専門医の育成、臨床研修施設群方式の展開等を当面の検討課題にあげて擱筆する。



# 歯科医師国家試験改革 への考察

日本私立歯科大学協会副会長  
日本大学歯学部長  
大塚 吉兵衛

歯科医師は、歯科医療および保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上および増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するという責務を担っている。そのため、歯科医師として歯科治療を実施するために歯科医師国家試験に合格した者に、歯科医師免許が厚生労働省から与えられる。

歯科医師国家試験は、昭和 22 (1947) 年に始まり、平成 19 (2007) 年において第 100 回を迎え 60 年が経過している。この間に、少子化、高齢者の医療・介護あるいは地球規模での環境保全問題や、多岐にわたる問題から派生する諸問題が日本の大きな社会問題として展開されている。また、国際化や情報化が進み、社会構造が大きく変化し、それらに対応できる適応能力をもつ歯科医師が求められている。このような社会情勢の変化のなか、歯科医師国家試験もさまざまな改定がなされてきた。現在、歯科医師国家試験の方針および合否事項は医道審議会歯科医師分科会で審議されている。

過去 10 年間の歯科医師国家試験の合格者数等の推移を表 1 に示す。

昭和 22 (1947) 年から開始された歯科医師国家試験は、今日まで多くの検討と改定が行われた経緯がある。このなかで、特に大きな改定があったのは、実技試験の廃止決定(昭和 57 年)とそれに伴う臨床実地試験(60 題)の導入(第 73 回歯科医師国家試験)である。また、昭和 60 (1985) 年には歯科医師国家試験実施回数の

改定決定(年 2 回を 1 回)ならびに歯科医師国家試験出題基準の初版が刊行され、以後出題基準の改定を 4 年ごとに実施することとなった。すなわち、昭和 61 年の第 79 回歯科医師国家試験から現行の形式がスタートしたこととなる。

以下に最近 10 年間における歯科医師国家試験改定の変遷を述べる。

平成 9 (1997) 年の歯科医師国家試験出題基準改定を受けて、第 91 回(平成 10 年)歯科医師国家試験から、従来の学科目別の出題を、歯科医学・歯科保健医療総論、歯科医学・歯科保健医療各論の領域別に変更した。また、臨床実地試験問題は 60 問から 80 問に増加された。これは国家試験実技試験の廃止を受けて、診査・診断能力および診療計画立案などの臨床に即した能力を問う必要性が求められたためである。この傾向は現在まで継続している。

第 95 回(平成 14 年)には、臨床実地問題を 100 問とし、平成 12 年度の歯科医師国家試験制度委員会からの提言を受けて、新たに歯科医療に関する社会的および倫理的問題などについて出題できるように必修問題 30 問を導入して、全出題数を 280 から 330 に改めた。さらに、将来的なプール制問題への移行を見据えて、試験問題の回収、ブラッシュアッププロセスの新設、全国歯科大学等への試験問題・視覚素材等の公募など、将来的なプール制の整備が検討事項としてあげられた。

平成 15 (2003) 年に厚生労働省が取りまと

表1 歯科医師国家試験合格者数等の推移

回数	施行年月	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
91	平成 10 年 3 月	3,017	2,655	88.0%
92	平成 11 年 3 月	3,056	2,554	83.6%
93	平成 12 年 3 月	3,014	2,102	69.7%
94	平成 13 年 3 月	3,446	3,125	90.7%
95	平成 14 年 3 月	2,956	2,462	83.3%
96	平成 15 年 3 月	3,208	2,932	91.4%
97	平成 16 年 3 月	2,960	2,197	74.2%
98	平成 17 年 3 月	3,343	2,493	74.6%
99	平成 18 年 2 月	3,308	2,673	80.8%
100	平成 19 年 2 月	3,200	2,375	74.2%
累計 (第 1 ~ 第 100 回まで)		141,086	123,148	87.3%

めた「医療提供体制の改革のビジョン」に沿うかたちで、合否判定基準の見直しが歯科医師資質向上検討会で行われ、第 97 回 (平成 16 年) からは、必修問題が 50 問に増え、全出題数は 365 問に改定されたことに加えて、さらに合否判定に相対評価法が導入された。なお、必修問題は当初は一般問題とは別領域で出題されていたが、一般問題に混在させた形式で出題され、現在も継続されている。

平成 18 (2006) 年 4 月からの歯科医師臨床研修の必修化に対応するため、国家試験合格者が 4 月から研修歯科医として円滑に研修制度に参加できるように、第 99 回 (平成 18 年) から歯科医師国家試験の期日を 3 月から 2 月に移行し、国家試験合格者の発表を 3 月下旬に変更した。また、同時に内閣府の情報公開保護審査会での答申を踏まえ、歯科医師国家試験問題と正解肢が公開されることとなった。

このように、この 10 年間に出题形式や方式の変更や改定がかなり加えられ、歯科医師国家試験は時代に即応できる歯科医師育成のためと

して変遷してきた。それに伴って、歯科医師国家試験のあり方や合否判定法については、出題問題の内容や出題形式の不都合、合否判定基準における公平性の確保、ならびに相対評価法の是非など、将来を鑑みた諸問題が各方面から指摘されており、本協会を含めて官民合わせた諸問題に対する協議が継続されているところである。また、平成 18 年の文部科学大臣と厚生労働大臣による確認書 (平成 18 年 8 月 31 日付) に、歯科保健医療制度の現状を鑑みた新規歯科医師の参入ならびに歯科学学生数の調整方針が発令された。すなわち、新規入学定員数を削減し、歯科医師国家試験合格基準を厳しくすることで、歯科医師数の適正化を図る意図が見て取れる。歯科医師国家試験において、資格試験から逸脱して、歯科医師数調整のための選抜試験的要素が組み込まれる方向に進む危険性が危惧されるところであるとともに、歯科医学教育ならびに歯科医師国家試験制度に及ぼす影響は大きいものといわざるをえない。

さらに、第 73 回 (昭和 58 年) から歯科医師

国家試験の実技試験が廃止されたが、実技試験の再開に関しても、平成14(2002)年から学識者を中心に継続審議されている。これは、義務化された歯科医師臨床研修を含めた内外の社会情勢と歯科医療現場の状況を考慮に入れたものととらえられ、将来、再導入が図られれば、さらに歯科医師国家試験の形態は大きく変貌するものと考えられる。同時に、平成17(2005)年12月から正式に開始された共用試験におけるCBT方式に類似した出題方法の導入についても、歯科医師国家試験運営システムの面から検討されようとしている。

このような歯科医師国家試験制度ならびに歯科医療現場の現状を踏まえて、実技試験の再開等も視野に入れた歯科医師国家試験のあり方と具体的方略を再検討し、時代に即応した適切かつ慎重な関係機関の協議と、監督官庁である厚生労働省への提言を継続実施していくことが今後の重要な課題と考えられる。本協会を含めた

歯科医学教育に携わる機関の一層の努力が期待される。

#### 参考文献

1. 歯科医師国家試験制度改善委員会報告書、歯科医師国家試験制度改善委員会(平成9年3月)
2. 歯科医師国家試験制度改善委員会報告書、歯科医師国家試験制度改善委員会(平成12年8月)
3. 歯科医師資質向上検討会報告書、歯科医師資質向上検討会(平成15年12月)
4. 歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書、歯科医師国家試験制度改善検討部会(平成16年3月)
5. 医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修検討部会意見書(平成16年9月)
6. 医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修検討部会意見書(平成17年7月)
7. 日本歯科医学教育学会・歯科医学教育白書作成委員会編集、歯科医学教育白書(2005年版)、口腔保健協会、2006



# 共用試験 (CBT、OSCE) の運用

日本私立歯科大学協会専務理事  
明海大学副学長・歯学部長  
安井 利一

## 臨床実習開始前の共用試験とその歴史

医学と歯学においては、臨床実習開始前に到達しておくべき態度・技能・知識のレベルが「モデル・コア・カリキュラム：教育内容ガイドライン」として提示されている。共用試験は、このガイドラインに準拠して臨床実習開始前に、1) コンピューターを用いた客観試験 (Computer Based Testing : CBT) によって知識の総合的理解度を評価し、2) 客観的臨床能力試験 (Objective Structured Clinical Examination : OSCE) によって態度・基本的臨床技能を評価する。このことによって、臨床実習においていわゆる参加型臨床実習の担保を図ろうとするものである。医学系全 80 大学、歯学系 28 大学が協力して推進している大学間で共通の評価システムといえる。社団法人「医療系大学間共用試験実施評価機構」によれば、臨床実習開始前の共用試験導入の経緯について、ホームページ上において表 1 のような年表を公開している。

平成 13(2001)年 3 月 27 日に発行された医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議による「21 世紀における医学・歯学教育の改善方策について—学部教育の再構築のために—」のなかで、「モデル・コア・カリキュラム」の必要性とその背景について次のように述べられている。少し長文になるが、わが国の歯科医学教育に大きな影響をもたらした「モデル・コア」の考え方を知らるために掲載しておく。

「高等教育機関である歯科大学・歯学部の最大の存在理由は、いつの時代においても、国民から信頼される優れた歯科医師を育成することである。新しい世紀を迎えて、歯学研究の高度化とその研究成果に裏付けられた歯科医療の専門分化及び社会環境の予想を超える変貌と複雑化に対応して、幅広い識見と豊かな人間性を有する歯科医療人を育成することが、歯学教育の重要な課題となっている。特に、科学技術の乱用を防ぎ、技術や職業に対する高い倫理観を持つ人材の養成には、強い社会的要請がある。

然るに、近年、我が国の歯科大学・歯学部卒業生の臨床における力量不足が極めて顕著である。その原因は卒前臨床実習 (以下、臨床実習と呼ぶ。) にある、と多方面から指摘を受けて久しい。以前は、臨床指導教員のもとで、学生自身が歯科医療行為を行う臨床参加型の臨床実習 (クリニカル・クラークシップ) がほとんどの歯科大学・歯学部で実施されていたが、歯科医療を取り巻く様々な要因から、次第に指導教員の診療補助あるいは見学を主とする見学型の臨床実習形態になりつつあり、さらに、一部ではその主体をシミュレーション実習へと転換したところもある。臨床実習の形骸化がこのまま推移すれば、近い将来我が国の歯科医療は極めて憂慮すべき状況に陥ることは必定である。すなわち、見学のみで患者診療実習を全く行った経験のない、したがって歯科治療技術だけでなく患者への医療面接の技能・態度が身に付いていない、インフォームド・コンセントの何たるかを経験したことのない多くの学生が、歯科大学・歯学部を卒業することになる。

あらゆる分野で国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化が叫ばれる今日、歯学教育における臨床実習もグローバル・スタンダードを満たし、質・量ともに世界に対峙しうるものでなければならないことは自明である。我が国で歯学教育を受けた留学生が、帰国して母国での歯学教育の指導者あるいは歯学研究

表 1 臨床実習開始前の共用試験導入の経緯

<p>1. 昭和 62 年 「医学教育の改善に関する調査研究協力者会議」(文部省)が、医学生が見学だけでなく、病院の医療チームの一員として診療に参加して経験を積みながら学習する診療参加型臨床実習の導入、医療面接・診療技能教育の必要性が指摘された。</p> <p>2. 平成 3 年 10 月 厚生省健康政策局諮問機関「臨床実習検討委員会」において、医学生が医行為を行うための違法性阻却要件として「臨床実習開始前の学生の評価を適切に行うこと」が提言された。</p> <p>3. 平成 8 年 6 月 「21 世紀医学・医療懇談会」が、モデル・コア・カリキュラムの策定など医学部の教育改善について幅広い提言が行われた(21 世紀の命と健康を守る医療人の育成を目指して～21 世紀医学医療懇談会第 1 次報告～)。</p> <p>4. 平成 9 年 10 月 「医学における教育プログラム研究・開発事業」が国公私立大学関係者によって組織され、モデル・コア・カリキュラムの研究・開発が開始された。また「効果的な臨床実習の導入、実施の在り方に関する調査研究」(科学研究費研究班)により、臨床実習開始前に習得すべき知識、技能、態度、評価等の指針の研究が始まった。</p> <p>5. 平成 11 年 2 月 「21 世紀に向けた医師・歯科医師の育成体制の在り方について」(21 世紀医学・医療懇談会第 4 次報告)において、「臨床実習に望む学生の能力・適性について、全国的に一定の水準を確保するとともに、学生の学習意欲を喚起する観点から、共通の評価システムを作ることを検討すべきである」との提言がなされた。</p> <p>6. 平成 11 年 9 月 厚生省医師国家試験改善検討委員会報告において、臨床実習開始前の学生評価のシステムを文部省と大学において検討されることが要請された。</p> <p>7. 平成 12 年 3 月 文部省に高等教育局長の諮問機関として「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」(主査:高久史磨自治医科大学)が設置され、医学教育の改善方策についての検討が開始された。また、「歯学教育プログラム調査研究会」(座長:江藤一洋、東京医科歯科大学)が発足した。</p> <p>8. 平成 12 年 11 月 「臨床実習開始前の学生評価のための共用試験システムに関する研究班」が、大学関係者間で設置され、その下に「臨床実習開始前の学生評価のための共用試験システムに関する研究専門委員会」が設置された。</p> <p>9. 平成 13 年 3 月 「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」から「21 世紀における医学・歯学教育の改善方策について～学部教育の再構築のために～」が報告され、医学および歯学教育のモデル・コア・カリキュラムが提示さ</p>	<p>れ、それに基づく臨床実習開始前の学生の適切な評価システムの構築のための大学間の共用試験システム創設についての提言等がなされた。</p> <p>10. 平成 13 年 4 月 全参加大学による全体会議が 4 回開催され、研究班を中心に共用試験システムの参加の意向確認と試験内容や実施方法等について検討が行われるとともに、第 1 回の CBT トライアルを平成 14 年 2 月～7 月に、OSCE トライアルを平成 14 年 1 月～6 月に実施することとなった。</p> <p>11. 平成 14 年 4 月 共用試験実施のため、医学教育振興財団と全国医学部長病院長会議に全国歯科大学長病院長会議が協力して共用試験実施機構を設立した(事務局は全国医学部長病院長会議内)。平成 14 年に共用試験の第 1 回試行を開始し、第 2 回試行を平成 14 年～15 年に、第 3 回試行を平成 15 年～16 年に、最終トライアルを平成 16 年～17 年に、第 1 回の正式実施を平成 17 年～18 年に開始することとした。</p> <p>12. 平成 14 年 4 月 東京医科歯科大学にカリキュラムの開発研究や共用試験の実施をサポートするために、全国共同利用施設として医歯学教育システム研究センターが設置された。</p> <p>13. 平成 15 年 4 月 30 日 共用試験実施機構運営委員会において、共用試験の正式実施業務を円滑に行うため、共用試験実施機構(任意団体)を平成 17 年度から社団法人化することが決定された。併せて運営委員会内に法人化準備検討ワーキングチームを発足させ、準備検討作業を開始することが決定された。</p> <p>14. 平成 15 年 6 月 18 日 共用試験実施機構全体会議において、共用試験実施機構の社団法人化の方針および法人化準備検討ワーキングチームによる準備検討作業開始が了承された。</p> <p>15. 平成 16 年 12 月 7 日 共用試験実施機構運営委員会において、法人化準備検討ワーキングチーム(合計 32 回)の社団法人申請の準備作業状況が報告され、社団法人申請が了承された。</p> <p>16. 平成 16 年 12 月 17 日 設立発起人総会において社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構の設立申請が承認された。</p> <p>17. 平成 17 年 3 月 7 日 社団法人:医療系大学間共用試験実施評価機構の設立申請書が文部科学省に提出された。</p> <p>18. 平成 17 年 3 月 14 日 社団法人:医療系大学間共用試験実施評価機構の設立が文部科学大臣から許可され、社団法人:医療系大学間共用試験実施評価機構が発足した。事務局(総務部・事業部・会議室等)が茶州ビル(〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15)に設置された。</p> <p>19. 平成 17 年 12 月 第 1 回正式実施(2006 年度共用試験)が開始された。</p>
---	--

(社団法人「医療系大学間共用試験実施評価機構」[http://www.cato.umin.jp/01/0203history\\_2.html](http://www.cato.umin.jp/01/0203history_2.html))

者として活躍することは、我が国の知的財産である教育資源を活用する極めて有意義で効果的な国際貢献である。ところが、歯科大学・歯学部の臨床実習修了に必要な最小限症例数（ミニマム・リクワイアメント）をみると、我が国のミニマム・リクワイアメントは欧米さらには一部の東南アジア諸国のそれより明らかに少なく、我が国の歯学教育の国際的通用性に懸念を抱く諸外国の関係者も多い。

このような状況の中で今日ほど、我が国の歯学教育、とりわけ臨床教育の在り方が問われ、その抜本的な見直しが進められている時期はない。国民が歯学教育に何を求め、期待しているかという基本に立ち返ったとき、医療人としての経験の第一歩となる臨床実習の果たす役割は非常に大きいことを、改めて我々歯学教育に携わる教員は強く認識する必要がある。」

歯科医学教育に携わるわれわれ私立歯科大学・歯学部では、おのおの大学の歴史的な背景と「建学の精神」に裏打ちされた医療人としての使命や倫理観を十分にカリキュラムに反映させて教育が行われてきたと確信している。もちろん、社会情勢の変化によって、歯科疾患を有する国民が減少し、また歯科医療の特性として個人開業形態が優先されるために、大学病院を訪れる患者は減少し、わずか20年ほどで学生が参加して治療を行うことのできる患者数に支障がでるようになってきたことも事実であるが、歯科医師を育てる教育課程において、臨床教育のもつ意味を再考する機会となった。

表2 従来の我が国の医師・歯科医師の養成の問題点

- ・記憶・知識主体の学習、見学型の臨床実習、総合的診療能力の不足
- ・科目担当教員まかせの教育内容と学生評価
- ・医療倫理・安全管理・態度・臨床技能教育の欠如
- ・国家試験合格 → 専門医育成が優先
- ・大学における教育プログラムと内容についての基準が設定されておらず、その評価も行われていない状況

(社団法人「医療系大学間共用試験実施評価機構」)

本質的に、学生時代の参加型臨床実習が重要であることに異議はないが、前記の「21世紀における医学・歯学教育の改善方策について—学部教育の再構築のために—」に記載されているように、学生の参加型臨床実習が困難になったのは、「歯科医療を取り巻くさまざまな要因から」であって、歯科医学教育の在り方に端を発したことではないのではないかと考える。このように参加型臨床実習が困難になった時代であれば、その解決法は、例えば、学生の参加型臨床実習に協力してもらえる国民の理解を図ることであり、医療費の減免措置のようなシステムを構築したり、歯学部学生間の相互診療システムを構築したりする、等になると考える。

共用試験を受験して合格することは、国民にとって、どのような受療行動をもたらすのであろうか。その答えを探っていく必要がある。反対に、参加型臨床実習ができないのであれば、共用試験も必要ないのではないかという「共用試験不要論」さえ一部に声が出てきていることも事実である。歯科医師養成においての卒前の臨床実習にどのような資質が必要なのか、もう一度、考えてみる必要がある。表2に示した「従来の我が国の医師・歯科医師の養成

表3 医学・歯学教育改革の方向

- 医学・歯学教育における態度・倫理・安全管理・総合的臨床能力の育成を充実
- 基本となる必要不可欠な医学教育内容の設定
  - ・モデル・コア・カリキュラムとして提示
  - ・臨床実習開始前に到達すべきレベルの設定
  - ・臨床実習の改善（見学型から診療参加型へ）
  - ・カリキュラム改革、教員の意識改革
- 選択カリキュラム設定で各大学の特色
- 学習到達度の全国的な標準評価法の検討
  - ・臨床実習開始前の共通の標準評価試験としての共用試験の導入
- 国際的にも遜色のない医学教育内容

(社団法人「医療系大学間共用試験実施評価機構」)



の問題点」や表3に示した「医学・歯学教育改革の方向」は、真をついていると考えるので、さらに複合的な教育手法を構築するように前向きな対応が必要である。

### 私立歯科大学と共用試験

平成9(1997)年から平成18(2006)年までの10年間における私立歯科大学・歯学部を取り巻く環境の変化については、別項で述べているが、その指摘にもあるように平成13(2001)年の歯学教育モデル・コア・カリキュラムによる「教育の標準化」と、その後の「臨床実習開始前の共用試験」の実施に人と時間と費用を費やされる状況は私立歯科大学・歯学部の教育の原点と経営の基盤にふれる大きな出来事であったといえる。

そもそも私立歯科大学・歯学部は、「建学の精神」に裏打ちされた独自の教育理念と、その具現化を図るためのカリキュラムをもって教育に当たっているわけであり、逆にいえば、そのような独自性ある教育を行っているからこそ私立大学なのである。しかし、共用試験の導入に際してつくられた「モデル・コア・カリキュラム」は、ある意味で教育の標準化を狙ったものであるから、私立大学の根幹である「建学の精神」を具現化する教育プログラムを見直す必要が生じ、約6割の教育時間を標準化された内容に当てなければならなくなった。さらに、平成17(2005)年から本格実施となった共用試験においては、知識をみるCBT(Computer Based Testing)と、態度・技能をみるOSCE(Objective Structured Clinical Examination)の合格を、歯科医師法第17条の阻却事由の一つとして位置づけしたため、学生数の多い私立歯科大学・歯学部においては、設備の拡充(図1)や人的資源の確保に多大な影響を受けることとなったことは否めない。

「21世紀における医学・歯学教育の改善方策



図1 共用試験のComputer Based Testing (CBT)に対応する施設整備

について—学部教育の再構築のために—」に記載されているが、「本歯学教育内容ガイドラインにおける教育内容の選定に当たっては、近年の生命科学や歯科医療技術の進歩によってもたらされた膨大な内容の全てを、従来の教育手法を用いて履修させることは不可能であるとの認識に立ち、全ての学生が履修すべき必須の教育内容を精選し、必要最小限度の内容を提示する方針で行った。ここに記載された教育内容を、どの程度の時間数(又は単位数)で、また、どのような授業科目の中で履修させるかは、各歯科大学・歯学部がその教育理念にしたがって決定すべきものであるが、およそ従来の6割程度の時間数で履修させることが妥当と考えられる。残りの4割程度の時間には、各歯科大学・歯学部の教育理念や特色に基づいたカリキュラムや選択科目を取り入れることが望ましい。本歯学教育内容ガイドラインは教育内容を提示するものであって、教育方法は各歯科大学・歯学部の決定に任されている。」との解説があるように、100年の歴史を有するような私立歯科大学における教育システムの変更は、私立大学の私立大学たる根幹にかかわる問題であったといえよう。

このような大変革を相当の痛みを伴いながらも私立歯科大学・歯学部は受け入れてきた。し

かし、このような規格化された教育を、規格化された時間数で行い、その成果を共用試験で評価されれば、「建学の精神」の具現化という教育目標を有している私立歯科大学・歯学部においては、教育の在り方の問題として評価は低くなる可能性を内在している。歯科医師の評価は、国民たる患者が決定するものであり、共用試験の成績が決して国民の求めている歯科医師と一

致するなどということはありません。私立歯科大学・歯学部の今後の教育体系を考えると、参加型臨床実習の効果的構築と共用試験、そしてカリキュラムの在り方を常に視野においておく必要がある。国民の歯科医療に対するニーズを基盤として、国民の側に立った歯科医療が供給できる歯科医師の姿を求めて、教育機関としての責務を果たしていくべきであろう。

■ 第3部

■  
**日本私立歯科大学協会の  
設立当初からの  
30 年を回顧して**

---



## 日本私立歯科大学協会の 設立当初からの30年を回顧して

日本私立歯科大学協会監事・元会長

愛知学院大学学院長・学長

小出 忠孝

日本私立歯科大学協会が本年創立30周年を迎えることができましたことは、誠に喜ばしい限りです。10年前の創立20周年のとき、私は協会会長として盛大に記念式典・祝賀会を行い、『20周年記念誌—20年のあゆみと展望—』を発刊したのですが、それからすでに10年経過したことを思うと、月日のたつのが速いのに驚かされます。しかし創立以来、幾多の困難を乗り越え、今日の歯科大学を取り巻く厳しい環境のなか、協会を発展させてこられた会員皆様のご努力に心から敬意を表したいと思えます。

私は歯科大学協会設立当初より本協会の委員として関係し、昭和52年入学時寄付金問題のときに理事に、昭和59年定員削減問題のときに副会長に、そして平成元年会長に就任し9年間会長を務めました。協会30年の歴史のうち初めの20年間を協会運営に直接関与したのですが、当初の役員のなかで現役として残っているのは私だけとなりました。その点から設立当初からの30年を回顧して筆を執ります。

### 歯科大学協会設立—歯科大学急増期

現在わが国の歯科大学・歯学部は国公立合わせて29ありますが、昭和36年愛知学院の歯学部設置前は全国で7校しかなく、また地域的にも東京4、大阪2、福岡1の状況でした。当時文部省の私立大学審議会（現、大学設置・学校法人審議会）の委員をしていた小出有三初代愛知学院長が、大学・学部の地域分布の状況か

ら、名古屋に歯学部設置の必要を考え、また地元の強い要請を受け歯学部設置を計画したのでした。しかし当時医学歯学系学部の新設は許可しない方針が続いていた時代で、大変な難事業でしたが、地元の強力な支援により戦後初の私立の歯学部誕生となったのです。それ以後、医師・歯科医師不足時代を背景に医学部・歯学部が全国的に急増したのですが、その口火となったのが愛知学院の歯学部設置であり、それが国民の医療向上に役立っていると、ひそかに自負しているのです。歯科大学の場合、昭和35年までの7校から、昭和50年に23校と15年間に16校も増加し、さらに昭和55年には現在の29校へと増加しました。

このような歯科大学急増期（私立で4校から15校）にあたり、大阪歯科大学の白数学長の提唱で「私立歯科大学協会」の設立準備委員会が発足し、昭和49年7月に第1回協会設立総会が箱根湯本で開催され、当時15の私立歯科大学の代表全員が集まりました。私も愛知学院の代表として出席したのですが、大阪歯科大学の白数学長はじめ歯科界を代表する大御所の集まりで、さらに私が名古屋大学医学部出身で歯科界とは無縁であったため、私にとっていささか場違いのところに入り込んだというのが率直な印象でした。しかし古い歴史と伝統をもつ既設4大学と新設11大学が一堂に会し、「私立歯科大学の抱える共通の諸問題を解決し、歯学教育振興のため協力して努力していこう」との白

数会長の熱意に全員が賛同し、協会として全大学の結束を固めた有意義な会合でした。

その後、この協会も法人化して協会の意見を文部省はじめ外部に反映していくべきであるとの意見が強くなり、法人化への準備を進め、昭和51年5月に文部大臣より「社団法人日本私立歯科大学協会」の許可を受けました。初代会長に大阪歯科大学の白数学長、副会長に東京歯科大学の松宮学長、日本大学の新國歯学部長が選任され、白数会長のリーダーシップのもと全大学協力体制が発足しました。

### 入学時寄付金問題

協会を法人化した昭和51年当時、歯科ブームの最中であり、歯科医師不足に対する社会のニーズに応え、51年から既設4大学に加え、早期に新設された6大学が、入学定員を120名から160名へ増加、一方、国立大学も定員を40名から80名へと順次増加しました。このように歯科医師に対する期待が大きい社会状況から、歯科大学への入学志願者は極めて多く、大変入学難の学部となって評価を高める一方、入学生のかかなりの定員オーバーも認められていました。そのお蔭で新設大学も教育研究の内容充実を努めることができ、大変恵まれた状況になりました。

そのような状況のなか昭和52年春、突然私立医科大学、歯科大学の入学時の高額寄付金問題がマスコミで大きく取り上げられ、大きな社会問題となり国民の注目をあびるようになりました。医師、歯科医師を養成する医系学部はその教育に多額の経費を必要とするのですが、当時の社会常識からそれをすべて学納金で徴収することは不可能で、新入生の入学時寄付金によって賄われていました。そのため入学時寄付金は医系大学の必要経費でありました。しかしその入学時寄付金が順次高額となり、また補欠入学者に対する高額寄付金となったり、さらに

寄付金が入学の条件となったり、高額寄付金のため入学できない学生が出現してきたりしました。さらにそこに裏口入学、入学ブローカーの登場などが、私立医科大学、歯科大学を攻撃する材料となり、社会からの非難の的となってきました。文部省もこのような状況から「入学を条件とする寄付金」の廃止を強く打ち出しました。しかし歯科大学にとって寄付金を中止した場合、それを学納金に上乘せすることは不可能で、当然の結果として大学の経営は破綻せざるをえない状況となり、各大学ともどうしたらいいのか全く途方にくれる状態でした。

そのようなときに白数会長は緊急理事会を召集し、「入学時寄付金問題」を解決するための特別委員会を設置し、各大学から学長・学部長クラスの実力者を委員に選出されました。そのとき私は会長の特別指名で、この委員会の委員に就任したのですが、事前に何の相談もなく会議の席上で突然指名をされ、面食らったのを覚えています。しかしこの委員に指名されたことから、それ以後私は協会の理事として協会の運営に関与するようになりました。この特別委員会各委員の歯科大学を守ろうとする熱意が、宮田侑委員（城西歯科大学）の提案をベースに、文部省側と折衝を重ねた結果、わが国大学の従来の学納金の常識を破る新しい学納金制度を生み出したのです。

その第一は、従来の寄付金額に相当する歯学教育充実費500万円の新設で、入学生全員から500万円もの大金を正式に学納金として納入してもらうことであり、第二は、これも従来の常識を破る高額の授業料（例えば100万円台）の設定が可能となったことでもあります。第三はその代わり入学を条件とした多額の寄付金の廃止であり、第四に学校債は入学後に任意を条件として募集することであり、第五に高額学納金に対する減免措置、奨学金制度の設定等でありました。その結果、昭和53年度の学納金をみると、

入学金 50 万円、施設設備費 40 ～ 50 万円、歯学教育充実費 500 万円、授業料 130 ～ 140 万円、実験実習費 6 万円、施設維持費 40 ～ 50 万円で、初年度納入額が平均 775 万円、6 年間納入総額が約 2,000 万円と、従来では考えられない高額の学納金が学生募集要項に明示されるようになりました。

これにより社会問題化していた入学時寄付金問題は完全に解決することができました。この方法は私立医科大学も同歩調をとったのですが、医歯系大学は極めて高額の学納金を必要とすることが世間に認められると同時に、また一部からは敬遠される結果ともなりました。この状況から国の補助金も医歯系大学に特別増額されましたが、歯科大学は医科大学に比べると格段に少なく、今後の課題となっています。しかしこの入学時寄付金問題が発生したとき、各大学ともいかに対応すべきか全く途方にくれたのですが、本協会があったお蔭で、協会に全員が集まり協議を重ね、また文部省とも協議を行った結果、歯科大学が運営もでき学生教育も行えるように対応できたのであります。白数会長が「歯科大学協会を設立しておいてよかった」と何度も述べられましたが、本当に本協会のお蔭で無事切り抜けたと痛感したものでした。

### 入学定員削減問題

わが国では昭和 40 年代の歯科医師不足に対応し歯科医師増員のため歯学部設置を進め、昭和 35 年に 7 校、入学定員 690 名にすぎなかった歯科大学が、その後急増ラッシュにより昭和 55 年には 29 校、入学定員 3,380 名と急増を示しました。昭和 58 年の人口 10 万対歯科医師数は 55 人と増加し、国の目標であった 10 万対 50 人を突破し、なお急速に増加する勢いでした。

このような状況から全国の歯科医師会で、歯科医師の過剰を危惧する声が大となり、さらに

全国的に広がってきました。厚生省では昭和 57 年に「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」（委員長 愛知学院大学榊原教授）を発足させ検討を始めました。協会としては歯科医師過剰対策は入学定員の削減に直結し、大学経営に及ぼす影響が大であるので、その対応は慎重にされたいと、検討委員会に要望しました。約 3 年間にわたる討議の結果、昭和 61 年 7 月に最終意見書が発表され、多くの前提条件を付けての結論として「歯科医師の供給数が過剰になるので、適当な水準の歯科医師数を維持するために、当面昭和 70 年（1995 年）を目途に、歯科医師の新規参入を最小限 20%削減する必要がある」の最終意見を発表しました。このときの前提条件の一つとして、高齢歯科医の引退に言及したことは注目に値するものでした。

一方、このような状況のなか、文部省では昭和 60 年 3 月に「歯学教育の改善に関する調査研究協力者会議」（座長 久田神奈川歯科大学学長）を設置し、将来の歯学教育に関する方策の検討に入ったのですが、この会議には私も歯科大学協会代表の一人として加わり大いに勉強させられました。この検討会議では 21 世紀を展望して、今後の歯学教育はいかにあるべきかを中心に入学者選抜、カリキュラム改善、国際化への対応、歯学教育の将来態勢などについて検討し、昭和 62 年 9 月に最終まとめを発表しました。そのなかで学生数のあり方に関しては、厚生省の「歯科医師需給検討委員会」の最終意見をうけて、「当面、昭和 70 年（1995 年）に新たに歯科医師となるものを 20%程度抑制することを目標として、国公私立を通じた歯科大学の入学者数の削減を図るべきである」と最終提言を行いました。

この提言をうけて歯科大学協会としてはいかに対応すべきか、昭和 70 年に歯科医師に参入するものとは 6 年前の昭和 64 年の入学者から手を打たなければならず、時間的に余裕もあり

ません。一方、学生数の削減は直ちに大学の大幅な収入減から経営難に直結する大問題でもあるため、大変難しい問題に直面したわけであり、総論として歯科医師過剰に対応して学生数の削減の必要性は認めるものの、どのような方法で削減するのかの各論となると議論百出で結論が出ず、いたずらに会議を重ねる状況でした。

一方、歯科医師過剰論のPRが効きすぎたのか、将来の歯科医師という職業に対する不安感からか、歯学部受験者が減少し、特に卒業生が少ない新設歯科大学では著しい減少となった結果、新設校ではある程度の定員削減はやむをえない状況ともなっていました。そのような客観情勢の変化から、文部省の委員会の答申どおり、全大学一律に最終的に20%削減しようということに協会としての意思を統一したのですが、新設校は志願者減からこの案を引き受けざるをえなかったのです。しかし既設の大手四大学は卒業生の子弟を抱えているため志願者も多く、今すぐ削減する必要性はなかったと思われませんが、将来の過剰状況を見通して、新設校に同調して定員削減に協力されたのですが、既設校のこの英断には全く頭が下がる思いでした。

このように結論できたのは、この問題に心血を注がれた石川会長（鶴見大学歯学部長）のご努力によることは当然ですが、同時に会員校全員が、私立歯科大学の将来を、また歯科界全体の将来を考え、個々の大学のエゴは引き下げ、大局的立場に立って良識的な判断をされたからであり、これも歯科大学協会という組織があったからと考えています。しかしその後、順次漸減方式で実施したため、本協会でも完全実施にはこの後かなりの時間を必要とし、石川会長の後を受け継いだ私も協会の最重要のテーマとして会員の協力をお願いしたのです。幸いに最終的に予定どおり20%削減が実施され、そのお蔭で18歳人口急減期を迎えた今日でも協会加

盟校は学生確保がうまくいっていると考え、当時の役員の皆様の英断は立派であったと思っています。

### 卒後臨床研修—歯科臨床研修振興財団

厚生省の「歯科医師需給検討委員会」は昭和61年に「歯科医師の新規参入を最大限20%削減する必要がある」と発表しましたが、併せて進めるべき対策として「資質の高い歯科医師養成のため、今後卒直後の研修制度を検討する必要がある」と指摘しました。文部省の歯学教育改善会議でも昭和62年の最終まとめで「歯科医師の新規参入の最小限20%削減」と同時に「卒直後研修の早急な実施」を提言しました。このような状況のもと厚生省は国民の期待に応える質の高い歯科医師を育成するために、昭和62年予算に「一般歯科医養成研修費補助金」を予算計上したことから、この補助金の受皿となる財団の設置が急務となりました。

協会では日本歯科医師会と協議のうえ、昭和62年春に「財団法人歯科臨床研修振興財団」を設置し、6月1日に厚生大臣より認可されました。この財団の理事長選出にあたり私は、臨床研修は教育の一環として行われるべきであり、また当初歯科大学附属病院で実施することとしたため、理事長は大学側の就任が望ましいと主張した結果、協会の石川会長（鶴見大学）が就任、以来協会会長が財団理事長兼務となっています。事務所は協会内に置き、直ちに臨床研修委員会を設置して研修内容等を制定、同年6月より一般歯科医養成事業を開始しました。しかしこの臨床研修実施にあたり、各大学において実施段階の各論の討議が十分なされる時間的余裕がなかったため、各大学で実施するにあたりいろいろ難題が生まれ、そのスタートが難航したのも事実です。特に臨床研修における国立大学と公・私立大学間の格差、例えば研修期間の2年と1年の差、研修医の身分と手当の差

等の矛盾は大きな悩みでした。しかし「資質の高い歯科医師養成のため」という錦の御旗のもと、各大学は大変な苦労を重ねつつ努力を続け、6カ月という短期間で財団設立から臨床研修開始という離れ業を実行しました。

平成元年3月、私は石川会長勇退の後をうけて、協会会長に選任されると同時に、研修振興財団の理事長にも選任され、臨床研修の充実が私の最重要課題となりました。研修は当初歯科大学附属病院のみで始まったのですが、その後、医科大学附属病院口腔外科、一般病院の歯科・口腔外科、さらに研修施設に指定された一般開業歯科医院等、研究施設が拡大されました。

平成8年には歯科医師法の改定により臨床研修が法制化され、「大学病院又は厚生大臣の指定する研修施設で一年以上臨床研修を行うように努めるもの」とする努力義務規定が明文化されました。厚生省ではこの臨床研修の具体的な在り方、研修施設の指定、指導医の資格等を審議するため医療関係者審議会（現在、医道審議会）に歯科医師臨床研修部会を設置し、部長に私が任命されました。努力義務となった臨床研修について、必修化を考慮に入れて討議され、私は研修医の身分、手当等について、国公立大学間の格差是正を常に要望してきたのですが、今日までなお完全に解決されていません。

平成9年から臨床研修の法制化に伴い、研修事業は研修振興財団より厚生省に移管されましたが、財団設置以来10年間で約6,200名の卒業後歯科医に臨床研修を実施し、わが国歯科医療の発展に寄与できたことを大いに自負するものです。その後、この臨床研修は努力義務から必修化となり、平成18年卒業生からは全員が研修を受けることになり、歯科医師養成の歴史上画期的な年となりました。しかし研修の大部分を負担する私立歯科大学にとって、研修に要する経費の一部しか助成が得られず、大学負担が大きい点は今後の問題であります。特に最低

賃金を保障しなければならない研修医の人件費は、病院経営の赤字をさらに大きくしている点、その補助金の増額は早急に実現する必要がある、協会として今後取り組むべき重要課題であります。

### 歯科医師過剰問題

私は平成元年より9年にわたり協会会長の重責を務めました。協会のさらなる発展のため人心を一新し、平成10年より佐川大阪歯科大学長に会長をお願いしました。会長退任時の挨拶の一部を転記しますと、「現在私立歯科大学を取り巻く環境は極めて厳しく、最大の難題は歯科医師過剰問題である。私も文部省の21世紀医学・医療懇談会委員としてこの問題に関与しているが、定員20%削減をほぼ実施している私大側にこれ以上削減は難しく、削減は国大側をお願いするしかないと考える。文部省の大学審議会では国立大学の大学院拡充と学部規模の縮小が議題となっており、私も大学審議会の委員として、国立大歯学部も同様に考えるべきと主張している。さらに歯科医師の定年制も検討しスタートする必要がある。それには現在50歳以下の大量の歯科医師集団が70歳に達するまでに実行する必要がある、そのため20年後までに70歳定年を提唱する理由です。これらは歯科大学だけでなく、歯科界全体を左右する大問題であり、最も困難な問題でもあります。皆様の英知と勇気をもって解決すべきことで、新会長の手腕に期待します。私は現在日本私立大学協会の副会長、私立短大協会の常任理事として私立大学・短大の発展に、また大学基準協会の副会長として国公立大学全体の大学基準の向上に、さらに日本私立学校振興・共済事業団の理事として私立学校全体の振興に努めています。現在任命されている文部省の大学審議会、大学設置審議会委員の任務とともに、いずれもわが国高等教育全体について審議する重要な任



務であり、責任の重大さを痛感しています。今後とも皆様のご支援をお願いします」〔日本私立歯科大学協会広報第38号（平成10年3月）〕となっています。

10年経過した今日再び歯科医師過剰問題が登場し、入学定員のさらなる10%削減が課題になっています。しかし昭和62年の厚生省歯科医師需給検討委員会の最終意見に従い、協会では入学定員20%削減をすでに実行し、大学側の責任は果たしています。これに対し需給の条件となっている歯科医師の定年問題、すなわち「70歳以上の高齢歯科医は2000年以後活動を半減し、2020年以後は引退するものとする」の前提条件はそのまま放置され、全く実行されていません。前提条件が守られなければ過剰問題は解決しません。特に健康寿命の延長著しいわが国で、元気な高齢歯科医師が増加し、その

まま仕事を続ければ、若い世代の活躍する場は閉ざされ歯科界の将来にとって一大事となります。特に歯科大学急増期に卒業した「歯科界の団塊の世代」が高齢者群へ参入する前に対策を立てる必要があります、時間的に余裕のない難問です。

歯科医師の過剰から歯科医師が魅力のない職業とならないように、歯科医師の定年制（保険診療上）を早急に実現すべく強く要求していかねばなりません。また国立大学歯学部再編・統合、大学院中心への改組を要求する必要もあります。いずれにしても近い将来大学全入時代となるわが国で、歯科大学が優秀な学生を集め立派な歯科医師を養成するためには、歯科医師が魅力ある職業として若人に理解される必要があります、そのため歯科界全体の理解と協力を求める努力が必要と考えます。



## ■ 第4部



[協会設立 30 周年記念シンポジウム]

# 私立歯科大学における 最近 10 年の教育改革と 今後の展望

● 歯学教育と教員組織

朝日大学歯学部長

藤下 昌己

● 歯学教育プログラムと講座制

日本大学歯学部長

大塚吉兵衛

● 歯学教育における教育技法と教育評価

東京歯科大学学長

金子 讓

● 歯科医師臨床研修の在り方

日本歯科大学新潟生命歯学部教授

東理十三雄

座長：日本私立歯科大学協会教育・研究部会長

安井 利一

日本私立歯科大学協会教育・研究部会委員

福島 俊士

(役職名は本文共開催日当時)

日本私立歯科大学協会第6回教務研修会2日目開催

日 時：平成18年11月17日（金） 9：30～12：00

会 場：九段会館（東京都千代田区九段南1-6-5）

参加者：17大学（歯学部）49名

# 私立歯科大学における 最近 10 年の教育改革と 今後の展望

〔座長〕 安井利一	日本私立歯科大学協会専務理事 明海大学副学長・歯学部長
福島俊士	日本私立歯科大学協会理事 鶴見大学歯学部長



安井利一 座長



福島俊士 座長

一宮事務局長 おはようございます。教務研修会の2日目の日程に入らせていただきます。

午前中はシンポジウムでございます。「私立歯科大学における最近10年の教育改革と今後の展望」でございます。

座長の先生をご紹介します。当協会の教育・研究部会長の安井先生。同じく教育・研究部会の福島先生でございます。よろしくお願いいたします。

**安井座長** おはようございます。ただ今ご紹介いただきました、座長を務めさせていただきます、私、安井でございます。福島先生と2人で座長をさせていただきます。前半のほうは私が担当させていただきます、後半のほうは福島先生に担当をお願いするということで、どうぞよろしくお願いいたします。

このシンポジウムは「私立歯科大学における最近10年の教育改革と今後の展望」ということです。ここに出ていますように、わが協会の設立30周年の記念シンポジウムということになっております。協会設立30周年で記念誌を編纂することになっておりまして、このシンポジウムの内容は記念誌に掲載されることになっております。そのために、30周年記念誌の編集委員の方々がお見えになっておられます。委員長は、日本歯科大学新潟生命歯学部の大場事務部長ですが、委員の日本

大学松戸歯学部の板橋事務局長、朝日大学の菱田事務局長、そして北海道医療大学から土産田常勤理事、また、医歯薬出版の今田取締役も来られております。したがって、ぜひ活発なシンポジウムになるようにご協力をいただきたいと思います。

今回の研修のメインはこのシンポジウムにあるわけでございます。昨日、医師の臨床研修を岩手医科大学の小川先生に、それから教育技法に関しまして東海大学の安岡先生に、そして教員組織に関しては文部科学省の平野補佐にお話をいただきました。お気づきのようですが、昨日は歯科の先生方はお一人も講師として出ておられません。本日のこのシンポジウムのプロローグとして昨日お話をいただいたところでございまして、メインがここに集約するように昨日の講演は企画されております。大まかな内容、概要につきましては、昨日、皆様方と話題が共有できたと思いますので、本日は歯科の立場からいろいろとシンポジストの先生方にお話をさせていただこうと思っております。

本日のシンポジウムの順番につきましては、昨日、お話がありましたけれども、若干発表の順番が違っております。最初は「歯学教育と教員組織」、次に「歯学教育プログラムと講座制」、そして「歯学教育における教育技法と教育評価」ということになります。教育に関連す

るところの 3 題を先にお話ししていただいて、最後に「歯科医師臨床研修の在り方」についてお話をいただくことになっております。

それでは、早速始めさせていただきたいと思います。  
最初は「歯学教育と教員組織」ということで、朝日大

学歯学部長の藤下先生にお話をいただきたいと思います。

講師、シンポジストの紹介は、皆さんご高名な先生です。省略をさせていただいて、早速お話を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。



# 歯学教育と教員組織



日本私立歯科大学協会理事  
朝日大学歯学部長  
藤下 昌己

30周年の記念シンポジウム『私立歯科大学における最近10年の教育改革と今後の展望』ということで、私に与えられたテーマが「歯学教育と教員組織」ですが、ともにすでに各大学が積極的に取り組んでおられます。ここではなぜこのような教育改革が今求められているのか、その経緯と現状、それに伴う教員組織の在り方について順次説明します。

## 歯学教育

平成12年3月、文部省に「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が設置されて以来、歯学教育の改善・歯科医師養成の在り方・資質に関する審議が平成12年3月10日の第1回から平成13年3月27日の第14回まで行われ、「21世紀における医学・歯学教育の改善方策について—学部教育の再構築のために—」という報告書が公表されました。

各大学は、5年ほど前からすでにその別冊に記載されています「歯学教育モデル・コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン—」(「歯学教育プログラム調査委員会」作成)に基づき、カリキュラムの改革に着手してきております。そして、昨年からは1～4年生までに学ぶ歯学専門のminimum requirementの知識と態度・技能を問う共用試験が本格的に実施されました。その合格者には5・6年に実施される卒前臨床実習に診療参加型の導入が求められています。さらに、昨年度からは厚生労働省の歯科医師国家試験合格者には卒後の臨床研修が義務付けられております。

このように、歯学教育についてすでに皆様よくご存知ですし、今までいろいろな資料が出ております。そこで、前述の報告書から抜粋して説明させていただきます。

### 1. カリキュラムの在り方について

1) 医学・歯学教育を取り巻く環境(社会や学生の質的

変化)

なぜ今、医学・歯学教育改革が必要かをまとめますと、以下のとおりです。⑥にはすでにこの時点で卒後研修の必修化に向かつての卒前教育の役割が取り上げられております。

- ①高齢化社会の到来による疾病構造の変化
- ②患者のニーズの多様化
- ③少子化に伴う高等教育の大衆化
- ④生命科学の日進月歩の発展による知識量の膨大化
- ⑤教育活動のグローバル化への転換
- ⑥卒後臨床研修までの卒前教育の役割の整理(卒後臨床研修制度の必修化)

### 2) 医学・歯学教育の問題点

医学・歯学教育の問題点については以下のように指摘されております。

- ①情報の詰め込み教育
- ②記憶教育に偏った過密なカリキュラム
- ③大学間、科目間の教育のばらつき
- ④全体を見通したカリキュラムの調整不足
- ⑤不十分なカリキュラムの評価の機会
- ⑥基礎科目と臨床科目との間や講座間の壁
- ⑦短期ローテーション形式での見学型臨床実習
- ⑧教える側の能力、評価、向上を進める努力不足

### 3) 今後の医学・歯学教育の目指すべき目標

今後の医学・歯学教育の目指すべき目標というのは、これも皆様ご存知のとおりです。

- ①患者中心の医療を実践できる医療人の育成
- ②コミュニケーション能力の優れた医療人の育成
- ③倫理的問題を真摯に受けとめ、適切に対処できる人材の育成
- ④幅広く質の高い臨床能力を身につけた医療人の育成

- ⑤問題発見・解決型の人材の育成
- ⑥生涯にわたって学ぶ習慣を身につけ、根拠に立脚した医療を実践できる医療人の育成
- ⑦世界をリードする生命科学研究者となりうる人材の養成
- ⑧個人と地域・国際社会の健康の増進と疾病の予防・根絶に寄与し、国際的な活動ができる人材の育成

4) 本報告書の4つの柱

この報告書の4つの柱については以下のとおりです。

- ①これまでの医学・歯学教育の内容を整理、精選したカリキュラムの提示
- ②臨床実習をこれまでの見学型から診療参加型とした臨床実習カリキュラムの提示
- ③臨床実習開始前の学生の評価システムの導入の提案
- ④教える側（教員、教育組織）の能力および機能向上のための提案

これは、いわゆるファカルティ・ディベロップメントを指しています。

5) 望ましいカリキュラムの在り方

それに望ましいカリキュラムが提示されています。これについては、重要なポイントをアンダーラインにて強調しています。

(1) 教育目標

- ①卒業までに修得すべき基本的な知識を整理し、態度および技能教育の充実を図る。
- ②課題解決型学習を推進し、課題探求能力、分析的評価能力を向上させる。
- ③臨床医として必要な態度を身につけさせる。
- ④卒業後臨床研修を円滑に開始できるための基本的臨床能力を身につけさせる。

(2) 教育内容

教育内容については、すでに各大学ですでに取り組んでいるものばかりです（表1）。

(3) 教育方法（省略）

教育方法については、後で金子先生のほうから、こちらの教育技法について話していただけますので、そこで参照していただければと思います。

2. モデル・コア・カリキュラムについて

これは皆様がもっています教育再構築のガイドライン、すでに何回もみられたと思いますが、そのガイドラインに記載されていることについての抜粋でございま

表1 望ましいカリキュラムの在り方

2 教育内容
(1) 卒業までに学生が到達すべき態度、技能、知識の到達目標を包含したコア・カリキュラムを確立する。
(2) 臨床実習におけるコアを確立し、基本的臨床能力を備えることができるような重点的ローテーションを行う。
(3) コア以外の部分において、 <u>リサーチ・マインド</u> をもった医師・歯科医師や研究者を養成するための <u>選択的・発展的教育プログラム</u> を提供する。
(4) 講座単位でなく、基礎と臨床の枠を超えた学生が修得しやすい教育プログラムを提供する。
(5) コミュニケーション能力の育成、安全管理教育、倫理教育や情報管理教育など医師、歯科医師として必要な基本的な内容については、 <u>質的・量的充実</u> を図り、 <u>6年間一貫した教育</u> を継続するプログラムを提供する。
(6) 臨床実習に入る前の段階から、 <u>学生の動機づけ</u> などに配慮し、病棟や病外来などにおいて、 <u>早期の体験実習</u> を行う。
(7) 専門教育への円滑な移行が可能となるよう、 <u>教養教育</u> におけるリベラルアーツ教育の <u>いっそうの充実</u> を図るとともに、 <u>準備教育の内容・方法の再構築</u> を図る。

す。この詳しい項目については「21世紀における医学・歯学教育の改善について—学部教育再構築のために—【別冊】」（2001年3月27日）をみていただければわかるとおもいます。ここではこの意義と考え方などを提示させていただきます。

1) 準備モデル・コア・カリキュラム（表2）

2) 歯学教育モデル・コア・カリキュラム（表3）

それから、今度は「歯学教育モデル・コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン—」（「歯学教育プログラム調査委員会」作成）についてです。

3) 共用試験

4年生、5年生には、すでに昨年からは始まっている共用試験が導入されています。共用試験については、臨床実習開始前の『共用試験』第3版〔(社)医療系大学間共用試験実施評価機構(CATO)・医歯学教育センター(全国共同利用施設)(平成17年9月発行)〕という冊子も出ておまして、この概要に記載してある問題点は前述のものと重なるので省きます。

これには、医学・歯学教育の方向づけということで共用試験の導入の意義ということが書かれています。一つは、学習到達度の全国的な標準評価法の検討、臨床実習開始前の共通の標準評価試験としての役割であり、も

表2 準備教育モデル・コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン—（医学における教育プログラム研究・開発事業委員会、平成13年3月）

<p>1. 医学・歯学教育における教養教育の意義</p> <p>(1) 人が備えていなければならない知的好奇心と知的行動力を養うことにある。</p> <p>(2) 人文・社会科学系では、人の知的遺産と活動を理解するための方法論を学ぶ。</p> <p>(3) 自然科学系では、自然の理解のための方法論を学ぶ。</p> <p>(4) 医師、歯科医師または研究者となる前に人としての素養を培っていく。</p>
<p>2. 医学・歯学教育における準備教育コア・モデル・カリキュラムの構成と考え方</p> <p>(1) 物理現象と物質の科学 自然界を構成する物質と自然現象には、基本的な法則性があることを学ぶ。</p> <p>(2) 生命現象の科学 物質の科学を基礎として、生体の構成要素である細胞、細胞によって構成された個体の機能を理解し、生物がどのように地球上で進化適応してきたか、地球上でどのような相互関係にあるかを学ぶ。</p> <p>(3) 情報の科学 情報収集と情報交換の手段として不可欠な情報リテラシーを学び、根拠に基づく医学を実施するために必要な統計学の基礎と具体的な方法を学ぶ。</p> <p>(4) 人の行動と心理 患者の行動や心理を理解し、円滑な医療を進めていくために必要な基礎知識や基本的な考え方を学ぶ。</p>

う一つは、臨床実習開始前の共用試験により、態度・基本的臨床技能・知識の総合的理解力と問題解決力の評価を行い、社会の求める優れた医師・歯科医師の要請に応えるという方向づけで共用試験が導入されております。

#### 4) 卒前臨床実習について

共用試験をとおりますと、卒前臨床実習に進みますが、良質な歯科医師の養成には臨床実習内容を充実させるということが大前提です。その一般目標には「卒後臨床研修を行うために必要な基本的歯科診療能力を修得するとともに、口腔保健増進の重要性を深く認識することに主眼を置くこととする。」であり、歴史をみますと、平成5年3月に全国歯科大学・歯学部附属病院長会議臨床実習検討小委員会で「臨床教育実習の在り方」のなかの「実習内容の例示」で基本的歯科医師として卒前に修得すべき最低限の内容を具体的に明示しているとのこと。そして、平成11年2月に21世紀医学・医療懇談会第4次報告では、「21世紀に向けた医師・歯科医師の育成体

表3 歯学教育モデル・コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン—の概要

<p>1. 背景と考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の歯学・医学・生命科学の著しい進歩や歯学・歯科医療を取り巻く社会的変化に対応して、歯学教育の抜本的改善を目的に作成</li> <li>・歯学生が身につけるべきコアとなる基本的学習内容の提示</li> <li>・各歯科大学・歯学部が歯学教育改革の推進の参考</li> <li>・選択制カリキュラムの重要性</li> </ul>
<p>2. 特徴</p> <p>A. 患者中心の歯科医療を実践できる医療人の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯にわたって学ぶ医療人の育成</li> <li>(2) 個人と地域社会の健康と疾病の予防に寄与できる人材の育成</li> </ul> <p>B. 学習者の内部で有機的でまとまりのある学習が行われるように統合型カリキュラムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自学自習できるカリキュラム編成ができるように教育内容を精選</li> <li>(2) 統合型カリキュラムにより包括診療型実習の促進</li> </ul> <p>C. 臨床実習を行う学生の全国水準の維持を図るシステムを明示し、臨床実習に対する国民の理解の獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「臨床実習内容ガイドライン」を呈示し、臨床実習の充実</li> <li>(2) 世界に通用する教育内容（カリキュラム明示）と人材養成（臨床能力）</li> </ul> <p>D. 評価システムを導入することによる本提言の実効性をもたせること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自学自習できるカリキュラム編成ができるように教育内容の精選</li> <li>(2) 統合型カリキュラムにより包括診療型実習の促進</li> </ul>

制の在り方について」が提言されています。そこには、臨床実習においても精選された基本的な内容を重点的に履修させる臨床実習内容ガイドラインが確立されております。そして、必修項目以外は選択制として学ぶ側の自由度を高め、自学自習の精神の涵養が書かれているとのことですが、平成13年3月には今日の実情と将来の展望の視点から「臨床実習内容」として改めて設定された内容の水準1から水準4のことについて書かれています。

要約すると、水準1は、指導者の指導・監視のもとに実施が許容される歯科医療行為。水準2が、状況によっては指導者の指導・監視のもとに実施が許容される歯科医療行為です。水準3（介助）と4（見学）は原則として選択実習です。卒前臨床実習、すなわち参加型実習では水準1、水準2レベルが必須という形で求められております。



5) 診療参加型実習について

これが学生にできるのかどうかということが問題になりました。それについて、これは平成15年の歯科大学学長・歯学部長会議文部科学省配布資料からでございますが、違法性の阻却ということで、平成15年6月6日付で「歯科医師卒前臨床実習についての考え方」が示されるとともに、これについて厚生労働省のほうから文部科学省のほうに通知がございました。医科では平成3年に違法性の阻却の検討がなされております。歯科では、平成14年度厚生労働科学特別研究「歯科医師卒前臨床実習に関する調査研究」において江藤一洋先生が主任研究者としてまとめられましたが、それには①歯科医師法第17条の違法性の阻却の考え方、②卒前臨床実習実施のための条件の検討を示しております。

「歯科医師卒前臨床実習についての考え方」について、

(1) 歯科医師卒前臨床実習については、患者の同意のもとで、歯科医師としての資質向上を目的として卒前教育の一環として行われるものであり、侵襲性が相対的に小さいことや指導医の指揮・監督のもとに行われることなど、適正な条件のもとに相当な手段で実施される場合には、社会通念からみて相当であり、歯科医師法上の違法性は阻却されるものと考えられること

(2) 上記を踏まえ、適正な実施に当たっては以下の条件を満たす必要があると考えられることで、①は患者の同意のもと、②は侵襲性が相対的に小さいものであること、その②については、臨床実習の水準に応じて指導者の指導・監督のもとに実施が許容されるもの（水準1）から原則として指導者の歯科医療行為の見学にとどまるもの（水準4）など、一定の条件下で許容されるものであること、それから指導医の指導・監督下ということなどが記載されております。

6) 「良医の養成」について

歯学教育課程（6年間）、基本重視のコア・カリキュラム、多様化・選択性カリキュラムをもとに教育を行うのですが、1年生から4年生までが臨床実習前歯学教育、そして共用試験があり、そして5年生から6年生にかけて診療参加型臨床実習、それから歯科医師国家試験、それと抱き合わせの臨床研修の必修化が平成18年からスタートし、良医の養成のため歯学教育の改善が各大学で実施されております。以上をまとめたのが図1です。

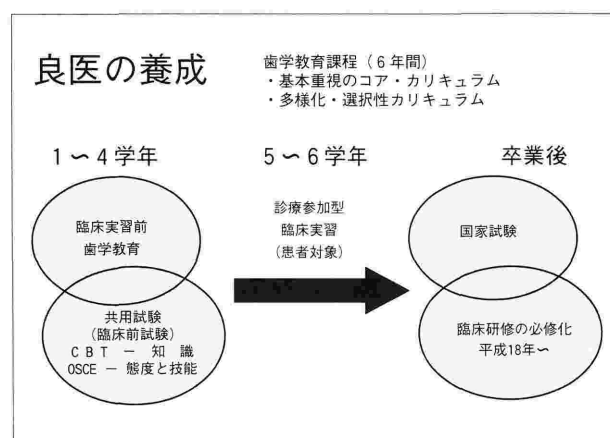


図1 良医の育成のための歯学教育の改善

大学の教員組織の在り方について

平成17年1月24日付の中央教育審議会大学分科会の大学の教員組織の在り方に関する検討会の「大学の教員組織の在り方について」という審議会のまとめが報告されました。これも平成15年11月13日の第1回から平成17年1月19日の第13回までいろいろと検討されているようですが、詳しくは割愛させていただきます。

1. 大学改革の重要な課題と教員組織見直しの重要な役割  
大学改革の重要な課題というのが、①構造的な大学教員の職の在り方、②講座制・学科目制等の教員組織の在り方であり、後者は大塚先生のテーマですので、そちらを参照していただければと思っています。次に、教員組織の見直しの重要な役割には、一つは教育研究を組織的に展開していくこと、もう一つは、非常に重要視されているのですが、若手教員を養成するということが強調されておりました。具体的な検討の視点は表4のとおりです。

2. 構造的な大学教員の職の在り方

1) 新しい制度

- ①教育研究を主たる職務とする職—教授・准教授・助教
- ②教育研究の補助を主たる職務とする一助手
- ③大学の判断によりおくことができる職—講師

図2は皆様もよくご存知の現行制度と新しい制度とを比較したものです。詳細は割愛させていただきます。

教授の役割は従来と変わらず、講師もまた大学の判断に任せるということで、従来と同じ形でも結構であるということです。大きく変わるのは助手の役割で、①の助

教と②の助手にその役割は分かれます。ここでは、新しい考え方に基づく准教授と助教の役割についてふれたいと思います。

表4 具体的な検討の視点

1. 現在の助手の職務の実態に照らし、自ら教育研究を行うことを主たる職務としている若手教員について、その職務に相応する位置付けを行うという観点
2. 助教授についてもその実態に相応する位置付けを行うという観点
3. 教育研究活動の組織的かつ効果の実施や責任の所在の明確化の確保という観点
4. 国際的な通用性や人事の流動性の確保という観点
5. 入学選抜、学生生活支援等を含めたさまざまな分野において活躍する専門的人材の必要性がますます高まっているという観点
6. 各大学が、それぞれの状況や理念に基づいて、多様に教員組織の在り方を設計することを可能にするという大学の自主性・自律性の確保という観点

2) 准教授について

「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」ことを主たる職務とするということで、大学設置基準において教育研究の実施上、各教員の役割の分担および連携の組織的な体制を確保し、かつ責任の所在が明確になるようにということでございます。

(1) 職務内容

大学、学部等が組織として決定した方針等により、大学院学生等への教育、教育課程の編成・授業科目の担当、プロジェクト研究の推進、入学選抜および附属病院での診療等を担当できるようになります。

(2) 准教授の資格・待遇等について

准教授は、教授への昇進、大学・学部等全体における教学面の運営全体について第一次的な責務を担うに相応しい業績や資質能力が認められた者ということで、教授への昇進の道、キャリアパスとしての位置づけだと思います。教授昇進への基本的な仕組みとして、准教授に採

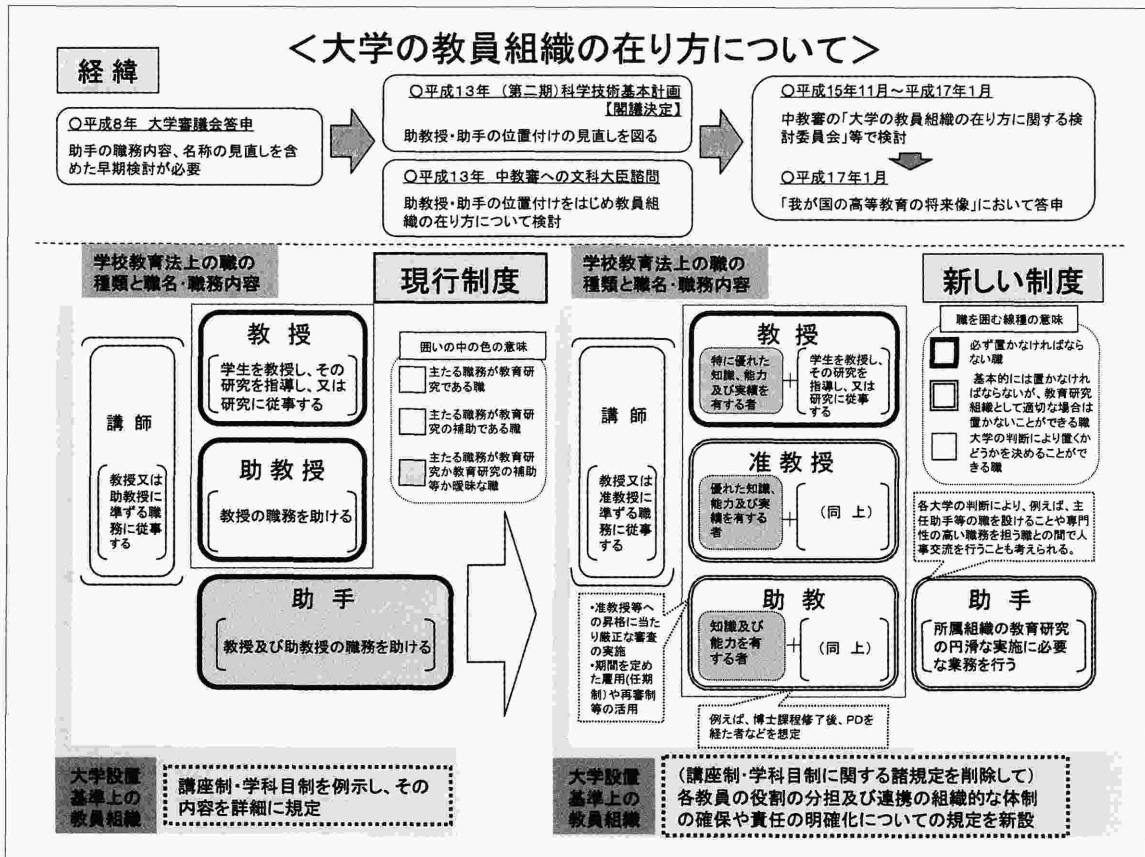


図2 大学教員組織の現行制度と新しい制度の比較

用して、一定期間、学生への教育等当該大学における教育研究に従事させた後に教育研究上の業績や資質能力を改めて評価するという事です。そして、教授とは、待遇やそれに関連した任用上の資格条件が異なる職とすべきであり、教授会の最低限必要な構成員でなく、加えることができる職であることです。さらに、各大学の実情等によっては、教学面の運営における責任の度合いが教授と異なることがありうる職とすべきこと、処遇は職務の実態が同じなら基本的に助教授と変わらないこと、資格は博士号の学位を有する位置づけ等となっております。そして、大学の方針や各分野の実情によってはおかないことができることとすべきとなっております。

### 3) 助教について

「自ら教育研究を行うことを主たる職務とし、将来の大学教員や研究者となることが期待される者」ということで、大学が最低限おくことが必要な「専任教員」に定められます。

#### (1) 職務内容

大学、学部等が組織として決定した方針等により、役割分担および連携等のもとで、さらには必要に応じて指揮・監督のもとで、組織的に役割を果たすことが不可欠であり、大学が担当させることが適切であると判断した授業科目、大学院学生への研究指導、研究プロジェクトの一部分担、附属病院の診療も研究の一環として職務に含まれます。入学者選抜に係る職務などの教育研究以外の職務も含まれ、具体的な職務内容は各大学により異なることはありうるということです。

#### (2) 助教の資格・待遇等について

処遇は、各大学の判断により定めることが適当であり、将来、准教授、教授への一段階に位置づけるということ（キャリアパス）、任期制・昇進のための再審査制・採用には公募制などの積極的な活用が要望されています。資格には、教授等と同様に大学における教育を担当するに相応しい能力を有すると認められること、少なくとも基本的に修士または専門職学位の資格が必要となります。また、助教についても、各大学の方針や各分野の実情によってはおかないことができることとなっております。

### 4) 大学の教員組織見直しに伴う法令改正

学校教育法の改正が平成17年7月、それから大学設置基準改正、施行日は平成19年の4月1日からということです。

### 5) 私立歯科大協会のアンケート結果について

昨年、(社)日本私立歯科大学協会は学校教育法および大学設置基準等の改正に関する調査を行いました。私立の17校のアンケート調査結果「平成18年度第3回理事会資料(安井利一明海大学歯学部長作成)」から抜粋しますと、以下のとおりです。

#### (1) 平成19年4月以降に設置する教育職

准教授17校、講師16校、助教17校、新助手9校で、私どもの大学と同様に、現行から新制度への教員組織の平行移動が多く、新助手はおかないところが多い。

#### (2) 教員の資格基準について

教授は、現行教授と同じが14校で、別に新規に定めるが2校です。同様に、准教授は現行の助教授と同じが13校で、別に新規が3校、講師は現行同じが14校で、別に新規が2校、助教は、現行助手と同じが9校で、別に新規が6校です。新助手については考え方が多様です。

#### (3) 平成19年4月以降に、大学院担当教員(D⑤またはD合)として発令予定の教授以外の教職員

准教授15校、講師8校、助教6校、その他1校です。

#### (4) 教育研究費の分配について

教授に一括して預けるが6校で、准教授以下にも分配するのが6校、その他が6校です。

以上、新しい制度の教員組織への対応は大学の事情により、まだかなり異なっているようです。

**安井座長** 藤下先生、ありがとうございました。

非常に膨大なテーマについて30分という短いなかでお話いただくのは大変だったと思います。今、21世紀における医学・歯学教育の改善ということで、大綱化から始まり、平成13年、14年あたりから教育改革が行われ、各大学とも教育の改革には多大なエネルギーを払ってきています。さらに歯科医師臨床研修も入り、大学教育においては本当に大きな変革が必要となっているなかで、この学校教育法の改正により、教育を担当しなければならない教員組織そのものも改革しなければならないということで、さらに大きなエネルギーを必要としています。そういうなかでの現状についてお話しできました。

続けて大塚先生から、「歯学教育プログラムと講座制」についてお話をお願いしたいと思います。それでは、大塚先生、よろしく願いいたします。



# 歯学教育プログラムと講座制

日本私立歯科大学協会副会長

日本大学歯学部長

大塚 吉兵衛

ただ今、藤下先生のほうから概要についてのお話がありましたので、オーバーラップするような部分は少し省きながら話したいと思います。「歯学教育プログラムと講座制」について、少し概要をお話ししたいと思います。

## 1. 21世紀初頭の大学像

教育機関が多様なことを実行するとき大きく取り上げられるのは、質の向上、自律性と柔軟性をもった組織にするということになると思われます。最終的には責任ある意思決定ということがわれわれ各大学に課せられています。つまり、「自己責任で行う」ということであり、個性化した後は自己点検・評価を行って、不断の改善努力をしていってくださいとなっているのだと思います。そのなかで、授業の運営ということに教員はかなり責任をとらなければならないこと、特に、最近は成績評価基準の開示、あるいは厳格な成績評価ということがいわれておりますので、シラバス等でこれらを明示しなければならなくなってきております。

また、登録単位数の上限については、半期15単位程度が原則ですが、半期20単位以上を履修可能にし、3年で卒業要件（4年制大学で124単位）を満たす単位を修得させて就職活動などをやっている大学・学部では、年に40単位ぐらいを履修させています。一般の学部は、年40単位以上とらせて3年で単位取得を終わらせてしまうような流れもあります。本学部では、この単位を半期15～20単位ぐらいずつにし、あまり偏らないように気をつけてやっております。授業の改善ということでは、FD活動が必要となります。さらに、教育活動の評価、学生の評価、授業評価ということになります。

## 2. 歯科医学教育の改革

医学・歯学教育には、平成13年に「モデル・コア・

カリキュラム」が策定され、各大学において、これに基づいた独自のカリキュラム改革が進んでおります。現在、この「モデル・コア・カリキュラム」作成は薬学・看護学系教育においても計画中であります。この「モデル・コア・カリキュラム」のなかには、組織的に対応する教育ということで授業内容は統合化された形で構築されています。また、編入学・学士入学というような学年の途中から入学する学生さんを取り込むということでの人間形成・人格形成の教育にも力が注がれています。医学・歯学系の大学が「モデル・コア・カリキュラム」の到達度を共用試験で評価し、社会に医学・歯学系教育の質を保証することを目的に実施されています。この評価を受けて診療参加型の臨床実習に参加できることになっております。ただし、評価の基準は各大学で違うと思いますけれども、いずれにしろこの診療参加型に結びつけるという意味で行われているということで、進められております（資料1）。

医学・歯学教育の目標に、今まで教育として考えなくてもよかった部分である人間形成があります。これはある程度は学生自身が生活のなかで社会的にはコミュニケーションをとりながら育ってきているのですが、社会経験に個人差が大きいことからカリキュラムプランニングでは重要視されなければならないと思います。医師・歯科医師や現状では特に研修歯科医がいろいろなトラブルを起こすことがあります。実際に私も若いドクターの何気ない言動を目の当たりにしておりますので、このへんは、皆さんもご理解されていると思います。それから、入学試験に面接試験を取り入れてはいるのですが、入学後の20歳前後になって少し精神的に病んでくる者、あるいは新たな人間関係の形成がうまくできない者がみられます。今の子供たちのなかには、このへんが少し問題

資料 1

### 医学・歯学教育の改革

医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議

- ・ 統合・体系化したカリキュラム
  - ①モデル・コア・カリキュラム策定
  - ②診療参加型実習ガイドライン策定
- ・ 課題探求型学習
- ・ 組織的対応による教育(統合化)
- ・ 編入学・学士入学制度(学生の多様性)
- ・ 臨床実習開始前共用試験(平成17年度)

資料 2

授業区分と学年配置

	1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
人間科学	●	●	●	●	●	●	●	●				
基礎科学	●	●										
生命科学			●	●	●							
口腔科学(基礎)			●	●	●	●						
口腔科学(臨床)					●	●	●	●	●	●	●	
総合科学		●	●		●	●						●

になることがあります。また、医療人の育成としては、倫理的な問題を適切に対処できる教育を実践することが求められています。要するに、健康を創る意識と使命感、患者さん本位の歯科医療、豊かな感性を具備した人格形成というようなものが共通して歯科医師を育成するには重要なことになろうかと思えます。

### 3. 日本大学歯学部の教育プログラム

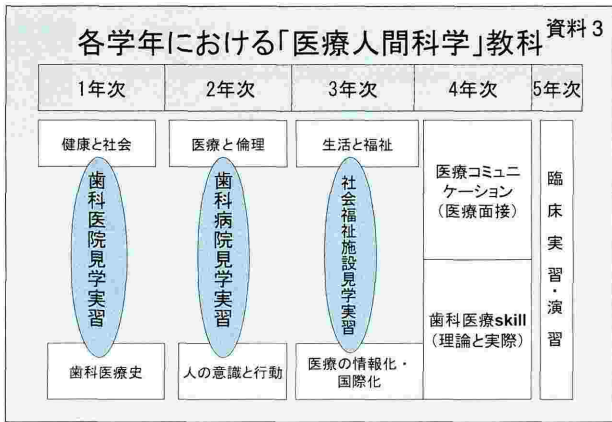
本学部の取り組みでありますけれども、最初はシラバスといえるものではなく、各授業の項目と進捗を示す概要でしたが、10年程度かけて次第にシラバスの形態をとるようになってきました。授業科目の成績評価基準はなかなか書いていただけなかったのですが、学生から「具体的にどういう評価を受けるのかわかるようにしてください」と言われながらだんだん進んできました。今では授業内容・到達目標、中間試験と学期末試験の評価の配分やオフィスアワー等もシラバスに記載しています。それから、統合型のカリキュラムということで、後で全体的な話を少し学年ごとに簡単にお示いたしますけれども、授業担当の教員間でのカリキュラムプランニングを進めて毎年度のシラバス作成に反映させています。また、学生による授業評価は結果を開示しておりまして、学期末に教員間・学生に開示します。

授業単位ですが、シラバスをごらんいただければわかると思いますが、一般論の3時間というのが1単位の勉強時間だと昨日も話題が出ましたけれども、2時間の自習というのを忘れてしまっているということもあります。そこで、学生はスライドに出た項目だけをプリントしてもらおうと満足しているというようなことをさせないようにしていきたいのですが、どうも評価を受けるとき

に、教えた内容のなかから出さないのはおかしいというような時代になってきたといえますか、そのへんは今苦労しているところであると思えます。

本学部の授業配置ですが、人間科学の区分に配置の教養教育を、1年生から4年生に経年的に実施します。人間形成を含めた教養教育は1年では無理だろうという基本的な考え方があります。基礎科学区分は基本・基礎をしっかりとやましようということで、理科のリメディアル教育、英語の習熟度別による少人数教育を含めまして1年生を充実させております。2年生から生命科学と口腔科学の区分を学習する形で進めようということで、この人間科学・基礎科学、それから生命・口腔科学の基礎・臨床で、さらに、先ほど話が出ましたけれども、コミュニケーションや課題探求能力というようなことも含め、さらに総合科学区分は、チュートリアル形式での教育を取り入れていっています。この総合科学は、検索、討議等を少人数で経験しようということでもあります(資料2)。

本学部のカリキュラムの特徴に、人間科学区分のなかに授業科目の医療人間科学があります。これがいわゆる教養科目に相当するものですが、社会とか健康というものを取り上げ、新入生たちにわれわれの役目を考えさせようというようなことですね。それから、後期に歯科医療史を考えてもらおうというようなことです。2年生になると人体解剖の実習も入ってきますので、倫理というものそのときに含めて話し、対人関係、人の行動と意識というようなものを少し考えてもらおうということ。3年生になると、医療関係、福祉問題等を学習してもらおうということと、医療の国際化(NPO等)・情報化

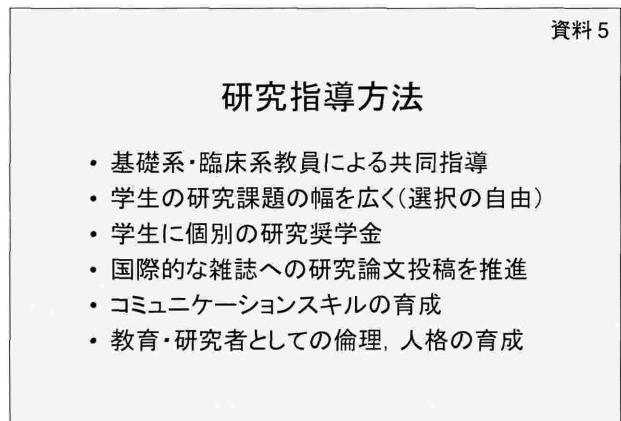
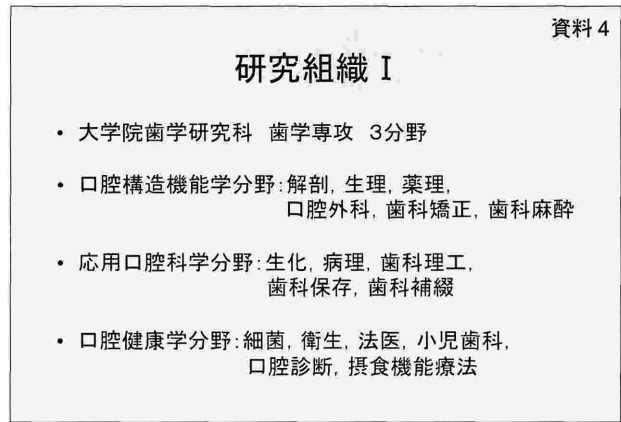


の話をしております。4年生になるとコミュニケーション、医療面接、あるいは医療のスキルというようなものの理論と実践について、本格的に取り組んでもらうというようになります。また、人格形成の成長過程のなかで見学体験実習を3施設に分け、1年生は兼任講師の経験のある先生方の歯科病院見学、2年生の夏期休暇には本学部の付属歯科病院を見学させます。診療の分担業務が明確に分かれている大学病院を対象とします。3年生にはいろいろな社会福祉施設を見学させ、いずれも少人数で見学の目的・事前討論・体験・見学後討議をさせていただきます(資料3)。それから6年の一貫教育を終了すると卒直後の臨床研修になります。

大学院はどうしようかということで、今、組織を少しグループ化しまして、研究組織として大学院は3分野に分けまして、現在存在する講座をグループ化して進めています(資料4)。これは、基礎・臨床が一緒になっていますので、昼夜間も開講しようかということです。それから、臨床系の大学院学生は夜間に実験をやっているのが現状です。また、社会人(夜間)大学院を設置し、課程博士の取得を勧めております。

それから、研究指導も基礎系・臨床系の教員の共同指導にしました。簡単にいうと複数指導体制ということになります。大学院学生には所属講座にとらわれずに、なるべく自主的なことをやらせてあげたらどうだろうかということでありまして、論文もなるべく英文で書けるようにしようと今取り組んでいるところです。研究奨学金も出すようにということで、個人で50~60万の研究申請ができるという形にしております(資料5)。

また、本学部でも総合歯学研究所を設けて9部門を立



ち上げていますので、これで可能性のありそうなプロジェクトを探ろうとしています。このような形で研究の組織は、大学院の組織と歯学研究所の組織、この2つを有効に生かせる方法はないかということで考えているところでもあります。

次に、講座制の経緯ではありますが、これは非常に単純明快で役割分担を明確にするという目的でグループ化したと考えればいいのではないかと思います。それで、責任者が教授で、以下に助教授・講師等がいるということで、その分野の専門性を担当することで構成されたグループであったわけです。ただし、人間的には、制度が硬直化する、逆に教授の力が強すぎて閉鎖的な運用になる弊害があります。それで、なかには自主的にやっていると、教授の言うことを聞かないということになるかと思えます。そこで講座制の改廃が必要であると考えられるようになったと思えます(資料6)。

大学が、個性化・特化を図ることはいいのですが、「勝

資料 6

### 講座制の経緯と制度改正

- 講座制:各教員の役割分担を明確にするため、教育研究の専攻分野の責任者としての教授と助教授以下の分野担当者構成
- 講座の新設, 廃止, 変更などに法的制約
- 制度の硬直的・閉鎖的運用を招いて教育研究の進展, 自主的・自立的な取組みを阻害
- 平成13年度:大学設置基準に講座制・学科目制以外の教員組織編制を可能に

資料 7

### 新教員組織

- 各大学が個性化・特色化を図ることを可能に
- 国立大学:大学院化, 独立行政法人化による講座改組
- 重要なこと:各教員の役割分担と連携の体制, 教育上の責任を明確に組織編制
- シラバス作成:教育内容・方法, 成績評価などの全授業計画を学生や学外に開示(説明責任)
- 主たる授業科目:原則として専任の教授, 准教授が担当
- 旧授業科目の統合化:新規科目と整合した責任体制
- 講座制の見直し:研究の多様化と教育分担を考慮

資料 8

### 講座制から大講座制へ

- 講座制の利点:専門性の高い研究・教育グループを形成, 後継者の育成, 研究プロジェクトの形成容易
- 講座制の欠点:教授, 助教授, 講師, 助手構成:助手以外は現講座では講座1名昇格:個人の研究・教育実績は考慮困難  
講座の権能:教授一人に集中化  
組織:閉鎖的, 身分の硬直化

資料 9

### 大講座制の利点・欠点

- 利点:教育研究業績を考慮して身分決定教育・研究グループの再編が容易
- 欠点:後継者の恣意的育成  
昇格・公募で公平な組織形成?

### 管理・運営の責任は重大

手にしなさい」ということが非常に怖いことでありまして、各教員の役割分担と連携の体制、教育上の責任の明確性、研究の多様化と教育分担という言葉でいわれてしまうため、それではどんな組織にするのかということがもう一つ問題になるかと思っています。現在、各大学は平成19年4月からの教員組織改革に向けて取り組んでいます。しかし、最終的に講座の見直しに、研究の多様化による研究室同士の統合化か、あるいは教育分野を主体とした分野統合に改革するのは難しい問題でもありません(資料7)。

それで、折衷案ではないですけれども、大講座制への移行があるかと思っています。おわかりのとおりでありまして、専門性の高い研究グループ別の講座制にすると後継者の育成には意義があります。しかし、欠点として、1名ずつしかおけないため、かえって硬直化し、昇格人事がなかなか難しいことになります(資料8)。

利点については、身分の硬直化は、今後はおそらく自

己申告制を取り入れれば対応できるようになるだろうと思います。ただし、大きなグループになってしまいますから、後継者ということになりますと、だれかが恣意的に育成するということにならざるをえないと思います。このことについては、大学全体で、管理責任者はかなり将来の責任を負わなければならないことになると思いません(資料9)。

最後に、日本大学の話を少ししますが、講師は終身雇用であるのでそのままになり昇進の妨げになってしまうおそれがあるということで、なくす方向でありました。助教を何年か経験すれば准教授というのでいいのではないかという考えがあったのですが、学外からよぶときに、任期制の助教ではなかなか来てもらえないため講師として雇用したいという意見があることから、現在、講師は当分の間は残すことになりました。それで、助教は3年1期の2回まで、助手は3年1期の1回の更新を認める形でおさまりました。

以上で私の話を終わらせていただきます。

**安井座長** 大塚先生、ありがとうございました。大変難しいテーマでしたが、ご自身の日本大学の状況も取り入れながらご説明をいただきました。

歯学教育プログラムにおいてコア・カリキュラムが導入され、これまでの小講座制ではなかなか対応が難しいこともあり、教員間で話し合いをしながらそれを解決していくということであったと思います。これからオリジナリティの高い教育プログラムをどうつくっていくかという観点から講座制にかかわるお話もいただいて、大変ご示唆の多いお話だったと思います。

大塚先生は、最後のディスカッションの途中で退席されるかもしれませんので、ここでご質問を受けたいと思います。

**質問者** 見学実習をされていますが、そのときに、例えば一斉にやるとか、具体的にはどのような形でされているのかということと、それから、学生主体の問題解決能力ということで特別研究をされているとのことですが、その場合の期間とか時間数は、実際にはどのようなものかお伺いしたいのですが。

**大塚** いわゆる各施設の見学は、まず、どんなところを体験したいか、本人にどんなところが希望が聞きまして、それで少人数で行かせております。実を言いますと、これは教員が大変なんです。まず、そういう施設を探してもらっているのですが、施設の大きさにもよりますけれども1回に行くのは10人以内ぐらいだと思います。そのような形で連れていくには、いろいろな施設をその前に探さないといけない。教員は実習があるので、なかなかタイミングが難しいというようなことがあろうかと思えます。それで、ディスカッションを帰ってきてからやっております。夏休みあたりの見学で、秋口にディスカッションを行うというような形をとっています。

**質問者** そうしますと、その場合は、1年の期間の間にあるグループはそういうところへ行き、ほかの学生たちは何かほかの授業ですか。

**大塚** 同じ時期でも、そんなに長く行かせられませんので、夏の間なるべくすませるように全グループを行かせています。

**質問者** ありがとうございました。

**大塚** もう一つの特別研究ですが、これは、前期と後期で学生が選べるようになっていまして、本当は前後期全部やらせたいというのが本音ですが、あまり縛りつけるのもどうかということもあります。私の基本的な考え方としては、自主的に、前期をやったら後期も来ていいですかという学生がほしいのですけれど。ですから、押しつけでやらないで、前期になるべく取り組んでおもしろいから後期も来たいと言わせるのですけれども、カリキュラムで組むと単位数をどうしても決めなければいけないので、1単位分の3時間実習を半期という形です。教員によっては、忙しいから夏休みに来たい人だけしか受け取れないという場合もありますが、学生がそれでもいいというのであれば、実験とか何かやる場合に夏休みに来るという形で解決しています。1人の教員が大体3人まで担当しています。

**質問者** ありがとうございました。もう1点だけよろしいでしょうか。

例えば研究組織を3分野に分けたということですが、分野内での研究は非常に活発になるとは思いますけれども、ほかの分野にまたがってしまったような場合というのはいかがでしょうか。

**大塚** 学生は自由にやっていますし、教員も自由にやれるようにはしています。基本的にグループ化したということでもあります。

**質問者** どうもありがとうございました。

**安井座長** 大塚先生、ありがとうございました。

それでは、ここで座長を交代します。

**福島座長** 交代させていただきました福島です。よろしくお願いたします。

今日のシンポジウムのテーマは「私立歯科大学における最近10年の教育改革と今後の展望」です。最近の10年ということで、10年前の『歯大協20年のあゆみと展望』を見てみますと、平成8年11月12日に本日のテーマに相当する座談会が組まれております。平成8年から今年の平成18年を考えてみますと、確かにこの10年間は、もちろん大学というのは教育をするところですが、とりわけ教育における変化が大きかった時代ではなかったかと思えます。

では、金子先生からお話をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いたします。





# 歯学教育における教育技法と教育評価

日本私立歯科大学協会副会長

東京歯科大学学長

金子 譲

金子でございます。私に与えられたテーマは「歯学教育における教育技法と教育評価」でございます。基本的な内容は昨日、東海大学の安岡高志先生がしてくださっておりますので、歯学教育について、東京歯科大学の例をご紹介しますながら話をさせていただきます。

先ほど座長の福島俊士先生のお話にもございましたように、大学教員は、歯科・医科に限らず、自分の役割をあまり認識していないというのが全国あらゆる分野の大学教員の特徴のようです。本来、大学の教員は、教育と研究、われわれには診療もありますが、研究志向の方が多く、教育に対して自覚が足りないということです。しかし、この10年は社会から説明責任など、卒業生の質が問われ、大学教員は学生教育に目を向けざるをえなくなったわけです。われわれが教育に対する姿勢を改革するには、過去の反省のうえに基づいて行うわけですから、この反省があって教育改革というものが成り立っていると思います。

私自身も、ついこの間まで教育というのは、学生が自分でやれば何とかできるのではないかというような考えも一方では非常に強く、きちとした体制のもとでカリキュラムを組んで学習目標、学習方略そして評価をするということに関しては、さほど意欲的にやってきたわけではありません。ということで、私がこのテーマでお話をさせていただくのは、適任ではないかもわかりませんが、本学では教務部が非常にきちとやっていますので、本学の例をお示ししながら進めたいと思います。

[パワーポイントによる説明、以下画面ごとにP)の表示]

P) われわれ歯科大学には、昨日からお話に出ていますように歯科医師の需給問題があります。入口としては入学定員の問題、出口では歯科医師国家試験の問題があり

非常に大きな制約、教育目標設定のうえで大きな拘束を強いられています。8月には文部科学大臣、厚生労働大臣連名の確認書まで出てまいりました。これら歯科大学のおかれている厳しい状況のなかで、歯科医療への国民の期待がますます高まり、歯科医学の高度化・多様化への対応が求められています。すなわち、これらを担う人材の養成が強く求められております。

P) これまでの歯科医学教育の問題点は、情報の詰め込み、記憶教育に偏重し、問題解決能力に欠けているといった大きな欠点のある教育をしてきたということが一番目にあげられると思います。次に教育の標準化といえますか、教育内容が大学間、科目間で独自に行われてきた過去から、その内容にばらつきが大きい。したがって到達目標が不明確だということで、歯学教育モデル・コア・カリキュラムが策定されたわけです。それから基礎と臨床、講座担当制による教育の壁、これが教育内容の重複や欠如を招きます。四番目には臨床実習の問題です。法的な問題、患者さんの要望などで学生が実際に歯科医行為をする機会がどんどん少なくなってきた。それでいいわけではないのです。最後に何よりも教える側の能力の問題です。歯科大学の教員は同業者を養成してきたので、教育の技法を学んではいないのです。したがって、大学教員が適切な教育技法と教育評価法を身に付けることが今日極めて重要な課題となっているわけです。

資料1) 21世紀医療懇談会でもありましたが、次代を担う歯科医師には、歯科医療に必要な知識、技術はもちろん、これとは別に、人間性、倫理観、協調性、柔軟性、創造性、医学的知識や技量をさらにもたせる、それから国際性、といったものが強く求められているわけですから、歯科学生の教育もこうしたところにもフォーカスが当たらなければならないだろうと思います。

### 21世紀 求められる歯科医師像

### 資料1

—21世紀医療懇談会 歯科医師教育のありかた—

- ④ 人間性
- ④ 倫理観
- ④ 協調性/柔軟性
- ④ 創造性
- ④ 医学的知識・技量
- ④ 国際性



### 私立歯科大学の教育改革への取組

### 資料2

#### 【教育技法】

- 1) 統合型科目の導入
- 2) PBL、チュートリアル教育の導入
- 3) Early Exposureの実施
- 4) 講座配属実習の実施
- 5) 診療参加型臨床実習への取組

#### 【教育評価】

- 1) 共用試験(CBT・OSCE)の導入
- 2) 歯科医師国家試験への実技試験導入の動き

### 東京歯科大学の取組(1)

### 資料3

#### 【教員の意識改革】⇒Faculty Development

#### 1. カリキュラム研修WS(教育手法・技法の習得)

第1回(F112.7)は教授の受講、現在まで20回開催  
専任・非常勤ともほぼ受講修了

#### 2. 歯科医学教育セミナーの開催 (全教職員が共通の情報共有)

教育に関する内外の話題を月に1回の割合で提供

・第12回「歯科大学は今」

講師：中原 泉 教授/日本歯科大学理事、学長

・第17回「大学改革の経緯と展望」

講師：小出忠孝 愛知学院大学長・学院長

※F118.10現在57回を数える

ただ、このような教育は、いったいどのように行っていくのか。知識の教授技法は方略として容易だと思えますが、人間性などはどのように教育するのか。われわれは私立大学ですから、やはり建学の精神に則った人間教育・全人教育といったものを在学中の6年間のうちにどうやって沁み込ませていくかが問題です。教養教育の裏づけをもった歯科医療人の育成が重要で、ゆとり教育も一面必要だと思います。しかし同時に6年終わったところで国家試験という高いハードルもあるので、このへんの兼ね合いが難しいところがあります。

P) ここまでお話ししましたような状況のなかで、この数年で歯科医学教育での具体的な対応も図られてきました。歯学教育モデル・コア・カリキュラムの策定、共用試験CBT・OSCEの導入などがあげられます。

資料2) このような機運のなかで、それぞれの私立歯科大学では教育改革への取組が盛んに行われてきました。教育技法に関しては、統合型科目の導入とか、PBLチュートリアル教育、早期の臨床への参加や、講座配属実習の実施、これは学生を講座・研究室になじませる、それから研究に興味をもたせ卒業論文指導などを行う。また、見学型から診療参加型臨床実習への転換など。教育評価に関しては、共用試験CBT・OSCEの導入により客観試験の多用や態度・技能評価が重要視されてきました。一時、国家試験に実技試験がすぐにも入りそうな雰囲気がございましたが、これが態度・技能評価に対する改革が盛んになってきた要因となっています。

資料3) それでは私どもの大学の取組をご紹介します。まず、第一に私みたいなのが多かったわけで、教員の意識改革というものが最も大事だということでFDを開始したわけです。私は学生教育の前に、医局員教育が最も大事だと思っています。それはこれまで相当やって

きたつもりです。直接学生に講義以外で接するのは、講師、助手クラスの若い教員ですので、彼らに対する教育というのはかなり力を入れてきたつもりです。しかし、教育技法をもってシステマティックにやってきたわけではないので、こういう点では非常に欠けていたなと思います。そこで、教育手法とか技法、教育評価について全教員に習得させるために、カリキュラム研修ワークショップを平成12年から始めました。最初は私ども教授が受講させられました。それから専任、非常勤ともに現在では、ほぼすべての教員が受講修了しています。したがって、本学の教育はこの教育手法により組み立てられ、全教員が同じ教育の言語で話ができることになりました。それから、全教職員が情報を共有する場として歯科医学教育セミナーと題した講演会を月に1回開催しています。これまでに日本歯科大学の中原泉先生、愛知学院大学の小出忠孝先生、昭和大学の宮崎隆先生、東京医科歯科大学の江藤一洋先生ほか、いろいろな先生方のお話を伺ってまいりました。

資料4) 次に具体的にどのような方略・教育技法を使って教育改革を行ってきたかをお話しします。本学ではまず、統合型科目の導入を図りました。先ほどお話ししましたが、教科間の連携、教養と基礎、基礎と臨床など、これまで独立していた科目を横の繋がりをもちた科目として構築しました。これには全学的なコンセンサスが欠かせません。このために教育ワークショップを立ち上げました。これは次の年にどのような教育改革をしていくかなど、テーマ・課題を持ち寄って、そして検討していきます。その結果を全学教員にオープンにして、そこでコンセンサスを得たものをさらに検討して、学生の教育に入れていくという過程をとっております。統合型科目導入というものも、こうしたなかでできてきた教育方法で

<p><b>東京歯科大学の取組 (2) 資料4</b></p> <p>【教育技法】⇒教育WSで検討、全学のコンセンサス</p> <p>1) 統合型科目の導入                      (1) 人間生物学: 理科科目と歯科医学専門科目との統合                      (第1学年後期・第2学年前期: 平成12年度～)</p> <p>(2) 細胞分子生物学: 細胞分子生物学を焦点とした理科科目と歯科基礎系科目との統合                      (第2学年前期: 平成14年度～)</p> <p>(3) 発生病態学: 発生病態学を焦点とした歯科基礎系科目と歯科臨床系科目との統合                      (第3学年前期: 平成14年度～)</p>	<p><b>東京歯科大学の取組 (3) 資料5</b></p> <p>2) PBL、チュートリアル教育の導入                      (1) 入門PBLチュートリアル                      新入生学外セミナー(第1学年前期)</p> <p>(2) 学習項目発見型PBLチュートリアル                      歯科臨床概論(第2学年後期: 平成17年度～)</p>	<p><b>東京歯科大学の取組 (4) 資料6</b></p> <p>(3) 診療問題解決型PBLチュートリアル                      ① 発生病態学(第3学年前期: 平成14年度～)                      (ハイブリッド型)                      ② 医療倫理(第3学年後期: 平成18年度～)                      ③ 課題講義(第5学年前期: 平成16年度～)                      (ハイブリッド型)                      a. 摂食と嚥下                      b. インプラント学                      c. 患者管理                      d. 医療管理</p>
<p><b>東京歯科大学の取組 (5) 資料7</b></p> <p>3) 体験型態度教育の導入                      (6年一貫したコミュニケーション教育)</p> <p>(1) 病院見学(第1学年前期: 平成13年度～)                      (2) 患者体験・健診記録実習                      (第2学年前期: 平成17年度～)                      (3) コミュニケーション技法実習                      (第2学年後期: 平成17年度～)</p>	<p><b>資料8</b></p> <p>3) 体験型態度教育の導入                      (6年一貫したコミュニケーション教育)</p> <p>(4) 患者誘導実習(第2学年後期: 平成15年度～)                      (5) 介護施設実習(第3学年後期: 平成14年度～)                      (6) コミュニケーション技法・医療面接実習                      (第4学年後期: 平成14年度～)</p>	<p><b>東京歯科大学の取組 (6) 資料9</b></p> <p>4) IT環境の活用</p> <p>(1) 情報科学入門の導入                      (第1学年前期: 平成13年度～)                      (2) 学内無線LAN環境の整備(平成12年度)                      (3) 教育用Webサイトの活用(平成11年度)</p>

す。ここに示した人間生物学というのは、教養系理科と基礎系の統合科目で、組織、病理、解剖などの先生方と教養系理科の先生が一緒になって授業をつくり上げていきます。

資料5) 次に導入を図ったのが、PBL・チュートリアル教育です。その入門編を新入生学外セミナーでやっています。テーマを与え、自分たちで問題発見し、解決するというようなものを2泊3日の合宿で行います。クラスメイトの名前もわからない入学後間もなく合宿をしますので、学生同士あるいは教員とのコミュニケーションが良くなるという非常に大きい効果がございます。入門編が終了すると学習項目発見型PBLチュートリアルを体験します。

P) これが、「かずさアカデミアパーク」で行う新入生学外セミナーです。最近の学生は、コミュニケーションをとるといことは、かつてよりは慣れているのではないのでしょうか。自分の意見をきちっと言える学生は多いというふうに思っています。

資料6) 次にくるのが、診療問題解決型PBLチュートリアルです。高学年になりますと臨床推論を取り入れます。ハイブリット型のPBLと一般的にはいいですが、講義をPBLのなかに組み入れているものもあります。

P) PBLの様子です。発表もただ聞くだけではなく、全員参加が基本です。

資料7、8) 次に取り入れたものは、体験型態度教育・コミュニケーション学です。歯学部教育では臨床実習・病院実習がありますが、以前は座学の積み重ね、知識偏重で、病院実習でいきなり患者さんとコミュニケーションがとれない学生もいました。そこで、本学では、ダイアゴナルカリキュラムとありますが、各学年のレベルに応じた体験型態度教育を導入しました。段階を踏んで歯科医師、医療人としてのコミュニケーション技法を習得していきます。

P) これは、2年生が臨床実習中の5年生と一緒にやります。最初はエプロンがけも非常に緊張していますが、だんだん慣れていきます。それから、上級生がいろいろ教えてくれるということで、これはいい方法だなと思っています。だんだん学年が上にいきますと、興味の対象が違ってきまして、これははっきりと行動からもわかります。

P) これは臨床研修医の患者となって、ロールプレイということになりますけれども、患者の気持ちを理解するための患者体験実習です。

P) これは介護施設に行ってお年寄りの相手をしたり、

資料 10  
東京歯科大学の取組 (7)

【教育評価】

- 1) 総合学力試験の導入
  - (1) 第2学年総合学力試験(平成17年度～)
  - (2) 第3学年総合学力試験(平成16年度～)
  - (3) 第4学年総合学力試験(昭和62年度～)
  - (4) 第5学年総合学力試験(平成4年度～)
  - (5) 第6学年総合学力試験(昭和50年度～)

自分で拘束具みたいなものを付けて、関節が固まってきたら歩くのはどれほど大変なのかなどを実体験します。

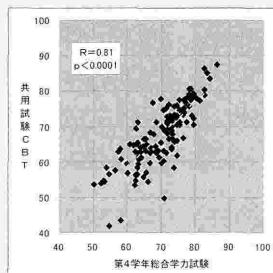
資料 9) 一方、本学では IT 環境の整備・活用に関して、近年かなり力を入れてまいりました。学内無線 LAN 環境を平成 12 年度に整備し、情報科学入門を導入してスキルアップを図りました。教育用 Web サイトの充実も進めています。IT は今、ICT といわれコミュニケーションが入っています。これを大切にしながら IT を推進しています。

P) 情報科学入門はこのようにやっています。学生すべてに PC を持たせますので、皆やらなければならない。PC を使いこなすことで勉強の資源・教材をキャッチすることも自発的にできる、自分たちで勉強していく。しかも、私が見ていて、これはいいなと思ったのは学内無線 LAN の環境です。これが学内あらゆる所に設置されていますので、PC がどこでも使えるということになります。どこかそのへんの学生のたまり場とか、そういうところでも PC を持ち寄って、それで自分たちで討論しながら勉強をするんですね。勉強というのは、決まり切った机の上でやるというだけではなく、今は喫茶店でもファミリーレストランでもみんなどこでもやっていますので、別に何ということはないのかもしれませんが、しかし勉強という、かしくまった感じだけでやるわけではなくて、楽しみながらやれるというようなところは、非常に大きな力をもっているのだなというふうには感じております。

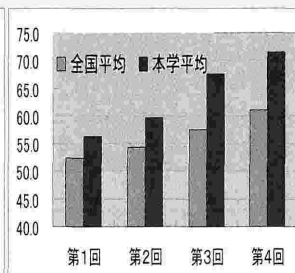
資料 10) それでは本学の教育評価についてご紹介いたします。いちばんの特長は、2 年生以上に総合学力試験を導入したということです。各科目の試験は前期・後期と授業範囲のなかで実施するわけですが、それとは別に、学年末に実施するのです。範囲はその学年までに学習し

資料 11  
— 共用試験 CBT からの評価 —

共用試験 CBT と学力試験の関係



共用試験 CBT の平均



たすべての内容です。国家試験がそうであるように多岐にわたる客観試験を実施しています。6 年生は卒業試験として昭和 50 年から実施していました。4 年生は登院試験として昭和 62 年から実施していました。共用試験 CBT が導入されても、本学では以前から同じ理由で試験をしていたということです。

資料 11) これは、本学の総合学力試験と共用試験 CBT との相関で、横軸が 4 年生の総合学力試験です。それから共用試験が縦軸にあります。この 2 つの試験は相関係数 0.8 ぐらいの極めて強い相関をいたします。ですから、ふだんの成績が悪い、学力が低い学生は、共用試験でも点数が取れるわけがない。この関係をみると本学の総合学力試験は学力を極めて識別できていると評価できます。右側は、私どもの学生の共用試験 CBT の平均と全国平均を比べたものです。第 4 回までにだんだん全国平均より高い成績を取るようになってきておりまして、こういうものが、これまでやってきた教育改革の成果ではなかろうかというふうに思っております。

P) 科目ごとの成績と総合学力試験との関係ということですが、これも、よくできる学生はよくできるという話で、当たり前といえば当たり前ですけれども、これも高い相関を示しています。それから、学生個人には、各科目の成績をレーダーチャートに示して指導します。自分は何の科目が弱いのか自覚・認識させようとするものです。

資料 12) 総合学力試験を効率よく効果的に実施するためにオンラインテストシステムを開発・導入しました。

資料 12

**東京歯科大学の取組 (8)**

【教育評価】

- 2) オンラインテストシステム、試験問題DBの導入
- 3) 歯科臨床系科目におけるOSCEの導入
- 4) IT環境を活用した態度・技能領域評価への取組  
(「IT環境でのグローバルエバリュエーション」として  
平成17年度・特色GPに採択)
- 5) 学生による授業評価(平成15年度～)

資料 13

**教育評価の課題と展望**

- 態度・技能評価(OSCE)に対する評価  
 ⇒ ? 評価者間の評価のバラつき  
 ⇒ 共用試験OSCE ? 明確な評価基準
- PBL・チュートリアルの評価  
 ⇒ ○ 形成的評価、? 総括的評価
- 統合科目の評価  
 ⇒ 分野のバランス
- 総合学力試験  
 ⇒ ○ 国家試験の合格率向上

このテストシステムと連動して試験問題データベースも開発しました。これにより問題をデータベース化して、良い問題すなわち識別係数の高い問題をプールして、新規作成した問題と併せてPCを使ったオンラインテストシステムで試験を実施しています。現在プール問題として約1万問ほどあるはずで、それから臨床系科目においては、積極的にOSCEを導入しています。また、学生による授業評価も取り入れて各教員へフィードバックをしています。これらの教育評価の取組に対し、文部科学省の平成17年度特色GPに選定されたわけです。

P) 本学では、先ほどお話ししましたとおり、IT環境をすべてに優先して整備してきました。これを活用した評価のところで「特色GP」、e-Learningで「現代GP」が幸いにして同時に選定されたということです。従前から教務部がいろいろやってきましたので、それが社会的にも評価されたということです。

**資料 13)** 最後になりますが、教育評価の課題と展望でございます。態度・技能評価のOSCEでは、複数の評価者間で評価のバラつきがどうしてもみられ客観的な評価が難しいと思います。評価者の教育を含め今後、まだまだ改善が必要だと思えます。実際に共用試験OSCEでも明確な評価基準が示されず、CBTのような白黒がつけられていません。それからPBL・チュートリアルの評価、これは形成的評価には大変効果があり高い教育効果が期待できますが、総括的評価は非常にこれも難しい。

統合科目の評価では、分野のバランス、分野ごとの試験問題の難易度の調整が大変難しい。

総合学力試験、これは国家試験の一つの目安ということにもなります。現在、2年生から実施していますので、学生各人の成績の推移がかなりデータ化されてきていま

す。6年生最後の卒業判定のときには、これがおそろしいくらいよくわかります。結果的に国家試験の合否にこの成績データが高い相関を示すのです。学生にとっては大変だとは思いますが、結局、総合学力試験を導入してその結果を分析することで、本学の国家試験合格率は高い水準で保たれていることが実感できます。

本来の話から外れてしまったかも知れませんが、教育というのは、やはり教える側、それから教えられる側、こういうものがそれぞれの大学で同じであるわけがないと思います。しかし、コアカリなど一応の標準化という目標がありますから、これを各大学が、というよりは私の大学なんかもそうなのですけれども、どうやって一般的な認識にさせていくかということがございます。ただ、こういう取組、全教員のコンセンサスを得ながら共通の認識をもたせることを、やはり毎年繰り返していくということはかなり効果的であったのだろうと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

**福島座長** 金子先生、大変ありがとうございました。「歯学教育における教育技法と教育評価」ということでございましたけれども、内容的に東京歯科大学の現状と伺いますか、教育の内容を非常に詳しく説明していただきまして、大変示唆に富む内容のお話を頂戴することができました。どうもありがとうございました。

続きまして、最初に安井先生のほうからご紹介がありましたように、今まで3題は教育に関するものでございましたけれども、最後に臨床に関するものということで、東理先生のほうから「歯科医師臨床研修の在り方」という題でご講演をいただくことになってございます。それでは、よろしくお願いたします。

# 歯科医師臨床研修の在り方



日本私立歯科大学協会常務理事  
日本歯科大学新潟生命歯学部教授  
東理 十三雄

## 歯科医師臨床研修制度の法制化前後

本シンポジウムの企画立案の意に従い、歯科医師臨床研修（ときに臨床研修と略す）に的を絞って、その制度化の経緯と状況から本題に入ることにいたします。

平成 18（2006）年というこの年は、歯科医師臨床研修必修化元年として、私ども歯科関係者には銘記すべき年であり、後年、その歴史の流れのなかに身をおいた者として、懐旧の思いにひたるであろうことを想像しております。

さて、46 年前に遡ります。昭和 36（1961）年の国民皆保険を契機に、歯科医師数の不足に対応して、歯科大学・歯学部の新設、増設が進められ、それまでの 7 校から、昭和 40（1965）年には 13 校となり、昭和 54（1979）年には現在の 29 校となりました。

ちなみに歯科医師の適正数は、人口 10 万人に歯科医師 50 人といわれ、その当時、昭和 30 年代の歯科医師の割合は約 33 人で、この不足分を充足するために、歯科大学増設ブーム到来となった次第であります。しかし、昭和 59（1984）年には、歯科医師の割合は 57 人となり、過剰時代突入かといわれはじめました。

日本歯科医師会は、この 2 年前、昭和 57（1982）年 7 月「歯科医師増加対策検討委員会」を設立し、昭和 60（1985）年 3 月に発表した審議報告に、“歯科大学の入学定員削減、卒直後研修の早期実施”等が明記されました。さらに日本歯科医師会は、昭和 60（1985）年 8 月文部大臣宛に“歯科医師急増対策への対応と歯科医師国家試験合格者の研修の制度化について”要望書を提出しております。このころの厚生省の動向であります。昭和 57（1982）年 9 月の閣議決定を受けて、昭和 59（1984）年 5 月「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」を設置、その年の 12 月の中間答申に“歯科医師の供給数が

過剰になるので、適正な水準の歯科医師数を維持するために、当面、昭和 70 年を目途に、歯科医師の新規参入を最小限 20%削減する必要あり”とし、併せて“資質の高い歯科医師を養成するために、卒直後の臨床研修制度を検討する必要がある”としております。

今にして思えば、このあたりが“入口・出口策”の狼煙でありました。

さて、厚生省はこの提言を受けて、昭和 62 年度予算のなかに、「一般歯科医養成研修事業」のための補助事業費を計上し、昭和 62（1987）年 6 月 1 日から歯科大学・歯学部附属病院において、卒直後 1 年間の臨床研修が実施されることになりました。厚生省管轄の私立大学は、この卒直後研修事業が、「財団法人歯科臨床研修振興財団」が行うものとして、そのための補助金は、財団を介して公私立の歯科大学へ委託契約料を支払う図式となりました。なお、この臨床研修が収益事業となれば、大学本来の事業ではないこと、学校法人としては、法人税法により“再教育を受ける歯科医師に報酬を支給出来ないこと”など、文部省管轄の国立大学との格差は歴然としており、この費用・用途に関しては、法制化された現行制度においても、当日本私立歯科大学協会は納得できるものではなく、矛盾撞着に対して厚生労働大臣宛、要望書を提出しておりますことは、ご報告のとおりであります。

なお、昭和 62 年度から開始され、平成 8 年度までの 10 年間に、「一般歯科医養成事業」において臨床研修を修了した新規参入歯科医師は 6,163 人です。このうち、5,570 人は私立歯科大学・歯学部卒業の新規参入歯科医師で、この 10 年間の歯科医師国家試験の合格者数から勘案すると、私立歯科大学・歯学部出身者の約 25.5%が「一般歯科医養成研修」を修了したことになりま

す。この数字は「歯科臨床研修振興財団」資料と、私立歯科大学・歯学部からの記録から算出したことを申し添えます。

### 歯科医師臨床研修制度法制化へ

平成8(1996)年6月14日、第136回通常国会に「医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案」を、“医師の臨床研修を必修化するとともに歯科医師の臨床研修を法律上制度化する”として提出する予定が、医師法における必修化の意思調整に難航し、歯科医師法の改正のみを議員立法にて行われました。これによって歯科医師法に『臨床研修』の章と条項が設けられた次第です(表1)。平成8(1996)年6月21日「歯科医師法の一部を改正する法律」(法律第92号)として公布されました。これが第1段です。

歯科医師法第3章の2として「臨床研修」が章に新しく加えられ、第16条の2第1項は「臨床研修を行うように努めるものとする」となり、平成9(1997)年5月から平成17年度まで、“努力義務規定”として実施されました。この間、平成12(2000)年12月、先の第16条の2第1項は、“臨床研修を受けなければならない”と必修規定に改正され「医療法等の一部を改正する法律」(平成12年12月6日法律第141号)が公布されました。これが第2段であります。その実施は、平成18(2006)年4月からであります(表2, 3)。

法制化によって変更されたことは、「一般歯科医養成研修事業」として、歯科臨床研修振興財団〔平成3(1991)年6月1日、歯科医療研修振興財団に改名〕の委託から、補助金は各都道府県の医務課等係からの交付となりました。

なお、平成9年度から平成17年度まで、“努力義務規定”に則った新規参入の歯科医師数と国家試験合格者との割合は、私ども日本歯科大学新潟生命歯学部病院222人、約30%、日本歯科大学生命歯学部病院(東京)627人、約60%でありました。

全国的な記録につきましては、渉猟中であります(本誌32, 33頁、歯科医師臨床研修・第2ステージの修了結果、参照)。

法制化第1段、平成9年度からの実施運用にあたり、医療関係者審議会「歯科医師臨床研修部会」(後の医道審議会歯科医師分科会「歯科医師臨床研修部会」)意見書(平成8年10月14日)、ならびに健康政策局長直轄、「歯科医師臨床研修に関する検討会」の報告書(平成8

表1 平成8年6月21日公布(努力義務規定・平成9年度～17年度)

<p>歯科医師法(昭和二三・七・三〇 法律二〇二)</p> <p>第三章の二 臨床研修</p> <p>〔臨床研修〕</p> <p>第十六条の二 歯科医師は、免許を受けた後も、一年以上大学若しくは大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院(歯科医業を行わないものを除く。)又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を行うように努めるものとする。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定した病院又は診療所が臨床研修を行うについて不適当であると認めるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第一項の規定の適用については、外国の病院又は診療所で、厚生労働大臣が適当と認めたものは、同項の厚生労働大臣の指定する病院又は診療所とみなす。</p> <p>〔臨床研修者に関する報告〕</p> <p>第十六条の三 前条第一項に規定する病院又は診療所の長は、当該病院又は診療所において同項の規定による臨床研修を行った者があつたときは、当該臨床研修を行った旨を厚生労働大臣に報告するものとする。</p> <p>2 前条第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院又は診療所とみなされた病院又は診療所において同項の規定による臨床研修を行った者は、当該臨床研修を行った旨を厚生労働大臣に報告するものとする。</p> <p>〔厚生労働省令への委任〕</p> <p>第十六条の四 この章に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定並びに前条第一項及び第二項の報告に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>*「厚生労働省令」=規則一九の二</p>
---

年9月10日)等に沿って開始されました。

詳細は「歯科医師臨床研修に関する関係資料」(厚生省健康政策局歯科衛生課編、平成9年3月15日発行)をご参照ください。

### 歯科医師臨床研修の目標(平成9～17年度)

一般目標と具体的目標に分けられました。一般目標は次の6項目で、各項目の知識、技能、態度の基礎を身につける、となっております。

#### 一般目標

1. 歯科の健康上の不安や障害を的確に排除あるいは緩和できること。
2. 自らの行った処置の予後についての予測ができること。

表2 平成12年12月6日公布（必須規定・平成18年度から実施）

<p>歯科医師法（昭和二三・七・三〇 法律二〇二）</p> <p>第三章の二 臨床研修</p> <p>〔臨床研修〕</p> <p>第十六条の二 診療に従事しようとする歯科医師は、一年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定した病院又は診療所が臨床研修を行うについて不適当であると認めるに至ったときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第一項の規定の適用については、外国の病院又は診療所で、厚生労働大臣が適当と認めたものは、同項の厚生労働大臣の指定する病院又は診療所とみなす。</p> <p>〔研修医の義務〕</p> <p>第十六条の三 臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならない。</p> <p>〔臨床研修修了者の登録〕</p> <p>第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録する。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修修了登録証を交付する。</p> <p>〔登録手数料〕</p> <p>第十六条の五 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>〔厚生労働省令への委任〕</p> <p>第十六条の六 この章に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定、第十六条の四第一項の歯科医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>*「厚生労働省令」=平一七厚労令一〇三（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令）</p>
--

3. 歯科保健の保持・増進に適切な助言、援助のできることを。
4. 自己の能力の限界を知り、常に研修意欲を持つこと。
5. 患者に対して、十分な説明を行い、同意を得られること。
6. 歯科診療上の偶発的な事態に適切に対処できること。

表3 平成12年12月6日公布（病院・診療所等の開設者・管理者：臨床研修修了歯科医師）

<p>医療法（昭和二三・七・三〇 法律二〇五）</p> <p>第二章 病院、診療所及び助産所</p> <p>〔開設許可〕</p> <p>第七条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>〔診療所等開設の届出〕</p> <p>第八条 臨床研修修了医師、臨床研修修了歯科医師又は助産師が診療所又は助産所を開設したときは、開設後十日以内に、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>*「届け出」=規則四・五 変更の届出=令四Ⅲ 罰則=法七四1・七五</p> <p>〔病院等の管理者〕</p> <p>第十条 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修修了医師に、歯科医業をなすものである場合は臨床研修修了歯科医師に、これを管理させなければならない。</p> <p>2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは臨床研修修了医師に、主として歯科医業を行うものであるときは臨床研修修了歯科医師に、これを管理させなければならない。</p> <p>*罰則=法七四1・七五</p>
---

具体的目標・研修実技項目は、一般目標を達成するために、大きく①②③の3段階に分け、①は「卒前に修得した事項を基本として十分習熟すべき項目」で「診査項目」8項目、「処置項目・他」20項目、②は「①の十分習熟した項目に加え、さらに習熟すべき項目」で「診査項目」12項目、「処置項目・他」20項目、③は「①②を踏まえて習得していることが望ましい項目」で「診査項目」5項目、「処置項目・他」20項目に分けられ、③については、将来の専門分野に向けてまたは生涯研修への橋渡しとして、となっております。



### 研修施設（平成9～17年度）

大きく3つに分けられました。①歯科大学・歯学部および医科大学・医学部の附属病院ならびに大学附属病院、これらは医師法と同様に法律上、包括的に研修施設として位置づけられております。②一般病院（歯科）、③歯科診療所で、②と③は指定基準を満たした施設を厚生大臣（当時）が指定する、となっております。

### 研修方式（平成9～17年度）

単独研修方式と複合研修方式です。単独研修方式は、歯科大学・歯学部および医科大学・医学部の附属病院ならびに大学附属病院のほか、厚生大臣が指定する病院のうち単独研修方式で臨床研修が実施できると認められた施設に限られ、これが複合研修方式の「主たる施設」の区分になります。

複合研修方式は、複数の施設が「主たる施設」と連携して研修施設グループを構成し、「主たる施設」における研修期間は、原則8か月。「従たる施設」（前述の③、歯科診療所）では原則4か月でありました。

この9年間、指導歯科医の養成、資質の向上につとめ、研修プログラムの検討等を重ねてきたところでありますが、臨床研修歯科医の処遇については、各施設の対応に苦慮のあとが明らかであり、当協会関係者には周知のとおり、補助金の有益な活用について、厚生労働大臣宛の要望書を平成17年6月15日と平成18年4月25日の2度にわたり提出しておりますが、回答はなく、改善もありません。当協会の重大なる課題としてさらなる検討を要するものと考えます。

### 必修化された新制度の実施（平成18年度から）

実際にこの歯科医師臨床研修の実施に直接関わっており、いでのなる方々のお集まりでありますので、要点を述べるにとどめたいと思います。

平成18年度の必修化開始をひかえて、医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会は、平成17年7月21日の意見書において、新たな歯科医師臨床研修の主な趣旨として、以下の項目をあげております。

- 基本的・総合的診療能力を身につける
- 地域保健・医療の実施
- 病診連携の理解と実践
- 診療所における医療安全管理の理解
- より多くの症例の経験と実践

さらに、これらの項目を研修するにあたり、大学病院

においても診療所等と共同して行う、臨床研修施設群方式の推進を具申するもので、これを踏まえた厚生労働省医政局長通知（医政発第0802021号平成17年8月2日）に沿って新制度の運用が始められた次第であります。

研修期間は1年以上、原則として合計1年です。臨床研修群方式では、原則として、連続した3か月以上の研修を管理型臨床研修施設で行い、3か月を超える期間については、1か月を単位として連続しなくてもよい、となり、各協力型臨床研修施設においては、連続した3か月以上の研修を行うこと、となりました。

臨床研修の対象は、診療に従事しようとする歯科医師で、平成18年4月1日以降に歯科医師免許の申請を行い、歯科医師免許を受けた者です。なお、医療法第7条第1項により「臨床研修修了歯科医師でない者が診療所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事等の許可を受けなければならない」となり、医療法第10条第1項により「病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が歯科医業をなすものである場合は、臨床研修修了歯科医師に、これを管理させなければならない」となりました。

旧制度の「歯科医師」の部分が「臨床研修修了歯科医師」に改められました。

臨床研修施設の名称は、「主たる施設」が「管理型臨床研修施設」に、「従たる施設」が「協力型臨床研修施設」に変更され、この二者による「臨床研修施設群」と管理型臨床研修施設のみで行う「単独型臨床研修施設」における方式となり、これに新しく「研修協力施設」（臨床研修施設と共同して臨床研修を行う施設であって、臨床研修施設及び大学病院以外のもの。研修期間は1か月以内）が加えられました。

施設指定基準では、医療安全のための体制が確保されていること、医療に係る安全管理のための委員会等、重要な要件が加えられました。

診療科の標榜は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の11第1項第2号に掲げる「歯科又は歯科口腔外科」となりました。旧制度は「歯科」でした。

研修プログラムは、公表が規定され、プログラムの特色、研修目標、研修計画、指導体制、研修歯科医の処遇、その他必要事項を定めることになっております。

研修目標については、「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（医

表4 歯科医師臨床研修の到達目標

「基本習熟コース」
研修歯科医自らが確実に実践できること
(1) 医療面接
(2) 総合診療計画
(3) 予防・治療基本技術
(4) 応急処置
(5) 高頻度治療
(6) 医療管理・地域医療
「基本習得コース」
頻度高く臨床において経験すること
(1) 救急処置
(2) 医療安全・感染予防
(3) 経過評価管理
(4) 予防・治療技術
(5) 医療管理
(6) 地域医療

政発第0628012号平成17年6月28日)の別添にある「基本習熟コース」と「基本習得コース」(表4)をあげ、おのおのに一般目標があり、行動目標には詳細な項目が示されています。(現行のための資料として、お手許にあらうかと思しますので、時間の関係から説明を控えます)

なお、歯科医師国家試験の日程変更があり、平成17年度は、従来より約1か月早く、平成18年2月11・12日に行われ、発表が4月5日となり、臨床研修の円滑な運用を意図するものであります。ちなみに平成18年度は、平成18年7月3日付官報(号外第154号)により、試験日が平成19年2月10・11日、発表が3月28日となっております。

#### 歯科医師臨床研修マッチングプログラム

必修化を契機に、臨床研修施設と研修希望者とのマッチングプログラムを導入し、全国規模で、両者(施設と希望者)に合理的、効率的な組み合わせを意図するものであります。

なお、歯科医師臨床研修マッチングプログラムは、財団法人歯科医療研修振興財団、社団法人日本歯科医師会、社団法人日本私立歯科大学協会、国立大学歯学部長・歯学部附属病院院長会議の4団体から構成される「歯科医師臨床研修マッチング協議会」によって、平成17年8月から実施されております。

表5 平成17年度・18年度歯科マッチング参加状況

	平成17年度	平成18年度
参加者数	3,648名	3,578名
希望順位登録者数	3,584名	3,501名
希望順位未登録者数	64名	77名
参加者最大希望順位登録数	21	30
参加者最小希望順位登録数	1	1
参加者平均希望順位登録数	4.38	4.30
研修プログラム数	247	267
参加施設数	179	193
募集定員	3,797名	3,716名

平成17年度は、平成17年8月1日の参加登録開始から、12月15日のマッチング結果の発表までの日程が、平成18年度は参加登録開始が6月27日、マッチング結果発表が10月31日と、約1.5か月早い日程で行われました。

平成17年度、平成18年度の状況は表5のとおりです。なお、マッチング実施年度は、次年度の研修歯科医への対応となります。希望順位登録者数は、平成17年度3,584名、平成18年度3,501名で、このうち希望する研修施設とマッチした人数は、平成17年度3,367名、平成18年度3,276名で、マッチ率は平成17年度93.9%、平成18年度93.6%でした。

歯科においては、医科で頭を抱える“大学病院離れ”のような傾向はみられませんが、『到達目標』として「基本習熟コース」に掲げられる“研修医自らが確実に実践できること”の対象となる症例が充足できるか、学部教育における“臨床実習”の現状からも、今後の重大な課題と考えます。

#### 研修歯科医の処遇

新制度、歯科医師法第16条の3は「研修医の義務」として、“専念規定”となりました。いわゆるアルバイトは禁じられております。

なお、研修歯科医は、労働基準法第9条、10条、11条等の規定により、労働者として処遇が確保され、受け入れる施設は研修歯科医に対して、条文にいう「賃金」を支払うことになり、月額120,000～130,000円となっております。

平成11年3月以来、同年12月、平成17年6月、同年11月、平成18年4月と、厚生省・厚生労働省には、研修歯科医、指導歯科医の処遇、環境整備費等に対して、

国立と私立間の格差を改善し、適正な額の国庫補助金を要望してきたところですが、いまだにご理解をいただいております。

火の車の大学病院の経済事情から、当協会としては、病院部会、経営部会ともども、本研修制度の健全適切な運用について、検討を重ねているところであります。

#### 歯科医師臨床研修制度のこれから

私見として、現行臨床研修制度における課題をあげます。次のとおりであります。

1. 臨床実習の充実と臨床研修との円滑な連携
2. 臨床研修施設への適切な国庫補助金交付
3. 研修歯科医が専念規定を全うできる環境整備のための国庫補助金交付
4. 臨床研修に対応する症例の確保
5. 臨床研修指導歯科医の確保と処遇
6. 大学病院における専門医の育成

7. 大学院との連携による教育部門、研究部門の確立
8. 管理型臨床研修施設と協力型臨床研修施設との綿密な情報交換
9. 臨床研修に関わる提出書類の簡略化

本制度の施行後5年以内に、所要の検討を加え、必要な措置を講ずる、となっております。

歯科医師の質の向上の担い手として、私どもの使命を全うすべく、さらなる努力の必要性を強調して、終わります。ありがとうございました。

**福島座長** ありがとうございました。全体的なお話、そして東理先生のご心配の点も含めましてご講演いただきました。ありがとうございました。

それでは、座長を安井先生にお戻しします。

## 質疑応答

**安井座長** シンポジストの先生方、もう時間が過ぎているのですが、せっかいいいお話をいろいろいただきましたので、10分弱お時間をいただいて、少しディスカッションをしてみたいと思います。大塚先生は、先ほど申し上げましたように、所用がございまして退座されました。藤下先生、金子先生、東理先生、3名の先生方で少しディスカッションをしたいと思います。

この10年は、私ども私立歯科大学の教員にとりましては、大きな変革がございました。10年以前とこの10年を比較いたしますと、教育のシステム、そして教員の組織、それをどうとりまとめていくのかということが、大きな問題だったと思います。ご発表いただいたように、それぞれ努力をしていかなければいけないということです。フロアのほうからもしご質問等ございましたら、お伺いをしたいと思います。いかがでしょうか。

**質問者** 非常に貴重なご講演、どうもありがとうございます。研修が始まりまして、医科のほうはもう2年ほど前に始まっていますね。今、リサーチマインドをもった医師が非常に減っていて、大学院へ行く方が非常に減っているといわれています。今後、例えば歯科のほうで、いわゆる研修がこれから進んでいった場合に、そういうことへの懸念についてはどのようにお考えでしょうか。

**東理** 先ほど私、個人的な課題としてあげておりましたのは、これからの指導者、教育者、研究者をいかに着実に育成するかということです。医科ではこの制度がスタートするに際して、大学院修了後に臨床研修を行う選択肢はいかがかということも検討されたと聞いております。現実として、医科大学の先生のなかには2年間でペンを持つ元気がなくなってしまうと、歎かれる方もおいでになるようです。いずれにしても元気をとりもどすように、手当てをしなければならないと思います。周知のとおり、歯科医師法第3章の2に臨床研修が加えられ、平成18年度、今年の4月から必修規定として行われて

いるところですが、顧みますと、昭和62年に研修財団が作成した「臨床研修ガイドライン」では臨床研修の対象は「国家試験合格直後の歯科医師」というところから始まりました。この「国家試験合格直後」に並べて「卒直後」とも称しておりましたが。これからは、私ども臨床研修受け入れ側の許容と臨床研修参加者の認識によると思われませんが、平成18年4月以後に歯科医籍登録された者が対象ということになっております。現行の制度では診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上の臨床研修を受けなければならない、となっておりますので、先ほどの医科のことを教訓とするならば、臨床研修の1年間、元気を失わせないように、むしろ元気になるように、環境を整備し、研修プログラムに工夫をこらし、指導歯科医にその使命を徹底させなければと、考えております。

**質問者** 例えば、臨床研修というのは、基本的には歯科の場合は患者さんを診るわけで、昼間できるわけですね。例えば大学院に入ったなかで臨床研修を並行してやるというような考え方はないのでしょうか。

**安井座長** 東理先生、それはできないんですね、専念義務があつて。

**質問者** 実際に今後そういうことを検討されるとか、そういうことはないのでしょうか。

**金子** 並行で走らせるというのは、現状はありませんね。先生のご質問は、リサーチマインドということと、それから大学院というお話だと思いますが、大学院に入らないとリサーチマインドが得られないという話ではないと思います。どうやってリサーチマインドを植えつけるかという話で、それは、大学院で研究の仕方を学ぶということも一つの方法でしょうけれども、決してそういうことだけではないのだと思います。

それから、大学院生の減少ということは、私は別の考えをもってしまして、これから臨床研修後の方たちは、大学院の志望者はむしろ増えるのではないかというふう



な考えをもっています。それは、こういう需給関係のなかで、非常に臨床医が厳しい立場に立っているわけですし、それを自分で解決していくには、やはり臨床技能をもっているのが一つ、当然あるわけです。そこで、専門医というカテゴリーが、はっきりしてきましたので、それを取得するという人たちは増えてくるだろうと思っています。

そして、大学院とそれがどうつながるかというのは、臨床の大学院生が増えるだろう、基礎は減るだろうと。私どもの大学院は1年から4年まで全部で150人います。去年は50名ぐらい入学いたしました。今年は2回応募しているのですけれども、現状で24名ぐらいですか。あと、2月にもう1回やりますから、たぶん30名ぐらいいくのだろうと思います。通常30名から40名なんです。去年は少し多すぎたのですが。そういうことで、専門医制度と大学院の臨床をうまくかみ合わせれば、これは増えるのではないだろうかと思います。ただ、質を落とさないでオリジナリティのある論文をどうつくらせるかというところはまた別の話ですが、案外そんなに心配

するほど減らないのではないかと。むしろ今後を考えると、増えるのではないかと。それはこちらの受け入れ体制そのものだというふうには思っていますけれども。

**質問者** 医科のほうでは専門医志向が強くて、そのためにほとんど大学院に行かないという形になっているというのですけれども、歯科では、医科とは非常に違うというふうに考えてよろしいのですか。

**金子** そうですね。医科のほうは、別に大学院に行かなくても、もちろん……。ただ、大学のほうで講座スタッフ、それから、例えば臨床、それから先生方のところでも、スタッフとは別に病院助手だとか、いろいろ名称があると思いますけれども、病院が雇用することを各大学がどういうふうに行っているかというところでまた違ってくると思います。

**安井座長** ありがとうございます。

ほかにございますか。

話は尽きないと思いますけれども、午後1時から班別研修にもなっておりますので、ここで長い時間延長するわけにもまいりません。あとのことは、班別研修でこ

の午前中のシンポジウムを受けて、それぞれ現状報告、情報交換ということになっていますので、そのなかでいろいろとお話し合いをしていただければと思います。

昨日、岩手医科大学の小川医学部長が、新たな医学教育のカリキュラムの設定ということをお示しになりました。教育全体を現状のままやっていけるかどうか、あるいは新しくカリキュラムを構築していかなければいけないのか、そして、今お話が出ましたように、大学院との関係で研修をどうみていくか、いろいろな見方があるかと思っています。先生方の積極的なご意見を次の班別

研修で出していただきたい。今回、班別研修は、これまでは流れ解散だったのですけれども、小澤先生と梅本先生にまとめていただくことにいたしましたので、そのなかでぜひいろいろなご意見を提示していただければと思います。

それでは、時間が押しておりますので、これでシンポジウムは終わりにさせていただきます。最後にいろいろと示唆をいただきました3人のシンポジストの先生方に再度拍手をもって終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

■ 第5部



〔座談会〕

# 日本私立歯科大学協会の 役割と今後の展望

—さらなる団結と発展を目指して—



開催日：平成19年2月20日

会場：アルカディア市ヶ谷

# 日本私立歯科大学協会の 役割と今後の展望

—さらなる団結と発展を目指して—

[出席] 中原 泉 ● 日本私立歯科大学協会会長  
金子 譲 ● 日本私立歯科大学協会副会長  
大塚吉兵衛 ● 日本私立歯科大学協会副会長  
宮本 延雄 ● 駒澤大学理事長・鶴見大学副理事長  
一宮 正明 ● 日本私立歯科大学協会事務局長  
[司会・コーディネーター]  
安井 利一 ● 日本私立歯科大学協会専務理事

安井 本日は、大変お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

本協会が1976年、すなわち昭和51年に設立されてから、ちょうど30年を迎えるということで、30周年記念誌を作成することになりました。20周年で記念誌を出版しておりますので、それ以降の10年間を踏まえた形で、本協会のさらなる団結と発展を目指してお話しをしていただきたいと思います。

今日は、本協会の中原会長、金子副会長、大塚副会長、そして鶴見大学のときに大変お世話になりました。今、駒澤大学の理事長を務められています宮本先生、それから協会の一宮事務局長にお集まりいただきました。コーディネーターは私、専務理事の安井が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私立歯科大学・歯学部は日本の70%あるいは75%という歯科医師養成にかかわっていま

すから、私ども協会に加盟している17歯科大学・歯学部のあり方によって、日本の歯科医療あるいは歯科保健というものは大きな変化があるのではないかと考えています。ここ10年を考えてみますと、教育のなかでも平成13年のモデル・コア・カリキュラムの提示、そして平成17年度から実施されている共用試験というように、教育の変革と大きくつながってきていると思うわけです。そのために組織改革が必要であったところも多々あります。共用試験が実施されるようになって2年目になるわけですが、そのへんも踏まえて、教育の視点で、コア・カリキュラム、共用試験といったことから大学の組織の改変ということについても、そしてこれからの協会の役割についてお話しをしていただきたいと思います。まずは、本協会設立当時のことからお話しいただければと思います。



### 〈協会設立の経緯〉

中原 本協会は昭和 51 年に社団法人化されました。思い出しますと、あの当時、大阪歯科大学の白数美輝雄先生が初代会長で、その白数先生を中心にして東京歯科大学の関根永滋学長、松宮誠一学長、日本大学の新國俊彦先生、それから城西歯科大学（現、明海大学歯学部）と岐阜歯科大学（現、朝日大学歯学部）を創立されました宮田慶三郎先生というような方が中心で、協会を推進されてまいりました。特に社団法人化ということについては、宮田先生が当時常務理事として、大変な勢いで社団法人化を実現させたという姿を私は見えています。

一ツ橋の学士会館で発会式があり、政治家も多数みえて、大変熱気のコもった、よかったよかったという発会式でした。あのときの学士会館の発会式が協会の原点なのだなというふうにいまだに思っています。

私はそのころは隅っこのほうでちょろちょろしていましたので、偉い先生方のお顔を遠くから拝見するだけでしたが、白数先生にお会いしますと、私のことを「せんさん、せんさん」と呼ばれまして、それはよろしいのですが、関根先生は私の肩を抱いて「坊ちゃん、坊ちゃん」とおっしゃるものですから、もう 30 代半ばだったので、恥ずかしいやら照れくさいやら……。

それから 20 年ほどたち、ちょうど一宮さんが事務局長に就任される前後だったと思いますが、橋本弘一専務理事から次の専務理事をというお話で、これは小出先生のご意向を受けてということでしたので、専務理事にさせていただきました。小出会長のもとで 1 年間、それから次の佐川会長のもとで 9 年間務めました。小出先生とはもちろんですが、佐川先生とは、年齢は 10 歳以上違うのですが非常にウマが合いました、気持ちよくご一緒に仕事をさせていただ



中原 泉  
会長

きました。その前後に入られた、一宮局長と 3 人で、「名トリオだな」なんて自画自賛をしたことがあります。最初のころは、たしかどこだかの地下室が事務所で、その地下室で会議をやっていると、1 時間すると息苦しくなってしまう、みんな気持ち悪くなってしまうような、そういう会議でした。便所がその中になくて、だいたい離れたところまで行かなければならないという、大変不便なところでしたが、一宮事務局長と橋本専務理事にいろいろ探していただいて、現在の非常に見晴らしのいい、環境のいいところを見つけていただきましたので、協会らしい拠点ができたなという感じがしています。

私個人としては、私立歯科大学協会は圧力団体ではないのだというふうに思っています。でもこういう集団をつくる以上は、半分はやはり圧力的なことをせざるをえないのだろうというふうに内心では腹をくくっています。ただし、あくまで大学人なのだ、大学人の集団なのだという矜持というのは最後まで守っていきたい、そのような気持ちでこの 10 年間務めさせていただいております。

協会のあり方についてはいろいろなご意見があるかと思いますが、あって当然ですが、そのような気持ちで今後務めさせていただければと思っています。

安井 宮本理事長も協会の歴史をご存じだと思



宮本延雄  
駒澤大学理事長

いますので、そのへんのストーリーから。

**宮本** 鶴見大学歯学部は昭和45年にできました。そのときにはここにおいでになる中原会長の日本歯科大学、金子副会長の東京歯科大学、大塚副会長の日本大学歯学部はもう伝統のある学校としてあったわけです。そして、城西歯科大学と鶴見大学歯学部が昭和45年にスタートしました。

そのころは先生方のほうが詳しいので、私が申し上げるのはかえって失礼かもしれませんが、厚生省が、歯科医師の需給問題で、たしか、人口10万人に対して70人の歯科医師を養成しようというようなことがありました。そこで、当時の文部省も歯科医師の需給にバランスをとるために歯科医師を養成するための大学をということで、3、4年の間に、多くの歯科大学ができたわけです。

鶴見の場合で申しますと、3年間は女子大で、定員80名です。はじめのころは定員の2倍近く入学したことを覚えていますけれども、それに対して文部省から特にクレームはなかったんです。その当時は、むしろ奨励というか、しっかり教育するようにと。しかも女子教育で、昔、女子の歯科医専はあったけれどもそれが今ないから、鶴見で女子教育を率先してやるのはいいだろうというお褒めまでいただいたことは覚えています。そういうことをしている間に、今度は寄附金の絡みの問題で、文部省からのおとが

めがあり、いろんな問題がありました。

そのようなときに、今、中原先生がおっしゃられたように、昭和51年に協会は社団法人格をもったわけです。その前の2年間は任意団体としての協会がありました。そのころは実は寄附金との絡みがあったものですから、マスコミに追いかけて回された。記録にもありますが、都内で会議はほとんどできなかった。したがって下田のプリンスホテルや、名古屋や京都のステーションホテルとかで会議が行われました。

私が今でも頭にいちばん鮮明に残っているのは、協会設立のための準備委員会が赤坂プリンスホテルの旧館の会議室で、内側から鍵をかけて行われたことを思い出します。

そういうところから始まり、協会ができ、社団法人格をもってちゃんとしたものにするまでは、事務局は東京歯科大学の水道橋の一角の部屋をお借りしてやりました。そのときの事務担当は、厚生省を辞められた中屋敷さんが責任者で、現在明海大学にお勤めの地下さんもおられた。そこで私どもはよく仕事をさせていただいたという思い出があります。

今、思い出話をしましたけれども、この設立の経緯、趣旨というのは、やはり寄附金や、学債が各大学でバラバラに行われていて、これが当時の文部省から注意され、抑制がそれぞれの学校にあったわけです。それで白数先生、中原實先生、小出先生、松宮先生、新國先生、石川先生など、長老の先生方が、こんなことではだめだということで、大同団結して対処するという考え方で協会を設立していただいたのだと思います。

寄附金・学債などに代わって、歯学教育充実費として学納金で認めてもらうことを文部省と折衝しました。そして、文部省が認めたのは協会があったからだろうと思います。個々別々に大学がやったのでは、おそらくできていなかったと思います。

当時は、国立大学の歯学部は非常に元気がよかったです。いろいろな面では私立のほうが強かったと思います。しかし、国立ができますと、せっかく私学でいい先生に来ていただいても、またその方が引っ張られてあちこち行かれるというようなことがあって、ギクシャクした時期があったのではなからうかと思っています。

文部省からは私立の歯科大学で一生懸命に歯科医師の養成をしてくれといわれたにもかかわらず、数年もたたないうちに、今度は抑制をしたりといろんなことがありました。われわれにとっては非常に迷惑なことでありました。当時は文部省と厚生省というのは縦行政でもって、ほとんど連携はなかったと思います。ですから今のように、厚生省から文科省の医学教育課長に就任するような時代ではなかったわけです。したがって、文部省は文部省、厚生省は厚生省という考え方です。われわれは養成機関ですから、厚生省のことは国家試験のときぐらいの気持ちで当初の10年くらいはやってきたと思います。時代の変化によって変わってきたと思います。

ですから、今は、協会をつくられたときの意義といいたいでしょうか、趣旨というものは、設立当時とは相当変わっております。したがって、協会が従来どおりの方針で、これからどうするかというのは、今、改めて考えてみるべき時期ではないかと思っています。

**安井** 協会加盟の各大学が団結をしないと、うまく解決できないこともあります。今、需給問題で文科省が各校に対して事情聴取みたいな形で対応していますが、それに対して協会としてどうすべきかということが、非常に重要になっているわけですね。

ただ今のお話、まさにそのとおりだと思います。

**宮本** 一言だけつけ加えますと、事務局長会議等で議論したなかにも、協会の加盟大学がいろん

な考え方から大同団結して一つの指針を出すというので、カルテルを結ぶのではないかというような誤解を招いたことがあります。これは協会加盟大学が同じ方向を向いて協力し合うということで、カルテルでもなんでもないとことです。しかし、授業料を統一するとか、試験日を調整するとかということになると、これは誤解を招くかもしれないという議論はその当時がありました。

**安井** 一宮事務局長もそのへんの経緯はいろいろとご存知と思いますが……。

**一宮** 私が協会にお世話になりまして15年です。設立30周年を迎えて思いますのは、協会の事業とは、会議そのものが事業なのだということです。会議を通して、定款と毎年度の事業計画に基づく「調査・研究」等を行っております。これにより、内部的には情報交換に貢献しておりますし、また、対外的には関係方面への意見具申・要請・要求を行っていますが、30年たちまして、今やはり転換期にきていると思います。平成20年12月からは公益法人制度が変わります。今回の座談会のメインテーマは、「私立歯科大学協会の役割と今後の展望」となっていますので、「これからの協会はどうかあるべきか」ということについて、全会員からご意見を伺い、協会の進むべき方向をじっくり検討していくことが必要であろうと思います。本協会加盟の17私立歯科大学（歯学部）は、歯科医師需給問題に対応するため、昭和61年度の入学定員総数（2,400人）を20%削減した数を募集人員とすることを自主規制により行っており、このことは毎年度の総会・理事会で、会長・専務理事から歯科界全体のためにご協力を依頼しておりますが、協会には強制力はございませんので、あくまでも善意のお願いです。そのへんに協会としては限界があるのではないかという気がしています。

また対外的に意見なり要求を出しても、それ



大塚吉兵衛  
副会長

が実現するかどうかというのは非常に不安定なところがあります。相手からすれば「立場上出したのではないか」というような受けとめ方かもしれません、協会として出した以上は少しでも実現させたいので、その方法とか方策が何かないものかという気がしています。

政治・行政、それぞれ動いていますけれども、政治と行政が一緒になりますと強いですから、これに対して圧力かけるような方法には、何かあるのだろうかかと危惧しているところで、そのへんのことをご意見いただいて、各部会・事務局長会議で検討し、理事会・総会に諮ることが必要と思います。

安井 結局のところ、厚労省にも要求書や要望書を出していますが、協会として回答がもらえないというところは理事会のなかでもいろいろ言われるのです。そのへんは先ほど会長が言われたように、大学人としての立場と、半分ぐらいは圧力ということも考えてもいいのかなと思います。もちろん、バランスが大事という気はしますけれどね。

文部科学省はちょっとスタンスが違うと思いますが、その話は後でしょうと思います。

#### 〈教育の変化と建学の精神〉

次に、大塚先生にお話を伺います。この10年というところが今の話題なのですが、教育という側面でごらんになられたときに、総合大学

の歯学部の教育というものを取り巻いている状況をどのように考えておられますか。

大塚 なかなか難しい話です。多方面で教育改革がなされるのが、ちょうど本協会の20周年の少し後ぐらいで、当時の文部省でも検討の最中だったのだらうと思うんですね。それを受けたのが、平成10年以降になってから、いろいろアナウンスを始めてきているのです。総合大学という形ではあるのですが、歯学部はほとんど学部単位でやるようになっていて、かえってその前の時代のほうが教養課程が一緒になっていたりした部分がありました。

例えば岩手医科大学では教養課程がなく、日大において医進コースとして教養の学生を育てたりして、学部教育になってから初めて医科大学というような時代がありました。あのころのほうが、教養課程は他学部希望の学生と一緒に授業を受けるという考え方、学部には3年生から入ってくることがまだ日大でもありました。時代が進むにつれて、教養から専門教育まで全部独立になってきて、そういう意味では30年ぐらい前からはあまり他から学部に入ってくるというのはなくなりましたね。

歯学部は独自で、日大でも総合教育みたいなものはなくなってしまって、学部単独のカリキュラムができていますから、理工学部はすぐ近くですが、総合大学とはいっても、なかなか接触というのは少ないですね。だんだん学部の独立性が強くなっています。新國先生が指導者のころですけれども、学生数がわれわれのところでも定員120人のころに、あのころは「もっととってくれ」と文部省が頼んでいたぐらいです。「このごろ文部省は冷たいんだよ」という話は、その後の時代に伺ったことがありますね。(笑い)

そんなことがあって、先ほど宮本先生のお話のように、次第に入学制限の時代に入って、大学全体が今規模を縮小できずに困っているよう

な感じがします。30年、40年前に日本の高等教育の拡大が始まって、大体大きくなった、花が咲いた、そのときに後発の大学もありますから、あまりよけいなことは言えないのですがさらに充実期に入った。抑える人より拡張する人に分かれたときに、拡張するほうが世の中の動向だったのではないかと思う。だからより充実ということで、日本はいろんな方面で拡大が進んでしまった。あの当時、生産性が高まって勢いがあったころなので、充実するために拡大という形にどんどん行ってしまったのではないのでしょうか。

昔は学部が攻撃的というのではないけれど、充実イコール膨張と考えた風潮が全体的にあったのではないのでしょうか。

定員問題とかは、一部の意見としてはあったでしょうけれども、設置認可を出されると、どんどん定員を無視して入学させるということが起きたのが膨張の年代なのかな。30年前か、もうちょっと前ですか、ちょうど日本全体の大学がそういう雰囲気になっていたのかなというように思っているのですけれどね。

**安井** 教育のキャパシティーというところからいくと、かなり無理して歯科医師を養成していたわけですね。それは昭和36年に国民皆保険制度ができて、歯科に受診する人が圧倒的に増えた。子どもが増えた時代でもありますので、ちょうどむし歯の増加と重なってきたのだと思います。そのような時代背景も歯科の教育に大きな影響を及ぼしているような感じもします。

伝統という意味では金子先生の東京歯科大学がいちばん長いですね。先生が目で見られて、教育に関して相当大的な変化があったのではないかと思います。先生のご意見を聞かせてください。

**金子** 私は私立歯科大学協会はまだ3年弱ですので、中原先生と宮本先生のお話を伺っていて、協会のでき方、その後の事柄など非常に勉強に

なったのですけれども、そのことと併せて、日本の歯科医療の歴史は人材育成の歴史でもあるわけで、そのことと、今の時代、改革の時代ですね、改革の時代というのは次の時代をつくる、こういう2つのことから、私立歯科大学協会の今後のあり方、こういうものをちょっと考えてみたいと、お話を伺っていて思いました。

日本の歯科の歴史は、先ほど宮本先生からも大学の設立の経緯がありましたけれど、これは明らかに「官」ではなくて、「民」が主導してきております。これはついこの間まで続いていたわけで、戦前あったのは現在の東京医科歯科大学、その後、敗戦で大学制度になったときに大阪大学の歯学部ができた。その前は歯学科です。というようなことで、「官」は歯科に対して、決して先導してこなかったということがあろうかと思えます。

それで、そういう歴史を踏まえると、今「官」と「民」という対立構造では決してなくても、この私立歯科大学協会の設立によって、先ほどお話があった、いわゆる新設の大学という大学もみんな一緒になってやろうという土壤ができているわけですから、それではこれから何をやっていくかという話になろうかと思えます。

それは、やはり新しいときは新しいものをつくる、次に飛躍できるいいチャンスでもあるわけで、だからこれを何とか利用して、その利用するに当たっては私立歯科大学協会が、言ってみればリーダーシップをとってやれるのではないかと、思います。

そういう意味で、具体的な話が研究教育、それから病院の質だとか経営だとかという話になろうかと思えます。ですけれども、先ほどの宮本先生のお話を聞いていても、やはり大学がいい運営をしていくための財務基盤をどうするかといったときに、大同団結して対処すれば対処できたというお話ですから、逆に言うと、今日も定員削減でご意見が出ていましたけれども、



金子 譲  
副会長

これも一つのチャンスではあるかと思います。困窮のときに逆にチャンスは出てくるのだと思うわけです。

ですからそういう意味で、やはり大同団結という精神がこの協会の本旨であろうし、今後もそこに発展のエネルギーがあるのだろと思う思います。

中原先生の先ほどのお話の、圧力団体とは言わないけれども、というところが大事でして、私はやはりあるところでは圧力団体というか、それは「官」に対する圧力だと思いますけれども、そういう面でリーダーシップをとっていくということは圧力団体であって決して悪いことはないと思います。

それぞれの大学のご事情はあるでしょうけれども、やはり自分たちで歯科というのは、対医科がありますから、そういう大きな医療政策のなかで、歯科医療というのを自分たちが発言をし、提案をし、提言をしてそして実行していかないと、やはり「官」は先には考えてくれないというのが今までの歴史ですし、それは官立、国立ができててもそう変わってはいないと思う。ですから、私立歯科大学・歯学部の役割は非常に大きく、国民の健康福祉は口腔からという意味でも、歯科医療における人材育成に関して先導的な役割が今後もあろうというふうに思います。

ましてや、歯科医師養成の74%くらいが私

立の卒業生です。それだけの方たちが背負って立っているわけですから、別に対立構造では決してないですよ、「官」と「民」の。でも現状を踏まえ、歴史を踏まえてみれば、やはりおのずから役割というのは見えてくるだろう、それは自分たちで先導していくのだという話になると思うわけです。

そういう意味では、今後もこの協会には大きな役割があると思います。それぞれが競争ですし、しかし、やはり連携していくという精神が大事で、何を目的にしているかという、国民の医療福祉ですね。よかれと思うことをやっていこうと。それを一致団結してやっていこうと。今は競争、競争と切り捨ての時代ではありますけれども、その競争と、皆さんが連携して、よりよく向上しようというのとは別だと思えます。できるに違いないと思います。

人材育成、教育では、それはそれぞれ建学の精神が私立大学にはあって、そこに意味合いがあるわけですから、大いに多様な人間をつくって、社会のなかで活躍してもらおうというのが大切な一点としてあります。必要に応じてそれぞれの大学の方針はそれぞれあってしかるべきだし、それは国立と違う点だと思います。

**安井** お話にありましたように、例えば私立の場合ですと、建学の精神というのがあり、実際には教育課程全体のなかで、その具現化が図られています。ところが、モデル・コア・カリキュラムの消化に全時間数の6割ぐらい必要ということで、歯学部の教育というのは、ある意味で均一性を要求されているとも言えます。どちらかという、「国立」対「私立」の教育を比較すれば、「私立」の良いところが潰されてしまう可能性もなきにしもあらずです。

**金子** ですから国家試験の、あまりに高いレベルというか、それは現状をやはり見ないといけないと思う。その現状がどれだけ不足になっているかというものは、一方では先生がよく言っ

ている評価がなければいけないわけです。それでなければいたずらにただ需給関係だけで合格基準の法外な難度化は、教育のゆがみを必ず起こすのですから。どこにゆがみが生じるかといったら、教育というのは知育と徳育との両者が必要です。歯科で必要な知識だとか技術だとか技能だとか、それとは別にやはり判断だとか識見だとか人間性だとか倫理観を育てる徳育は、今医療人として最も求められるところでもあります。これがなくなってしまう可能性があるわけで、具合が悪い。

現在の知見、私がこんなことを言っただけとはいけませんが、何から何まで頭に詰め込んだって数年たてば変わりますよ。それに対応できるだけの人間をつくるというのが教育ですから、今あるものを覚えたところで今はいいけれど、では次どうなるのか。それに対応できる人間でなければいけないわけです。

一つは覚えさせることが対応できる基盤にもなりますけれども、しかしあまりにもそればかりだという話では、教育というのは何も学校に来る必要はないということになる。

**安井** だから生涯教育ということになるわけですね。

**金子** 生涯教育といっても、昔みたいに独自に勉強できますよ、知識だけなら。人間のなかで医療はあるのですから、教育もみんなと一緒に受けることで自分の立場が分かるし、モチベーションも競争心もわくし、創造の喜びも知る。そうやって、人間の集団のなかで初めて人間らしくなるのではないのでしょうか。ですから知識の面だけ教え込もうというのだったら、別に学校に来なくてもいいんですよ。独学でできます、これだけ優れた本や映像による教材ができていますから。

大学の役割がただ知識だけを与えるのだったら大学は要らない、と私は思うのですけれど。

**大塚** おっしゃるとおりで、コア・カリキュラ

ムとって、根幹をしっかりさせましょうという発想で始まるのだけれど、教員というのは宿命的に全部自分がやっている分野がコアだと思っていて、どんどん中身を広げたいがります。

**宮本** 今おっしゃったこと、私もそのとおりだと思っています。実は文科省の補助金のなかでも、特色ある教育に対しては補助金を出すまでの制度が今あるわけです。

今の金子先生のお話と同じですよ。情報過多の時代で、情報がいっぱい入ってくるから、それは知識としてはいっぱい得ることはできる。それを取捨選択するのに必要なのはやはり知恵がないとだめだ。そしてその知恵を取捨選択したもので集約されるのは知性になる。ところが、この知性だけではだめで、立派な見識を持たねばなりません。

私はだから、歯科医療に従事する歯科医師の養成というのは、私学ができるのはその見識だと思うんです。建学の理念を持たない学校はそこまでいかないと思う。知識は詰め込むでしょうけれども。やはり知識とか知恵とか知性とか、それは自分で判断する能力と見識によって行われることだと思います。こういう教育が背景にあるべきというのが、常日頃考えていることなのです。

ですから、これは何も歯科医師の養成だけではなくて、どこの私学でも同じだと私は思っています。大事なことだと思います。

**安井** システム的にはどちらかというと、国立大学が有利なようにシステムが組まれていっているような気がするんですね。CBTやOSCEのような共用試験にしても、あるいは今の国家試験のあり方にしても、私立大学が本来持っている良さを保っていくこと自体に努力が必要な時代になってきているのではないかと思います。

**中原** 私立の場合、大方の大学が学生のレベルを見ますと、上1/3、真ん中1/3、下1/3とい



安井利一  
専務理事

うような、そういうレベルでずっときていたというようなことがあったと思います。国立の仲のいい先生とアルコールが入った時の話になりますと、3人ほどの先生から共通の話を聞きまして、国立大学は学生の上位1/2 追いつかないとよくなるということがありますね。「えっ、上位1/2 ですか?」と言ったのですが、そうなのだ。それは結局、国立大学の歯学部には医学部を切望したにもかかわらず、敗れて歯学部に入る。だから基本的にトラウマがあり、歯科についてはそんなに情熱がわかないという人たちがいる。それから高校でもって、「君は偏差値、歯学部がいいよ」と言われて歯学部に入ってきたという人たちが上1/2 なのだ。だから彼らに出て行ってもらわないと歯学部は絶対によくないと、その3人の先生に聞いたんですよ。そのときは「そうか」というふうに思ったのですが、確かに先ほどの金子先生のお話のように、いわゆる点数主義というのが、もうどうしても文科省サイドでも消えないというのがあると思うんですね。

歯科医師の場合、歯科医師国家試験の場合もそうなんですけれども、あるレベルのところまで到達していればそれはいいではないか。あとは彼が歯科医師としての適性があるか、あるいは医療人としての人柄があるか、そういうもので測るべきであって、偏差値がここまでいっている、しかし偏差値が高ければいい歯科医師な

のか、いい医師なのかということですよ。これはもう絶対に間違った答えだと思いますね、偏差値が高ければいい医者だというのは間違っている。それでさんざん間違ってきたわけです。

レベルがそんなに低くは困りますけれども、かなり高いレベルで、そこから上の人については、もう本当に歯科医師として適正な人を選ぶというような形でもっていかないと、やはり患者さんに受け入れられる歯科医療人というものを送り出すというのはなかなか難しいだろうというふうには思いますけれどね。

**安井** 私立歯科大学・歯学部としての教育の結果として、卒業をした時点で国立大学の学生と一味も二味も違うというところをつくらなければなりません。もちろん建学の精神はそれぞれ違いがあるので、その意味では違う卒業生が出てくるとは思いますが、やはり国民にとって、いい歯科医師の養成をしていくということは今後とも重要だと思うのです。

#### 〈協会としてのリーダーシップとは〉

私立歯科大学・歯学部という観点からみると、協会としてのリーダーシップというお話がありました。先ほど宮本理事長がお話しにされましたが、寄附金問題のように、外部から攻められたときに協会として対応するというのももちろん必要です。今みたいに国家試験による定員削減などで、攻められたときにも対応することは必要ですが、逆に内から、協会のなかから外に向かって提案していくということは、これまであまりなされていないように感じるのですが……。

これから重要なのは、自分たちで協会の発展のために創っていくプラスのチャンスなのではないかと思うのです。

**宮本** 時代はめまぐるしく変化しますし、行政の立場からもそれぞれ言ったことが変化していった、対応しかねる場合がありますね。例え



ば、この私立歯科大学協会という協会がありますが、大学によって、私立大学協会に属する大学と、私立大学連盟に属する大学があります。

**安井** 歴史的にみてみますと、外から攻められて困ったときに団結するというのではエネルギーがなくなってしまうので、それよりも内から外へ発信するということがすごく大事だと思います。

**宮本** さっきの一宮局長のご発言もそういうことだろうと思います。どこかで止まってしまうということですね。

**安井** そういう意味では、厚労省の中間報告に対しての協会の意見書も日本歯科新聞等に初めて出したわけですが、そういうことだけではなくて、教育研究、臨床、社会貢献など多くのことについて私立歯科大学・歯学部がリーダーシップをとるためには、発信をもっと多く行うことが必要だと思いますね。

**宮本** もう一つ、メディアを利用すべきじゃないか。メディアにそれを発信してもらうことを考えなければいけない。

**一宮** 業界のメディアとか。

**宮本** もちろん業界の関係も必要ですが、世間一般ですよ。教育の問題というのは、一般にアピールしなければいけない。

**一宮** 意見広告とか。

**宮本** 方法は別として、一応そういうふうに思います。方法はいくらか「色」を考えて。

**一宮** 政治と行政が決めたことに対抗するため、メディアを利用するとか。

**宮本** 今の時代はすべてそうですけれど、この方法でやってくれれば良いと思うものを発信すればいいのではないのでしょうかね。

**一宮** 例えば、歯科医師が多すぎるといわれていますが、国民からみれば選択肢が広がるという見方があります。

**宮本** 歯科医師が多いといえますけれど、偏在しています。私の郷里なんかに行きますと、い

まだに総合病院で歯科医師は週2日しか来ませんよ。一概に言えませんよ。ですから、国民に理解を求める。国民にわかってもらえるような方法にしないとイケない。

**一宮** 歯科医師が過剰だというのは、過剰感だという気がしています。

**宮本** 資料によると、30年前の歯科医師と医師の市場参入といいましょうか、資格をもった人が市場に出ていくのは、歯科医師のほうが開業医は多く格差はあったけれども、そんなに開いていない。ところが今は医科のほうは病院勤務とかで、開業医がかなり減っている。歯科のほうは相変わらず開業医は増えている。これを単なるデータだけでみると、多すぎることになります。ですから、そのところは協会で分析してもらわなければなりません、歯科医師の市場参入の仕方の問題なんです。

**金子** 今、宮本先生がお話しの、市民に理解してもらおうという視点が最も大事なところだと思います。その理解というのは、専門職ですから、当然専門のことになりますけれども、逆にいいますと、もう少し何か身近なところで何かできるといいと思うんです。

というのは、箱根駅伝、宮本先生の駒澤大学はよく出場されていますけれども、私は沿道に住んでいましたけど、30年、40年前の時代と今では、朝から晩までテレビで放映しますし、あの視聴率が何と20%近い、驚くべきですよ。

**宮本** 瞬間視聴率は今年46%です。

**金子** 要は、駅伝によって大学の名前を視聴者に知ってもらうという、この1点で、これはすごく大きな意味があると思います。ですから何も専門だけではなくても、どうやったら社会の人たちに直接でなくても間接的に、歯科というのはこういうものだというのがわかるような方策が欲しいと思います。何かもっとそういう面での、市民が理解できて興味をもちやすいもの



一宮正明  
事務局長

を、メディアを利用してどんどん計画的に発信していくことを歯科医師会も考えたらいいのではないのでしょうか。それから各同窓会も含めて、あらゆるところで市民による理解活動を全体で行っていかないと、今の苦境からは抜け出せないですね。やはり何が大事かといったら、市民の視点です。本当にそう思いますね。

**安井** 広報ご担当としてはどうですか。

**大塚** 何となく今までの大学と歯科医師会というのは距離感があった。官庁に対してもそうだった。そのへんがどうなのですかね。お互い話し合いをもたないといけないような時期にきているのではないかという気がしています。

歯科医師会の一般会員の人は、「多すぎる、多すぎる」と職業上騒ぎたがりますね、やはり。その話は、それを受け入れる厚労省の話と、教育で出すほうの大学と文科省の話であるわけだから。どういうふうにしていきたいかというのは、歯科医師としてのスキルがだめならば、教育者が考えなければならない部分があるかもしれないし、今なぜ一方的に厚労省とか歯科医師会側からの意見だけがこちらへ押しつけられるのか、そのへんのことまで話し合わないといけない時期にきたのかという気がします。

宮本先生がおっしゃったように、確かに歯科は開業医が目立つわけですよ、数からして。卒業生が増えれば、どんどん個人の診療所の開設

ということになるわけです。医師のほうは、開業するには新しい器材を使わないと診断ができないとかで、要するにお金がかかりすぎる時代になってきた。ですから内科の医師でも開業というのは大変なわけです。個人開業に対する経済的なバックグラウンドが医師と歯科医師ではちょっと違ってしまったことも要因として大きいのではないですかね。

**宮本** 数字だけでみると、そこまではわからない。

**大塚** そういうところから、教育者というか、われわれが今のままで良いのかというのなかなか大変かなという気がします。

国立大学で私が感じているのは、大学院大学という形をつくりだしているにもかかわらず、そのあとのことを文科省はどう考えているのか。われわれ私立も確かにそうなのですが、大学院大学というのは本当に文系も全部、課程博士をつくるシステムなのかと。大学院大学だからという形にするのだったら、全部の学部で博士号を出せばいい。例えば日本大学なんかでみれば、修士がほとんどで、博士号はなかなか出せないのが文系の現状だと思います。国立は大学院大学に全部したのだけれど、あの大学院大学というのは博士を全部出す大学院大学なのか、あるいは修士を出せばいいのかというのがよくわからないのです。大学院大学になったら、もう少し大学院大学らしくするのだったら、医療系はそれこそメディカルスクール、デンタルスクールに切り替えるべきだろうし、同じような教養教育から6年間教育をして、さらに大学院大学という、何かちょっと矛盾しているような気が私にはするんですが。

特に医療系のものは、石原都知事が言い出したメディカルスクールなり、デンタルスクールに切り替えるならわかるのだけれど、どういう意思でああいう、ほとんどの国立大学を大学院にってしまったのかわからない。何でも一律に、

何か一色にしないと気がすまないところがあるからなのか……。

**金子** 大学院重点化大学の問題は、文科省が当初計画したものと違っていているのではないのでしょうか。大学院重点化大学、あるいは大学院大学というのは、明らかに軸足が学部学生から大学院の育成にある。

**大塚** ところが大学院生を充足できないわけですよ、本音を言うと。だから学部を離せないわけです。

**金子** 学部がどれだけ強い力をもっているかというのは、よく知っているんですよ。当然学部は離せない。離れたらいわゆるブランドがどこかに行ってしまう。だからそれはやはり二足のわらじを履かざるをえない。なおかつ、大学院に研究マインドをもった専門職育成という目的がないと、研究者育成だけでは成り立ってきませんからね。ですから時代に合わせて考えられていますし、またそれも必要なのだと思うのです。

**大塚** ただ、押しなべて、政策がないと言うと叱られるけれど、本音と違うことをやらざるをえないというのが日本の政治なのかという気がします。例えば定員削減でも何でも、国立と私立に対応するには同じように言ったほうが彼らにとっては攻められないから、全体的に何でも同じようにするというような風潮がありますね。何か、「みんなで渡れば」みたいなことが官庁にもまだあるのではないかなという気がします。国立を、今では独立行政法人ですが、敵にすることはなくて、国公私立を同じにはみていない意識をこちらももたなくてはならないでしょう。

**金子** ただ、文科省の補助金、助成金、こういうものは国立、私立共通で、3つに分かれています。それで、競争環境のなかにあって、全国公募していく研究助成は結構予算が増えていて、一方では経常経費の補助は減ってきますか

ら、どうしても競争激化になってしまう。そのなかで私立大学の特色、それは何も私立大学だけでなく、大学の特色をだせというのは独立法人化した国立大学でも非常に求められているところではあります。

そういうわけで、独立法人化した国立大学も一方では私立化していくということがあると思います。そのなかでどうやって私立の歯科大学・歯学部は競争に打ち勝っていくだけの力を備えることができるかという話も、これから非常に大事になってくるでしょう。

### 〈臨床研修の問題をめぐって〉

**安井** 私立の場合、経営というのがあります。今お話にできましたけれども、例えば歯科医師臨床研修でも、国立の病院と私立の病院とでは、片方は文科省からの交付金で、いわゆる人件費も込みになって全部出ています。けれど、厚労省からは補助金として一部拠出されますが、人件費には使えない、備品は買えないということです。歯科医師法で定められている臨床研修なのに、国立と私立で予算措置が異なっているというもおかしい話ではないでしょうか。

**金子** ですから、例えば協会の主張としては、可及的に独立法人化した国立とイコール、フィッティングさせるとか、そういう主張は大いにすべきではないか。何か手だてを講じて舵がとれるような作戦といますか、そういうものは必要だと思うのです。

**大塚** 大学とはいえ、社会人を預かっているわけですからね。国立でも私立でも研修に関しては同じなんですよ。

**金子** だって、あれは就職ですから。

**大塚** 何で違うのか、もうちょっとわれわれとしては攻めるべきかな、そこのところは。

**安井** 本来はどこかにファンドをつくってもらって、国立も私立も全部同じように拠出してくると、いちばんいいのかもしれないね。

**中原** 結局必修化が決まってから、業界としても、医科協会あるいは医科の代表などと厚労省の交渉に行ったこともありましたが、そのとき伊藤さんという局長が、問い詰められて、ぼろっと、20万円ぐらいと出してしまったものだから、佐川先生なんかも、「20万円、20万円」とそれを広めたこともあるのですけれども。結果的には4年新卒で20万円の時代に、6年出て、10何万円ということですからね。それもその1年間は義務で国がやりなさいというふうに命令をして、やらなければ大変なペナルティがつく。ということをやらせておいて、それで手当て、給与というのは抑えて平気であるという感覚がわからない。

聞くとところによりますと、医科のほうは病棟のベッドで研修代取れますから、歯科のほうもそちらから取れるでしょうというような財務省からの指摘をみると、私立大学側にどうにも理解してもらえないということがあって、今のようになっているということですから。

**安井** 歯科の場合は市中病院に流れないで、ほぼ全員が大学病院に来て研修することになるのですよね。医科の場合はほとんど大学病院にいない。

**金子** 研修施設のキャパシティーが少ないんですよ。

**安井** 構造的な差というのはもともとあったと思う。ですから医科と同じように考えて、システムを同じようにつくっていくというのは、厚生労働省にしてももともと無理があるというのはわかっているはずですよ。

**大塚** ベッドサイド、つまり医師のほうは入院患者だよ。歯科のほうは外来なんです。全く構造が違う。

**宮本** まだ研修が義務化される前の話なのですが、中原先生の財団がございますね。そもそもあれは配分財団だったわけでしょう、最初は。今はそれはどういう形になっていますか。

**中原** 配分の財団がすっ飛んでしまったので。

**宮本** 財団設立の趣旨というのは配分財団だったはずなんです。ですから歯科大学協会の会長が財団の理事長になられて、協会の役員が財団の役員になり財団を設立したんです。今は設立当時の趣旨とはだいぶ変わっているようですが。

**一宮** しかも各大学300万円、全体で5,100万円寄付しています。

**宮本** そうでしょう。ちょっと昔話ですみませんが、そういういきさつはあったはずなんです。

**一宮** 当時は補助金はすべて財団を通して各大学にいていたんです。今は都道府県を通じてくるから、財団は関係なくなりました。

**宮本** つくったときの趣旨は一宮局長が申されたとおりと理解しております。

**一宮** つくったときには、協会が事務的なことを全部サポートしました。だから今、各大学全部が役員か評議員になっているわけです。

**金子** 臨床研修の問題では、このまま例えば東京歯科大学で、多数を継続して研修していくのは、マンパワーの面からも財務的にも非常に過重負担で……。結局そういうことを続けていくと、実際に来た研修医には十分な教育、研修ができないという結果になるに違いありません。今は新しいですから、とにかく一生懸命やろうということで、みんな行きますけれども、そのうち軌道に乗れば、「いやあ、悪いな、悪いな」という話になって、結局研修医の実効が上がらなくなるのだと思う。そうなる前に早く研修施設を、歯科でいえば開業の先生方ですから、そういう研修施設を増やしていただいて、そして大学から分散するようにしてくれないと。

**中原** 各大学、やはり1億5,000万円から2億円ぐらい負担しているという状態ではないでしょうか。正確なところはわかりませんが。

**宮本** 持ち出しがそんなに！ それから私は人的組織の問題がかかわってくると思います。教

授、准教授、それに助教と助手に分かれますね。そうすると、助教は教育にかかわるところでやりますけれど、助教になれなかった、助手の残った者が研修医の育成に当てられるようになってしまうと、差別化が進み非常にやりにくくなると思う。そういうことも踏まえてやらなければいけないと考えます。

**金子** そのへんは私立歯科大学協会の一つのアピールといいますか、そういう材料になるのではないのでしょうかね。

**安井** 国立からは全然声がでないですものね。

**大塚** 自分たちはかかわってないような言い方をしている。大学本部から来ているからわからないという言い方をする。

**宮本** 国立は歯科病院が医学部のなかに入ってしまったっていて、われわれのような歯科大学とちょっと様子が違うんですね。

**安井** われわれ私立が歯科医師を養成するということに関しては非常に協力的に皆さんやってくさるのですが、ものすごく負担を強いられています。私立歯科大学・歯学部が横を向いてしまったら国の制度が成り立たなくなると思います。国立の卒業生だって私立に来て研修していますので、適正化という言葉は国はよく使いますが、逆にこちらから言うと、経営的にはもう少し適正化してもらいたいと思います。

**宮本** 逆に研修医の立場からすると、待遇の面での差別がでてくる。要するに、最低賃金どうのこうのという問題のことですが、外の研修施設なら高くもらえるのに、大学病院での場合は安いという、差別化がでてきますよね。大学の責任になりますから、大変ですよ。

**安井** 中原会長と一緒に、この制度が始まる前に厚生労働省にも何回も研修条件に関する申し入れはしました。同じ法律のなかで、義務化されてやることに対して、支給される手当が違うというのはおかしいと。

さらに、1人の指導医で2人の研修医しか指導できませんから、教員や医員の数を増やさなければいけないし、患者数も増やさなければならぬところもあるでしょうし、負担が大きいです。このことについては私立歯科大学協会としても将来に向かって、先生が言われるように何とか改善策を考えてもらわないといけないと思います。

### 〈大学組織の改変〉

さて、歯科医師臨床研修の必修化で、われわれが解決しなければならない問題があるのですが、その次の段階として、大学組織そのものの改変ということも余儀なくされてきております。中原会長の日本歯科大学は組織が学部と病院に分かれているわけですが、そのような組織改変をしていかないと、大学の運営も難しくなってしまうということも実際あります。中原先生の今の状況をお聞かせいただきたいと思いますが、大学の組織、大学の改革についていかがでしょうか。

**中原** ご承知のとおり、従来医学部もそうですし、歯学部も臨床系の講座の場合は教授が上に1人いて、それから病院関係の、例えば口腔外科であれば、口腔外科の科長をその1人の教授が兼任していく。それから下の教室員も全部兼任していく形で。多いところでは40～50人の医局員といいますか講座員を擁していたので、そこで、教授1人が上で采配を振っているという形のピラミッド方式を崩したということなんです。ピラミッド方式で教育と研究と臨床という、この3つのどれ1つをとっても大変な役目を3つともやれというふうに、その人たちに大学としても要求して、その先生方もそれは別に何の不自然にも考えないで受け入れていました。

でも、やはり1人の人にその3つの仕事をやれというのは、これはもうよほどの能力のある

やる気のある人でないと無理だということで、結局 100 人医局員がいれば、研究に能力がある、あるいは研究についてはもう「メシを食うのも忘れてしまう」という、そういう人たちは 100 人のうち 10 人もいないと。それから教壇に立って学生にわかりやすい講義をする、あるいは実習なんかで学生によい講義をするという教育に優れた能力のある先生というのは、100 人のうち 30 人もいない。

その他の人たちは、全部臨床はできるわけです。診療はできる。もちろん、研究のできる人も教育のできる人も臨床はできるわけです、基本的に臨床医ですから。そのくらいの割合で分かれているというふうに私はみていたわけです。

その実態がわからないと、外からみると、100 人全部が研究をやり、教育をやり、診療をやる。それがもう相乗的に効果を上げているというふうに見られていたわけですが、決してそうではない。100 人のなかで、向き不向きがあるということが確実にある。研究には不向きだけれど臨床にはいいとか、教育にはだめだとか、そういう向き不向きがある。そういう向き不向きもかまわずに「3つやれやれ」というふうにやったものですから、どれも中途半端。及第点にも届かないような状況になっていたということです。

それを診療科と講座の 2 つに分離して、講座のほうは研究を主体とする、つまり主務とする。診療科のほうは臨床を主務とする。教育は講座も臨床も共通である、という方式に改めたわけです。

ただし、この講座と診療科の間は毎年希望があれば、異動することは可能という形にしました。そのために講座のほうは 15 名から 20 名いた医局員が 5 名に減りました。講座のほうは、講座を廃止したわけではなくて、縮小したわけです。いわゆる講座は研究が主体ですから、5

名も研究者がいればそれで十分だという、そういう心づもりだったわけです。

診療は多数ですので、診療科のほうに 3 倍、4 倍の先生が行ったということです。その人たちが患者さんの診療と、研修医の診療とそれから 6 年生の診療の指導をするということに取りかかったという形です。

5 年たちますけれども、なかなか慣れてこないといえますか、結局何かうまくいかない、二元化のせいだと、いまだに言っている。(笑い)

**安井** 講座も再編されたのですか。

**中原** 講座は複数講座を廃止しました。3つ廃止です。

**宮本** 一つお聞きしてよろしいですか。鶴見大学なんか、その最たるものですが、研究費や何かは講座研究費で今までつけていました、今もつけています。その予算のやり方も変えられたわけですね。

**中原** いわゆる職階ごとについている研究費がありますので、それはもう診療科のほうへ行ってしまいました。ですから、やはり講座のほうは文科省の学術審議会のいろんな補助金を取ったり、いろんなところから取ってきたと。大学のお金をあてにしないように、取ってくるのが当たり前というようなことで。

**宮本** 外部資金の導入ですね。

**中原** そういうことですね。

**安井** 金子先生の東京歯科大学はどうですか。講座再編とか、診療のあり方とか。

**金子** 本当にこれからは正念場だと思っていますが、やはり今はそれぞれがクオリティーが高くないと競争できない。そのクオリティーの評価をする方法がだんだんはっきりしてきた。これは自己評価もそうですけれども、むしろ外部からの評価という形で。そういう社会になってきた。その評価はそのままランクになってすぐに表に出だす、現在はこういう世情です。

そうなると、中原先生がおっしゃったように、



昔みたいに1人がやるべきだとかという話ではもう追いつかない。実は教員というのは、大学のなかに入ってきて、いったい自分は何を主体にしてやりたいのかということになると、これが多少曖昧模糊としている。

私は私立大学連盟のほうで、一般の大学の先生方のお話を聞く機会が最近相当あるのですが、そこで学長や総長という方のお話のなかで、教員というのは、何のために教員になったのかよくわからないという人が多いということを書いてびっくりしました。われわれには臨床がありますが、一般の大学の教員は教育と研究に決まっているではないか、と。ところがお話を聞いていると、どっちも何だかよくわからないというわけです、大学人という人種は。

私には昔から思っていることがありまして、それは、大学の自治と云ってそんなものはありはしないので、講座の自治はあっても大学の自治はない、と。しかし、今そんなことを言っ

ているところはどこもありませんし、そんなことを言っていたら潰れてしまうので、やはり大学の方針に沿って各講座は一体になってやらないといけません。そのためには、講座の改革をせざるをえない。その講座の改革というのはクオリティーというところにありますから、やはり視点はそこにすえなければならぬ。

そうすると、最終的には中原先生の方向に行ってしまうのかなと思いますけれども、人事的にはなかの人間の意識がまだそこまでとていきません。ということで、これもまた難しい問題で、講座そのものをどうしたらいいかということはこれからの課題です。

今、職位が変わりましたので、任期制をすべてに適用しました。今までは7年前から新任助手に任期制を導入してきたのですが、助教授、教授は全くしなかった。しかし、すべての職名が4月から、任期制となる。そういうなかで教員評価を現在もやっているのですが、簡

単にして、透明性があって、公平性のある、教員評価法をより整備しておかないと、任期制も運用ができないでしょう。

また、講座については、2つあった口腔外科を1つにしてもらったんです。そのなかでヘッドである講座主任は研究と教育を、それから診療科については診療部長を別につくりました。今までは主任教授が全部、3つ行っていた。口腔外科ではそれを分けた。一生懸命やっています。教授が3人います。

ですから、これからは主任教授という役割が従前のものと明らかに違う。1人で3つを行うということとは明らかに違う。指導者であるけれども、マネージャー、管理者という面での役割が相当あるだろうと思っています。

病院も講座主体で診療科が成り立っていますから、講座が合意しないと動かないわけです。だからそれも一部分離しなければいけない。病院は患者さんのためにあり、学生の教育のためにある。これが主体ですから、そのような運営ができるような形態という面からみますと、従前の講座であっていいとはいえないですね。したがって講座というのは、やはり形を変える必要がある。

ただ、集団としては講座はなければいけないわけですから、これをどうするかということが、東京歯科大学のこれからの問題です。やはりクオリティーというところで、教育は学生のために行うのですが、消費者として患者さんがいるわけですから、教育・診療のクオリティーに視点をおきながら決めていきたいと考えています。

**中原** 臨床系の教授は結局、講座と診療科の上にあぐらをかいていて、それも1人だけでしたので、教授によって全部変わってしまうんですね。結果的には私どもの二元化は教授の「役得」をなくしてしまったということですね。そこで座っていて、いい気持ちの「役得」がなくなっ

たということです。そうしましたら、これもふざけていると思うのですが、教授の下の助教授が教授になりますでしょう。そうすると、前の教授のことをみていますから、自分もそれと同じことをやれると思うのですが、やれないと。(笑い)

古い教授から恨まれるし、新しい教授からも恨まれるし、恨まれてばかり……。 (笑い)

**安井** モデル・コア・カリキュラムができたときに、テーマ別だとか疾患別だというように、いわゆる従来型の一講座ではなかなか対応できないということで大講座に変えているというのは、コア・カリキュラムが生んだ形式的な部分だと思います。今の先生方のお話は、大学の機能をより効率的に、質的に高めようとするときに、その人材の有効活用が必要であるということからきているように思います。この2つをミックスしないといけないというところが、とても難しいのかなと思うのです。

**中原** 基本的には、金子先生の言われるクオリティーの問題ですね。

**安井** 制度もそうなんですよ。基本的には研究、臨床、そして教育のどちらに向いているかで、自分で選択性を与えられていますから、得意なほうに行きますよね。

**中原** と思うのですがね。

**金子** 誤解もあるでしょうけれど。(笑い)

**大塚** 自分が考えているのとは違って……。 (笑い)

**金子** これはだけど、最も根源的なものですね。大学の構成は講座でできている。それと同時に、研究をセンター化して、そこに力を入れていこうということで、文科省のハイテクリサーチセンター援助によって以前から研究施設が立ち上がっていますから、そこに専門の研究者を配置して、それを厚くしていこうというようには思っています。

**安井** 大塚先生の日本大学歯学部では、先生は



当時学務担当としてだいぶ苦勞されていたようですが。

**大塚** カリキュラムをつくっても講座は動かさないまま、今もきているのですけれども、カリキュラムはコア・カリキュラムと似たようなものを最初からつくっていたので、共同作業は多く、だいぶ若い人たちはフレキシブルに動けるようにはなっていますが、やはり問題は教授たちですね。しかし、かなり入れ替わってきていて、今では新教員組織が日大全部で動いていますから、これを内部で整理している段階です。次年度以降には、教員組織や講座制をどうするかということ話し合っていかなければなりません。

**安井** 教員組織が今度変わりますよね、職階で。その講座の変更とは関係ないんですね。

**大塚** それは関係ないけれど、講座制の弊害というのは、1、1、1という、教授、准教授、講師の数の規制をなくすということが大きな理由になるわけです。特徴ある組織づくりをするということを検討していくつもりです。だから、確かにクオリティーの問題があって、今までだと上がつかえているから助手という場合がある。これを各自の自己申告か上長者の推薦かで、不満足の人には申告をさせようと思っているわけです。教授から声がかからなかった人は自身で、自分は助手ではないと思っている人は講師だと申告しなさい、という講座による規制の弊害というものをなくそうと思っている。1つの講座に准教授2人いたって、講師が3人いたっていいのです。先生がおっしゃるように一分類5人ぐらいの枠で、ということを考えてはいますけれどもね。

そういうことからまず行って、その次が組織はどうあるべきかということになりますね。

**安井** そのへんのことは、協会として一つの方向を定めることはないのですが……。

**大塚** どういうアイデアでやっていますか、

みたいなことは提供し合ってもいいかもしれない。

**安井** やはり各大学の立地条件や人数構成などによっても違いますので、一概にはなかなかできないと思います。しかし、このような話題も協会として内部で意見交換するのはおもしろいですね。一昔前と違って、本当にピラミッドは崩れていますのでね。

**大塚** 最低単位というのは、何人ぐらいがグループとして、つまり研究単位や教育単位というのは何人ぐらいでコーディネートしていくのがいいかという場合、4人なのか5人なのか、そのへんが難しいので、グループ化せざるをえない。

**安井** ただ、かなり自由性をもたせていますよね。予算の問題でもそれぞれの職階に与えるというようなことが基本的にいわれています。しかし、実際のところ、今すぐにそんなことをしたら、臨床では大変な話になるのではないですか。

**大塚** 教授をやりたくなくなる。(笑い)

**金子** ですからトップの人間というのは、今までは、例えば野球でいえば名選手が監督になる。しかし必ずしも名監督になれるかどうかということは別のことです。それと同様に、研究業績のあった人が教授になると、これまでのヒエラルキーですと、否応なくみんなが言うこと聞くわけです。しかし、これからは職位名変更の趣旨にありますように、そうではないということですから、そうすると、マネージャーとしての力がないと、やはりまとまらないと思います。

**安井** だから質的に変わってしまうんですよ。

**金子** バラバラになる教室と統制ができて効果を上げられる教室との差が出てくる。前者を大学としてどうやって指導していくのか、指導していく組織がないと具合が悪いのではないかなと思っています。

**安井** これからは、今までの教授がもっている

素質とはちょっと違う種類の素質をもっていないと、まとまらないということですね。

**金子** ですから、講座主任というのは何も教授である必要はないと思いますね。研究業績で教授になれば、即主任教授になるということでもなくてもいいのではないかと。そういう感覚を、中原先生のところならもたせてしまうというところが可能でしょう。(笑い)

**中原** 満身創痍ですから。ようやく最近……。 (笑い)

**大塚** 大変ですよ、元の感覚を切り替えてくれというのは。

**安井** つくり上げてきた長い年月があるので、それを壊すというのは、感覚的に非常に苦勞が多い。逆に、新たにつくり上げるというくらいな気持ちでないとできない。

このように教員組織が変わらざるをえないというなかで、最終的な私立歯科大学としての問題は歯科医師国家試験ではないかなと思うのです。歯科医師国家試験そのもののあり方については、協会としては従来よりはっきりとしております。歯科医師国家試験は資格試験であるという立場を協会としてはずっと貫いているわけです。そのなかで、協会として歯科医師国家試験にどうかかわっていくかといいますと、根本的に資格試験であるということのアピールし、協会として今後も団結して展開をするということになります。先ほどの文部科学省の個別の意見聴取というようなことも出てきていますので、このへんについては協会としても、これからの課題、外から投げかけられた大きな課題だと思っています。

### 〈公益法人について〉

次に、私どもの協会は法人という格もっているわけですので、どうかかわっていくかということについて、お話いただければと思います。これは、公益法人制度改革にもつながっていく

と思うのですが、公共性という点をどうやって出していくかということについて議論する必要があると思います。もともと教育ですし、歯科医師を養成しているので、そういう視点では公益性というのはあるかと思うのですが、そのようなことも含めて法人としての考え方についてご意見をいただきたいのですが。

一宮局長、法人としての対策というのは。

**一宮** 政府の行財政改革の柱の一つとしている「公益法人改革3法」が平成18年5月26日成立、6月2日公布、平成20年12月施行されることとなり、民法第34条により文部大臣の許可を得て設立された公益法人(社団)であるわが日本私立歯科大学協会は、「一般社団法人」か「公益社団法人」のいずれかに移行することになります。

一般社団法人は、定款を作成し、公証人の認証を受けその主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立(準則主義)し、法人税は原則課税です。

公益社団法人は、「公益認定等委員会(内閣府に設置され、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、国会の同意を得た7人の委員で構成)」の議を経て行政庁(内閣総理大臣)が認定、公示され、法人税は原則非課税です。

「公益目的事業」認定の要件(主なもの)は、1. 学術、技芸、慈善その他公益に関する事業であること。2. 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであること。3. 公益目的事業比率が百分の五十以上であること。となっています。1. は全く問題ありませんが、問題は、2. と3. です。

現在、協会で行っている事業は、会員共通の利益=「共益」であり、このままでは「公益社団法人」には認定されません。今後の進め方としては、まず「協会の役割とあり方」について「会員の意向」を伺うことが前提になると思

ます。協会に望むこと、期待することに対応する事業は具体的にはどんなものなのかについては、各部会・事務局長会議で検討・協議し、理事会、総会に諮ることが必要です。そのうえで、「公益社団法人」として認定申請するのかどうかの判断をいただくことになります。

「一般社団法人」に移行した場合は、法人税が課税されることとなりますが、「補正予算」を活用する等していけば、法人税は限りなく0に近づける方法があると思っています。

**金子** それは認められますか。

**大塚** 国でも補正はやっている。自治体でもどこでも。

**宮本** 今のは公益法人として認められるか認められないかというお話だと思いますが、先ほどからでていることというのは、やはり積極的に転換していくとか、進めていくということで、そのための方策が必要なのではないでしょうか。

創立30周年ということは、一般的に世代交代の時期で、したがって、創設期の考えというものもこれを無視するわけではなくて、これは非常に大事にしなければいけません。社会の変化と情勢によって、また歯科界、歯科大学・歯学部のおかれている今日の立場から考えて、やはり30周年を契機として一つの転機というか、考え方の整理というか、そういう視点が必要なのではないのか。公益法人になるかならないかという議論もついて回るでしょうが、それとは別の視点でやるべきなのではないでしょうか。

**安井** 歯科医師そのものもそうですが、歯科医師を養成している大学が社会の認知をいかに得るかということを考えますと、もっと中から発信していくものがあると思います。そのためには、より公共性というか、パブリシティーをもたなければならないのではないかと、私は個人的に考えていました。最初に宮本理事長が

おっしゃったように、法人を立ち上げるときもなかなか大変だったと思うのですが、法人格を取っていただいたおかげで、私たちはある意味、国と交渉するときでも、向こうは一笑に付すことはないわけです。この間、厚生労働省で、歯科大学・歯学部の学長・歯学部長会議の開催の件で話をいたしました際に、「それは法人格ですか」という話になりましたね。ですから、これまで30年間育ててきたこの組織が「ただの集まりの話でしょう」というふうなことになるのは避けなければならないと思うのです。これまでの活動からもう一つステップアップして、対社会性ということについても考えていかなければならない時代になったのではないのでしょうか。ただ公益法人ということだけではなく、公益性というものを強く出していかなければならない時代になってきたのかなという気がするんですね。

**中原** 一宮局長、協会がこれから何をするかという場合に、まずその裏づけとなる予算はどこから。

**一宮** 新制度での「公益社団法人」に移行するには、公益目的事業（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業）の比率が50/100以上になることが必須要件ですので、現在の職員数では対応できないと思います。職員の増と会費の大幅な増額は避けられないと思います。

**安井** せっかく3人まで減らしたのに。(笑い)

**一宮** 「一般社団法人」に移行し、事業も現在程度ですと安定した運営は持続可能です。

### 〈今後の協会の役割〉

**安井** なかなか難しい問題ですね。協会にもいろいろな選択肢があるわけですが、大学は学生の教育をしているという責任がありますので、魅力ある歯科医師を養成するということが今後とも力を尽くしていかなければいけません。そのようななかで、これからの協会の役割という

視点では、どういう優先順位で何を行っていくべきかということについて、皆さまから一言ずつご発言いただいて終わりにしたいと思いません。

**中原** 協会の基本的な役目としては、一つめは加盟校の情報の交換だと思えます。二つめは共通の問題が起こったときに、それに共に対応するということです。共通の問題とは国家試験等、あるいは需給問題等が代表される大きな問題だというふうに思っています。

ただ、基本的に、これはほかのところも同じような会があると思うのですが、結局、同じ私立大学の集まりということですので、一面では私立の仲間ということなんですね。しかしもう一面では私立のライバル、この二面性をもっているということだと思えます。その二面性をどのように運用させていくか。どちらかに偏ってしまうというのは、やはり好ましいことではないだろうと思えますし、両方をバランスよく考えていくという、それを基本にして、会の運営を考えていかなければならないのかなというふうに思っています。

今までのところだと、いわゆるライバルとして行う共通問題があった場合には、ある程度まで共通の場でこういうふうにディスカッションなりをした後は、皆さんスーッと下がって、ご自身の大学で考えるというような傾向もありましたので、それはそれでいいだろうと私は思っています。あまりライバルということではぶつかっていがみ合うということは、やはり協会としてはすべきではないのではないかとこのように考えています。

**安井** 確におっしゃるとおりですね。協会の一員としての意識を持ちながらも、わりとゆるやかにつながっていますね。会長の言われるのはよくわかりますよ。バランスというのを考えないとうまくいかない。

**宮本** 最初に発言させていただいたように、や

はり協会からなんらかの発信ができないのか。その一つとしてホームページの充実、仲間の大学だけへの発信ではなくて、もう少し社会に向けて発信できるような何かをほしいですね。何も協会のPRではなくて、歯科医療というもの、これは歯科医師会と競合してもまずいのですけれども、やはりアカデミックな視点から、そういうものが発信できないかなというのが一つですね。

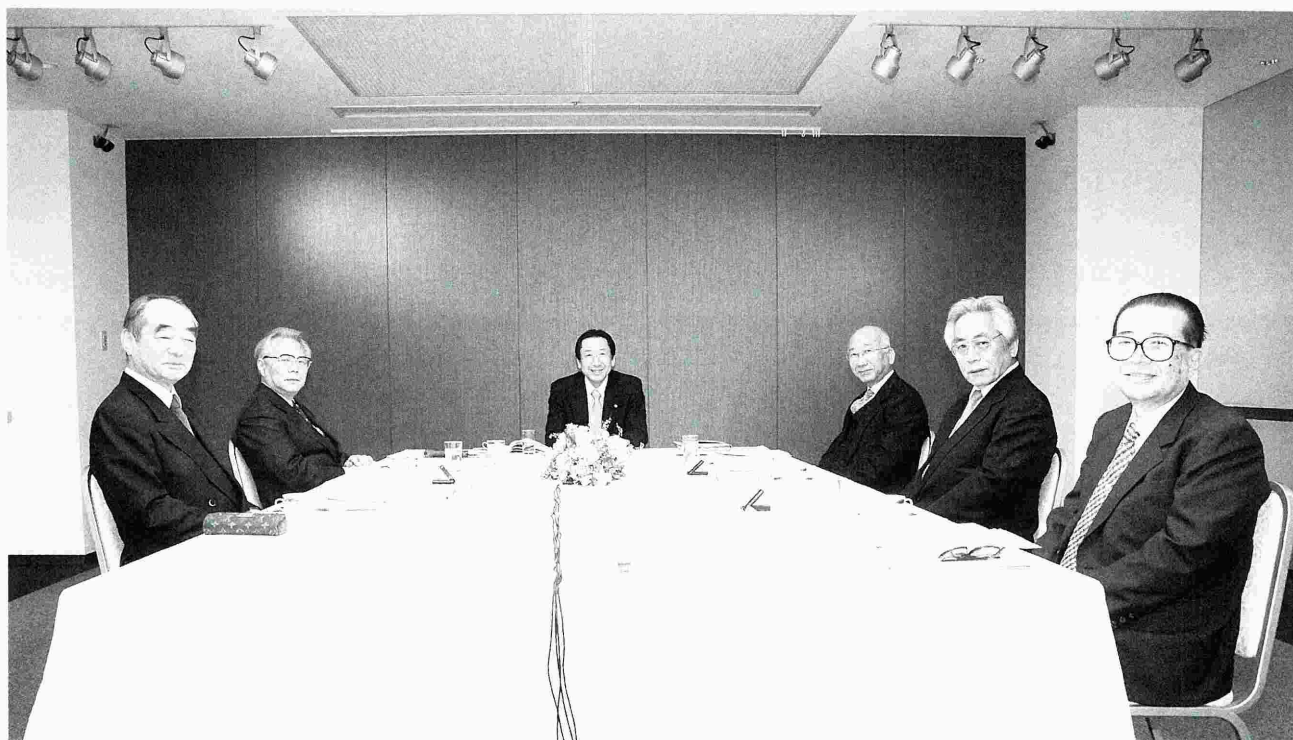
もう一つは、この30周年ということの一つの契機として、中原会長がおっしゃったように、この17校の結束といいますか、これがやはり乱れると厄介なことになるのだろうと思えます。内部が割れたところというのはどこにも評価されなくなっていく。これはいちばん大事なことです。

次に、歯科医療のなかで、例えば矯正は全部私費ですよ。それからインプラントなんかも私費ですよ。矯正は別としましても、インプラントあたりは、これだけ需給の関係があってもしかも高額ですから、全部私費となればやりたくてもできない人がいる。保険適用を受けられるようになっていけばいいのにと、個人的に思っているのです。

そういうことは協会ですることではないということであればそれまでですけれども、これは私が一患者の立場という視点でみた場合ですが。これは一つのたわごとと聞いていただければよろしいのですが、既成概念にとらわれずにこの協会から新しく発信ができるようなことが、何かないかと思うのです。

というのは、病院収入なんかにも影響がでるだろうと思うんですね。

それから臨床研修医の問題については、もう少し当局に対してものを言えるように結束できませんでしょうかね。ライセンスをもった人を義務づけて教育して、立派な歯科医師に育て上げることがわれわれに課せられているわけです。



から、それだけ歯科医療のレベルを高めることですから、やはりこれは何らかのかたちで発信していただきたいと思います。

**金子** 先ほど総論としてはお話しさせていただきましたので、それはやはり共生といいますか、社会への責任がありますから、私立歯科大学・歯学部としての矜持をもって、向上という前提のもとで共生するということなのだと思います。

具体的にはいろいろありますけれど、先ほど中原先生がおっしゃった、情報交換のなかから共通の問題がでてくるのだろうと思いますので、会長の言われた基本方針が、いろいろ展開をするうえでの基盤になることだと思います。

歯科医療・医学の人材育成をする大学、それから病院をもっているところですから、多種の業種の方たちの集団であることが大きな特徴になると思います。これからはどの大学も、結果的にはダウンサイジングしながら機能を高め

ていくということになると思いますので、そうすると、事務の方たち、あるいは当然同じ医療人としての歯科衛生士や歯科技工士もそうですし、こういう方々への研修事業には、私立歯科大学としての研修事業内容というものがあるかと思います。特に事務系に仕事はたくさんいくわけですから、そこがしっかりしていないとうまく運営はできないと思います。

そういう意味で、協会研修委員長の宮崎先生が1年に何回か研修をなさっておられますので、そこにもまた力点をおいていただけると、結果的にはいい協会運営の一助になるかと思っています。

**大塚** 非常に悩ましい組織だから、ライバルでありながらも共闘しなければいけない、そこらへんのバランスがいちばん難しいのかなと思います。

前に私立大学連盟の研修会で、この会で何かやってくれと依頼するのはもう難しいと言って

いました。いろんな対応とか相談するならいいけれど、私立大学連盟で何かをやるというのは無理で、全部共通のことはもうほとんどないというようなことでした。われわれの私立歯科大学協会はごく一部で狭い範囲の団体ですから、一緒にやれることもあるのですが、甘えずにお互いにやれることは一緒にやろうと、そういう意識をもつことが大事かなと思いますね。

そんなことでよりよい形になっていけばと思っ

一宮 臨床研修に関する厚労省の補助金は額も少ないうえに、使い勝手が悪いので改善させるにはどういう方法があるのかと考えてみました。義務化したから補助金は多少出すけれども、足りないところは各大学でまかなってくれということでしょう。そうしますと、億単位の財源が各大学とも必要になります。これが毎年続くとなると、大学の経営にとっては大変な問題です。臨床研修のために大学の経営が行き詰まるということはあってはならないわけです。各大学は管理型の施設になっています。各大学がどうしても参加しなければいけないのか、私は疑問に思っています。

大塚 あれは厚労省が頼んできたんだよ。

一宮 何も言わないと厚労省は、「ああ、ちゃんとやってくれているのだ」と思われるのは困ります。

義務化した以上、厚労省が必要な手当てをしなくてはいけないと思います。

そういうことを、これからは発信すべきではないかと思

大塚 この状態が数年続いたら本当に圧迫ですよ

一宮 毎年多額の経費がかかるわけですから。

宮本 受け皿がたとえあったとしても、患者さんがうんと減って行って臨床実習ができないという状況の学校もあるやに伺いますからね。そういう問題もある。そういうことを考えると、

一概には全部イエスではいかないだろうと思います。状況をよくみておく必要があると考え

ただ、行政というのはわかっていると言いませんからね、都合の悪いことは。それから人が代わるということが問題なんですよ。それもしょっちゅう。ですから辞める前ぐらいになるといい約束をする。また次の人というように……。これは行政のいちばん悪いところで、そのあたりのことに惑わされないようにしないと

大塚 辞める前にこうやって決めて、次の人に交代してしまった。困ったものだよ。上手にそれをよく使いますよね。「こう言われておりますので」、という言い方をするからね。

安井 20周年までの歩みをみていますと、設立のときは主に寄附金問題で、非常に大きくもまれたなかで法人をつくって対応したということです。さらには、入学定員の20%削減の自主規制ということですね。その当時、適正な歯科医師数は人口10万対50人といわれるなかで、平成元年から自主規制を実施し、卒業生の人数を平成7年でほぼ20%削減したわけです。しかし、それに対して国はなんらの評価もださずに、また「削減が必要」としております。私立歯科大学・歯学部とすれば、やはり常時こういうことに対して自衛といいますか、自分自身で守っていくという、そういった機能も共通項としてはもってなければいけない。

逆にいうと、国のちょっとつくった委員会に逆に惑わされないようなきちっとしたデータをもとにディフェンス機能をもった、そういう組織体であることも必要だと思います。

中原会長が言われるように、どちらかという

に、情報交換しながら、その情報のなかで本当に必要なことをきちっと遂行していけるような組織体になっていけば有意義と思います。

私立歯科大学・歯学部17校といいますが、歴史的にもいろいろ違いがありますし、また開設している土地柄もそれぞれ違うので、ニーズもまた違うのだというように思います。しかし、

その共通項として、私立歯科大学・歯学部は、やはり歯科医師養成のキーパーソンだという自負は絶対に捨てるべきではないと思います。

そういう意味で、今お話しいただいたことを、その次の世代に役割と展望ということでつないでいただくと、私どもとしては非常にうれしく思います。





## ■ 第6部

# 協会活動の概要と記録

- 社団法人 日本私立歯科大学協会 定款
- 協会組織図
- 協会貸借対照表の変遷

### 部会・委員会・会議の現状と課題

- 教育・研究部会
- 病院部会
- 経営部会
- 広報委員会
- 受験生確保対策委員会
- 研修委員会
- 事務局長会議
- 協会関係会議

全国私立歯科大学・歯学部附属病院看護部長会

全国私立歯科大学附属病院薬剤部長会

日本私立歯科大学・歯学部附属病院歯科技工士協議会

私立歯科大学・歯学部附属病院歯科衛生士連絡協議会

全国私立歯科大学・歯学部附属病院診療放射線技師代表者会

- 歴代役員名簿
- 歴代会員名簿
- 歴代事務局職員
- 総会の開催記録
- 諸会議の開催記録
- 事業報告書の個別事項一覧
- 理事会の議題一覧
- 要望書等一覧

# 協会活動の 概要と記録

## 社団法人 日本私立歯科大学協会 定款

### 第1章 総 則

(名称)

**第1条** この法人は、社団法人日本私立歯科大学協会という。

(事務所)

**第2条** この法人は、事務所を東京都千代田区九段南三丁目三番四号ニューライフビル内に置く。

### 第2章 目的および事業

(目的)

**第3条** この法人は、会員相互の提携と協力により、私立歯科大学の教育、研究、および経営等に関する調査研究を行なうことによって、我が国の歯学教育および歯学研究の重要な機関としての私立歯科大学の振興を図り、その使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 私立歯科大学における教育・研究に関する調査研究
2. 私立歯科大学の財政基盤に関する調査研究
3. 私立歯科大学における管理運営に関する調査研究
4. 私立歯科大学の教職員並びに学生の福祉厚生に関する調査研究
5. 私立歯科大学の教職員の研修
6. 歯科および歯学教育の国際交流
7. 会報の刊行
8. 私学関係諸団体との提携、協力および援助
9. その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

(種別)

**第5条** この法人の会員は、その目的に賛同して入会した次のものとする。

1. 正会員 原則として私立歯科大学または私立歯科大学を設置する学校法人の次の者とする。

(イ) 理事長または理事。

(ロ) 私立歯科大学の学長または歯学部長。

(ハ) 病院長。

(ニ) 事務局長または事務担当責任者。

2. 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推せんされたもの。

(入会)

**第6条** 会員になろうとするものは、別に定める入会規程に従い入会の申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推せんされた者は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金および会費)

**第7条** この法人の入会金は、次のとおりとする。

正 会 員 300,000 円

- 2 この法人の会費は、次のとおりとする。

正 会 員 年 額 650,000 円

- 3 正会員の入会金および会費は、その所属する学校法人が負担するものとする。

- 4 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

- 5 会員は会費のほか、この法人の臨時の経費を負担することがある。

- 6 既納の入会金および会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

**第8条** 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会したとき。

2. 禁治産もしくは準禁治産または破産宣告を受けたとき。

3. 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、また法人である会員が解散したとき。

4. 除名されたとき。

- 2 正会員は、前項のほか、第5条第1号に規定する学校法人の職を退いたときは、正会員の資格を喪失する。

(退会)

**第9条** 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

**第10条** 会員が次の各号の1に該当するときは、総会

の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

1. この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき。
2. この法人の会員としての義務に違反したとき。
3. 会費を2年以上滞納したとき。

(賛助会員)

**第11条** この法人の事業を援助する個人または法人を賛助会員としておくことができる。

#### 第4章 役員および職員

(役員)

**第12条** この法人には、次の役員をおく。

1. 理事 15名以内（うち会長1名、副会長3名、専務理事1名および常務理事3名）
2. 監事 2名

(役員を選任)

**第13条** 理事および監事は、総会でこれを選任し、理事は、互選で会長、副会長、専務理事および常務理事を定める。

(理事の職務)

**第14条** 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときには、その職務を代行する。
- 3 専務理事および常務理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し総会の議決した事項を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

**第15条** 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行なう。

1. 法人の財産の状況を監査すること。
2. 理事の業務執行の状況を監査すること。
3. 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会および総会または文部科学大臣に報告すること。
4. 前号の報告をするため必要があるときは、理

事会または総会を招集すること。

(役員任期)

**第16条** この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

(役員解任)

**第17条** 役員が次の各号の1に該当するときは、理事会および総会においておのおのの理事および正会員現在数の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められたとき。
2. 職務上の業務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員費用弁償)

**第18条** 役員はその職務に対して報酬を受けない。ただし、職務を行なうために要する費用の弁償を受けることができる。

- 2 費用弁償の額および支給方法は、理事会の議決を経て会長が定める。

(顧問)

**第19条** この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の推せんにより理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の目的および事業の遂行に関し助言を与える。
- 4 顧問の任期は2年とする。

(職員)

**第20条** この法人の事務を処理するため、事務局長およびその他必要な職員を置く。

- 2 事務局長および職員は、会長が任免する。
- 3 事務局長および職員は、有給とする。
- 4 事務局長は、会長の命を受け、事務局全般の業務を統括する。

#### 第5章 会 議

(理事会の招集等)

**第21条** 理事会は、毎月1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、または理事現在数

の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から7日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

**第22条** 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の招集)

**第23条** 通常総会は、毎月3月および10月に会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、会長が招集する。

3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。ただし緊急を要する場合は、この限りでない。

(総会の議長)

**第24条** 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議のつど正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

**第25条** 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業計画および収支予算についての事項
2. 事業報告および収支決算についての事項
3. 財産目録についての事項
4. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

(総会の定足数等)

**第26条** 総会は、正会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決をすることができない。ただし、当該議事につき書

面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の会員を代理人として評決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

**第27条** 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

**第28条** すべて会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

**第29条** この法人の資産は、次のとおりとする。

1. 設立当初の財産目録に記載の財産
2. 入会金および会費
3. 資産から生ずる収入
4. 事業に伴う収入
5. 寄付金品
6. その他の収入

(資産の種類別)

**第30条** この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
2. 基本財産とすることを指定して寄付された財産
3. 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

**第31条** この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金する等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

**第32条** 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。た

だし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

**第33条** この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

**第34条** この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会および総会の議決を経て毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

**第35条** この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および財産増減事由書ならびに会員の異動状況とともに、監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けて毎会計年度終了後2月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

(長期借入金)

**第36条** この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(会計年度)

**第37条** この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第7章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

**第38条** この定款は、理事会および総会においておのおのの理事および正会員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更することができない。

(解散)

**第39条** この法人の解散は、理事会および総会においておのおのの理事および正会員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

**第40条** この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会においておのおのの理事および正会員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第8章 補 則

(書類および帳簿の備付等)

**第41条** この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、法令により、これらに代る書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

1. 定 款
  2. 会員の名簿
  3. 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
  4. 財産目録
  5. 資産台帳および負債台帳
  6. 収入支出に関する帳簿および証拠書類
  7. 理事会および総会の議事に関する書類
  8. 処務日誌
  9. 官公署往復書類
  10. その他必要な書類および帳簿
- 2 前項の書類および帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第5号の帳簿および書類は10年以上、同項第8号から第10号の書類および帳簿は、1年以上保存しなければならない。

(細則)

**第42条** この定款施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。

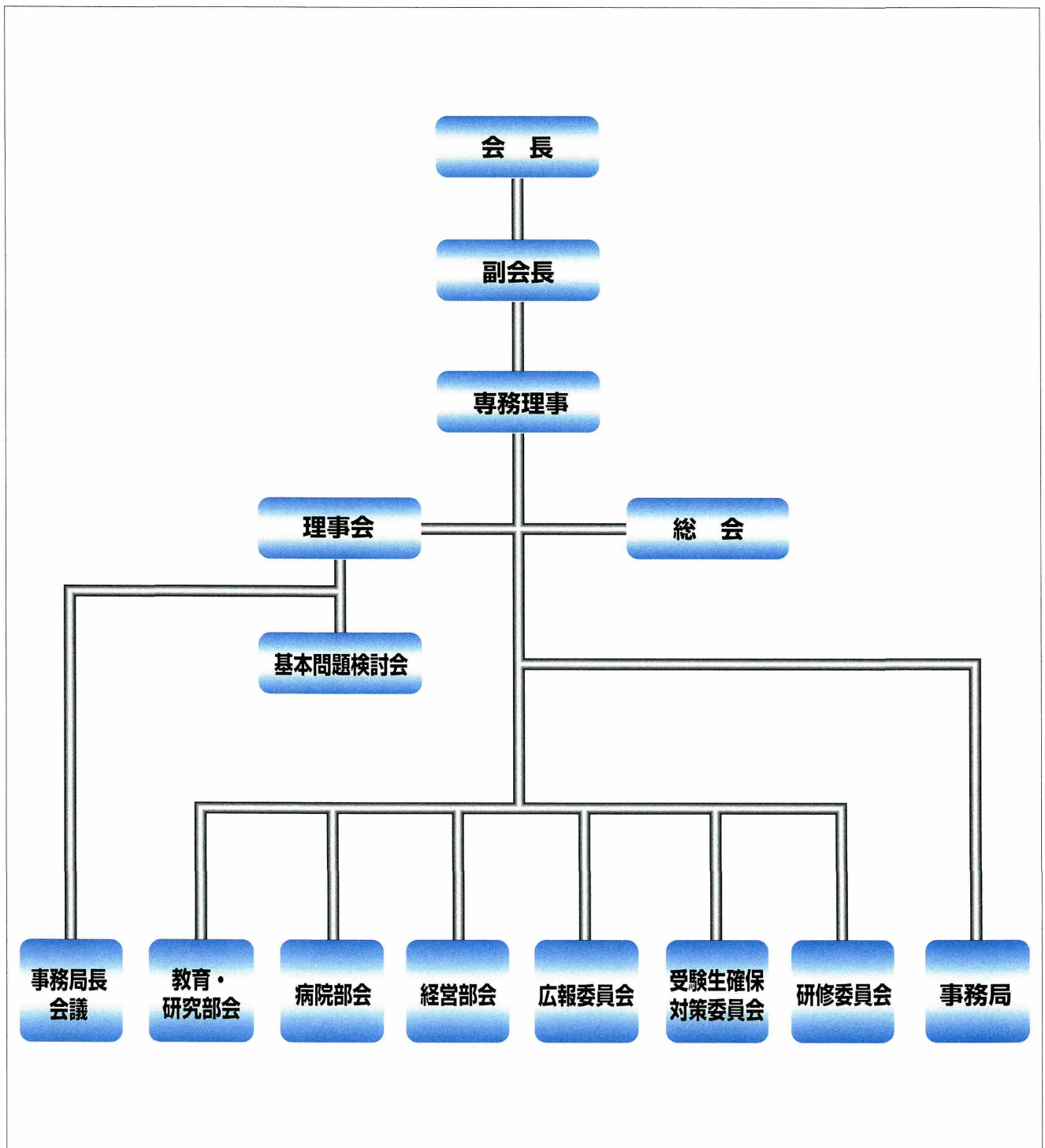
## 附 則

- |   |         |         |         |     |         |  |     |         |         |     |        |       |     |  |         |     |  |       |     |  |         |     |  |     |     |  |         |     |  |         |  |
|---|---------|---------|---------|-----|---------|--|-----|---------|---------|-----|--------|-------|-----|--|---------|-----|--|-------|-----|--|---------|-----|--|-----|-----|--|---------|-----|--|---------|--|
| <p>1 この定款は文部大臣の設立許可のあった日（昭和51年5月24日）から施行する。</p> <p>2 第13条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事および監事は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">理 事</td> <td style="width: 10%;">（会 長）</td> <td style="width: 70%;">白 数 美輝雄</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>（副 会 長）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>（副 会 長）</td> <td>新 國 俊 彦</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>（常務理事）</td> <td>前 田 勝</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td></td> <td>加 藤 勤 爾</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td></td> <td>永 井 巖</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td></td> <td>富 澤 萬之助</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td></td> <td>堀 武</td> </tr> <tr> <td>監 事</td> <td></td> <td>石 川 堯 雄</td> </tr> <tr> <td>監 事</td> <td></td> <td>柳 生 嘉 雄</td> </tr> </table> | 理 事     | （会 長）   | 白 数 美輝雄 | 理 事 | （副 会 長） |  | 理 事 | （副 会 長） | 新 國 俊 彦 | 理 事 | （常務理事） | 前 田 勝 | 理 事 |  | 加 藤 勤 爾 | 理 事 |  | 永 井 巖 | 理 事 |  | 富 澤 萬之助 | 理 事 |  | 堀 武 | 監 事 |  | 石 川 堯 雄 | 監 事 |  | 柳 生 嘉 雄 | <p>3 この法人設立当初の理事および監事の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、昭和52年3月31日までとする。</p> <p>4 従来日本私立歯科大学協会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。</p> |
| 理 事   | （会 長）   | 白 数 美輝雄 |         |     |         |  |     |         |         |     |        |       |     |  |         |     |  |       |     |  |         |     |  |     |     |  |         |     |  |         |  |
| 理 事   | （副 会 長） |         |         |     |         |  |     |         |         |     |        |       |     |  |         |     |  |       |     |  |         |     |  |     |     |  |         |     |  |         |  |
| 理 事   | （副 会 長） | 新 國 俊 彦 |         |     |         |  |     |         |         |     |        |       |     |  |         |     |  |       |     |  |         |     |  |     |     |  |         |     |  |         |  |
| 理 事   | （常務理事）  | 前 田 勝   |         |     |         |  |     |         |         |     |        |       |     |  |         |     |  |       |     |  |         |     |  |     |     |  |         |     |  |         |  |
| 理 事   |         | 加 藤 勤 爾 |         |     |         |  |     |         |         |     |        |       |     |  |         |     |  |       |     |  |         |     |  |     |     |  |         |     |  |         |  |
| 理 事   |         | 永 井 巖   |         |     |         |  |     |         |         |     |        |       |     |  |         |     |  |       |     |  |         |     |  |     |     |  |         |     |  |         |  |
| 理 事   |         | 富 澤 萬之助 |         |     |         |  |     |         |         |     |        |       |     |  |         |     |  |       |     |  |         |     |  |     |     |  |         |     |  |         |  |
| 理 事   |         | 堀 武     |         |     |         |  |     |         |         |     |        |       |     |  |         |     |  |       |     |  |         |     |  |     |     |  |         |     |  |         |  |
| 監 事   |         | 石 川 堯 雄 |         |     |         |  |     |         |         |     |        |       |     |  |         |     |  |       |     |  |         |     |  |     |     |  |         |     |  |         |  |
| 監 事   |         | 柳 生 嘉 雄 |         |     |         |  |     |         |         |     |        |       |     |  |         |     |  |       |     |  |         |     |  |     |     |  |         |     |  |         |  |

## 定款の変遷

変更条項	変 更 事 由		文部大臣認可日
第2条（事務所）	事務所移転	「東京都千代田区三崎町2丁目9番18号東京歯科大学内」から「東京都千代田区平河町2丁目7番1号塩崎ビル内」へ	昭和52年6月14日
第7条第2項（入会金および会費）	正会員会費の変更	「年額300,000円」を「年額350,000円」に増額	昭和54年5月28日
第7条第2項（ 〃 ）	〃	「年額350,000円」を「年額400,000円」に増額	昭和56年5月27日
第7条第2項（ 〃 ）	〃	「年額400,000円」を「年額450,000円」に増額	昭和58年4月21日
第12条第1項（役員）	理事定員の変更	「理事8名」を「理事15名以内」に増員	昭和60年4月24日
第12条第1項（ 〃 ）	役職者数の変更	①「副会長2名」を「副会長3名」に増員 ②専務理事職を新設 ③「常務理事1名」を「常務理事3名」に増員	
第13条（役員を選任）		専務理事を追加	
第14条第3項（理事の職務）		〃	
第7条第2項（入会金および会費）	正会員会費の変更	「年額450,000円」を「年額480,000円」に増額	昭和61年7月22日
第7条第2項（ 〃 ）	〃	「年額480,000円」を「年額550,000円」に増額	平成3年8月2日
第7条第2項（ 〃 ）	〃	「年額550,000円」を「年額650,000円」に増額	平成4年8月26日
第2条（事務所）	事務所移転	「東京都千代田区平河町2丁目7番1号塩崎ビル内」から「東京都千代田区九段南3丁目4号ニューライフビル内」へ	平成6年5月20日

# 協会組織図



# 協会貸借対照表の変遷

昭和51年度（設立初年度）

貸借対照表

昭和52年3月31日現在

（単位：円）

資産の部		負債および基本金、剰余金の部	
I 固定資産	90,363,620	I 負債	180,450
器具備品	363,620	未払金	180,450
基本金引当定期預金	90,000,000		
II 流動資産	21,457,304	II 基本金	111,640,474
現金	64,953	基本金	90,000,000
銀行預金	21,392,351	消費収支差額	21,640,474
合計	111,820,924	合計	111,820,924

昭和61年度（設立10周年）

貸借対照表

昭和62年3月31日現在

1. 資産の部

勘定科目		金額	
大科目	中科目	円	円
(1) 流動資産	現金 銀行預金 未収会費	278,484 13,783,546 30,000	
流動資産合計			14,092,030
(2) 有形固定資産	備品	653,720	
有形固定資産合計		653,720	
(3) その他の固定資産	敷金 電話加入権 基本金引当定期預金	5,825,000 148,600 100,000,000	
その他の固定資産合計		105,973,600	
固定資産合計			106,627,320
資産合計			120,719,350

2. 負債の部

勘定科目		金額	
大科目	中科目	円	円
(1) 流動負債	未払金 預り金	2,002,302 559,204	
流動負債合計			2,561,506
(2) 固定負債	退職給与引当金	6,653,130	
固定負債合計		6,653,130	
負債合計			9,214,636

3. 正味財産の部

勘定科目		金額	
大科目	中科目	円	円
(1) 基本金	基本金		100,000,000
(2) 剰余金	次期繰越収支差額 次期繰越増減差額	4,877,394 6,627,320	
剰余金合計			11,504,714
正味財産合計			111,504,714
負債及び正味財産合計			120,719,350

(注) 1. 基本財産たる資産（基本金）：定期預金 100,000,000円  
2. 固定資産償却累計額：備品 1,563,500円



## 平成 8 年度 (設立 20 周年)

## 貸借対照表

平成 9 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	41,716,598	
未収会費	120,000	
前払金	525,000	
流動資産合計		42,361,598
2 固定資産		
基本財産		
基本金引当定期預金	100,000,000	
基本財産合計	100,000,000	
その他の固定資産		
保証金	6,000,000	
電話加入権	148,600	
退職給与引当預金	8,554,000	
その他の固定資産合計	14,702,600	
固定資産合計		114,702,600
資産合計		157,064,198
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	12,628,231	
預り金	506,075	
流動負債合計		13,134,306
2 固定負債		
退職給与引当金	8,553,040	
固定負債合計		8,553,040
負債合計		21,687,346
III 正味財産の部		
正味財産		135,376,852
(うち基本金)		(100,000,000)
(うち当期正味財産増加額)		( 8,615,447)
負債及び正味財産合計		157,064,198

## 平成 18 年度 (設立 30 周年)

## 貸借対照表

平成 19 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	12,127,227	
前払金	446,964	
流動資産合計		12,574,191
2 固定資産		
基本財産		
基本金引当預金	100,000,000	
基本財産合計	100,000,000	
その他の固定資産		
敷金	6,000,000	
電話加入権	148,600	
退職給与引当預金	19,537,830	
調査研究事業積立預金	9,954,989	
設立 30 周年記念事業積立預金	18,376,755	
その他の固定資産合計	54,018,174	
固定資産合計		154,018,174
資産合計		166,592,365
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	4,427,773	
預り金	560,038	
流動負債合計		4,987,811
2 固定負債		
退職給与引当金	19,537,830	
固定負債合計		19,537,830
負債合計		24,525,641
III 正味財産の部		
正味財産		142,066,724
(うち基本金)		(100,000,000)
(うち当期正味財産減少額)		( 2,678,960)
負債及び正味財産合計		166,592,365

# 部会・委員会・会議の現状と課題

## 教育・研究部会



教育・研究部会長  
安井 利一

教育・研究部会は、主として日本私立歯科大学協会の加盟歯科大学・歯学部が直面する教育的諸問題に対して解決を図りながら、教育の向上のために努力をはらう組織である。日本私立歯科大学協会の創立30周年を迎えるに当たり、この10年を振り返ってみると、それは「教育改革と医療改革」のなかで振り回された10年といえるかもしれない。大学教育の大綱化のなかで「競争的環境の中で個性輝く大学づくり」を目指すよう国からも方向は示されていたが、歯科医学教育においては、平成13(2001)年の歯学教育モデル・コア・カリキュラムの提示と、それに続く、平成17(2005)年からの「臨床実習開始前の共用試験」の実施によって、教育の標準化と規格化が進展し、私立大学がその本質として伝統的に保ってきた「建学の精神」の具現化、すなわち個性の進展を表出することが難しくなった時代ともいえる。

日本の歯科医療の担い手は、創立100年を誇るような本協会加盟大学の卒業生をはじめとして、私立歯科大学・歯学部の卒業生が全体の75%を占めており、まさに安心・安全の歯科医療の歴史をつくってきたといえる。歯科医師の養成に力を注いできた日本私立歯科大学協会の最近10年間の足跡を教育・研究部会の活動を通じて振り返ってみたいと思う。

### I. 最近10年間の教育・研究部会活動の あゆみ

#### 平成9(1997)年(中原 泉部会長)

##### 第1回議題

1. 大学教育における授業評価について
2. 当面する問題と今後の対応について
3. その他

##### 第2回議題

1. 臨床実習の具体的目標(実技項目)について
2. その他

(会議内容抄録)平成9(1997)年においては、歯科大学学長会議(現在の歯科大学学長・歯学部長会議)において歯科医学教授要綱の改定を行うことが決定されたので、私立歯科大学・歯学部としても考えていく方向とした。臨床研修については病院部会に一任する。教務研修会の企画を行う。文部省(当時)の「平成9年度歯学教育カリキュラム調査」の報告を受けて、臨床実習の形態について、学生の臨床での患者担当について検討した。

## 平成 10 (1998) 年 (中原 泉部会長)

## 第 1 回議題

1. 教務研修会のあり方について
2. その他

## 第 2 回議題

1. 平成 10 年度教務研修会について  
(会議内容抄録) 教務研修会については中止(研修委員長の不幸による) することとした。また、研修会の開催方法について検討を行った。

## 平成 11 (1999) 年 (中原 泉部会長)

## 第 1 回議題

1. 第 3 回教務研修会について
2. 第 4 回教務研修会について

## 第 2 回議題

1. 大学教員の任期制について  
(会議内容抄録) 第 3 回教務研修会の内容について討議した。

第 1 日目は講演が 4 題。

- ①「私立歯科大学の現状と展望」佐川寛典(日本私立歯科大学協会会長)
- ②「欧米の歯科教育の現状」高野吉郎(東京医科歯科大学)
- ③「欧米の歯科教育の現状」俣木史朗(東京医科歯科大学)
- ④「EBM の実践と教育の方法」岡本高宏(東京女子医科大学)

第 2 日目はシンポジウムと班別研修。

「卒前教育(臨床実習)と卒後教育(臨床研修)」

鴨井久一(日本歯科大学)

山縣健佑(昭和大学歯学部)

野間弘康(東京歯科大学)

教員の任期制については、実施校が 17 校のうち 6 校、次年度予定が 3 校、あと 2、3 校が近いうちに行う予定とのことであった。任期の更新については難しいが、評価委員会をつくっ

て評価を試みる大学が多かった。

## 平成 12 (2000) 年 (中原 泉部会長、坂巻公男部会長)

## 第 1 回議題

1. 第 4 回教務研修会について

## 第 2 回議題

1. 第 4 回教務研修会について
2. 歯学教育プログラム調査委員会について  
(会議内容抄録) 教務研修会は隔年で実施するので、そのテーマについて討議した。なお、第 2 回の教務・研究部会から、第 51 回総会の議決を経て、部会長を坂巻公男先生(岩手医科大学)に変更した。中原 泉先生は本協会専務理事に就任した。歯学教育プログラム調査研究会(共用試験)について、情報がないため、第 4 回教務研修会で講演を聴くことから始めたいとの意向であった。

## 平成 13 (2001) 年 (坂巻公男部会長)

## 第 1 回議題

1. 第 4 回教務研修会について
2. 歯学教育プログラム調査研究会について

## 第 2 回議題

1. 共用試験システムについて
2. その他

(会議内容抄録) 第 4 回教務研修会の内容について検討されているが、共用試験について情報が十分に入っていない状況であった。そこで、研修内容も「コア・カリキュラムと臨床実習開始前共用試験」として江藤東京医科歯科大学歯学部長、「OSCE(オスキー、客観的臨床能力試験)」を中原専務理事にお願いすることになった。2 日目は、「教育に関する業績評価」についてであった。また、共用試験や国家試験などの情報を高める必要があるため、歯学部長と病院長の合同会議を開催することも必要であるとの話題も出た。さらに、歯科医師臨床研修の話

題では、身分保障について国立も含めて均一になるような働きかけが必要との話も出た。

## 平成 14 (2002) 年 (坂巻公男部会長)

### 第 1 回議題

1. 共用試験システムについて
2. その他

### 第 2 回議題

1. 共用試験 (OSCE、CBT) の現状について
2. その他

(会議内容抄録) 共用試験についての情報が不足あるいは的確性を欠いており、教育・研究部会においても検討が進まない状況になった。

## 平成 15 (2003) 年 (坂巻公男部会長)

### 第 1 回議題

1. 第 5 回教務研修会について
2. 国試実地試験の具体的課題について
3. その他

### 第 2 回議題

1. 当面する諸課題について

(会議内容抄録) 第 5 回の教務研修会についての検討。共用試験については、トライアルに関する情報交換が出てきた。また、厚生労働省が資質向上委員会等の委員会を立ち上げて提言をしていくことに関して注意を払っている。技術力評価については、本来、学部教育のなかで行われることであるとの意見であった。

## 平成 16 (2004) 年 (坂巻公男部会長)

### 第 1 回議題

1. 当面する諸問題について

### 第 2 回議題

1. 当面する諸問題について

(会議内容抄録) 歯科医師国家試験を巡る厚生労働省の委員会報告を受けて、実地試験についての予測、必修問題等の取り扱いについて情

報交換が行われている。共用試験において OSCE の設備・備品に関しての負担について、進級判定にどのように使用するか、追再試についてなど討議された。また、歯科医師臨床研修の手当について補助金を要請すべきという意見であった。さらに、デンタルスクール構想については授業料との関係で慎重に対応すべきであるという意見であった。歯科医師国家試験については、プール問題が始まったことに関しての討議があった。

## 平成 17 (2005) 年 (安井利一部会長)

### 第 1 回議題

1. 教員組織について
2. 共用試験について
3. 第 98 回歯科医師国家試験について
4. その他

### 第 2 回議題

1. 歯科医師国家試験について
2. 共用試験について
3. 教員組織について
4. その他

(会議内容抄録) 教員組織については、文部科学省から大学設置基準および学校教育法の一部改正により、これまでの教授・助教授・講師・助手を見直し、外国の大学のように、教授・准教授・(講師)・助教・(助手) という教員組織に平成 19 (2007) 年度を目途に変更することであった。また、同時に、講座制・学科制についても検討するよう制度の改革が行われている。歯学部においては、これまで完全なピラミッド型の社会構造をもっていることから、各大学とも、どのような組織変更と職種変更が有効に作用するのかを論議した。共用試験については、トライアルが終了し、正式実施になった。また、第 6 回教務研修会について対応することになった。

## 平成 18 (2006) 年 (安井利一部会長)

## 第 1 回議題

1. 歯科医師国家試験について
2. 共用試験について
3. 教員組織について
4. 第 6 回教務研修会について
5. その他

## 第 2 回議題

1. 厚生労働省検討会の中間報告書について
2. 歯科医師国家試験について
3. 教員組織について
4. 共用試験について
5. その他

(会議内容抄録) 歯科医師国家試験については、相対基準の適用によって合格率が 70% 台に低下したが、原因は、必修領域において不适当問題が多発し、問題が削除されたために 80% の合格点を超えることが厳しくなったことによる。問題の不適は受験する学生にいっさい関係のないことであり、また、不适当問題とされた問題を正解していた学生にとっては大変なことである。改善が必要である。また、中間報告については、あくまでも中間報告と理解しており、今後、大所高所から議論が進むものと考えている。教員組織については、大学教育研究のあり方として、今後、各大学での改革が進むものと思われる。

## II. 歯科医学教育の現状と将来

平成 10 (1998) 年 10 月 26 日、大学審議会は「21 世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」を答申した。このなかから、今後の歯科大学・歯学部の方性を示唆する項目について若干の補足をしたい。

## 1. 「国公立大学の特色ある発展」を目指す

答申書には「国公立大学がそれぞれに期待される機能を発揮し特色ある教育研究を展開していくことは、21 世紀初頭における社会の多様な要請等に国公立大学全体で適切にこたえていくというだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも必要である。(中略) 私立大学については、各大学がそれぞれの建学の精神にのっとった自主的な運営により、社会の多様な要請等にこたえつつ、より一層教育研究機能の強化に努め特色ある教育研究を実施していくことが期待されている。」と述べられており、私立歯科大学においても建学の精神に立脚した教育研究活動が必要と考えられる。このことについては、「大学改革の基本理念—個性輝く大学—」のなかで、「1) 課題探求能力の育成を目指した教育研究の質の向上、2) 教育研究システムの柔構造化による大学の自律性の確保、及びそれを支える 3) 責任ある意思決定と実行を目指した組織運営体制の整備、さらにこうした取組についての 4) 多元的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善、の四つの基本理念に沿って現行制度を大胆に見直し、各大学が更なる向上を目指して切磋琢磨し発展していくことのできる新しい高等教育システムへ転換していかなければならない。」としている。

## 2. 専門教育と教育評価について

専門教育については、「学部段階の専門教育においては、細分化した狭い分野に限定された知識やそれまでの学問研究の成果を単にそのまま知識として教えることに終始するのではなく、基礎・基本を重視しつつ、関連諸科学との関係、学問と個人の人生及び社会との関係を教えることなどを通じて、学生が主体的に課題を探究し解決するための基礎となる能力を育成す

るよう配慮し工夫することが必要である。」と述べており、最近の歯科大学・歯学部においてはPBL手法などを多彩に利用し、課題探求型の教育手法が浸透してきているように思える。しかし、一方で、このような学習形態は、これまでの講義室では無理であるため、新たな施設設備も必要となり、教員も必要となることから、各大学とも悩みのあるところである。

また、教育の評価（授業評価）については、学校教育法第69条3項に「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」「大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。」との規定があり、自己点検評価や第三者による認証評価を受けることになっている。私立歯科大学・歯学部においても、教育の特殊性に鑑みて、相互の協力が必要な領域であろうと思慮される。

### 3. 教員組織の在り方について

平成17（2005）年7月に「学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）」が成立、7月15日に公布された。「大学等の教員組織の整備」に係る改正規定については平成19（2007）年4月1日から施行されることとなった。改正の趣旨は、「大学及び高等専門学校に

おける教育研究の活性化を図るため、大学に置かなければならない職として、助教授に代えて「准教授」を設け、その職務内容について規定するとともに、「助教」を新設してその職務内容について規定し、あわせて教授及び助手の職務内容についても規定の整備を行うものである」というものであった。これまでの歯科大学・歯学部においては、特に、臨床系の講座・分野において、臨床の責任体制の整備からピラミッド型の組織運営がなされており、教育研究についても教授のコントロールで運営されてきている。准教授や助教さらに講師の教育における人材適応については、今後とも、広く論議をすべき事項かもしれない。

### 4. 共用試験と歯科医師国家試験

共用試験については、すでに本格実施されて「登院前の試験」として歯科医師法第17条の阻却要件として重要な位置を占めている。しかし、このこと自体、歯科大学・歯学部が自らの選択で実施したことであるので、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの運用も含めて、毎年、評価すべき事項であると思慮している。社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（CATO）や医歯学教育システム研究センターなどに対しても、私立歯科大学・歯学部の立場から明確な意思を伝えるべきであると考えている。

歯科医師国家試験については、歯科医師の需給問題の解決策として、急にスポットライトを浴びてしまったが、本質的には6年間の歯科医学の教育を受けて、各歯科大学・歯学部の卒業要件をクリアしているのだから、資格試験としての位置づけをあくまでも変えることはできないと思慮する。



# 病院部会

病院部会長  
東理 十三雄

## はじめに

病院部会の現況を示す資料として、平成 19 (2007) 年 3 月末に立案した、平成 19 年度の事業計画案を提示する。

「私立歯科大学附属病院は、歯科医療技術の進歩に関し、研究・研鑽を重ねるとともに、歯科医師の養成を通じ、我が国の医療水準の向上に寄与することを基本的な使命としている。

21 世紀の高齢社会を迎え、良質で効率的な歯科医療の確保が要請され、私立歯科大学附属病院は、我が国の歯科医療の規範としての役割を果たすことが期待されているとともに、歯科医師法第 16 条の 2 に基づく『歯科医師臨床研修事業』実施機関として、重要な役割を果たしている。しかしながら、私立歯科大学附属病院は、恒常的に赤字経営となっており、収支のアンバランス縮小が大きな課題となっている。

病院部会は、私立歯科大学附属病院の運営に関し、合理化の追求、診療、看護、管理業務の見直し、問題点の提起、情報交換を行うとともに、私立歯科大学附属病院のあり方及び自己点検・評価システムを始め、当面する問題、特に、歯科医師法の一部改正による卒後 1 年以上の必修規定に基づく臨床研修と卒前臨床実習との連携、両者の充実方策及び『歯科医師臨床研修の必修化』に伴う問題点について検討を進める。また、必要に応じて教育・研究部会および経営部会との合同での検討を考える」。

以上のとおり、歯科大学附属病院は、歯科医師法第 16 条の 2 に基づく『歯科医師臨床研修事業』実施機関として、努力義務規定による平成 9 (1997) 年度から平成 17 (2005) 年度までの 9 年間の経験を経て、平成 18 (2006) 年度開始・必修規定制度実施の 1 年を顧みての案文である。

平成 8 (1996) 年 6 月 21 日「歯科医師法の一部を改正する法律」(法律第 92 号) が公布され、歯科医師法の第 3 章の 2 に、新しく『臨床研修』が加えられ、努力義務規定として法制化された。これが、平成 12 (2000) 年 12 月 6 日「医療法等の一部を改正する法律」(法律第 141 号) により、歯科医師法も同時に改正され、平成 18 (2006) 年度からの必修化実施となった次第は周知のとおりである。

努力義務規定に法制化されて、従来の歯科医療研修財団による委託事業は、国の事業となり国庫補助金が都道府県担当部局課を介して交付されることになったが、研修歯科医・指導歯科医の処遇、環境整備費等における国立大学と私立歯科大学附属病院間の格差については納得し難く、財政的支援に関する要望書を以下のとおり会長名にて提出した。

## 歯科医師臨床研修に関する 財政的支援の要望書

平成 11 (1999) 年 3 月 2 日

小林 秀資 厚生省健康政策局長 宛て

(歯大協発第 73 号)

「歯科医師臨床研修の必修化について(要望)」

平成 17 (2005) 年 6 月 15 日

尾辻 秀久 厚生労働大臣 宛て

(歯大協発第 30 号)

「歯科医師臨床研修に対する財政的支援について(要望) —平成 18 年度予算案等に関する事案—」

平成 17 (2005) 年 11 月 8 日

川崎 二郎 厚生労働大臣 宛て

(歯大協発第 59 号)

「歯科医師臨床研修について(要望)」

平成 18 (2006) 年 4 月 25 日

日高 勝美 厚生労働省医政局歯科保健課長 宛て

(歯大協発第 15 号)

「歯科医師臨床研修における平成 18 年度補助金の対象経費について(要望) —研修手当、医療機器、初年度施設設備充実特別支援経費等—」

### 歯科医師臨床研修制度に関する 特別講演会の企画・開催

平成 18 (2006) 年度から開始の必修規定に則した対応のために、「歯科医師臨床研修制度に関する特別講演会」を企画し以下のとおり開催した。

平成 16 (2004) 年 6 月 8 日

会場 KKR ホテル東京

テーマ 歯科医師臨床研修必修化に向けた体制整備

講演 1 「歯科医師臨床研修必修化の体制整備」

平田 創一郎 歯科保健課歯科医師臨床研修専門官

講演 2 「協力型研修施設との提携のノウハウ」

住友 雅人 日本歯科大学歯学部附属病院長

平成 17 (2005) 年 1 月 25 日

会場 日本歯科大学歯学部

テーマ 歯科医師臨床研修制度について

講演 1 「研修医と労働関係法規—医科の動向—」

井上 肇 医政局医事課課長補佐

講演 2 「新歯科医師臨床研修制度」

平田 創一郎 歯科保健課歯科医師臨床研修専門官

平成 17 (2005) 年 7 月 20 日 会場 九段会館

テーマ I 歯科医師臨床研修制度について

テーマ II 歯科医師臨床研修マッチングについて

講演 1 「新しい歯科医師臨床研修制度」

平田 創一郎 歯科保健課歯科医師臨床研修専門官

講演 2 「歯科医師臨床研修マッチング」

宮武 光吉 マッチング協議会運営委員会委員長代理

平成 18 (2006) 年 5 月 30 日

会場 KKR ホテル東京

講演 1 「新歯科医師臨床研修制度の視点」

神 光一郎 歯科保健課歯科医師臨床研修専門官

講演 2 「新歯科医師臨床研修に関する補助金について」

浅村 保 歯科保健課課長補佐

この平成 18 年 5 月 30 日開催の歯科医師臨床研修特別講演会における質疑応答の内容を、厚生労働省医政局歯科保健課の協力のもと、「歯科医師臨床研修に関する Q & A (平成 18 年 7 月 4 日作成)」としてまとめた。質疑の総数は 32 問、このうち、「臨床研修制度」に関するもの 6 問、「補助金関係」が 26 問であった。待望の資料として、当協会理事会ならびに病院部会メンバーには早速に送付した。



### 歯科医師臨床研修募集定員の増員 についての協力

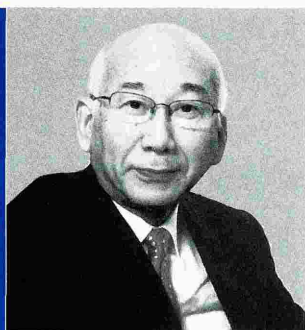
平成 17 (2005) 年 10 月 13 日、平成 18 年度の必修化における「歯科医師臨床研修マッチングプログラム」日程の参加登録締切日の時点で、マッチング参加登録者数が募集総数を若干上回ったので、全国国公立歯科大学・歯学部の募集数 3,018 人を 3,344 人に増員するよう、各歯科大学病院の調整による協力要請が当協会宛に、厚生労働省医政局 日高勝美歯科保健課長からあった（本誌 38 頁参照）。

結果的には、希望順位表登録開始の 10 月 20 日までに、私立歯科大学は 247 人の増員に応じることとなり、国公立大学増員の 79 人により 3,344 人とし、その他の施設（歯科大学病院以外の単独型または管理型施設）の 453 人を加え

た 3,797 人の募集総数にて、参加登録者 3,648 人、希望順位登録者 3,584 人に余裕をもって対応しえた次第である。

### これからの課題

研修歯科医は、労働基準法第 9 条、10 条、11 条等の規定により、労働者として処遇が確保され、研修歯科医を受け入れる施設は、条文にいう賃金を支払うことになっており、私立歯科大学関連施設の月額は、120,000 ～ 130,000 円程度である。支払うべきは当然の責務として、研修歯科医の診療収入への関与の実態、指導歯科医の診療収入への影響の程度等、歯科医師臨床研修制度の円滑な存続のため、ならびに大学の財政の健全な運用のためにも、経営部会との合同検討会こそ急務と考えている。



# 経営部会

経営部会長  
金子 譲

## 「私立歯科大学（学部）の財政等の現状」 調査の実施

経営部会では、毎年度、「私立歯科大学（学部）の財政等の現状」を作成して、全加盟校の財政の状況等を報告してきている。本調査の実施および報告書の作成に当たっては、毎年度、本経営部会において構成大学の要望・意見をもとに、調査項目・調査内容の検討をはじめ経年的なデータ項目の選定等の検討を経て年々充実を図ってきている。なお、本報告書は、「部外秘扱」としている。

現在（平成17年度版）、調査項目は次の24項目となっており、当該年度および経年データで構成されている。

- ①資金収支決算（人件費支出内訳を含む）
- ②資金収支決算（17大学平均）
- ③消費収支決算（17大学平均）
- ④附属病院収支（17大学平均）
- ⑤消費収支計算の財務比率推移（6カ年）
- ⑥帰属収入の推移（6カ年）
- ⑦学生納付金
- ⑧奨学事業
- ⑨学生数（学年別、出身都道府県別）
- ⑩在学生親権者の職業別内訳
- ⑪教員1人当たり学生数（6カ年）
- ⑫国・公・私立大学（歯学部）卒業生の将来推計
- ⑬教職員の部門別内訳

- ⑭本務教員（系別在籍人員、給与月額、平均年齢、系別給与月額）
- ⑮非常勤職員調
- ⑯大学院担当手当調（対象者・支給額、支給基準）
- ⑰初任給調整手当調（対象者・支給額、支給基準）
- ⑱教職員の定年
- ⑲事務系職員の職種別給与額（本務、兼務）
- ⑳附属病院診療科別収入
- ㉑附属病院の事務系および医療系職員の配置
- ㉒医療系職員の職種別給与月額（本務、兼務）
- ㉓附属病院患者数
- ㉔事務組織および職員配置図

## 経営上の諸課題への対応

経営部会は、毎年度定例会を2回開催し、理事会の意を体して私立歯科大学（歯学部）が当面する経営上の諸課題について検討するとともに必要に応じてアンケートによる調査や研究会を実施し、課題解決に向けての取組みを行ってきた。平成9（1997）年度以降10年間の経営部会における検討状況は次のとおりである。

平成9（1997）年度：

- ・ 卒後臨床研修法制化に伴う研修医手当の取扱いについて
- ・ 助手の任期制について

平成10（1998）年度：

- ・ 経理公開への対応について、

- ・教員の任期制の問題について

平成 11 (1999) 年度 :

- ・教員の任期制と教員評価、および教員評価の活用について
- ・定期昇給の基準および対応状況について
- ・外国雑誌高騰への対応について

平成 12 (2000) 年度 :

- ・教育職員の評価と評価に対するメリット制に対する取組みについて (継続議題)
- ・定昇基準について (継続議題)
- ・病院業務のコンピュータ化についての各病院の意向について
- ・「卒後臨床研修」に係る経営上の問題点 (費用負担) について

平成 13 (2001) 年度 :

- ・病院業務のコンピュータ化について
- ・新たに導入される制度 (「卒後臨床研修」, 「共用試験」) に係る費用負担の在り方と私立歯科大学の対応について
- ・私立大学等経常費補助金の算定方法等の改善について
- ・今後の私立歯科大学・歯学部の管理運営についての考え方について

平成 14 (2002) 年度 :

- ・私立大学等経常費補助金算定方法等の改善 (アンケート調査の実施を含む。) について
- ・私立大学経常費補助金 (歯学部関係) の取扱いに関する研究会の設置について
- ・卒後臨床研修実施に係る費用の財政負担の在り方、および財政措置要望について

平成 15 (2003) 年度 :

- ・卒後臨床研修に関するアンケート調査の実施について
- ・私立大学経常費補助金 (歯学部関係) の取扱いに関する研究会 (平成 15 年 5 月 29 日開催) について
- ・「卒後臨床研修についてのアンケート結果」内容について検討 (6 年制歯学教育と卒後

臨床研修教育、実施に当たっての環境整備など)

平成 16 (2004) 年度 :

- ・卒後臨床研修について (国による研修費補助と身分保障、指導医に対する待遇等の善処方について)

- ・「医員等の労働者扱いに伴う賃金の支払いに関する小委員会報告」への対応について

平成 17 (2005) 年度 :

- ・各大学における寄付金の受入状況等に関する調査の実施について

平成 18 (2006) 年度 :

- ・「臨床研修医」に係る給与支出等の調査について
- ・「研究協力者謝金および外部講師謝金の取扱いについてのアンケート結果」について

### 今後の課題

1) 戦後 50 年を経、グローバル化時代を迎えたこの 10 年間は、行・財政改革をはじめ医療制度改革、教育改革などの諸改革が進められ、規制緩和と競争環境の醸成などの大変革が図られてきた。高等教育政策も「将来像の提示と政策誘導」に移行し、競争的環境の中で多様な発展を促す行政手法に転換が図られてきている。

2) 歯科大学 (学部) を巡る今日の環境は、少子高齢化の進展、入学定員の抑制、卒後臨床研修の必修化、共用試験の導入、医療制度・医療保険制度改革による医療経費の抑制などこれまでにない厳しい状況にあり、加えて、国民の医療安全・安心に関する強い要請への的確な対応など課題山積の状況にある。

私立歯科大学 (歯学部) は、わが国の歯科界・歯科医師養成に輝かしい歴史と実績を有し、今後とも斯界の牽引力として役割を担っていくことが期待されている。各大学は、それぞれ建学の理念のもとに個性・特色を発揮して今日の困難な状況を乗り越えていかなければならない。

3) 本経営部会は、各大学の参画のもとに各大学の自主性、自律性を尊重しつつ、当面する経営上の諸課題の解決への取組みを行い、経営

改善に積極的な役割を果たし、もって、わが国歯科医学教育・医療の向上・発展に資していくことが期待される。



# 広報委員会

広報委員長  
大塚 吉兵衛

## 広報委員会の役割

本委員会は、『日本私立歯科大学協会広報』（以下『協会広報』と略記）の企画編集と発行を主務としているが、『協会広報』は本協会が社団法人として設立認可された昭和51（1976）年に創刊され、本年平成19（2007）年3月に第53号を刊行した。当該誌はA4判約50ページで、毎年3月と9月の2回刊行し、本協会加盟大学宛に送付して各大学関係者への配布方を依頼するとともに、関係諸機関へも郵送している。

創刊から第36号までの各号については、当時の広報委員長富田喜内先生が『協会設立20周年記念誌』に執筆された報告に詳しい。その経緯を摘記すると、「『協会広報』発刊の目的は、協会の趣旨あるいは事業内容等をあまねく周知させることで、当時の広報委員会委員長・神奈川歯科大学学長堀武先生はじめ委員の方々によって編集された。創刊号には、協会設立、定款、事業計画などを掲載し、2号からは加盟大学・学部のニュース、協会の事業概要、新聞記事の要点、人事異動消息などを主体に収載し、発行のつど委員会で内容の検討を行い、14号（昭和60（1985）年4月発行）から内容別に項を区分して読みやすくした。」と述べられており、歴代の広報委員長が本誌の刊行に並々ならぬ熱意を傾注された様子が窺える。

かように本委員会では、創刊当初からの理念を受け継ぎ、各号の企画編集のため、おおむね

年2回委員会を開催している。委員会は各大学の広報関係担当の教職員で構成され、委員長には社団法人日本私立歯科大学協会役員がその任に当たり、この10年は平成9（1997）年4月1日から坂巻公男先生、平成12（2000）年6月27日から大竹繁雄先生が就任され、平成18（2006）年11月28日からは大塚が担当している。

## 本誌の構成について

平成14（2002）年発行の第46号から巻頭言を掲載することになったが、最初に佐川寛典本協会会長に執筆を依頼し、次いで第47号からは、北→南→北…の順送りで加盟大学の学長（歯学部長）に巻頭言の執筆をお願いしている。また、「大学ニュース」欄の記事は各校の広報紙誌から転載しているが、平成18（2006）年9月発行の第52号から、掲載号とともに発行年月を末尾に記すこととなった。

本委員会では、平成17（2005）年に特別号として『第50号記念特集号』を発行したが、同誌の企画編集に伴い、通常の広報活動がやや変則的になったので、同年の委員会で次の要項を申し合わせた。

『協会広報』の発刊に関し、年2回、9月と3月に発行する。記事の内容は、可及的に簡略化し、頁数の縮減に努める。記載事項は、  
（イ）巻頭言  
（ロ）時事問題等についての座談会記事  
（ハ）「加盟大学・学部のニュース」として、各

大学発行の広報紙から、行事、学部長・病院長以上の異動・叙勲・訃報、特色ある施設の紹介

(ニ)「教育関係」及び「歯科関係」情報のうち、重要なもの

(ホ)「新聞記事の要点」として、項目、年月日、掲載紙名の一覧

(ヘ) 協会主催会議・事業の概要

(ト) 協会作成資料

(チ) 人事異動消息

(リ) その他協会広報にふさわしいもの

とし、内容の充実に努め、爾後の編集方針とすることが改めて確認された。

なお「新聞記事の要点」の欄では、朝日、毎日、読売、産経の各新聞、教育学術新聞、日本歯科新聞の各紙に掲載された教育もしくは歯科に関連する記事の、見出しと掲載月日、掲載紙名を摘録している。

### 『協会広報』10年のあゆみ

この10年に第37号から第53号まで発行したが、各号の発行年月、頁数、巻頭言の執筆者や、特集記事は以下のとおりである。

#### 【平成9年度】

第37号(40頁)を9年9月、第38号(28頁)を10年3月に発行。第37号トピック「新しい『卒後臨床研修』始まる」「協会設立20周年記念事業・記念事業の概要／記念誌の概要」

#### 【平成10年度】

第39号(36頁)を10年9月、第40号(28頁)を11年3月に発行。第39号トピック「歯科医師の需給に関する検討会報告書(概要)」

#### 【平成11年度】

第41号(50頁)を11年9月、第42号(32頁)を12年3月に発行。第41号トピック「21世紀に向けた医師・歯科医師の育成体制の在り方について(21世紀医学・医療懇談会第4次報告の概要)」「歯科医学教授要綱—平成11(1999)

年—(歯科大学学長・歯学部長会議)」。第42号トピック「歯科医師の卒後臨床研修の必修化に関する要望書」

#### 【平成12年度】

第43号(40頁)を12年9月、第44号(32頁)を13年3月に発行。

#### 【平成13年度】

第45号(50頁)を13年9月、第46号(38頁)を14年3月に発行。第46号巻頭言「大学と教育改革の近未来」(佐川寛典日本私立歯科大学協会会長・大阪歯科大学理事長)

#### 【平成14年度】

第47号(54頁)を14年9月、第48号(58頁)を15年3月に発行。第47号巻頭言「最近の教育と医療の改革」(松田浩一北海道医療大学歯学部長)、第48号巻頭言「21世紀の歯科大学—歯科医師を魅力ある職業に—」(小出忠孝愛知学院大学学院長・学長)、特集記事「座談会・歯科医学教育における私立歯科大学の未来」

#### 【平成15年度】

第49号(58頁)を15年9月に発行。第49号巻頭言「歯学教育の多様性」(小野繁岩手医科大学長)

#### 【平成16年度】

第50号(80頁)を16年12月に発行。第50号巻頭言「口腔医学の確立を目指して」(本田武司福岡歯科大学長)

#### 【平成17年度】

第50号記念特集号「海外における歯科医学教育の変化」(106頁)を17年6月に、第51号(80頁)を12月に発行。第51号巻頭言「高齢者歯科受療の特性」(清水秋雄奥羽大学学長)

#### 【平成18年度】

第52号(60頁)を18年9月、第53号(48頁)を19年3月に発行。第52号巻頭言「歯科医学教育」(長坂信夫朝日大学学長)、第53号巻頭言「歯科医師養成と社会環境」(安井利一明海大学副学長・歯学部長)

## 第 50 号記念特集号について

平成 15（2003）年 7 月 18 日に開催された第 1 回広報委員会では、翌平成 16（2004）年 3 月発行予定の『協会広報』は創刊号以来 50 号となること、また平成 19（2007）年には本協会が設立 30 周年を迎えることなどを射程に入れ、創刊 50 号の特別企画が提案され、その実施方について検討された。

平成 15 年度には 11 月 5 日に第 2 回、16 年 1 月 23 日に第 3 回、2 月 24 日に第 4 回委員会を開催し、第 50 号記念企画につき協議した。協会の事業として、世界の歯科医学教育をテーマに講演会やシンポジウムを開催することも検討されたが、誌上講演という構成で、各国の歯科医学教育指導者に執筆を依頼して英文抄録と邦訳を掲載し、『協会広報』本誌とは別の冊子にして刊行することになった。『協会広報第 50 号記念特集号—海外における歯科医学教育の変化—』の書名で平成 17（2005）年 6 月に発行された同書には、アメリカ・カナダ、ヨーロッパ、オセアニア、アジア、日本の事例が報告されており、わが国における今後の歯科医学教育の推進を考えるうえでも貴重な指針の書となっている。

大竹繁雄委員長は同書の「発刊にあたって」のなかで、わが国の口腔保健と歯科医療発展に私立歯科大学・歯学部が大きく貢献してきたこと、そして各歯科大学・歯学部には、保有して

いる優れた知的財産や研究成果が数多く埋もれており、知的財産を社会に還元していくことは、大学の重要な使命だと特に強調されたあと、発刊までの軌跡を次のように記されている。

「……今般の私立歯科大学協会広報 50 号記念誌の発刊にあたっては、その記念企画の内容について、多くの関係者の方々からのご意見・ご示唆を頂きました。関係者間で議論を重ねた結果、このような時期であるからこそ、今一度、我々が原点に立ち返るための方法の一つとして、世界の中のわが国の歯科医学教育のあり方を見直していただくために、諸外国に対し、その国の歯科医学の現状を広く求めることといたしました。

平成 15 年 7 月 18 日開催の『平成 15 年度第 1 回広報委員会』において、広報第 50 号を記念号として発刊することを決議。その後、第 2 回広報委員会において、大阪歯科大学の川添堯彬先生に誌上講演の原稿執筆者選出並びに企画をお願いしました。世界各国の歯科医学会の権威者への原稿依頼で、執筆者からの原稿提出が遅れるなどで、随分と時は経過してしまいました。また、海外の原稿執筆者との事務連絡や原稿料・翻訳料等の支払いに係る事務も煩雑となり、川添堯彬先生個人で扱える業務量を超過してしまつたため、平成 17 年 1 月に日本大学松戸歯学部編集事務局を設け、この特集号の編集にあたりました。……」



# 受験生確保対策委員会

—平成9年度から18年度までの動向を中心に—

受験生確保対策委員長  
青野 一哉

## 18歳人口の減少および委員会設置の経緯

昭和35(1960)年以降の18歳人口の推移は、二峰性を示し、昭和41(1966)年に第一のピーク(249万人)、平成4(1992)年に第二のピーク(205万人)がみられる。平成5(1993)年以降、18歳人口は減少の一途をたどり、平成18(2006)年には133万人、平成21(2009)年以降は120万人前後で推移すると予測されている(文部科学省・平成18年度学校基本調査による)。

昭和57(1982)年には第二のピーク(平成4年)に向かって、18歳人口および高校新規卒業生がともに増加傾向にあったにもかかわらず、昭和54(1979)年と比べ、歯学部志願者率が減少しており、それ以後、学生募集方法や学生マーケットの新規開拓等の必要に迫られてきた。

このような状況のもとで、各私立大学はそれぞれ独自に学生募集や入試方法の改善により志願学生の増加に努力していたが、歯学部全体へ受験生の目を向けさせるよう、昭和59(1984)

年に本協会は「歯科医療界の将来展望」を受験雑誌に掲載し、初めて共同広報活動が始められた。次いで、本協会理事会は昭和60(1985)年に「入試関係臨時広報委員会」、平成5(1993)年以降「受験生確保対策委員会」を立ち上げ、現在に至っている(要旨は本協会設立20周年記念誌を参考にした)。

ちなみに、最近10年間(平成9～18年度)における18歳人口(または高校新卒者数)と私立大学歯学部受験者数を対比して表示してみると、表1のようになる。この表でみると当然のことながら、受験者数は年度により多少の増減はあるものの、18歳人口に平行して減少していることがわかる。

加えて、平成18(2006)年12月に厚生労働省の「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」の中間報告書のなかの入学定員に関する記述は、根拠不明確なものではあるが、社会一般に与える影響は非常に大きいと危惧される。

今後、各私立大学歯学部が、それぞれ入学志

表1 最近10年間(平成9～18年度)における18歳人口(または高校新卒者数)と私立大学歯学部受験者数との対比

	平成9年度	平成18年度	増減
18歳人口*	168(万)	133(万)	△20.8(%)
高校新卒者数*	150(万)	117(万)	△22.0(%)
受験者数**	12,575	10,022	△20.3(%)

\* 文科省・平成18年度学校基本調査による。

\*\* 私立歯科大学協会の資料から推定。



願者の確保に努力するとともに、歯学部全体として歯科医学・医療の魅力を受験生および関連の方々へ周知し、優秀な人材を確保して将来の歯科医学・医療の発展に資する努力を続けなければならない。

### 受験生確保対策事業の概要

平成9(1997)年度から平成18(2006)年度に至る上記事業の推移について、項目をあげて述べる。

1. 「私立大学17歯学部の各年度入試のお知らせ」を高等学校および加盟大学へ送付

全国の高等学校(当初は普通科を設置している高校、最近の高等学校は多様化している)の校長および進路指導部主事または部長宛てに送付(平成6年以降現在まで)。

2. 受験雑誌への「意見広告“人々の健康を守る喜びと魅力を知ってほしい”のテーマで委員長との一問一答方式記事」および「私立大学17歯学部問合せ先&アクセス一覧」(1頁)を掲載

受験雑誌として、高2チャレンジ(平成16年度から「高2 My Vision」へ誌名を変更)5月号(平成5年以降)、および医歯薬進学4月号(平成7年以降)に両者を掲載してきたが、平成15(2003)年で「意見広告」の掲載を中止し、平成16(2004)年からは「問合せ先&アクセス一覧」のみを掲載している。

3. インターネット・ホームページによるPR

1) 私立歯科大学協会ホームページ開設(平成8年10月)

掲出内容

- ①メイン・ビジュアル
- ②協会の概要
- ③加盟大学17歯学部の「各年度入試日程一覧(カレンダー形式)」
- ④加盟大学17歯学部の「各年度入試要項」
- ⑤各大学歯学部ホームページとリンクさせた

(平成11年度以降)

⑥Q & Aコーナー(私立歯科大学の特長に関する質問と回答)

⑦私立大学17歯学部の各年度の入試結果を追加(平成9年度以降)

※ホームページ・アドレスは:

<http://www.shikadaikyo.or.jp/>

2) 平成15(2003)年度(平成15年9月)から、委員会の審議を経て、ホームページによるPRを次のように改良した。

①私立大学・歯学部の入試関連情報にもっと容易にアクセスできるよう、アドレス名にそれとわかるようなものを追加する。ただし、ホームページの内容は、私立歯科大学協会のホームページのうち、「協会の概要」を除き、同様とする。

②先の2種類の受験雑誌の「意見広告」は中止し、その内容は、ホームページの「Q & A」に取り込む。

(意見広告を中止し、ホームページへ全面的に切替えることにより約230万円の経費節減になり、また次年度の志願者数は数%ではあるが増加した。)

※追加したホームページ・アドレスは:

<http://www.shikadaigakujukenjouhou.jp/>

3) 平成17(2005)年度(平成17年7月)からホームページ制作等の委託業者を(株)スーサイトへ変更。

①協会ホームページと私立歯科大学受験情報ホームページを統合し、デザイン、構造等をリニューアルし、現在に至る。

②ホームページアドレス(マルチドメイン)は以前と同じで、

<http://www.shikadaikyo.or.jp/>

<http://www.shikadaigakujukenjouhou.jp/>

4. 「全国医歯薬科大学受験相談会」を後援

毎年10月頃に東京地区と大阪地区で開催されている表記相談会を日本私立医科大学協会お

および日本私立薬科大学協会とともに後援（後援料は無料）し、多くの大学がこれに参加している。

平成 17（2005）年度には、東京会場で会場参加の 71 大学 86 学部と資料参加 39 大学 49 学部、大阪会場では会場参加 67 大学 78 学部と資料参加 42 大学 54 学部を数えている。

### 今後の方針

#### 1. ホームページの充実と刷新

インターネットの著しい普及により、受験生および関連の方々が増えることが予想される。インターネットにより入試関連情報を入手する機会はますます増加することは間違いない。これに対応して、ホームページ

は広報活動の中核をなすものと位置づけ、充実とリニューアルに努力する。

なお、平成 19（2007）年度には、ホームページのデザインや構造等のリニューアルを計画中である。

2. 志願者の目を私立（歯科）大学歯学部へ向けるよう、各地域で「歯科医師の魅力」についての広報活動を検討する。

3. 毎年、前年度の本事業の状況を分析して協議し、当該年度の事業については、引き続き経費節減に努めながら、必要に応じて内容を一部修正のうえ、基本的には前年度の事業を継続して実施していく。

付表 受験生確保対策委員会、歴代委員長および委員（平成 9～18 年度）

#### 委員長

野口 政宏 神奈川歯科大学学長（平成 9 年 4 月～平成 14 年 3 月）  
 中原 泉 日本歯科大学理事長・学長（平成 14 年 5 月～平成 15 年 3 月）  
 青野 一哉 福岡歯科大学常務理事（平成 15 年 4 月～現在）

大学名	委員
北海道医療大学歯学部	土産田 照夫、佐藤 勝、栗田 寛
岩手医科大学歯学部	千葉 弘、千葉 均、高橋 秀明、坂本 保夫、横澤 正浩
奥羽大学歯学部	大岩 重夫、宗像 恒男、佐藤 哲雄
明海大学歯学部	田尻 盛二、栗原 恵悦
東京歯科大学	浪貝 一良、加藤 靖明、小林 友忠
昭和大学歯学部	奥山 隆志、栗田 晃、朝倉 秀夫
日本大学歯学部	川和 富男、宮地 勝也、田中 雅夫、片桐 昌樹、小林 喜代司、若松 俊雄、今 祐造
日本大学松戸歯学部	東王地 輝良、板橋 文男、師田 袈裟茂、鈴木 光博
日本歯科大学生命歯学部	高橋 慎一、太田 進
日本歯科大学新潟生命歯学部	坂井 一博
神奈川歯科大学	斉藤 守久、菅原 光則、岡本 伸之、吉田 孝子、田村 弘臣
鶴見大学歯学部	落合 一恵、黒井 和男、宍戸 一吉
松本歯科大学	田中 正治、宮沢 裕夫、五十嵐 順正、中田 稔
朝日大学歯学部	田中 博、菱田 健治
愛知学院大学歯学部	加島 龍童、石原 尉兆、岩田 昌彦
大阪歯科大学	佐川 寛典、中村 正明、川本 達雄
福岡歯科大学	栢 豪洋、藤 英俊、北村 憲司

（敬称略）



## 研修委員会

研修委員長  
宮崎 隆

この10年を振り返ると、私立歯科大学や附属病院を取り巻く環境は激変し、各大学では教員や事務職員を含めて一致団結して改革への取組みが求められている。私立歯科大学協会では、大学教育改革や制度改正等、当面する諸問題について理解と認識を深め、加盟大学間相互の情報交換を行うことにより、各大学教職員の職務能力の向上を図り、もって加盟大学の発展と充実を図ることを目的にして、研修委員会での協議を経て、各分野・部門ごとにさまざまな研修会を実施してきた。

昭和54(1979)年8月2日に開始した「附属病院管理運営事務研修会」は各大学のお世話により、その後毎年継続して開催され、平成18(2006)年10月12日には福岡歯科大学で第28回を開催した(表1)。この研修会では、病院の管理運営上の共通課題について、具体的な情報交換をして、各病院の運営に還元してきた。最近の課題は、時間外診療、病院収入増の方策、個人情報保護法に関わる患者情報の管理、特定共同指導の実施状況、未収金対策、物品管理、保険外診療料金、電子カルテの導入など、各病院にとって緊急性の高いテーマであった。

事務職員研修は平成6(1994)年6月2日に第1回目を開始し、平成10(1998)年(第5回)まで毎年継続したが、その後数年のブランクを経て平成14(2002)年(第6回)と平成17(2005)年(第7回)に開催した(表2)。初日に当面する諸問題に関する講演を聴き、2日目は総務・

庶務グループと財務・経理グループに分かれて、情報交換を兼ねたグループ討議を行っている。第7回は、「大学を取り巻く環境変化」「私立学校法改正後の取組みについて」および「個人情報保護法とその対応」に関する講演を企画し、「大学を取り巻く環境変化とその対応」についてグループ討議を行った。

教務研修会は平成8(1996)年5月16日に第1回目を開始し、翌年に第2回目を開催したが、その後事務研修と隔年で開催するスタイルが定着し、平成18(2006)年に第6回を開催した(表3)。本研修会は、教育・研究部会の小委員会で企画を行い、各大学から教員と事務職員の両方が参加し、学務や卒後研修を含めて私立歯科大学の教育研究活動全般にわたる重要テーマについて研修を行っている。第6回は、初日に中原会長の「私立歯科大学の現状と展望」に関する基調講演に引き続き、岩手医科大学小川彰医学部長の「医師臨床研修—その現状と課題—」、東海大学安岡高志教授の「教育技法と教育評価技法」、文部科学省高等教育局大学振興課平野誠課長補佐の「教員組織改革と大学教育」に関する講演を頂戴した。2日目は、協会設立30周年記念シンポジウムとして「私立歯科大学における最近10年の教育改革と今後の展望」を行い、その後班別の情報交換を行った。

各大学では最近ファカルティーデベロップメントの教育ワークショップに力を入れているが、協会の研修は当面の諸問題に関する業界の

表1 附属病院管理運営事務研修会開催状況（平成9～18年度）

回数	年月日	世話大学	参加者
第19回	平成9年10月16日(木) 17日(金)	神奈川歯科大学	38名
第20回	平成10年10月15日(木) 16日(金)	日本大学歯学部	36名
第21回	平成11年10月14日(木) 15日(金)	明海大学歯学部	30名
第22回	平成12年10月12日(木) 13日(金)	大阪歯科大学	35名
第23回	平成13年10月11日(木) 12日(金)	東京歯科大学	34名
第24回	平成14年10月10日(木) 11日(金)	鶴見大学歯学部	33名
第25回	平成15年10月9日(木) 10日(金)	岩手医科大学歯学部	35名
第26回	平成16年10月7日(木) 8日(金)	愛知学院大学歯学部	32名
第27回	平成17年9月29日(木) 30日(金)	北海道医療大学歯学部	33名
第28回	平成18年10月12日(木) 13日(金)	福岡歯科大学	34名

表2 事務職員研修開催状況（平成9～18年度）

回数	年月日	会場	参加者
第4回	平成9年6月5日(木) 6日(金)	アルカディア市ヶ谷	29名
第5回	平成10年6月4日(木) 5日(金)	アルカディア市ヶ谷	28名
第6回	平成14年11月14日(木) 15日(金)	東京ガーデンパレス	26名
第7回	平成17年11月24日(木) 25日(金)	KKRホテル東京	27名

表3 教務研修会開催状況（平成9～18年度）

回数	年月日	会場	参加者
第2回	平成9年5月8日(木) 9日(金)	アルカディア市ヶ谷	47名
第3回	平成11年11月18日(木) 19日(金)	ホテルエドモント	54名
第4回	平成13年11月15日(木) 16日(金)	東京ガーデンパレス	47名
第5回	平成15年11月13日(木) 14日(金)	アルカディア市ヶ谷	49名
第6回	平成18年11月16日(木) 17日(金)	九段会館	49名

第一人者による講演により最新の知識を得ることができ、さらにグループ討論を通じて加盟大学間の情報の共有化を図っていることが特徴である。さらに、加盟大学間の教員と事務職員の交流により人脈の拡大や、事務職員のなかでも大学の教務・学生関係、管理部門、病院部門の

スキルアップに貢献しているものと思われる。今後も各大学の発展のために有用な研修を企画・運営していく所存である。

最後に、歴代の研修委員会委員長（佐川寛典先生、北野繁雄先生、佐藤亨先生、柳澤慧二先生）のご指導に対し、厚く御礼申し上げます。



# 事務局長会議

事務局長会議議長  
安井 利一

## 事務局長会議の構成

本協会の資料によると、昭和 52 (1977) 年 3 月に開催された第 4 回理事会の第 5 号議案で「各大学間の共通諸問題を円滑に解決し、又連絡を密にしあわせて親睦をはかるため、本協会に理事長会、事務局長会の設置を決定した。」ことが記録されている。

当初の事務局長会議の構成は、昭和 53 (1978) 年 3 月開催の記録をみると宮田侑理事が議長を務め、17 加盟大学 (歯学部) の事務局長等および協会事務局長が出席し開催されている。

現在の事務局長会議も、ほぼ同様の構成であり、協会専務理事が議長を務め、17 加盟大学 (歯学部) の事務局長、事務部長、事務長および協会事務局長が構成員となっている。

## 事務局長会議の役割

平成 18 (2006) 年度の日本私立歯科大学協会事業計画に、事務局長会議の役割として「管理運営に関する意見・情報の交換、各大学間の連絡・調整を図るための会であるが、理事会への提案案件を事務的に検討するとともに、各大学から提案される案件についても検討・協議する」と示されている。

事務局長会議の協議題をみても、本協会が直面する諸課題に関する意見交換や各大学の対応について情報交換を行ったり、本協会の事業計画案や予算・決算案を理事会審議の前に確認す

る等の協議が中心となっているが、事務局長会議の役割として最も効果的であり重要と考えられるのは、事務局長会議の場を通じて出席者による各大学間の交流が深まり、日常的に密接な関係が生じていることである。これにより加盟大学相互の発展や問題解決に多大な貢献を果たしている。

特に、毎年一度持回りで各加盟大学において開催される会議に際しては、当番大学の見学や当番大学事務担当者を含めた出席者間の親睦により、加盟大学同士のさらなる一体感が生じている。

## 事務局長会議 10 年のあゆみ

〔平成 9 (1997) 年度〕 平成 9 年度より新たに協会専務理事に就任された日本歯科大学新潟歯学部長 (当時) 中原泉先生を議長に、5 回開催された。

同年 3 月に協会設立 20 周年記念祝賀会が開催されたが、第 1 回会議において経過報告があり、協会設立 20 周年記念誌発刊についても第 3 回会議において報告がなされ、同年 7 月に当番大学の朝日大学会議室で開催された第 2 回会議においては、恒例により、前任の協会専務理事で、前事務局長会議議長の明海大学教授 (当時) 橋本弘一先生をお招きしご歓談いただいた。

〔平成 10 (1998) 年度〕 5 回の会議が開催されたが、第 1 回会議は、松本歯科大学の招きにより、日本三大奇祭の一つ御柱祭に合わせて同

大学会議室において、続く第2回は、当番大学の岩手医科大学創立60周年記念館会議室において開催され、いずれも歯科医師需給問題等を協議題に情報、意見交換が行われた。

〔平成11(1999)年度〕4回の会議が開催され、平成18年度に歯科医師臨床研修が必修化されること等の協議題について情報、意見交換が行われた。また、第2回は、福岡医科大学が当番大学となり、同大学会議室において行われた。

〔平成12(2000)年度〕4回の会議が開催され、日本歯科医師会よりさらなる定員削減や編入学に関する要望書が出された歯科医師需給問題や、歯科医師の卒後臨床研修必修化に関し厚労省に提出した要望書等について情報、意見交換が行われた。また、第2回会議は、当番大学の日本歯科大学新潟歯学部会議室において開催された。

〔平成13(2001)年度〕3回の会議が開催され、インターネットによる業務及び財務等に関する資料の公開や、全国私立歯科大学・歯学部附属病院診療放射線技師代表者会の後援等の協議題および説明事項に関して、協会事務局長からの報告や情報、意見交換が行われた。また、第2回会議は、当番大学の愛知学院大学歯学部会議室において開催された。

〔平成14(2002)年度〕3回の会議が開催され、私立大学等経常費補助金算定方法等の改善、歯科医師卒後臨床研修の制度設計の基本骨格案および入学時既納学納金の返還に関するアンケート調査結果等の協議題・報告事項について、協会事務局長からの報告や情報、意見交換が行われた。また、第2回会議は、当番大学の神奈川歯科大学会議室において開催された。

〔平成15(2003)年度〕3回の会議が開催され、歯科医師国家試験の技術能力評価等に関する検討会等の協議題について情報、意見交換が行われた。また、第2回会議は、当番大学の大阪歯科大学会議室において開催されたが、本協会会

長でいらした大阪歯科大学理事長(当時)佐川寛典先生より親しくご歓談いただいたことが記憶に新しい。

〔平成16(2004)年度〕3回の会議が開催され、第1回は、松本歯科大学の招きにより7年に一度の御柱祭に合わせて同大学会議室において、第2回は、当番大学の日本大学松戸歯学部において新病院建築予定地に隣接する会議室で開催され、医員等の労働者扱いに伴う賃金の支払いや協会設立30周年記念事業等の協議題について情報、意見交換が行われた。

〔平成17(2005)年度〕3回の会議が開催され、歯科医師臨床研修マッチングや歯科医師国家試験実地問題の開示等の協議題について情報、意見交換が行われた。また、第1回は、鶴見大学歯学部が当番大学となり、同大学会議室において開催された。

〔平成18(2006)年度〕平成18年5月に、中原専務理事が本協会会長に就任されたことにより、事務局長会議議長を、平成18年6月20日付で新たに専務理事となった明海大学歯学部の安井が引き継ぎ、3回の会議が開催された。協議題として、文部科学大臣と厚生労働大臣の確認書や(新)教員組織等について情報、意見交換が行われた。また、第2回は明海大学歯学部が当番大学となり、同大学会議室において開催されたが、恒例によって、前事務局長会議議長の中原会長をお招きしご歓談いただいた。

## おわりに

事務局長会議は、設置以来その使命を果たしてきたが、あえて課題をあげるとすれば、協会発足当時の事務局長会は理事長会と合同で開催されて、事務局長等は高い見識のもと活発に発言されたと伺っており、現事務局長会議においても、本協会理事会に対してより建設的、積極的な提言が期待されている。

# 協会関係会議

## 全国私立歯科大学・歯学部附属病院看護部長会

全国私立歯科大学・歯学部附属病院看護部長会 会長 服部 久代

看護部長会は、協会のご理解により、傘下組織として、昭和51（1976）年に第1回目を開催し30年が経過した。諸先輩方のご尽力により、長い歴史とともに今日へと引き継がれ、社会情勢を加味しながら多くの議題について検討してきた。年1回の総会開催では、有意義な内容の意見交換や情報交換、そして当番校の先生方にご講演いただいた。

全国私立歯科大学附属病院19病院により本会を運営しており、当番校を事前に決定して輪番制にて会長、副会長、会計、会計監査を引き受けてもらっている。

30年の歳月とともに、各大学の看護部長の方も交替され、毎年新部長が誕生し、新旧入れ替わっている。そのなかで各大学の伝統や習慣などは次の代へと受け継がれ、切磋琢磨されている。

看護部長会での意見交換や情報提供については、その時代の社会情勢や医療背景などを鑑みながら会議を進行している。

看護概況調査を毎年実施しているが、活動報告では以下の内容について討議した。

### 活動報告

#### 1. 院内感染対策でのスタンダードプリコーションについて

- ①医科と歯科での違いがあり、歯科ではなか

なか浸透していない。

- ②採血時のゴム手袋使用について実施されている施設では、マニュアル作成を行って明確になっている。
- ③感染対策については、感染対策室長が歯科医師を対象に講義を行っている施設もある。

### 情報交換

#### 1. 入院患者の口腔ケアの実施について

- ①ケースによって衛生士が行う。
- ②大きな手術後の患者には衛生士が実施。
- ③看護師だけで行っている。

#### 2. 診療報酬改定後の勤務計画表の工夫

- ①夜勤加算を算定しておらず、看護師を募集しても集まらない。
- ②夜勤専従の勤務者を採用した。
- ③診療報酬改定により看護師確保が大変である。

#### 3. 研修医オリエンテーション時の関わり

- ①看護業務のオリエンテーションを20分程度行う。
- ②研修医は夜勤業務も行っている。



#### 4. 医療相談と看護師の関わり

- ①看護師と衛生士が常時医療相談にあたっている。
- ②医療相談問題では、看護部長が窓口となっている。
- ③地域医療連携室を設置している。
- ④医療相談に上がった内容は、会議や研修会にて報告している。

#### 5. 看護研究の倫理体制について

看護研究を進めるにあたり、氏名、年齢、性別、住所、電話番号など倫理審査体制はどのようにされているか。

- ①倫理審査委員会が設置され、研究内容を提出している。
- ②所定の同意用紙があり、その用紙に記載してもらい同意を得ている。
- ③大学の審査に提出している。

#### 協議事項

##### 1. 口腔外科看護研究会について

専門性が高い歯科口腔外科領域において看護の働きを示すには、口腔外科学会で発表の機会をもつことは、PRにもなり経済的なメリットは大きい。

口腔外科学会に今後も看護研究会の併設をさせていただくよう理事会に願います。

##### 2. 看護部長会の会則改正について

平成7（1995）年に改正して以来で、今回、看護研究会の運営を「事業」として追加決定さ

れた。

運営の内規として、

- ①看護研究会は、口腔外科学会の会場に併設し、毎年1回開催する。
- ②研究発表の演題は、私立歯科大学のみならず、国公立歯科大学歯学部附属病院看護部長会へも窓口を広げる。
- ③会の運営に必要な費用は、参加費で賄うことを原則とする。
- ④今後、看護研究会と併せて総会を行い、総会のなかで研究会のことも検討する。

以上について前向きな話し合いがなされ、会則の変更および運営内規の決定に至った。

看護部長会では、歯科・口腔外科分野における看護研究をよりいっそう充実できるように働きかけを行っていく方針である。日本全国から参加してもらうためにも、多くの演題発表ができ、各大学附属病院の個性が発揮されている内容を知っていただき、共有できることを理想としている。

少子高齢化により、看護界でも入院患者の高齢化や、看護する側も年齢層が高くなっており、体力的な負担や精神的な負担が増加している。医療技術の向上、先進医療の進歩など、今日の医療界は日進月歩で目まぐるしく動いている。研修会に参加して、自己研鑽に努めなければならない。

看護管理者として、新しいニーズに対応できる管理者の育成やより質の高い看護サービスを提供できるよう、皆様のお力をお借りして頑張っていきたい。

# 全国私立歯科大学附属病院薬剤部長会

全国私立歯科大学附属病院薬剤部長会 会長 山本 加代子

## はじめに

本薬剤部長会は昭和 55（1980）年、「会員相互の親睦を深め、知識と技術の向上を図ること」を目的として設立された。現在の会則は「会員相互の知識と技術の向上を図り歯科医療の発展に寄与する事を目的とする」と謳っている。平成 5（1993）年から日本私立歯科大学協会傘下の会議としてご援助をいただき今日に至っている。会議当番校のご理解と積極的な設営ご支援

により、昨年までに 27 回の本会議を行うことができた。平成 3（1991）年より当会に DI 委員会を設置し、日本歯科薬物療学会誌「Q&A」欄に投稿を続けている。加えて日本歯科薬物療学会には今年までに、発表（14 回）・論文投稿（9 編）を行っている。また、平成 5 年より各施設の薬剤部員の学術や意見交換の場として年に 1 回の「歯科薬剤セミナー」を開催し、今年で第 15 回を迎えようとしている。

表 1 日本歯科薬物療学会における発表

1) 第 3 回 郡山、1984 歯科における抗生物質の使用傾向	セフェム系抗生物質製剤の使用動向と MRSA 感染対策の実状
2) 第 4 回 神奈川、1985 歯科における鎮痛剤、鎮痛消炎剤などの使用傾向	10) 第 15 回 大阪、1996 歯科における合成抗菌剤と消炎鎮痛剤の併用投与に関する実状
3) 第 6 回 東京、1987 歯科用医薬品の使用傾向	11) 第 18 回 札幌、1999 歯科における抗菌剤の使用傾向—私立歯科大学附属 18 病院における実態調査— 日本歯科大学新潟歯学部 影向 範昭
4) 第 10 回 東京、1991 副作用モニター制度に関するアンケート調査、第 1 報 モニター制度に対する歯科医師の認識と医薬品副作用情報の伝達方法について	12) 第 19 回 熱海、2000 歯科薬物療法に関する文献的検討—その 1 適用外使用とエビデンス— 鶴見大学歯学部 斎藤 義夫
5) 第 10 回 東京、1991 副作用モニター制度に関するアンケート調査、第 2 報 モニター制度の活性化について	13) 第 20 回 東京、2001 歯科薬物療法に関する文献的検討—その 2 抗菌薬の適用外使用とエビデンス— 日本歯科大学 田中 秀弥
6) 第 12 回 大宮、1993 歯科における鎮痛消炎剤及び消炎酵素剤の使用傾向 II	14) 第 21 回 広島、2002 歯科用薬剤の品目と使用動向に関する検討—私立歯科大学附属 18 病院における実態調査— 神奈川歯科大学 遠山 邦子
7) 第 12 回 大宮、1993 歯科における抗菌剤の使用傾向	
8) 第 13 回 神戸、1994 歯科大学病院薬局における医薬品情報活動に関する調査報告	
9) 第 14 回 神奈川、1995	

※ 10) までは『歯大協 20 年のあゆみと展望』で報告

表2 歯科薬剤セミナー

<p>第1回 平成5年6月：昭和大学病院（46名）                      歯科領域における薬剤の変遷と問題                      歯科疾患における薬物療法の現況と展望                      〈シンポジウム〉                      医薬品情報活動</p>	<p>昭和薬品化工株式会社 菅原 亜矢氏                      安全性から見た鎮痛剤の選択—アセトアミノフェンを中心—                      昭和薬品化工株式会社 柳沢 久美子氏                      アセトアミノフェンの副作用及び中毒について                      昭和薬品化工株式会社 大坪 真一郎氏</p>
<p>第2回 平成6年6月：昭和大学病院（40名）                      歯科用薬剤・材料の企画から発売まで                      インプラントの臨床の現場から                      〈シンポジウム〉                      ゴム手袋アレルギーについて                      歯科で汎用される薬剤に関して                      当院における定数配置薬管理の現状について</p>	<p>〈シンポジウム〉                      日常の医薬品情報提供業務で回答に苦慮した事例</p>
<p>第3回 平成7年6月：株式会社ジーシー（43名）                      歯科用医薬品と薬事法について                      口腔領域における心因性疾患に対する漢方薬治療について                      〈シンポジウム〉                      医療法改正後の歯科における病棟活動について</p>	<p>第10回 平成14年6月：昭和大学病院（55名）                      〈特別講演〉                      歯科材料としての仮封材                      ネオ製薬工業株式会社 木瀬 俊彦氏                      薬剤師に求められるもの—DI活動の軌跡から—                      北海道医療大学歯学部附属病院 阪田 久美子                      面分業への参加 三浦半島地区80%分業率の実態                      神奈川歯科大学附属病院 木戸 光                      新しい局所麻酔薬3%メピバカイン製剤の有用性                      日本歯科薬品株式会社 常川 勝由氏</p>
<p>第4回 平成8年6月：昭和大学病院（47名）                      企業における情報の収集と提供                      歯磨き剤企画の現場から                      〈シンポジウム〉                      薬剤部での文献・資料等の収集、整理、保管、検索方法</p>	<p>〈一般口演〉                      当院における調剤過誤対策                      院外処方箋発行時に疑義紹介が予想される処方</p>
<p>第5回 平成9年6月：昭和大学病院（56名）                      〈特別講演〉                      PL法と薬剤の情報提供について                      塩野義製薬株式会社 俣田 勝利氏                      水酸化カルシウム—その作用と最近の話題                      東京医科歯科大学歯学部 荒木 孝二先生</p>	<p>第11回 平成15年6月：日本大学歯学部附属歯科病院講堂（54名）                      〈特別講演〉                      パルスオキシメーターの最新技術…歯科における有用性                      タイコヘルスケアジャパン株式会社 三山 栄子氏                      顎関節症                      日本大学歯学部附属歯科病院 本田 和也先生</p>
<p>〈シンポジウム〉                      薬剤情報提供について                      〈報告〉                      オーダリングシステムについての紹介</p>	<p>〈研修懇談〉                      各施設における薬剤ハンドブックの特徴と有用性</p>
<p>第6回 平成10年6月：昭和大学病院（47名）                      〈特別講演〉                      歯科大学における麻酔管理下症例の現況                      神奈川歯科大学 吉田 和市先生                      最近の歯科保存治療動向                      日本歯科薬品株式会社 常川 勝由氏                      歯科用医薬品情報担当者のレベルアップ                      ライオン歯科材料株式会社 千羽 達也氏</p>	<p>第12回 平成16年6月：東京・私学会館アルカディア市ヶ谷（54名）                      〈特別講演〉                      修復治療の最新情報紹介—虫歯を削るときの判断基準について—                      日本歯科薬品株式会社 常川 勝由氏                      歯周病と骨量減少・骨粗しょう症の関係—カルシウム・大豆イソフラボン摂取の有用性—                      サンスター株式会社 武村 あかね氏</p>
<p>〈報告〉                      患者への情報提供の現状アンケート集計結果                      新GCPへの対応状況について</p>	<p>〈研修懇談〉                      入院患者に対する粉砕調剤の現状と問題点—錠剤粉砕の判定について—                      口腔乾燥症に関する医薬品と口腔ケア製品について                      全国私立歯科大学附属病院におけるインターネット使用状況に関するアンケート報告</p>
<p>第7回 平成11年6月：昭和大学病院（43名）                      〈特別講演〉                      循環器疾患のある患者に対する歯科用局所麻酔薬の適用                      アストラ・ジャパン株式会社 池村 美和氏                      口腔顎顔面領域の腫瘍について                      日本歯科大学歯学部 鈴木 宗一先生</p>	<p>第13回 平成17年6月：東京・私学会館アルカディア市ヶ谷（61名）                      〈特別講演〉                      歯牙保存液—歯の移植・再建—                      ネオ製薬工業株式会社 北澤 浩一氏                      唾液中潜血の免疫学的検査薬について                      合同酒精株式会社 近藤 英彦氏</p>
<p>第8回 平成12年6月：昭和大学病院（42名）                      〈特別講演〉                      歯科と中医学 明海大学歯学部 宮田 隆先生                      EDTA根管洗浄とCa(OH)<sub>2</sub>貼薬の化学                      日本歯科薬品株式会社 常川 勝由氏</p>	<p>〈研修懇談〉                      リスクマネージメントについて                      チーム医療と歯科専門薬剤師                      「リスクマネージメント」について各施設の状況・工夫</p>
<p>〈シンポジウム〉                      治験コーディネーター業務の実情                      印象に残った服薬指導</p>	<p>第14回 平成18年6月：東京・私学会館アルカディア市ヶ谷（50名）                      〈特別講演〉                      う蝕とフッ化物について                      サンスター株式会社 田子森 順子氏                      P急発とテトラサイクリン・プレステロン歯科用軟膏                      日本歯科薬品株式会社 常川 勝由氏                      歯科病院勤務薬剤師について考える                      日本歯科大学新潟病院 影向 範昭</p>
<p>第9回 平成13年6月：昭和大学病院（42名）                      〈特別講演〉「歯科診療における鎮痛剤の選択」                      鎮痛剤の歴史と最近の話題</p>	

※第4回までは『歯大協20年のあゆみと展望』で報告

## 現 状

本会議の内容は、従来の「歯科繁用医薬品の使用状況」「歯科用医薬品の取り扱い」「薬局製剤」「医薬品情報管理」「臨床実習への関与」「治験薬管理」「医薬品副作用」に加えて、「歯科における薬剤管理指導、薬剤情報提供」「クリニカルパスの導入実態」「薬剤部における個人情報の管理」「各施設における ICT・NST への関わり」など、多岐にわたって協議を行っている。

以前より定期的な研究課題としていた「歯科における抗菌剤の使用傾向」と「歯科における鎮痛消炎剤及び消炎酵素剤の使用傾向」について平成 18（2006）年に 4 度目の再調査を行い、今年度の日本歯科薬物療法学会で発表する予定である。日本歯科薬物療法学会における発表内容は表 1 のとおりである。

また、全国規模で集まるのが大変なため、当初は継続が難しいと思われていた歯科薬剤セミナーは年々活発化し、歯科薬品企業からの参加もあり 50 名を超える規模になっている（表 2）。

## 課 題

医療の高度化、急速に進む高齢化社会は医療提供体制に大きな変革をもたらすこととなり、平成 18（2006）年に医療法、薬事法、薬剤師法が改正された。新しい医療提供体制において、歯科病院薬剤部には、薬の専門家としてのチーム医療の一員という役割に加え、医療の安全を担うリスクマネージャーとしての役割が期待されている。また、癌化学療法や院内感染対策などの高度な専門性をもった薬剤師が求められている状況もある。この流れのなかで、少人数の薬剤部員で歯学・薬学生への教育支援も含め数々の業務にいかに効率的に取り組むかが課題であると考えている。

今後とも、日本私立歯科大学協会のご支援とご指導のもと、各大学・病院のご理解とご協力を得て、歯科医療に貢献できる薬剤部業務の展開について検討を続けていきたいと願っている。

# 日本私立歯科大学・歯学部附属病院歯科技工士協議会

日本私立歯科大学・歯学部附属病院歯科技工士協議会 会長 水野 行博

日本私立歯科大学・歯学部附属病院歯科技工士協議会をご後援いただきありがとうございます。本協議会は平成6（1994）年7月15日の設立総会を経て、私立歯科大学協会のご承認をいただき、協会傘下の協議会として発足した。以来13回の協議会を開催し、医療人としての資質の向上と業務の円滑な遂行を目的に会員相互の研鑽と情報交換、親睦を中心に活動してきた。

われわれ歯科技工士は歯科大学附属病院に奉職し、その使命を達成するために歯科技工業務を行っている。日進月歩の歯科医療のなかにあって歯科技工技術の進歩も例外ではなく、研究と研鑽を怠ることなく、業務を遂行しなければならない。また、21世紀の高齢社会を迎え、良質で効率的な歯科医療を提供することが求められている。一方、附属病院の経営は慢性的な赤字経営に陥っており、赤字の縮小を目指し微力ながら貢献していくことがわれわれの使命でもある。

## 本協議会の活動の現状

本協議会は会議、病院見学、特別講演、各種施設の見学、懇親会で構成されている。

協議会の開催は第1回愛知学院大学歯学部（平成7・1995）に始まり、第2回北海道医療大学歯学部（平成8・1996）と続き、第3回以降は関東圏とその他の幹事校が交互に開催することになり、日本大学歯学部（平成9・1997）、大阪歯科大学（平成10・1998）、東京歯科大学（平成11・1999）、福岡歯科大学（平成12・2000）、鶴見大学歯学部（平成13・2001）、岩手医科大

学歯学部（平成14・2002）、昭和大学歯学部（平成15・2003）、日本歯科大学（平成16・2004）、松本歯科大学（平成17・2005）、神奈川歯科大学（平成18・2006）、日本歯科大学新潟生命歯学部（平成19・2007）の順に開催された。

なお、東京歯科大学水道橋病院より正式入会の申請があり承認され、本協議会の会員は平成13（2001）年より17大学18代表になった。

## 1. 会議

会議では病院内技工に関して、技術のレベルアップや生産性の向上をどのように図るかなどに多くの時間が割かれた。新素材、新技術の導入と研修、技工量の適正化と技術の評価、技工部（室）のOA化などが話し合われた。各病院が取り入れている技工物の外注に関しては、内・外注技工の技術格差、業者の選定、外注技工料、技工指示などの問題が取り上げられた。このほかに技工士の卒後研修導入のメリットとデメリット、院内感染対策など多岐にわたった。

## 2. 病院見学

各大学の技工部（室）を中心に附属病院のシステム、施設、設備の見学はそれぞれの業務に取り入れることができる有用な情報が多くある。カメラで記録し、職員の方々と直接交流できるのも得難い貴重な体験となった。

## 3. 特別講演

第1回特別講演は「歯科技工士協議会の発足と期待される技工部（室）像について」と題し、愛知学院大学歯学部附属病院 事務長 中島祥

巖氏による講演が行われた。第2回は初夏の北海道医療大学薬学部附属薬用植物園において、「薬草について」園長 縣 功先生による野外講演が行われた。先生のご指導のもと薬草を五感で学ぶことができた。

第3回目以降、歯科の臨床に関する講演が3回、感染症や感染対策に関するものが2回、その他に「レントゲン博士の生涯」や「義歯刻印法について」などの特別講演が幹事校によって行われた。特別講演はそれぞれの分野の最先端の研究、臨床に裏打ちされ、会員が啓発されること大であった。ご講演いただいた先生方から感謝申し上げたい。

#### 4. 各種施設の見学

第1回(愛知学院大学歯学部)はトヨタグループ設立の産業技術記念会館を見学し「モノづくりの心」に出会い、知り、体験する見学となった。第4回(大阪歯科大学)は新梅田シティーウメダミュージアムで開催中の「人体の不思議展」の見学、第7回(鶴見大学歯学部)は「曹洞宗 大本山総持寺」諸堂拝観、第11回(松本歯科大学)は「旧開智学校 松本城」の見学など、開催地の歴史や文化にふれる見学会が毎回催された。

#### 5. 懇親会

各幹事校による心尽しの懇親会は会議とは別の、胸襟を開いた情報交換の場として大切なひとときとなっている。会議で得た情報の内容を深め核心に迫ることができた。

第8回協議会は岩手医科大学歯学部によって盛岡市で開催され、全国歯科大学・歯学部附属病院歯科衛生士連絡協議会との同日開催となり、合同懇親会が催された。アトラクションに郷土芸能「さんさ踊り」が岩手医科大学歯学部附属病院職員によって披露され、終始和やかな華やいだ雰囲気の中かで有意義な情報交換が行

われた。

#### 学術活動の現状と学術委員会の設置

日本歯科技工学会第26回学術大会(平成16・2004)において、「日本私立歯科大学・歯学部附属病院歯科技工士協議会について第1報 概要について」と題し渡辺毅(日本歯科大学新潟病院歯科技工科)らが本協議会の組織と活動の概要をポスター発表した。また、日本歯科技工学会第27回学術大会(平成17・2005)において、「第2報 アンケート調査」と題し、尾辻剛(神奈川歯科大学附属病院技工科)らが各大学附属病院の技工施設の人員規模や、使用材料の種類、インプラント上部構造の使用材料の種類、技工室内の衛生環境等について行ったアンケート調査の結果を報告した。このような技工学会における発表を経て学術活動をさらに活発に行い、会員と各大学附属病院技工室(部)の研鑽を目的に学術委員会が本協議会内に設置された。

#### 10周年記念事業と20周年準備委員会の設置

10周年を期して10周年記念CDを編纂した。「協議会のあゆみ」では設立総会の議事録と第1回から第9回までの協議会議事録を収録した。大学紹介では各大学の技工部(室)の概要を紹介し、さらに協議会活動の軌跡を写真で綴った。資料の収集から編集まで悪戦苦闘の経験から、早々に20周年記念の委員会を立ち上げ、資料の散逸に備えることにした。

また、日本歯科大学のご好意により協議会ごとに行っている懇親会を10周年祝賀会とし、全国国立大学歯学部附属病院歯科技工士協議会会長大沢孝先生、本協議会初代会長森博史先生を来賓にお迎えして祝った。

## 全国国立大学歯学部附属病院 歯科技工士協議会との連携

第5回協議会（東京歯科大学）において、全国国立大学歯学部附属病院歯科技工士協議会との合同懇談会が開催された。第2回は合同昼食会と合同研修会「粉塵対策について」歯学博士福澤洋一先生（福澤歯科・東京都港区）が開催された（第7回・鶴見大学歯学部）。第3回私立国立共催合同特別講演会「歯科技工と労働環境」藤田雄三先生（労働衛生コンサルタント）と合同懇親会が開催された（第9回・昭和大学

歯学部）。

## 本協議会の課題

私学という共通の基盤にたつ本協議会は、医療人としての自覚のもとに情報交換を図るとともに技術の研鑽に励み、資質の向上と業務の円滑な遂行を目指し協議会活動を継続していきたいと考えている。また、私立と国立の基盤の相違はあっても、歯科技工士として良質な技工物を提供できるように連携の道を模索していきたいと思う。

## 私立歯科大学・歯学部附属病院歯科衛生士連絡協議会

私立歯科大学・歯学部附属病院歯科衛生士連絡協議会 会長 関根 真理子

私立歯科大学・歯学部附属病院歯科衛生士連絡協議会は、協会のご理解をいただき、傘下組織としてご承認をいただいてから平成18(2006)年11月の会議で第14回を迎えることができ、これもひとえに協会のご理解とご指導、ご援助の賜物と考えている。大変ありがたく、お礼を申しあげたい。

本協議会は、全国の私立歯科大学附属病院に勤務する歯科衛生士の代表者が年に一度一堂に会し、おのおの立場で大学病院が現在抱えている問題や、歯科衛生士を取り巻く社会の変動への対応等を協議する一方で情報を交換し、共有し合い、医育機関病院に勤務する歯科衛生士としての資質の向上を図り、歯科医療の発展に寄与するために、その役割について再考するなど、大学病院に勤務する歯科衛生士にとってなくてはならない会議となっている。

また同時期開催されている私立・国公立合同の全国歯科大学附属病院歯科衛生士連絡協議会において、私立会と国公立会での協議の結果などを相互に報告し合い、それぞれの問題点、改善点などの共有を図って合同での協議事項に反映させている。

そこで、この10年余りの連絡協議会を振り返ってみると、第一に代表歯科衛生士の世代交代があり、出席者が新しいメンバーに替わってきていることや、大学病院の呼称が変化していることがあげられる。

次に、取り上げられた議題や話題としては「歯科衛生士の卒後研修、臨床実習指導歯科衛生士の研修、資質の向上、3年制教育に向けてどのように受けて入れていくべきか」「在宅診療の

関わり、介護保険開始に伴う歯科衛生士の活動状況、専門外来(特殊診療科)の勤務形態、歯科衛生士の業務範囲等について現状はどうか」「歯周病認定歯科衛生士の資格取得状況、勤務状況等各大学の対応はどうか」「卒後臨床研修医との関わりは」「歯科衛生士業務記録の各大学の現状はどうか」「感染症について、口腔衛生指導等の料金について、個人情報保護法について」などなど、昨今の歯科界における社会の情勢はさまざまな制度が新しくなり目まぐるしく日々変化しているため、そのときどきの情勢により協議される内容も変化している。これはとりもなおさず、その年の歯科界の話題や課題等が浮き彫りにされている、まさにリアルタイムにおける協議事項であったと思われる、毎年活発に意見交換、情報交換がなされている。さらに各種調査(アンケート形式にて)も毎年行われており、各大学の業務において見直しや改善に大変役立っている。

近年、われわれを取り巻く情勢について考えてみると、われわれ歯科衛生士がその専門性をもって行う介護の現場での口腔ケアは、介護保険法の改正(厚生労働省告示第126号 平成18年3月14日)により、歯科衛生士の文言が入った「口腔機能の向上」に寄与する専門的な業務であり、社会に歯科衛生士という専門職が広く認められ、求められた結果と思われる。われわれはそのことを深く受け止め業務として実践、評価し、また評価される立場にある。そのため医育機関に勤務している歯科衛生士の代表として歯科衛生士の資質の向上に寄与していく人材を育てることが急務と思われる。



また歯科衛生士教育年限（文部科学省・厚生労働省令第5号 平成16年9月13日）を3年以上とする延長の準備期間は、平成22（2010）年3月までとなっている。4年制大学や3年制短期大学および3年制の専門学校などと教育機関の形態もさまざまとなり、実習を受け入れる側として、いまだに暗中模索の状態にあるため毎年協議事項あるいは情報交換事項としてあげられている。そして、もうすぐ誕生する大学卒の歯科衛生士に対して、どのようなステージを用意すべきなのか、体制についても考えておく必要に迫られている。

歯周病認定歯科衛生士制度についても取得者のいる大学、準備中の大学等があり、歯周病認定歯科衛生士としての資格をどのように活用しているのか、さらに活用するためにはどのようにすべきのかなどが協議され、大学病院ならではの問題点もあげられている。

認定歯科衛生士制度は、すでに実施されている「歯周病」のほかにも準備が進められており、新たな発足をみるようである。このように、日々変化する時代のなかでわれわれは時代の波にのまれることなく、しっかりと見極め歯科衛生士としての専門性をもって社会のニーズに対応していかなければならないと考えている。

その他、社会保険診療報酬の改正（厚生労働省告示第92号 平成18年3月6日）により歯科衛生士実地指導時における説明書の作成や歯科衛生士法施行規則（厚生労働省令第66号 平成16年3月30日）で定められている歯科衛生士業務記録の作成（各個人の歯科衛生士の業務の記録）なども余儀なくされている。

私立・国公立合同の全国歯科大学歯学部附属病院歯科衛生士連絡協議会の名において、業務検討委員会が3年に一度詳しい業務調査を行っている。その調査は私立会および国公立会の調

査を合わせて検討され、全国協議会で報告されている。その検討結果は、平成18年に設立された「日本歯科衛生学会学術大会」の前身である「日本歯科衛生士会学術大会」にて、平成15（2003）年度と平成17（2005）年度に業務検討委員によって発表がなされた。内容は「日常業務の改善、効率化に向けての業務調査に、新たに作成した業務分類表を活用し業務量の測定を行った」（田中千穂子ほか、日本歯科衛生士会学術誌 Vol.32 No.1）というものと「平成16年と13年度の比較」（田中千穂子ほか、日本歯科衛生士会学術誌 Vol.34 No.1）を報告したもので、他施設、個人歯科医院に勤務する歯科衛生士にとっても参考になり役立っているものと思われる。平成19年度はその業務調査の年にあたる。さまざまな制度改正により業務内容に変化が現れるものと思われる。

平成19（2007）年度で第4回を迎える管理者講習会は平成10（1998）年度より私立会と国公立会から研修委員を選出し検討を重ねて、平成16（2004）年度に第1回主任者講習会として行われた。平成17（2005）年度に名称を管理者講習会とし、規約および受講者の対象枠については引き続き検討がなされている。

また本講習会については、職能団体である歯科衛生士会に「歯科衛生士が組織として確立していくために、社会的認知されるべく職能を重視した管理者講習会を、実施していただきたい」旨（平成17年度連絡協議会参考資料）の要望書「歯科衛生士研修制度」を日本歯科衛生士会に提出している。

今後も大学附属病院に勤務する歯科衛生士として各大学と連携をとりながら、地域社会に目を向け、さまざまな検討課題を解決すべく本協議会に参加していきたいと考えている。

# 全国私立歯科大学・歯学部附属病院診療放射線技師代表者会

全国私立歯科大学・歯学部附属病院診療放射線技師代表者会 会長 深澤 常克

## はじめに

平成 13 (2001) 年 6 月、私立歯科大学の診療放射線技師長数名が中心となり診療放射線技師代表者会の設立を計画し、全国の私立歯科大学に参加を促すと同時に、日本私立歯科大学協会下の分科会として援助をいただけるよう日本私立歯科大学協会に申請を行った。当時の日本私立歯科大学協会 佐川寛典会長のご理解とご厚意により、日本私立歯科大学協会下の分科会として援助をいただけることになり、平成 14 (2002) 年 6 月に 13 病院が参加して第 1 回定例会議を大阪歯科大学附属病院で開催した。以降「全国私立歯科大学診療放射線技師代表者会」の名称のもと、「会員相互の資質の向上を図り、歯科医療の発展に貢献すること」を目的として活動している。

初代会長（任期 2 年）には日本歯科大学新潟病院伊藤嘉章技師長が選出され 2 期歴任し、平成 18 (2006) 年から松本歯科大学病院深澤が選任され現在に至っている。

## 現 状

定例会議は、講演・会議を主体に毎年行っている。講演の内容は、われわれ診療放射線技師と関わりの深い歯科放射線科の歯科医師に専門分野の講演や、開催校の特色ある講演をお願いしている。また、「個人情報の取扱」「デジタルラジオグラフィ」「歯科用電子カルテシステムの構築」など、現在われわれが放射線業務のなかで直面している問題に対して、専門家に講

演を依頼し、質疑応答ばかりでなく実演も行い、放射線業務の向上に努めている。

第 3 回定例会議からの会議内容「我々にできる収入増と経費削減」「乳幼児、障害者、感染者の撮影法」「歯科用 CT の問題点」については、参加者のなかから事前に提言者を選出し、その病院での取組み方や撮影方法などを紹介してから質疑応答に入る形式を採用している。その結果、他の病院では消耗品支出をどのようにしてコストダウンさせているのか、乳幼児、障害者、感染者に対してどのような撮影方法を用いているのかなどを知ることができ、各施設の実情に合った知見を得ることができるようになっている。

本年度で第 5 回の定例会議が終了しており、その内容は表 1 のとおりである。

## 課 題

医療被曝の低減化、患者サービスの向上、歯科用デジタル画像の導入など、歯科放射線部門における診療放射線技師の果たす役割は大きい。これらの問題に取り組みながら日常の放射線業務に反映させることが課題である。そのために、本会の果たす役割は大きく、今後も教育と研修、同時に他大学病院の取組み方を知ることが重要である。

今後とも日本私立歯科大学協会にご支援をいただき、定例会議の内容の充実を図り、歯科医療の発展に貢献すべく活動を継続したいと願っている。

表1 各定例会議における講演と会議の内容

<p>第1回定例会議 平成14(2002)年6月7, 8日: 大阪歯科大学附属病院 講演I 「歯科用小照射野X線CTを使用して」 大阪歯科大学歯科放射線学講座 四井資隆先生 講演II 「ダイレクタラジオグラフィー歯科領域への応用」 キヤノン販売(株)西日本医画像販売課 米沢康男氏 会議I 「各施設の現状」—撮影装置, オーダー方式, デジタル方式, 画像保管など—</p>	<p>会議I 「我々にできる収入増と経費削減」 提言者 松本歯科大学 深澤常克 奥羽大学 大坊元二</p>
<p>第2回定例会議 平成15(2003)年10月30, 31日: 昭和大学病院 講演I 「これからの放射線技師の役割と育成」 駒澤大学医療健康科学部教授 山本裕右先生 講演II 「歯学教育改革の現状」 昭和大学歯科放射線学講座教授 岡野友宏先生 講演III 「病院情報システム—診療情報の電子化—」 昭和大学横浜市北部病院放射線科講師 北之園高志先生 会議I 「放射線科のリスクマネージメント」 会議II 「放射線科における感染防止対策」</p>	<p>第4回定例会議 平成17(2005)年9月16, 17日: 松本歯科大学病院 講演I 「個人情報保護法のチェックポイントとプライバシーマークの取得について」 セブンシーズ・ビジネスソリューション(株) 中山幸雄氏 講演II 「私の座右の銘は虚言実行」—虚言を真実にするには失敗は成功に結びつくか— 松本歯科大学歯科補綴学第I講座教授 黒岩昭弘先生 会議I 「放射線科における個人情報の取扱について」 講演I 中山 幸雄氏を囲み質疑応答 会議II 「乳幼児, 障害者, 感染者の撮影法」—その対応と工夫— 提言者 大阪歯科大学 櫻井邦昭 東京歯科大学 光菅裕治</p>
<p>第3回定例会議 平成16(2004)年11月5, 6日: 鶴見大学会館 講演I 「画像診断の将来」 鶴見大学歯学部歯科放射線学教室教授 小林 馨先生 講演II 「禅の心と日常生活」 曹洞宗大本山総持寺布教部長 大山陽堂氏 講演III 「がんよろず相談承ります」—がん相談室ムント— 神奈川歯科大学高次口腔科学研究所客員教授 武田正宗先生 講演IV 「医療経済の現状と将来」 国立保険医療科学院政策科学部 松本那愛先生</p>	<p>第5回定例会議 平成18(2006)年11月17, 18日: 愛知学院大学歯学部附属病院 講演I 「国立大学における病院改革の現状」 九州大学病院医療技術部長 加藤 誠先生 講演II 「歯科放射線これからの楽しみ」 愛知学院大学歯学部放射線学講座助教授 泉 雅浩先生 会議I 「歯科用CTの問題点」 提言者 愛知学院大学 蛭川亜紀子 昭和大学 舟橋逸雄 鶴見大学 三島 章 会議II 「歯科用PACSシステムの構築」 メディア(株)ソリューション事業部 末廣 南氏による講演と実演</p>

# 歴代役員名簿

期 別	1	2	3	4	5
大学・学部名	昭和51年5月 ～52年3月	昭和52年4月 ～54年3月	昭和54年4月 ～56年3月	昭和56年4月 ～58年3月	昭和58年4月 ～60年3月
北海道医療大学歯学部					渡邊 享   前田和幸
岩手医科大学歯学部	富澤萬之助	(監事) 藤岡幸雄	(監事) 藤岡幸雄	藤岡幸雄	鈴木 隆
奥羽大学歯学部				(監事) 渡邊富士夫	(監事)→(理事) 渡邊富士夫
明海大学歯学部	(監事) 柳生嘉雄	宮田 侑	(常務理事) 宮田 侑		
東京歯科大学	(副会長) 松 宮 誠 一				高木圭二郎
昭和大学歯学部					紺野邦夫
日本大学歯学部	(副会長) 新 國 俊 彦			新國俊彦	(副会長) 新國俊彦   新國俊彦
日本大学松戸歯学部					(監事) 尾崎 公
日本歯科大学 生命歯学部	加藤勤爾	加藤勤爾			真泉平治
日本歯科大学 新潟生命歯学部					中原 泉
神奈川歯科大学	堀 武	(監事) 堀 武	堀 武   久田太郎	久田太郎	久田太郎
鶴見大学歯学部	(監事) 石川堯雄	石川堯雄	石川堯雄	(副会長) 石川堯雄	
松本歯科大学					加藤倉三
朝日大学歯学部			(監事) 宮田慶三郎	(監事) 宮田慶三郎	(監事) 宮田慶三郎
愛知学院大学歯学部	永井 巖	小出忠孝	小出忠孝	小出忠孝	小出忠孝
大阪歯科大学	(会長) 白 数 美 輝 雄				北川正夫
福岡歯科大学	(常務理事) 前田 勝				森田 實

凡例： **会長** **副会長** **専務理事** **常務理事** 無印＝理事

6	7	8	9	10	11
昭和60年4月 ～62年3月	昭和62年4月 ～平成元年3月	平成元年4月 ～3年3月	平成3年4月 ～5年3月	平成5年4月 ～7年3月	平成7年4月 ～9年3月
前田和幸	富田喜内	富田喜内	(常務理事) 富田喜内	(副会長) 富田喜内	
鈴木 隆	鈴木 隆	(常務理事) 鈴木 隆		坂巻公男	坂巻公男
(常務理事) 渡邊富士夫 <b>渡邊富士夫</b>	影山英之	影山英之	清水秋雄   野口八九重	野口八九重   清水秋雄	清水秋雄
(専務理事) <b>宮田 侑</b>	多和敏一   橋本弘一	橋本弘一	(常務理事) <b>橋本弘一</b>	(専務理事) 橋本弘一	
(副会長) 高木圭二郎 <b>高木圭二郎</b>	(副会長) 金竹哲也		(副会長) 関根 弘		石川達也
紺野邦夫	(監事) 紺野邦夫   和久本貞雄	(監事) 和久本貞雄	福原達郎	吉木周作	(理事)→(監事) 吉木周作
佐藤三樹雄	(監事) 佐藤三樹雄	(監事) 西連寺永康	(副会長) 西連寺永康	工藤逸郎	(常務理事) 工藤逸郎
(常務理事) 滝口 久 <b>滝口 久</b>	(専務理事) 滝口 久		泉 廣次	(監事) 泉 廣次   古山俊介	古山俊介
真泉平治   中原 爽	(常務理事) 中原 爽	(副会長) 中原 爽	(監事) 中原 泉	(常務理事) 中原 泉	佐藤 亨
中村健吾	中村健吾	中村健吾	加藤讓治	加藤讓治	(常務理事) 中原 泉
久田太郎 (常務理事) 久田太郎   山中 彬		山中 彬	(監事) 山中 彬	(副会長) 山中 彬	野口政宏
(会長) 石川 堯 雄		河野 篤	(常務理事) <b>河野 篤</b>   柳澤慧二	柳澤慧二	(監事) 柳澤慧二   清水正春
加藤倉三	矢ヶ崎雅	矢ヶ崎雅	矢ヶ崎雅   小林茂夫	小林茂夫	(監事) 小林茂夫
(監事) 宮田慶三郎	船越正也	吉田定宏	吉田定宏	(常務理事) 吉田 定 宏	
(副会長) 小出 忠 孝			(会長) 小出 忠 孝		
北川正夫	(副会長) 北川正夫	(副会長) 稗田豊治	佐川寛典	(監事) 佐川寛典	(副会長) 佐川寛典
森田 實	(常務理事) 森田 實	石木哲夫	石木哲夫	石木哲夫	石木哲夫   萩原義郷

期 別	12	13	14	15	16
大学・学部名	平成9年4月 ～11年3月	平成11年4月 ～13年3月	平成13年4月 ～15年3月	平成15年4月 ～17年3月	平成17年4月 ～19年3月
北海道医療大学歯学部	武田正子	松田浩一	松田浩一   大野弘機	大野弘機	大野弘機
岩手医科大学歯学部	(常務理事) 坂巻公男	(副会長) 坂巻公男	荒木吉馬	荒木吉馬	荒木吉馬
奥羽大学歯学部	清水秋雄   山本茂久	(理事)→(監事)   山本茂久   新田敏正	新田敏正	新田敏正	(監事)   新田敏正   天野義和
明海大学歯学部	(理事)→(常務理事)   北野繁雄   山本美朗	山本美朗	(監事)   山本美朗   安井利一	安井利一	(常務理事) (専務理事)   安井利一   安井利一
東京歯科大学	(副会長) 石川達也	(副会長) 石川達也	金子讓	金子讓	(監事) (副会長)   金子讓   金子讓
昭和大学歯学部	須田立雄	山縣健佑	後藤延一	宮崎 隆	(常務理事)   宮崎 隆   宮崎 隆
日本大学歯学部	(常務理事)→(副会長)   工藤逸郎   戸田善久	戸田善久	戸田善久	戸田善久   大塚吉兵衛	(副会長)   大塚吉兵衛   大塚吉兵衛
日本大学松戸歯学部	古山俊介   大竹繁雄	(監事)   大竹繁雄	(監事)   大竹繁雄	(常務理事) 大竹繁雄	(副会長)   大竹繁雄   牧村正治
日本歯科大学 生命歯学部	(監事)   佐藤 亨	(副会長)   佐藤 亨	(専務理事) 中原 泉	(監事)   東理十三雄	(副会長・専務理事) (会長)   中原 泉   中原 泉
日本歯科大学 新潟生命歯学部	(専務理事) 中原 泉	東理十三雄	東理十三雄	(監事)   東理十三雄	(常務理事) 東理十三雄
神奈川歯科大学	(常務理事) 野口政宏	(常務理事) 野口政宏	飯塚喜一	飯塚喜一	梅本俊夫
鶴見大学歯学部	清水正春   柳澤慧二	(監事)   柳澤慧二	(常務理事) 柳澤慧二	(常務理事) 柳澤慧二	福島俊士
松本歯科大学	(監事)   小林茂夫	和田卓郎	西連寺永康	西連寺永康   小澤英浩	小澤英浩   森本俊文
朝日大学歯学部	藤井輝久	(常務理事) 藤井輝久	岩山幸雄	藤下昌己	藤下昌己
愛知学院大学歯学部	(会長)   小出忠孝   小出忠孝	小出忠孝	小出忠孝	小出忠孝	(理事)→(監事)   小出忠孝
大阪歯科大学	(副会長)   佐川寛典	(副会長) 佐川寛典	(会長) 佐川寛典	(会長) 佐川寛典	(監事)   今井久夫
福岡歯科大学	萩原義郷   平野建二	平野建二   青野一哉	青野一哉	(監事)   青野一哉	(常務理事) 青野一哉

# 歴代会員名簿

(現在：平成19年3月31日)

学校名	氏名	大学役職名	入会	退会	協会役職名
北海道医療大学 歯学部 (東日本学園大学)	渡邊 享	理事長	S 53. 4. 1	S 59. 1. 10	理事
	安部三史	学長・歯学部長	S 53. 4. 1	S 54. 3. 31	
			S 54. 11. 12	S 55. 3. 31	
	田村俊吉	歯学部教授	S 53. 4. 1	S 54. 3. 31	
	土産田照夫	企画室長・総務部長・事務 局長・常務理事	S 53. 4. 1	S 55. 3. 31	
			S 57. 4. 1	H18. 3. 31	
	横溝一郎	歯学部長	S 54. 4. 1	S 54. 11. 11	
	堀越達郎	病院長	S 54. 4. 1	S 60. 3. 31	
	神澤康夫	歯学部長	S 55. 4. 1	S 60. 4. 5	
	伴野晴治	学務局長	S 55. 4. 1	S 57. 3. 31	
	前田和幸	理事長	S 59. 1. 11	H元. 10. 9	理事
	富田喜内	副学長・歯学部長・学長	S 60. 4. 6	H11. 3. 31	理事、常務理事、副会長
	金澤正昭	病院長	S 60. 4. 1	H 3. 3. 31	
	堂垣内尚弘	理事長	H元. 10. 10	H 3. 3. 31	
	新家 昇	病院長	H 3. 4. 1	H 7. 3. 31	
	松田浩一	歯学部長	H 3. 4. 1	H 9. 3. 31	理事
			H11. 4. 1	H15. 1. 18	
	平井敏博	病院長	H 7. 4. 1	H 9. 3. 31	
			H13. 6. 1	現在に至る	
	武田正子	歯学部長	H 9. 4. 1	H11. 3. 31	理事
坂口邦彦	病院長	H 9. 4. 1	H13. 5. 31		
廣重 力	学長・理事長	H11. 4. 1	H14. 5. 31		
		H18. 4. 1	現在に至る		
	佐藤 勝	事務局長	H14. 6. 1	H16. 5. 31	
	大野弘機	歯学部長	H15. 3. 1	現在に至る	理事
	栗田 寛	事務局長	H16. 6. 1	現在に至る	
岩手医科大学 歯学部	三田俊定	学長・理事長	S 51. 5. 24	S 57. 3. 31	
	富澤萬之助	歯学部長	S 51. 5. 24	S 52. 3. 31	理事
	藤岡幸雄	病院長・歯学部長	S 51. 5. 24	S 56. 11. 30	監事、理事
	鎌田義雄	事務局長	S 51. 5. 24	S 61. 3. 31	
	石橋真澄	病院長	S 52. 4. 1	S 55. 3. 31	
	石川富士郎	病院長	S 55. 4. 1	S 58. 3. 31	
	鈴木 隆	歯学部長	S 56. 12. 1	H 5. 11. 15	理事、常務理事
	小原喜重郎	学長	S 57. 4. 1	S 62. 10. 8	
	田中久敏	病院長	S 58. 4. 1	S 61. 3. 31	
	関山三郎	病院長	S 61. 4. 1	H元. 3. 31	
	山本 徹	事務局長	S 61. 4. 1	H 6. 3. 31	
	大堀 勉	学長・理事長	S 63. 1. 29	現在に至る	
	上野和之	病院長	H元. 4. 1	H 4. 3. 31	
	石橋寛二	病院長	H 4. 4. 1	H16. 3. 31	
	坂卷公男	歯学部長	H 5. 11. 16	H16. 3. 31	理事、常務理事、副会長
	齋藤隆助	事務局長	H 6. 4. 1	H10. 3. 31	
	立花成勝	事務局長	H10. 4. 1	H15. 3. 31	

学校名	氏名	大学役職名	入会	退会	協会役職名
奥羽大学歯学部 (東北歯科大学)	鎌田高也	事務局長	H15. 4. 1	H17. 3. 19	理事
	荒木吉馬	歯学部長	H16. 4. 1	現在に至る	
	三浦廣行	病院長・附属病院副院長・ 歯科医療センター長	H16. 4. 1	現在に至る	
	佐藤久伸	事務局長	H17. 4. 1	現在に至る	
	田村 繁	理事	S 51. 5. 24	S 52. 1. 10	監事、理事、常務理事
	奥村晴一	副学長	S 51. 5. 24	S 52. 1. 10	
	渡邊富士夫	学長	S 51. 5. 24	S 61. 9. 30	
	庄司 勇	事務局長	S 51. 5. 24	S 54. 6. 30	
	影山四郎	理事長	S 52. 1. 11	S 61. 9. 30	
	田島篤治	病院長・学長・副学長	S 52. 1. 11	S 56. 3. 31	
			S 61. 10. 1	H 2. 3. 20	
			S 54. 7. 1	S 59. 7. 31	
	新田行意	事務局長	S 56. 4. 1	S 61. 9. 30	理事
	高井 宏	病院長	S 59. 8. 1	S 60. 6. 30	
	門脇 修	法人本部長・事務局長	S 60. 7. 1	S 61. 9. 30	
	矢口敬司	事務局長	S 61. 10. 1	H 7. 11. 30	
	添田信一	事務局長	S 61. 10. 1	現在に至る	
	影山英之	理事長・学長	S 61. 10. 1	H10. 10. 2	
	山口敏雄	病院長	H 2. 3. 21	H 3. 5. 31	
	清水秋雄	歯学部長	H 6. 4. 1	H10. 3. 31	
野口八九重	歯学部長	H 3. 6. 1	H 6. 3. 31		
大岩重夫	事務局長	H 7. 12. 1	H11. 3. 31		
山本茂久	歯学部長	H10. 4. 1	H12. 9. 9		
奥秋 晟	病院長	H10. 10. 3	H12. 3. 31		
宗像恒男	事務局長	H11. 4. 1	H14. 3. 31		
高津寿夫	病院長	H12. 4. 1	H14. 3. 31		
新田敏正	歯学部長	H12. 9. 10	H18. 3. 31		
天野義和	病院長・歯学部長	H14. 4. 1	現在に至る		
白井史昭	事務局長	H14. 4. 1	H16. 3. 31		
深澤行雄	事務局長	H16. 4. 1	現在に至る		
清野和夫	病院長	H18. 4. 1	現在に至る		
明海大学歯学部 (城西歯科大学)	水田三喜男	理事長	S 51. 5. 24	S 52. 4. 10	監事
	柳生嘉雄	学長	S 51. 5. 24	S 52. 4. 10	
	廣部忠彦	事務局長	S 51. 5. 24	S 56. 3. 31	
	角田豊作	病院長	S 51. 5. 24	S 51. 6. 18	
			S 54. 4. 1	S 58. 3. 31	理事、常務理事、専務理事
	柳生嘉博	病院長	S 51. 6. 19	S 54. 3. 31	
	宮田 侑	常務理事	S 52. 4. 11	H 6. 3. 31	
	南 直臣	副学長	S 52. 4. 11	S 53. 3. 31	
	多和敏一	学長	S 53. 4. 1	S 63. 3. 31	
	杉本昌夫	事務局長	S 56. 4. 1	S 62. 9. 30	
	清村 寛	病院長	S 58. 4. 1	H 8. 3. 31	理事
	足立卓三	事務局長	S 62. 10. 1	H12. 3. 31	
	橋本弘一	歯学部長・大学院歯学研究 科長	S 63. 4. 1	H 9. 3. 31	



学校名	氏名	大学役職名	入会	退会	協会役職名	
東京歯科大学	北野繁雄	歯学部長	H 6. 4. 1	H10. 4. 23	理事、常務理事	
	山本美朗	病院長・歯学部長・副学長	H 8. 4. 1	H15. 1. 10		理事、監事
	大東百合子	学長	H 9. 4. 1	H11. 3. 31	理事、常務理事、専務理事	
	宮田 隆	病院長	H10. 5. 22	H14. 3. 31		
	高倉 翔	学長	H11. 4. 1	現在に至る		
	三田昌克	事務局長	H12. 4. 1	H18. 3. 31		
	安井利一	病院長・歯学部長・副学長	H14. 4. 1	現在に至る		
	片山 直	病院長	H18. 4. 1	現在に至る		
	梅澤伸男	事務局長	H18. 4. 1	現在に至る		
	関根永滋	学長		S 51. 5. 22		
	鹿島俊雄	理事長	S 51. 7. 23			副会長
	松宮誠一	学長	S 51. 5. 24	S 58. 3. 31		
	山本義茂	病院長	S 51. 5. 24	S 53. 1. 13	副会長	
	中屋敷小吉	事務部長	S 51. 5. 24	S 54. 6. 18		
	金竹哲也	学監・副学長・学長	S 53. 1. 14	H 4. 5. 31		
	高木圭二郎	副学長・学長		S 61. 5. 31		
	中村和夫	事務部長	S 54. 6. 19	S 62. 3. 31		
	高橋庄二郎	学監	S 58. 6. 1	S 61. 5. 31		
	中久喜喬	副学長	S 61. 6. 1	H 4. 5. 31		
	関根 弘	学監・学長・副理事長	S 61. 6. 1	H 8. 9. 29		副会長
	浪貝一良	事務部長・法人主事	S 62. 4. 1	H11. 6. 30		理事、副会長
	石川達也	副学長・学長	H 4. 6. 1	H16. 5. 31		
	町田幸雄	学監・副学長	H 4. 6. 1	H 7. 5. 31		
	高江洲義矩	学監・副学長	H 7. 6. 1	H13. 5. 31		
	浅井康宏	副学長	H 8. 9. 30	H10. 5. 31		
	野間弘康	千葉病院長・副学長	H10. 6. 1	H16. 5. 31		
堂 信一	事務部長	H11. 7. 1	H15. 3. 31			
山田 了	千葉病院長	H13. 6. 1	H16. 5. 31			
永井隆夫	事務局長	H15. 4. 1	現在に至る			
金子 讓	学長	H16. 6. 1	現在に至る	理事、監事、副会長		
薬師寺仁	副学長	H16. 6. 1	現在に至る	理事、監事		
石井拓男	千葉病院長	H16. 6. 1	現在に至る			
昭和大学歯学部	紺野邦夫	理事・理事長	S 52. 4. 1		S 62. 5. 25	理事、監事
	岡田正弘	歯学部長	S 52. 4. 1		S 58. 4. 24	
	中村平蔵	病院長	S 52. 4. 1		S 54. 5. 31	理事、監事
	長谷川和夫	病院事務長・教務部長	S 52. 4. 1		S 62. 3. 31	
	上野 正	病院長	S 54. 6. 1		S 58. 4. 24	
	市岡正道	歯学部長	S 58. 4. 25		S 60. 4. 24	
	和久本貞雄	病院長・歯学部長	S 58. 4. 25		H 3. 3. 31	
	福原達郎	病院長・歯学部長	S 60. 4. 25		H 5. 3. 31	
	岡田貞雄	事務局長	S 62. 4. 1	H 4. 4. 30		
	石井淳一	学長・理事長	S 62. 5. 26	H元. 9. 11		
	天野長久	理事長	H元. 9. 12	H13. 7. 31		
	道 健一	病院長	H 3. 4. 1	H 7. 3. 31		
	倉 敬	事務局長	H 4. 5. 1	H 6. 3. 31		
	吉木周作	歯学部長	H 5. 4. 1	H 9. 3. 31	理事、監事	

学校名	氏名	大学役職名	入会	退会	協会役職名	
日本大学 歯学部	千葉富也	事務局長	H 6. 4. 1	H 8. 3. 31	理事	
	山縣健佑	病院長・歯学部長	H 7. 4. 1	H13. 3. 31		
	石原弘光	事務局長	H 8. 4. 1	H14. 3. 31		
	須田立雄	歯学部長	H 9. 4. 1	H11. 3. 31		
	南雲正男	病院長	H11. 4. 1	H15. 3. 31		
	後藤延一	歯学部長	H13. 4. 1	H15. 3. 31		
	小口勝司	理事長	H13. 8. 1	現在に至る		
	平 信夫	事務局長	H14. 4. 1	H15. 3. 31		
	宮崎 隆	歯学部長	H15. 4. 1	現在に至る		
	川和忠治	病院長	H15. 4. 1	現在に至る		
	越石孝一	事務局長	H15. 4. 1	H17. 3. 31		
	松長 收	事務局長	H17. 4. 1	H18. 3. 31		
	廣川三男	事務局長	H18. 4. 1	現在に至る		
	新國俊彦	理事・歯学部長・総合歯学 研究所長・常務理事	S 51. 5. 24	S 60. 3. 31		副会長、理事
	安藤正一	病院長	S 51. 5. 24	S 52. 3. 31		監事 監事、副会長
	鈴木貫太郎	学生担当	S 51. 5. 24	S 55. 3. 31		
	大西政雄	事務局長	S 51. 5. 24	S 51. 12. 9		
	井上正雄	事務局長	S 51. 12. 10	S 54. 10. 31		
	有田正俊	病院長	S 52. 4. 1	S 54. 3. 31		
	瀧川富雄	病院長・学部次長	S 54. 4. 1	S 58. 3. 31		
			S 60. 4. 1	H 2. 3. 31		
	竹下喜八郎	事務局次長・事務局長	S 54. 11. 1	S 58. 9. 8		
	佐藤三樹雄	歯学部長	S 55. 4. 1	H元. 3. 31		
	西連寺永康	病院長・歯学部長	S 58. 4. 1	H 5. 3. 31		
	笠松 茂	事務局長	S 58. 9. 9	S 62. 3. 27		
	藤田昭三	事務局次長・事務局長	S 62. 3. 28	H 3. 12. 18		
	工藤逸郎	病院長・歯学部長	H元. 4. 1	H11. 2. 4		
	北川 正	学務担当	H 2. 4. 1	H 5. 3. 31		
	高橋禮次	事務局長	H 3. 12. 19	H 5. 10. 27		
	村井正大	学務担当	H 5. 4. 1	H11. 3. 31		
	大木一三	病院長	H 5. 4. 1	H11. 3. 31		
	加藤静雄	事務局長	H 5. 10. 28	H 8. 2. 11		
	浅田 實	事務局長	H 8. 2. 12	H 8. 9. 30		
	糸田定彦	事務局長	H 8. 10. 1	H11. 11. 30		
	戸田善久	歯学部長	H11. 2. 5	H16. 9. 30		
	大塚吉兵衛	学務担当・歯学部長	H11. 4. 1	H16. 3. 31		
		H16. 10. 1	現在に至る			
小野瀬英雄	病院長	H11. 4. 1	H14. 3. 31	理事 理事、副会長		
伊東 有	事務局長	H11. 12. 1	H13. 1. 14			
田中雅夫	事務局長	H13. 1. 15	H14. 2. 12			
片桐昌樹	事務局長	H14. 2. 13	H16. 3. 31			
伊藤公一	病院長	H14. 4. 1	現在に至る			
桑田文幸	学務担当	H16. 4. 1	現在に至る			
小林喜代司	事務局長職務代行	H16. 4. 1	H16. 6. 30			
村山英政	事務局長	H16. 7. 1	現在に至る			



学校名	氏名	大学役職名	入会	退会	協会役職名	
日本歯科大学 新潟生命歯学部	三代幸彦	理事・大学院長・歯学部長	S 62. 4. 1	H 5. 3. 31	監事、常務理事 専務理事、副会長、会長	
	門脇為敏	事務部長・事務局長	S 62. 4. 1	H 3. 5. 31		
	中村恭政	病院長	S 63. 4. 1	H 3. 3. 31		
	中原 泉	学長・理事長	H 3. 4. 1	H 7. 5. 31		
			H12. 4. 1	現在に至る		
	菊池 進	病院長	H 3. 4. 1	H 5. 3. 31		
	多賀 正	事務部長・法人事務局長	H 3. 6. 1	H 9. 3. 31		
	勝山 茂	歯学部長	H 5. 4. 1	H 6. 8. 13		
	横塚繁雄	病院長・歯学部長	H 5. 4. 1	H11. 3. 31		
	鴨井久一	病院長	H 7. 6. 1	H13. 3. 31		
	佐藤 亨	学長	H 7. 6. 1	H12. 3. 31	理事、監事、副会長	
	高橋慎一	法人事務局長	H 9. 4. 1	現在に至る		
	古屋英毅	歯学部長	H11. 4. 1	H16. 3. 31		
	住友雅人	病院長	H13. 4. 1	現在に至る		
	吉田隆一	歯学部長・生命歯学部長	H16. 4. 1	現在に至る		
	清水静雄	歯学部長	S 51. 5. 24	S 53. 3. 31		理事、常務理事、専務理事
	中原 泉	理事・歯学部長	S 51. 5. 24			
			S 59. 7. 1	H 3. 3. 31		
			H 7. 6. 1	H12. 3. 31		
	神奈川歯科大学	多和田泰一	病院長	S 51. 5. 24		S 54. 3. 31
小田島三郎		事務部長	S 51. 5. 24	S 56. 6. 30		
中原 實		理事長・学長・歯学部長	S 53. 4. 1	S 54. 3. 31		
中村健吾		理事・大学院新潟歯学研究科長	S 59. 7. 1	H 7. 3. 31		
旗手 敏		病院長	S 59. 7. 1	S 62. 3. 31		
大場憲栄		事務部長	S 59. 7. 1	現在に至る		
加藤譲治		理事・病院長・歯学部長	S 62. 4. 1	H 7. 3. 17	理事 理事、監事、常務理事	
東理十三雄		病院長・歯学部長・新潟生命歯学部長代理	H 3. 4. 1	現在に至る		
村上俊樹		教務部長・歯学部長・生命歯学部長	H 7. 4. 1	現在に至る	理事、監事	
下岡正八		病院長	H12. 4. 1	H15. 3. 31		
関本恒夫		病院長	H15. 4. 1	現在に至る		
堀 武		学長	S 51. 5. 24	S 54. 5. 23		
大橋 進		理事	S 51. 5. 24	S 60. 11. 30		
長田 保		病院長・副学長・理事	S 51. 5. 24	H 6. 3. 31		
菅谷房吉		事務局長	S 51. 5. 24	H 3. 9. 10		
久田太郎		学長	S 54. 7. 1	S 63. 6. 30		理事、常務理事
檜垣旺夫	病院長	S 60. 12. 1	H元. 10. 30			
山中 彬	学長	S 63. 7. 1	H 6. 7. 20	理事、監事、副会長		
松尾悦郎	病院長	H元. 11. 1	H 5. 10. 30			
斉藤守久	事務局長・企画部長	H 3. 9. 11	H18. 3. 31	理事		
新藤潤一	病院長	H 5. 11. 1	H 9. 9. 30			
飯塚喜一	教授・副学長・学長	H 6. 4. 1	H11. 3. 31			
		H14. 4. 1	H17. 3. 31			
	野口政宏	学長	H 6. 7. 21	H14. 3. 31	理事、常務理事	

学校名	氏名	大学役職名	入会	退会	協会役職名		
鶴見大学 歯学部	内村 登	病院長	H 9. 10. 1	H12. 3. 31	理事		
	川瀬俊夫	教務部長	H11. 4. 1	H14. 3. 31			
	寺中敏夫	病院長	H12. 4. 1	H14. 3. 31			
	榎本貢三	教務部長	H14. 4. 1	H17. 3. 31			
	豊田 實	病院長	H14. 4. 1	H18. 3. 31			
	梅本俊夫	学長	H17. 4. 1	現在に至る			
	久保田英朗	教学部長	H17. 4. 1	現在に至る			
	吉田和市	病院長	H18. 4. 1	現在に至る			
	永井龍男	法人事務局長	H18. 4. 1	現在に至る			
	石川堯雄	歯学部長	S 51. 5. 24	H元. 3. 31		理事、監事、副会長、会長	
	渡邊義男	病院長	S 51. 5. 24	S 60. 3. 31			
	宮本延雄	歯学部事務部長・学監・常務理事・事務局長・副理事長	S 51. 5. 24 H17. 4. 1	H13. 6. 30 H18. 3. 31			
	小西弘志	歯学部事務長	S 51. 5. 24	S 53. 1. 31			
	植松 実	財務部長	S 53. 2. 1	S 54. 3. 31			
横尾太寿	学監	S 54. 4. 1	S 55. 3. 31				
山本龍太郎	歯学部事務長・事務部長・事務局次長	S 55. 4. 1	現在に至る				
中村治郎	病院長	S 60. 4. 1	S 62. 3. 31	理事、常務理事			
河野 篤	病院長・歯学部長	S 62. 4. 1	H 4. 3. 22				
花村典之	病院長	H元. 4. 1	H 4. 3. 4				
尾花甚一	病院長	H 4. 3. 5	H 5. 3. 31				
柳澤慧二	歯学部長・副学長・学長	H 4. 3. 23 H10. 4. 1 H18. 4. 1	H 8. 3. 31 H17. 3. 31 現在に至る				
桑原洋助	病院長	H 5. 4. 1	H 6. 12. 31		理事		
雨宮義弘	病院長	H 7. 1. 1	H 9. 3. 31				
清水正春	歯学部長	H 8. 4. 1	H10. 3. 31				
石橋克禮	病院長	H 9. 4. 1	H11. 3. 31				
瀬戸皖一	病院長	H11. 4. 1	現在に至る				
細井紀雄	歯学部長	H13. 7. 1	H17. 3. 31				
福島俊士	歯学部長	H17. 4. 1	現在に至る				
松本歯科大学	北村勝衛	理事長職務代行・学長	S 51. 5. 24			S 54. 2. 28	理事
	向山一人	理事	S 51. 5. 24			S 52. 1. 19	
	加藤倉三	理事・常務理事・学長・理事長職務代行	S 51. 5. 24	H元. 3. 31			
	野本直昭	事務部長	S 51. 5. 24	S 54. 2. 28			
	矢ヶ崎康	理事長・学長	S 52. 1. 20 H15. 7. 4	S 52. 7. 28 現在に至る			
	百束 極	理事長	S 52. 11. 30	S 59. 8. 31			
	青木 亨	常務理事・理事	S 52. 11. 11	S 59. 8. 31			
	野沢増雄	事務部長・事務局長	S 54. 3. 1	S 61. 3. 31			
	栗本 勤	学長代行	S 54. 4. 1	S 55. 3. 31			
	橋口緯徳	理事	S 59. 9. 1	S 62. 1. 28			
	千野武廣	病院長	S 59. 9. 1	S 60. 5. 31			

学校名	氏名	大学役職名	入会	退会	協会役職名	
朝日大学歯学部 (岐阜歯科大学)	安田英一	病院長	S 60. 6. 1 H 3. 6. 1 H11. 4. 1	H元. 5. 31 H 9. 3. 31 H13. 3. 31	理事	
	矢々崎雅	理事・常務理事・事務局長・ 専務理事・法人本部長	S 61. 4. 1	H 6. 6. 22		
	原 平吉	事務局長・主事	S 62. 1. 29	H 2. 3. 31		理事、監事
	枝 重夫	学監	H元. 4. 1	H 2. 3. 31		
	今西孝博	病院長	H元. 6. 1	H 3. 5. 31		
	小林茂夫	学長	H 2. 4. 1	H11. 3. 31		
	野本光志	事務局長	H 3. 10. 1	H 7. 4. 17		
	愛知和男	理事長	H 6. 6. 23	H 8. 3. 21		
	野本善彦	事務局長	H 7. 4. 18 H16. 4. 1	H 8. 1. 9 H18. 3. 31		
	田中正治	事務局長	H 8. 1. 10	H11. 4. 30		
	田中益穂	理事長	H 8. 3. 22	H10. 12. 23		
	笠原 浩	病院長	H 9. 4. 1	H11. 3. 31	理事	
	三溝政之進	理事長	H11. 1. 6	H15. 7. 3		
	和田卓郎	学長	H11. 4. 1	H13. 3. 31		
	白井弘泰	事務局次長・事務局長	H11. 5. 1 H18. 4. 1	H16. 3. 31 現在に至る		
	西連寺永康	学長	H13. 4. 1	H16. 3. 31		理事
	山岡 稔	病院長	H13. 4. 1	H15. 3. 31		理事 理事 理事
	甘利光浩	病院長	H15. 4. 1	現在に至る		
	小澤英浩	学長	H16. 4. 1	H18. 5. 25		
	森本俊文	歯学部長・学長	H18. 5. 26	現在に至る		
	宮田慶三郎	理事長	S 51. 5. 24	H 9. 5. 22		
	梅本芳夫	学長	S 51. 5. 24	S 55. 3. 31		
	宮田 侑	常務理事・事務局長・理事 長	S 51. 5. 24 H 9. 5. 27	S 52. 3. 31 H13. 3. 31		
	藤木芳成	病院長	S 51. 5. 24	S 52. 3. 31		
	岸本 正	病院長	S 52. 4. 1	H元. 3. 31		
	船木 聡	事務局長	S 52. 4. 1	S 54. 3. 31		
	辰巳光三郎	事務局長	S 54. 4. 1	S 59. 4. 1		
	清水文彦	学長	S 55. 4. 1	S 56. 3. 31		
	玉井 茂	学長	S 56. 4. 1	S 60. 3. 31		
	田中 博	事務局長	S 59. 4. 2	H11. 3. 31	理事 理事、常務理事	
	船越正也	歯学部長	S 60. 4. 1	H元. 3. 31		
	吉田定宏	歯学部長	H元. 4. 1	H 9. 3. 31		
	川野襄二	病院長	H元. 4. 1	H 3. 3. 31		
	森 昌彦	病院長	H 3. 4. 1	H 7. 3. 31		
	岩山幸雄	病院長・歯学部長	H 7. 4. 1	H15. 3. 31		理事
	藤井輝久	歯学部長	H 9. 4. 1	H13. 3. 31		理事、常務理事
	菱田健治	事務局長	H11. 4. 1	現在に至る		
	長坂信夫	学長	H13. 4. 1	現在に至る		
	倉知正和	病院長	H13. 4. 1	現在に至る		理事
	藤下昌己	歯学部長	H15. 4. 1	現在に至る		

学校名	氏名	大学役職名	入会	退会	協会役職名		
愛知学院大学 歯学部	小出忠孝	理事・副学長・学長・学院長	S 51. 5. 24	現在に至る	理事、副会長、会長、監事 理事		
	永井 巖	歯学部長	S 51. 5. 24	S 54. 3. 26			
	榊原悠紀田郎	病院長	S 51. 5. 24	S 54. 10. 30			
	藤川俊道	歯学部事務長・教務部次長	S 51. 5. 24	S 56. 3. 31 H 4. 3. 31			
	武井 盈	歯学部長	S 54. 4. 1	S 55. 10. 15			
	飯塚哲夫	病院長	S 54. 11. 1	S 59. 3. 31			
	酒井琢朗	歯学部長	S 55. 10. 16	H 2. 3. 31			
	柴田顕乗	歯学部事務長	S 56. 4. 1				
	平沼謙二	病院長・歯学部長	S 59. 4. 1	H 6. 3. 31			
	原 学郎	病院長	H 2. 4. 1	H 6. 3. 31			
	牧野國輝	歯学部事務長	H 4. 4. 1	H 8. 3. 31			
	長谷川二郎	歯学部長	H 6. 4. 1	H12. 3. 31			
	河合 幹	病院長	H 6. 4. 1	H 8. 3. 31			
	川口豊造	病院長	H 8. 4. 1	H10. 3. 31			
	加島龍童	歯学部事務長・教務部次長	H 8. 4. 1	H10. 3. 31			
	中村 洋	病院長	H10. 4. 1	H16. 3. 31			
	石原尉兆	歯学部事務長	H10. 4. 1	H15. 3. 31			
	亀山洋一郎	歯学部長	H12. 4. 1	現在に至る			
	岩田昌彦	歯学部事務長	H15. 4. 1	現在に至る			
	野口俊英	病院長	H16. 4. 1	H18. 3. 31			
	田中貴信	病院長	H18. 4. 1	現在に至る			
	大阪歯科大学	白数美輝雄	理事長・学長	S 51. 5. 24		S 59. 9. 23	会長 常務理事  副会長  理事、副会長  監事、副会長、会長  監事
		前田 勝	常務理事・事務局長	S 51. 5. 24		S 57. 3. 31	
		福地芳則	病院長	S 51. 5. 24		S 52. 3. 31	
		多和敏一	事務担当責任者	S 51. 5. 24			
		小森富夫	病院長	S 52. 4. 1		S 56. 3. 31	
稗田豊治		教務学生部長・副学長・学長・常務理事	S 63. 9. 1	H 4. 8. 31			
三谷春保		病院長	S 56. 4. 1	S 60. 3. 31			
北川正夫		常務理事・事務局長・理事長	S 57. 4. 1	H元. 3. 31			
森 政和		学長	S 59. 9. 24	S 63. 8. 31			
山岡 昭		病院長・常務理事・教務学生部長	S 60. 4. 1	H元. 3. 31			
筆本新一		常務理事・理事	H 4. 9. 24	H 7. 3. 31			
小西浩二		常務理事・理事	H元. 4. 1	H 6. 3. 31			
藤井弁次		教務学生部長・常務理事	H元. 4. 1	H 4. 7. 13			
藤井弁次		病院長	H元. 4. 1	H 5. 3. 31			
佐川寛典		理事長・学長	H 4. 9. 1	H18. 4. 19			
木下善之介		病院長	H 5. 4. 1	H 7. 3. 31			
村井俊郎		理事	H 6. 4. 1	H13. 2. 20			
岡野博郎		病院長	H 7. 4. 1	H 9. 3. 31			
白数力也		教学部長・教務部長	H 7. 4. 1	H12. 8. 31			
古跡養之眞		病院長・学長	H 9. 4. 1	H17. 3. 31			
今井久夫		病院長・学長・理事長	H12. 9. 1	現在に至る			
村上 勝		理事・常務理事	H13. 4. 26	現在に至る			
井上 宏		理事・病院長	H17. 4. 1	現在に至る			
中村正明		常務理事・副学長	H18. 4. 20	現在に至る			

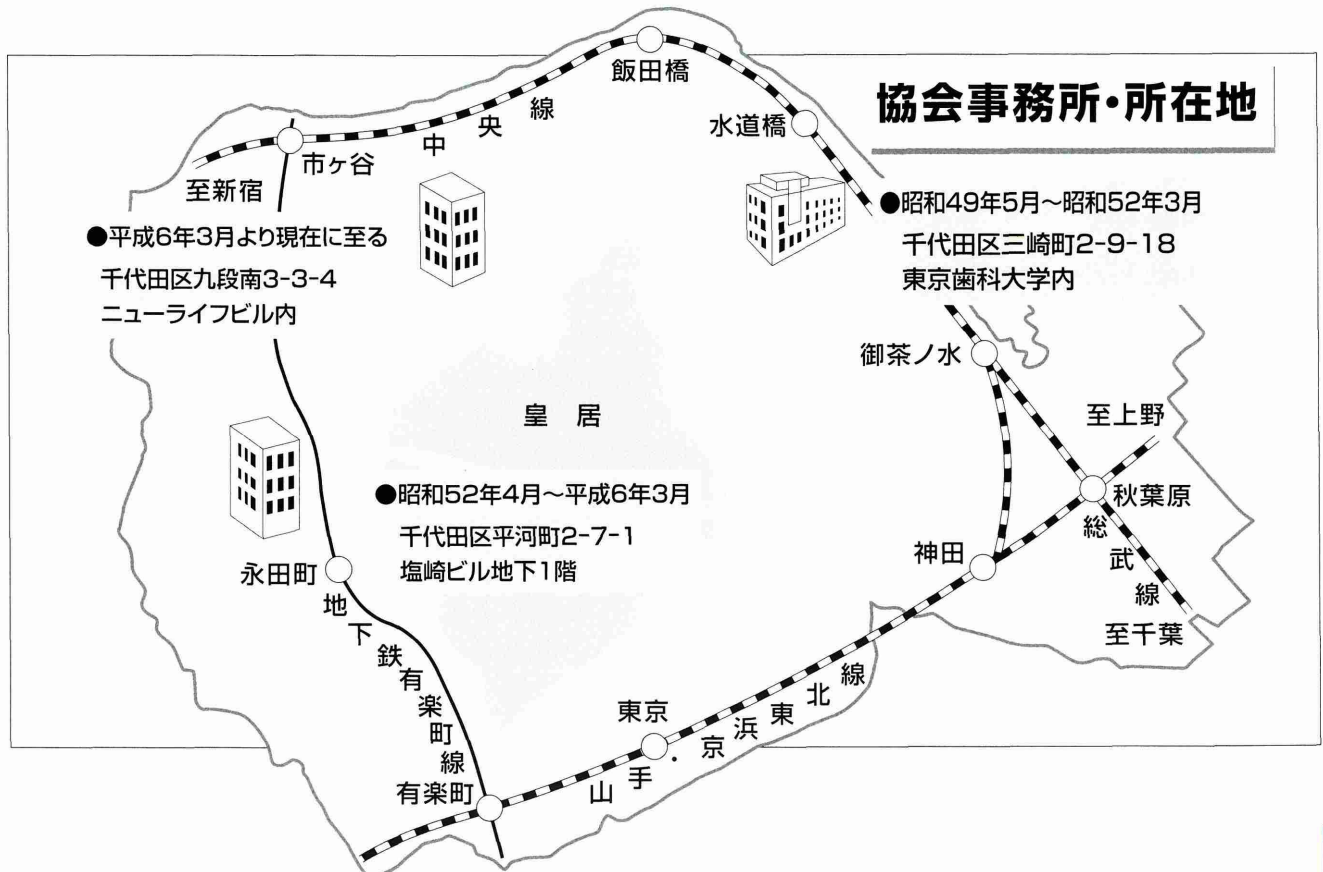
学校名	氏名	大学役職名	入会	退会	協会役職名
福岡歯科大学	穂坂恒夫	理事長・学長	S 51. 5. 24	S 53. 12. 6	理事、常務理事
	藤井実蔵	常務理事	S 51. 5. 24	S 53. 12. 6	
	稲井鉄鳴	常務理事	S 51. 5. 24	S 53. 12. 6	
	松本洋一	病院長・学長	S 51. 5. 24	S 59. 12. 25	
	三宅芳郎	理事長	S 53. 12. 7	H元. 7. 20	
	森田 實	常務理事	S 53. 12. 7	H 6. 1. 31	
	酒井 勇	常務理事	S 53. 12. 7	S 58. 6. 13	
	古本克磨	病院長	S 58. 6. 14	S 60. 3. 31	
	萩原義郷	学長・常務理事	S 59. 12. 26	H 3. 1. 31	
			H 6. 2. 1	H10. 7. 29	
	松浦智二	病院長	S 60. 4. 1	H元. 3. 31	理事
	吉田 穰	病院長	H元. 4. 1	H 2. 3. 31	
	平野建二	常務理事	H元. 7. 21	H12. 3. 31	
	松尾 繁	病院長	H 2. 4. 1	H 5. 3. 31	
	石木哲夫	学長・常務理事	H 3. 2. 1	H 9. 1. 31	
	松本光生	病院長	H 5. 4. 1	H 6. 3. 31	理事、監事、常務理事
			H10. 4. 1	H12. 3. 31	
	富岡徳也	病院長	H 6. 4. 1	H10. 3. 31	
	青野一哉	学長・常務理事	H 9. 2. 1	現在に至る	
	羽生哲也	病院長	H12. 4. 1	H14. 3. 31	
	井手 勇	事務局長	H12. 4. 1	H14. 6. 14	
本田武司	病院長・学長	H14. 4. 1	現在に至る		
藤崎博近	事務局長	H15. 2. 24	H17. 12. 31		
厚谷彰雄	事務局長	H18. 1. 1	現在に至る		



# 歴代事務局職員

職名	年度		昭和											平成							
	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
事務局長	51.12.1 小西弘志		54.4.1 関 實											3.9.1 一宮正明							
事務局次長		※ 1																			
事務職員	51.12.16 地下和弘											62.4.1 川島賢一									
事務職員	※ 2	52.3.1 平山紀子											3.6.29	3.7.10 加藤晴美		7.6.30	※ 3				
事務職員	※ 4	52.5.1 濱田輝世		55.7.1	58.6.30 木戸美樹		58.9.1	61.3.31 渡辺由美子		61.5.12				吉野康代				14.12.31	※ 5	15.4.1 宮島和江	

- ※1 昭和53年4月1日 関 實
- ※2 昭和52年1月4日～2月28日 高橋千恵子
- ※3 平成7年6月～平成10年7月 人材派遣
- ※4 昭和51年7月1日～51年12月28日 鴨下愛子
- ※5 平成15年1月1日～3月31日 日本歯科大学から出向



## 総会の開催記録（平成9～18年度）

回数	年 月 日	場 所	出席者数
第44回	平成 9年 6月 25日 (水)	アルカディア市ヶ谷	67名
第45回	〃 10年 3月 27日 (金)	アルカディア市ヶ谷	65名
第46回	〃 10年 6月 22日 (月)	アルカディア市ヶ谷	68名
第47回	〃 11年 3月 29日 (月)	アルカディア市ヶ谷	65名
第48回	〃 11年 6月 29日 (火)	アルカディア市ヶ谷	64名
第49回	〃 12年 3月 28日 (火)	アルカディア市ヶ谷	63名
第50回	〃 12年 6月 27日 (火)	アルカディア市ヶ谷	63名
第51回	〃 13年 3月 27日 (火)	アルカディア市ヶ谷	60名
第52回	〃 13年 6月 20日 (火)	アルカディア市ヶ谷	63名
第53回	〃 14年 3月 28日 (木)	東京ガーデンパレス	64名
第54回	〃 14年 6月 25日 (火)	KKR ホテル東京	64名
第55回	〃 15年 3月 31日 (月)	アルカディア市ヶ谷	62名
第56回	〃 15年 6月 24日 (火)	東京ガーデンパレス	64名
第57回	〃 16年 3月 23日 (火)	アルカディア市ヶ谷	64名
第58回	〃 16年 6月 23日 (水)	アルカディア市ヶ谷	64名
第59回	〃 17年 3月 28日 (月)	アルカディア市ヶ谷	62名
第60回	〃 17年 6月 21日 (火)	KKR ホテル東京	61名
第61回	〃 18年 3月 22日 (水)	KKR ホテル東京	63名
第62回	〃 18年 6月 20日 (月)	KKR ホテル東京	65名
第63回	〃 19年 3月 27日 (火)	KKR ホテル東京	66名

## 諸会議の開催記録（平成9～18年度）

会議名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計
1. 理事会	7	6	7	7	6	6	8	7	7	7	68
(1) 基本問題検討会										1	1
2. 教育・研究部会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
3. 病院部会	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	23
4. 経営部会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
5. 広報委員会	2	2	2	2	2	2	4	1	1	2	20
6. 受験生確保対策委員会	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
7. 研修委員会	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	11
8. 事務局長会議	5	5	4	4	3	3	3	3	3	3	36
9. その他											
(1) 設立20周年記念誌編集委員会											1
(2) 設立30周年記念祝賀会実行委員会									1	2	3
(3) 設立30周年記念誌編集委員会									2	5	7

備考：1. 表中の数字は開催回数

2. 平成9年度の受験生確保対策委員会は「受験生確保小委員会」（2回）を含む

## 事業報告書の個別事項一覧（平成9～18年度）

事項	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計
歯科医師需給問題	●	●	●	●	●	●				●	7
歯科医師臨床研修	●	●	●	●				●	●	●	7
歯科医師国家試験				●		●	●	●	●	●	6
大学教育における授業評価	●										1
21世紀の医療保険制度	●										1
共用試験					●						1
(新) 教員組織										●	1
私立歯科大学(学部)の財政等の現状	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	10
広報発刊	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	10
受験生確保対策事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	10

# 理事会の議題一覧（平成9～18年度）

主要項目	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	計
(開催回数)	7	6	7	7	6	6	8	7	7	7	68
役員人事・会員異動等	5	5	3	5	3	5	2	5	2	5	40
歯科医師臨床研修	5	2	5	2		1	2	5	6	6	34
歯科医師国家試験				2		2	7	5	7	4	27
研修事業	3	2	3	1	2	3	3	3	3	4	27
歯科医師需給問題	5	5	2	3	1	2	1		1	5	25
広報発刊	2	2	2	2	2	3	4	3	2		22
入試（入試結果等）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
学生納付金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
総会運営	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
受験生確保対策事業	2	1	1	1	1	1	3	1	2	1	14
入学定員・募集人員	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	13
モデル・コア・カリキュラム、 共用試験				3	3		3	1			10
事業計画・収支予算	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
事業報告・収支決算	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
卒業式・入学式日程	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
学生数等資料		1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
協会設立30周年記念事業								3	3	2	8
私立大学等経常費補助金							3		1	3	7
歯科医療研修振興財団	1	1		1		1		1		2	7
スリ・ランカ ベラデニア大学 歯学教育プロジェクト	2	1	1	1	1	1					7
医療法・医療保険制度等	2			1	1			1			5
文部科学省関係審議会等の動向	1			1			2				4
資産（基本・運用財産）管理	1			1					2		4
教員組織								1		2	3
歯科大学・歯学部附属病院	1		1			1					3
協会設立20周年記念事業	3										3
授業評価	2										2
医員等の労働者性に伴う処遇								2			2
編入学				1			1				2
賛助会員		2									2
協会関係会議後援					2						2
理事会運営		1								1	2
協会業務及び財務等情報公開					1	1					2
卒前臨床実習ガイドライン							1				1
個人情報保護法								1			1
公益法人制度改革										1	1

## 要望書等一覧（平成9～18年度）

件名	宛先	年月日	発信者
歯科医師臨床研修の必修化について（要望）	厚生省健康政策局長 小林秀資	平成11年 3月 2日	会長
歯科医師国家試験の改善方について（要望）	厚生省健康政策局長 伊藤雅治	平成12年 5月23日	会長
歯科医師国家試験の実技試験について（要望）	厚生労働省医政局 歯科保健課長 瀧口 徹	平成15年 1月 9日	会長
歯科医師国家試験の実技試験について（再要望）	厚生労働省医政局 歯科保健課長 瀧口 徹	平成15年 7月29日	会長
歯科医師国家試験について（質問）	厚生労働省医政局長 岩尾總一郎	平成15年10月15日	会長
「実地試験に関する意見」の提出について	厚生労働省医政局 歯科保健課長 山内雅司	平成16年 4月12日	会長
第97回歯科医師国家試験の結果について（要求）	厚生労働省医政局長 岩尾總一郎	平成16年 5月31日	会長
歯科医師臨床研修に対する財政的支援について（要望）—平成18年度予算等に関する事案—	厚生労働大臣 尾辻秀久 厚生労働省医政局長 岩尾總一郎 厚生労働省医政局 歯科保健課長 日高勝美	平成17年 6月15日	会長
歯科医師国家試験について（要求）	厚生労働大臣 尾辻秀久 厚生労働省医政局長 岩尾總一郎 厚生労働省医政局 歯科保健課長 日高勝美	平成17年 7月11日	会長
「歯科医師臨床研修について（要求）」の提出について	厚生労働大臣 川崎二郎 厚生労働省医政局長 松谷有希雄 厚生労働省医政局 歯科保健課長 日高勝美	平成17年11月 8日	会長
歯科医師臨床研修における平成18年度補助金の対象経費について（要望）—研修手当、医療機器、初年度施設設備充実特別支援経費等—	厚生労働省医政局 歯科保健課長 日高勝美	平成18年 4月25日	会長
歯科医師国家試験について（要求）	厚生労働省医政局長 松谷有希雄	平成18年 9月29日	会長
「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書に対する意見書の提出について	厚生労働大臣 柳澤伯夫	平成19年 1月29日	会長



## ■ 第7部



# 30年譜

- 昭和49（1974）年度～平成8（1996）年度は、日本私立歯科大学協会設立20周年記念誌『20年のあゆみと展望』より、協会関連沿革を抜粋掲載
- 平成9（1997）年度～平成18（2006）年度は、協会ならびに加盟17校の私立歯科大学（歯学部）関連沿革を掲載

## 沿 革

### 昭和 49 (1974) 年度

- 5.18 東京・山の上ホテルに私立歯科大学 15 校が集まり、共通課題に対応するため任意団体として私立歯科大学協会が発足
- 7.23 第 1 回総会で、本協会を社団法人化し社会的要請に応える必要が確認され、初代会長に白数美輝雄大阪歯科大学理事長・学長を選出
- 12.10 第 2 回総会で社団法人化準備委員に宮田侑(岐阜歯科大学常務理事)、中屋敷小吉(東京歯科大学事務部長)、加藤孝一(愛知学院大学歯学部事務長)を選出。加藤氏逝去のため小西弘志(鶴見大学歯学部事務長)と交替

### 昭和 50 (1975) 年度

- 4. 1 第 3 回総会で、各大学より提案の各種課題討議
- 8.12 第 4 回総会で、本協会の社団法人化が決議され、許可申請準備の体制を協議
- 11.29 「社団法人日本私立歯科大学協会」許可申請書提出
- 2.28 入学定員増(120 → 160)容認の文部省通達

### 昭和 51 (1976) 年度

- 4.27 第 5 回総会で、会費を月額 15 万から 30 万に変更
- 5.24 「社団法人日本私立歯科大学協会」として文部省から許可
- 7.26 社団法人設立後第 1 回総会で、総務・企画広報・教育研究・経営・病院・学生の各部会を発足させ、設立披露会を開催
- 7.26 設立後第 1 回理事会で法人事務所を 7 月 1 日付で東京歯科大学内に開設すること等を審議
- 9. 2 設立後第 1 回総務部会「昭和 51 年度の各調査研究・研修会の事業担当」外を協議
- 9.10 設立後第 1 回教育研究部会「6 年一貫教育・週休 2 日制とカリキュラムの問題」外を協議
- 9.16 設立後第 1 回経営部会「昭和 50 年度決算書を各大学から集める件」外を協議
- 9.21 設立後第 1 回病院部会「診療教育のカリキュラムの検討」外を協議
- 9.26 設立後第 1 回学生部会「専門委員会を設けて情報の交換や補導関係について重点化」外を協議
- 10. 4 設立後第 1 回広報部会「創刊号の発刊を 12 月年内とする等」外を協議
- 10.19 第 2 回理事会「昭和 51 年度重点事業(私立歯科大学の財政基盤の調査研究等)について」外を審議
- 3.29 第 2 回総会「入学問題に関する特別委員会設置の件」外を審議

## 関 連 事 項

### 昭和 49 (1974) 年度

- 6.20 学位規則改正(学術博士の新設等)
- 11.23 国立大学協会、国立大学共通一次学力試験の模擬テストを実施
- 12.28 雇用保険法公布(失業保険法廃止)
- 3.26 文部省、大学入試改善会議「国立大学入試期日について」報告(昭和 53 年を目途に 1 期校・2 期校制を廃止)

### 昭和 50 (1975) 年度

- 7.11 文部省、私立学校振興助成法公布(私立大学等の経常的経費の 1/2 以内を補助できるものとする)
- 12.25 文部省、大学設置基準改正(医・歯学部の教員数や設備等について明文化)

### 昭和 51 (1976) 年度

- 4. 1 学生教育研究災害傷害保険制度発足
- 5.25 文部省、学校教育法改正(独立大学院制度)
- 5.31 文部省、学校教育法施行規則改正(学年の途中における大学入学、卒業等を認める)
- 7.27 厚生省保険局長、歯科差額を材料費に限定・差額制度廃止(保険診療と自由診療の 2 本立てになる)
- 7.27 国家公務員、10 月から 4 週 5 休試行を決定
- 10.18 国立大学授業料 3 万 6000 円を 9 万 6000 円に改定
- 10.18 文部省、大学設置審議会「医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について」答申(修士課程の設置、博士課程の修業年限の弾力化等)
- 12.20 厚生省、昭和 51 年版厚生白書「婦人と社会保障」を発表



沿 革

関 連 事 項

昭和 52 (1977) 年度

- 4.1 協会事務所を変更、「千代田区三崎町2丁目9番18号東京歯科大学内」から、「千代田区平河町2丁目7番1号塩崎ビル地下1階」に移転
- 4.1 昭和大学歯学部の入会により加盟大学は16校
- 11.25 協会は昭和53年春入学者の学生納付金を公表、寄付金を全廃、入学金・授業料を値上げ、教育充実費を新設

昭和 53 (1978) 年度

- 4.1 東日本学園大学歯学部の入会により加盟大学は17校
- 5.11 第1回事務局長会「私大奨学金貸与事業について」外を協議
- 5.25 第1回理事会「昭和54年度入学者選抜実施状況の文部省提出について」外を審議
- 6.21 第2回事務局長会「経営分析および財政白書等」外を協議
- 6.22 第2回理事会「昭和54年度概算要求に関する要望事項について」外を審議
- 6.22 第5回総会「昭和52年度事業報告、処務の概要、会員の異動状況等について」外を審議
- 6.22 学長会および教育研究部会の合同会議「入学試験の学力テストおよび面接試験等について」外を協議
- 6.22 経営部会「歯科医療の需給関係と適正なる歯科医師養成について」外を協議
- 7.1 第1回海外研修団10名をアメリカ・カナダの歯学教育事情視察へ15日間の日程で派遣
- 9.14 第3回理事会「研修会の実施について」外を審議
- 9.26 特別委員会および事務局長会合同会議「昭和54年度学生納付金等の試案について」外を協議
- 10.27 第4回理事会「昭和53年度歯科大学の運営問題に関する研修会」外を審議
- 10.27 第2回特別委員会「学債および任意の寄付金募集」外を協議
- 11.10 第4回事務局長会「文部省よりの連絡事項」外を協議
- 11.29 第5回理事会「昭和53年度私立歯科大学の学生納付金・寄付金・学債等の状況の公表について」外を審議
- 12.26 「私立歯科大学の昭和54年度学生募集要項および学生納付金決定に係わる記者会見について」を文部省記者会見室で松宮副会長・宮田理事および協会事務局が対応
- 1.5 「私立歯科大学に対する国庫助成実現に関する陳情(要望)について」自民党・森喜朗文教部会長、奥野誠亮文教制度調査会長宛に提出
- 1.19 第6回理事会「正会員の年会費変更」外を審議

昭和 52 (1977) 年度

- 5.2 文部省、大学入試センター設置
- 9.7 文部省、私立大学医・歯学部における入学に関する寄付金の収受等の禁止及び入学者選抜の公正確保について通知

昭和 53 (1978) 年度

- 7.1 厚生省、昭和52年簡易生命表を発表(平均寿命:男は世界一で72.69歳、女77.95歳)
- 10.20 文部省、大学設置審議会「医学及び歯学の大学院修士課程について」答申(医・歯学部以外の卒業者を対象とする修士課程の基準及び学位規則の改正)
- 10.27 医療法改正(標榜科目として小児歯科、矯正歯科等が追加される)
- 11.9 文部省、大学院設置基準、学位規則改正(医・歯学の大学院研究科の改善)
- 11.28 学術審議会「大学等の研究機関における組替えDNA実験の進め方について」建議
- 12.25 厚生省、昭和53年版厚生白書「健康な老後を考える」
- 1.13 文部省、初めての国公立大学共通1次学力試験実施(～1.14)
- 3.12 文部省、新たに大学の第1年次に入学した学生の既修得単位についての通知(再入学大学での認定)

沿 革

関 連 事 項

- 1. 29 第2回定例研修会（名古屋市、15 歯学部 37 名参加、文部省管理局塩津企画調整課長・大塚調査官の説明等）を実施
- 3. 29 第7回理事会「次期役員改選について」外を審議
- 3. 29 第6回総会「白数会長の再任等次期役員改選」外を審議
- 昭和 54（1979）年度**
- 7. 20 第2回事務局長会議（世話大学・東北歯科大学）を開催
- 7. 22 韓国・檀国大学校長ほかは私立歯科大学等（本協会・日本歯科大学松戸歯学部・鶴見大学歯学部）を視察懇談
- 7. 31 白数協会会長が大学設置審議会会長に就任
- 8. 2 第1回付属病院事務実務研修会（世話大学・岐阜歯科大学、事務長補佐・係長等の実務責任者が参加、2日間）を実施
- 8. 4 「私立歯科大学に対する国庫助成の拡充に関する要望書」を森喜朗文教部会長・奥野誠亮文教制度調査会長宛に提出
- 9. 9 第2回海外研修団 13 名を北欧 4 カ国の歯学教育事情視察へ3週間の日程で派遣
- 1. 4 賛助会員（歯科企業協議会加盟 76 社のうち 31 社）が加入
- 1. 21 第3回管理運営研修会（「私立歯科大学の経営分析及び歯学教育条件の現状と国立・私立の比較」等）を実施
- 3. 27 第8回総会「昭和 55 年度事業計画案について」外を審議
- 昭和 55（1980）年度**
- 7. 30 第2回付属病院管理運営事務研修会（14 大学 18 人の参加）を実施
- 8. 20 「私立歯科大学に対する国庫助成の拡充に関する要望書」を森喜朗文教部会長、海部俊樹文教制度調査会長宛提出
- 9. 3 第3回海外研修団 9 名を中南米 4 カ国の歯学教育事情視察へ24日間の日程で派遣
- 10. 11 協会の海外協力事業の一環としてスウェーデン・ルンド大学 D. Bratthall 教授等を迎え講演会・講習会を開催
- 1. 16 第4回管理運営研修会（13 大学 37 名参加、文部省川村医学教育課長「高等教育の整備計画と今後の歯学教育」）を実施
- 3. 30 第10回総会「私立歯科大学等における歯科医師養成と今後の歯学教育等について」外を審議
- 3. 30 学長会議・入学問題特別委員会及び経営部会の合同会議（文部省川村医学教育課長、北橋企画調整課長を迎え当面の医科系大学等に係る諸問題について見解を聞く）を開催
- 昭和 56（1981）年度**
- 4. 8 「歯科医師養成と今後の歯学教育について（歯科大学・歯学部の新増設反対）」文部大臣等に会長名で要望書提出

- 昭和 54（1979）年度**
- 4. 25 文部省、大学入学資格として国際バカロレアを認める（文部省告示改正）
- 8. 10 人事院、4週5休方式による週休2日制導入を勧告
- 10. 1 厚生省、「医薬品副作用被害救済基金法」公布、薬事法改正法公布（医薬品再評価制度の法制化）
- 12. 14 文部省、大学設置審議会「高等教育の計画的整備について」報告（昭和 56 年以降 6 年間の後期計画 34,000 人増員）
- 2. - 厚生省、差額ベッド解消のために、特に差額ベッドの多い私立大学病院への指導強化を通知
- 2. - 厚生省、身体障害者全国調査を実施（全国の 18 歳以上の身体障害者 197 万 7 千人・人口比 2.4%）
- 昭和 55（1980）年度**
- 6. 5 第 58 回国際歯科学会（IADR）総会が日本初の開催（大阪ロイヤルホテルで 50 余か国、約 2000 人が参加）
- 7. 9 厚生大臣、老人保健医療制度の新設とその財源として老人福祉税（目的税）構想を発表
- 8. 16 厚生省、「医薬品の製造管理及び品質管理規則」を制定
- 10. 9 日本歯科医師会、歯大増設反対決議書を文部大臣に提出
- 1. 21 中央労働基準審議会、「労働時間の特例廃止について」を答申（商業・サービス業の 9 時間労働制を 8 時間労働に移行）
- 3. 5 厚生省、昭和 55 年死亡順位の第 1 位脳卒中からがんに交替と発表
- 昭和 56（1981）年度**
- 6. 11 医療関係者審議会歯科医師部会、歯科医師国家試験について意見書提出（常設の

## 沿 革

- 6.29 歯学教育委員会・学生補導委員会合同部会が「歯科医師国家試験の改革案及び歯科医師養成と歯学教育等」を協議
- 7.24 第4回海外研修団を大洋州3カ国の歯学教育事情視察へ24日間の日程で派遣
- 7.28 第3回付属病院管理運営事務研修会（世話大学・日本大学歯学部、24名参加）を実施
- 8. 3 「私立歯科大学に対する国庫助成の拡充に関する要望書」を森喜朗文教部会長、海部俊樹文教制度調査会長宛提出
- 8. 8 「私立大学退職金財団」が発足。設立当初の理事に白数会長、監事に松宮副会長が就任
- 1.19 第5回管理運営研修会（私学振興財団研修室、33名が参加）
- 3.30 第12回総会「昭和57年度収支予算案について」外を審議

### 昭和57（1982）年度

- 7.21 第4回付属病院管理運営事務研修会（世話大学・城西歯科大学、22名の参加）を実施
- 8. 5 「私立歯科大学に対する国庫助成の拡充に関する要望書」を石橋一弥文教部会長、海部俊樹文教制度調査会長に提出
- 8.11 第5回海外研修団8名を韓国の歯学教育事情視察へ8日間の日程で派遣
- 1.24 第6回管理運営研修会（15大学41名が参加、文部省奥田與志清私学振興課長を迎え「今後の私学助成と昭和58年度予算について」）を実施
- 3.31 第14回総会「病院部に委員会（医療対策・臨床教育）設置」外を審議

### 昭和58（1983）年度

- 7.21 第5回付属病院管理運営事務研修会（世話大学・大阪歯科大学、24名参加）を実施
- 1.24 第7回管理運営研修会（13大学33名が参加）

### 昭和59（1984）年度

- 6.28 第17回総会「文部省佐藤医学教育課長を迎え歯学行政に係わる当面の問題」等を開催
- 7.19 第6回付属病院管理運営事務研修会（世話大学・東京歯科大学、26名参加）を実施
- 10. 3 第2代協会会長に石川堯雄鶴見大学歯学部長が就任
- 1.23 第8回管理運営研修会（14大学46名が参加、厚生省吉崎健康政策局長、三井歯科衛生課長を迎え）を実施
- 3.28 第19回総会「第6期協会役員として会長石川堯雄、副会長高木圭二郎・小出忠孝・北川正夫・専務理事宮田侑、常務理事渡邊富士夫・滝口久・久田太郎を選任」外を審議

## 関 連 事 項

- 専門機関の発足、試験問題のプール制導入、秋の試験を廃止
- 1. 8 歯科技工士法一部改正法公布（都道府県知事免許から厚生大臣免許に改正、4.1施行）
- 1.16 共通一次試験に私大も初参加
- 3.10 日本歯科医師会、「歯科医療過密・過疎対策の展望（歯科大学・歯学部の定員削減を含めた歯科医師養成計画等の抜本的施策の早期実施要望）」を厚生大臣に提出
- 3.17 厚生省、唇顎口蓋裂患者の歯列矯正治療に健保適用（4.1実施）
- 3.23 文部省、大学設置基準・短期大学設置基準改正（大学・短大間の単位互換等）

### 昭和57（1982）年度

- 7. 9 「歯科医師国家試験委員会」発足
- 8.17 老人保健法公布（70歳以上の医療費無料廃止、一部自己負担導入、昭和58.2.1施行）
- 9. 8 厚生省、人口30万人未満の市町村を対象に歯科在宅当番医制を発足（歯科医の休日夜間診療網の整備）
- 9.17 解剖学教育の献体者遺族に文部大臣から感謝状を贈呈
- 10.22 歯科医師国家試験制度改善委員会（昭和57年7月設置）、中間報告を発表（試験問題のプール制導入、出題基準の作成など）

### 昭和58（1983）年度

- 11.14 第71回FDI（国際歯科連盟）の世界歯学大会が東京で開催（スローガンは長寿のための歯学）

### 昭和59（1984）年度

- 5.29 厚生省、将来の歯科医師需給に関する検討委員会を設置
- 7. 1 文部省機構改革（管理局、大学局を廃止し高等教育局に私学部を新設）
- 11. - 「新・歯学教授要綱」の改訂が歯科大学学長会議で承認
- 12.19 将来の歯科医師需給に関する検討委員会、中間意見を具申（平成7年を目途に歯科医師新規参入を最低20%削減、当面、昭和62、平成元年度に歯科医大の入学定員10%削減を提言）
- 1.21 文部省、歯学教育改善会議設置（入学定

沿 革

関 連 事 項

昭和 60 (1985) 年度

- 6. 7 協会は、文部省に歯学部定員削減で国公立大学歯学部の削減を昭和 61 年度から先行実施する等の申入書を提出
- 6. 13 第 2 回病院部会で厚生省の宮武歯科医療監理官を迎え高度先進医療について意見交換
- 6. 27 第 20 回総会「新國俊彦副会長に感謝状を贈呈」外を審議
- 7. 11 第 7 回付属病院管理運営事務研修会（世話大学・鶴見大学歯学部、15 大学 16 学部、研修人員 30 名が参加）を実施
- 1. 21 昭和 60 年度（第 9 回）管理運営研修会（15 大学 45 名参加、「私立歯科大学等の現状」などについて）を実施
- 3. 27 第 21 回総会「文部省佐藤國雄医学教育課長を迎え（歯学教育上の諸問題について）講演」外を審議

昭和 61 (1986) 年度

- 7. 11 第 8 回付属病院管理運営事務研修会（世話大学・岩手医科大学、15 大学 16 学部、研修人員 29 名参加）を実施
- 1. 26 第 10 回管理運営研修会（15 大学 51 名参加、厚生省三井歯科衛生課長を迎え「入学定員削減および卒直後研修等当面の問題について」研修）を実施

昭和 62 (1987) 年度

- 5. 14 第 1 回臨時広報委員会を開催、「私立 17 歯学部の歯学教育の実際」の統一テーマとして共同広報掲載を取りまとめ
- 6. 1 財団法人歯科臨床研修振興財団（公・私立歯科大学付属病院等において実施される歯科臨床研修に対する助成等を目的）が厚生大臣の認可を受け発足
- 7. 23 第 9 回付属病院管理運営事務研修会（世話大学・東日本学園大学、15 大学 17 学部、研修人員 30 名参加）を実施
- 1. 25 第 11 回管理運営研修会（15 大学 51 名が参加）を実施

昭和 63 (1988) 年度

- 4. 22 昭和 63 年度第 1 回理事会において「歯科医師需給問題に対応するため、大局的見地から、昭和 61 年度入学定員総数（2400 人）を、日本私立歯科大学協会として、自主規制により昭和 64 年度（平成元年度）以降 20% 減じた数を募集人員とする。」ことを申し合わせた。  
\*経過措置として昭和 62・63 年度は 10% 減  
61. 4. 21 昭和 61 年度第 1 回理事会  
62. 4. 25 昭和 62 年度第 1 回理事会
- 5. 18 「入試対策臨時広報委員会」を設置し共同広報掲載を決定
- 6. 28 第 26 回臨時総会「一般歯科医養成事業関連」外を審議

員のあり方等の審議)

昭和 60 (1985) 年度

- 6. 26 文部省臨時教育審議会、教育改革に関する第一次答申（個性重視の原則等 8 項目挙げる）
- 8. - 日本歯科医師会、「歯科医師定員増対策の早期対応について」文部省に要望書を提出
- 12. 27 医療法改正法公布（一人医師医療法人の設立を認め、都道府県による医療計画の策定、医療法人の役員及び指導監督規程の整備）
- 3. 1 「特定承認保険医療機関」および「高度先進医療制度」等の実施

昭和 61 (1986) 年度

- 4. - 歯科医師国家試験年 1 回に
- 8. 14 文部省、「歯学教育調査研究協力者会議」の中間まとめ（20%削減は概ね妥当）
- 10. 8 厚生省、昭和 62 年度概算要求に「一般歯科医養成・研修医養成研修費補助金」を計上

昭和 62 (1987) 年度

- 8. 7 臨時教育審議会、第四次答申（教育改革を進める重要な視点として個性重視の原則、生涯学習体系への移行、変化への対応を強調）
- 9. 8 文部省、歯学教育の改善に関する調査研究協力者会議最終まとめ（カリキュラム、教育体制の改善、学生数は 20% 程度の抑制を提言）
- 9. 10 文部省、大学審議会設置

昭和 63 (1988) 年度

- 5. 17 第 81 回歯科医師国家試験（昭和 63 年）は昭和 49 年以来最低の合格率 84.4%
- 7. 1 文部省機構改革（生涯学習局設置）
- 7. 1 厚生省機構改革（大臣官房に老人保健福祉部を設置等）
- 12. 15 文部省、昭和 63 年版教育白書「我が国の文教施策—生涯学習の新しい展開」を発表
- 12. 19 文部省、大学審議会「大学院制度の弾力化について」答申（とび級、独立大学院の設置、夜間大学院設置等）
- 3. 15 厚生省、昭和 63 年版厚生白書「新たな高

沿 革	関 連 事 項
7.21 第10回付属病院管理運営事務研修会（世話大学・福岡歯科大学、15大学16学部29人参加）を実施	<p>齢者像と活力ある長寿・福祉社会をめざして」を発表</p>
3.27 第27回総会で、第3代協会会長に小出忠孝愛知学院学院長・大学長を選任	
<b>平成元（1989）年度</b>	<b>平成元（1989）年度</b>
6.30 第28回総会「歯科大学等の入学定員削減についての国立大学の対応を所管省へ要望」外を審議	1.13 文部省、初めての大学入試センター試験実施
7.20 第11回付属病院管理運営事務研修会（世話大学・愛知学院大学歯学部、15大学16学部から32名が参加）を実施	
1.23 第12回管理運営研修会（15大学47名参加）を実施	
<b>平成2（1990）年度</b>	<b>平成2（1990）年度</b>
7.12 第12回付属病院管理運営事務研修会（世話大学・日本大学松戸歯学部「臨床研修指定機関の拡大・基準・運用方針について」外を研修）を実施	2.8 文部省、大学審議会答申「大学教育の改善について」「学位制度の見直し及び大学院の評価について」「学位授与機関の創設について」等
<b>平成3（1991）年度</b>	<b>平成3（1991）年度</b>
6.11 財団法人歯科臨床研修振興財団を改組し、名称を財団法人歯科医療研修振興財団に改称	4.1 文部省、入学定員削減数歯学部658名（19.5%減）の達成状況を発表
<b>平成4（1992）年度</b>	<b>平成4（1992）年度</b>
7.16 第14回付属病院管理運営事務研修会（世話大学・日本歯科大学新潟歯学部）を実施	6.18 医療法改正案が成立（薬剤師・看護婦が医療の担い手に）
3.30 賛助会員および歯科関連企業との懇談会を開催	
<b>平成5（1993）年度</b>	<b>平成5（1993）年度</b>
7.15 第15回付属病院管理運営事務研修会（世話大学・奥羽大学、「医療法改正に伴う院内掲示に関する件」外を研修）を実施	9.14 厚生省、「歯科医師養成の在り方に関する検討会」初会合
3.10 協会事務所を東京都千代田区九段南3-3-4ニューライフビル内に移転	9.16 文部省、大学審議会報告（平成7年度から推薦入試合格者は定員の3割まで）
<b>平成6（1994）年度</b>	<b>平成6（1994）年度</b>
6.2 第1回事務職員研修会をリクルートの小柳恵一トレーナーを迎え14大学28名が参加、2日間にわたって開催	6.28 大学審議会組織運営部会、大学運営の円滑化について「学長の指導力強化」を提言
7.21 第16回付属病院管理運営事務研修会（世話大学・昭和大学歯学部）を実施	9.21 日本歯科医師会、平成8年度の医療法改正に合わせ卒直後の臨床研修早期法制化に向け決議
10.5 第1回日本私立歯科大学・歯学部付属病院歯科技工士協議会（世話大学・愛知学院大学）を開催	
11.21 第1回私立歯科大学・歯学部付属病院歯科衛生士連絡協議会を開催	
<b>平成7（1995）年度</b>	<b>平成7（1995）年度</b>
6.1 第2回協会事務職員研修（14大学24名参加）を実施	11.28 厚生省、歯科医師養成の在り方に関する検討委員会は、「臨床研修を歯科医師法上
7.20 第17回付属病院管理運営事務研修会を実施（世話大学・日本	

## 沿 革

歯科大学歯学部)

- 1.26 歯科医療研修振興財団が第1回「一般歯科医養成研修指導医講習会」を開催

### 平成8(1996)年度

- 5.16 第1回教務研修会を開催  
 6.6 第3回事務職員研修を開催  
 10.17 第18回附属病院管理運営事務研修会を開催(世話大学:朝日大学歯学部)  
 3.28 協会設立20周年記念祝賀会を開催

### 平成9(1997)年度

- 4.1 昭和大学 昭和大学医療短期大学が開学  
 4.1 昭和大学歯学部 歯学部長に須田立雄教授が就任  
 4.1 北海道医療大学歯学部 第7代歯学部長に武田正子教授が就任  
 4.1 福岡歯科大学 福岡医療短期大学(歯科衛生学科)が開学  
 4.15 昭和大学 創立70周年記念ならびに昭和大学病院中央棟竣工記念祝賀会を開催  
 5.8 第2回教務研修会を開催  
 5.23 大阪歯科大学 創立85周年および新キャンパス完成記念式典を挙げる  
 5.27 朝日大学 理事長に宮田侑常務理事が就任  
 5.27 明海大学 理事長に宮田侑常務理事が就任  
 6.1 朝日大学歯学部 附属病院で総合診療科の診療を開始  
 6.5 第4回事務職員研修を開催  
 6.9 明海大学歯学部 文部省が、歯学共同研究センターをハイテク・リサーチセンターに選定  
 6.16 鶴見大学 放送大学と単位互換に関する協定書を調印  
 7.4 日本歯科大学 オーストラリア・アデレード大学歯学部と姉妹校協定提携  
 7.7 日本歯科大学 ニュージーランド・オタゴ大学歯学部と姉妹校協定提携  
 7.30 協会設立20周年記念誌(『20年のあゆみと展望』)を発行  
 9.1 日本歯科大学新潟歯学部 アイヴィホール竣工  
 10.1 愛知学院大学 小出学長が文部省大学審議会委員に再任  
 10.16 第19回附属病院管理運営事務研修会を開催(世話大学:神奈川歯科大学)  
 10.27 大阪歯科大学 学園都市を目指し、枚方市内で6大学と連携がスタート  
 11.15 大阪歯科大学 佐川寛典理事長・学長の北京医科大学名誉教

## 関 連 事 項

に当面1年以上の努力義務規定化」提言

- 3.27 厚生省、診療科名標榜専門委員会は6月から歯科医業は「歯科口腔外科」を追加

### 平成8(1996)年度

- 6.21 歯科医師法改正「臨床研修の努力義務規定化」が公布され、8月20日に施行  
 8.12 厚生省、標榜診療科名、歯科医業に「歯科口腔外科」追加を9月1日から施行

### 平成9(1997)年度

- 4.1 厚生省、歯科臨床研修施設の受け入れ施設について、全国73カ所を指定  
 4.1 消費税率5%実施  
 4.1 労働省、猶予措置の対象事業所についても「週40時間労働制」を全面的に実施  
 6.5 大学設置基準の一部改正、施行(期間を付した入学定員の期限を延長)  
 6.16 厚生省、患者負担増を求める「医療保険改正法」成立(9.1施行)  
 6.17 厚生省「臓器移植法」が成立(10.16施行)  
 6.25 厚生省、診療報酬明細書(レセプト)の患者本人への開示を認める  
 6.26 労働省「65歳定年」政策を提言(厚生年金支給65歳、平成13年以降引き上げ対応)  
 10.3 文部省、大学改革調査を公表、9割の大学がカリキュラム改革、自己点検評価導入8割、外部評価の公表27校  
 12.9 「介護保険法」成立(平成12年施行)  
 12.12 「精神保健福祉士法」成立(平成10.4.1施行)  
 12.12 「言語聴覚士法」成立(平成10.9.1施行)  
 3.31 大学設置基準の一部改正(多様なメディアを高度に利用した授業の基準上の位置付けを明確にした)、同日施行

沿 革

授称号授与式ならびに日中友好歯学センター開所式を北京医科大学で挙

1. 1 第4代会長に佐川寛典大阪歯科大学理事長・学長が就任

2. 20 東京歯科大学「歯科医学教育発祥之地」記念碑を建立

平成 10 (1998) 年度

4. 1 鶴見大学歯学部 歯学部長に柳澤慧二教授が就任

4. 1 愛知学院大学歯学部 大学院歯学研究科が文部省学術フロンティア推進拠点に採択

4. 1 愛知学院大学歯学部 附属病院西館が完成

4. 2 日本歯科大学 姉妹校タイ・マヒドン大学から第8回訪問学生6名受け入れ

4. 27 福岡歯科大学 学術フロンティア推進拠点に選定

4. 27 大阪歯科大学 中央歯学研究所が文部科学省ハイテク・リサーチ・センター整備事業に選定される

6. 1 北海道医療大学 情報センターを設置

6. 4 第5回事務職員研修を開催

6. 18 岩手医科大学 創立70周年記念式典を挙

6. 20 日本大学松戸歯学部 学部後援会が発足

9. 6 大阪歯科大学 カリヨンベルコンサートを開催

10. 15 第20回附属病院管理運営事務研修会を開催(世話大学:日本大学歯学部)

12. 4 賛助会員および歯科関連企業との合同研修・懇談会を開催

1. 6 松本歯科大学 第6代理事長に三溝政之進理事が就任

1. - 日本大学松戸歯学部 マルチメディア歯科教育システムを導入

2. 5 日本大学歯学部 歯学部長に戸田善久教授が就任

2. 18 鶴見大学歯学部 タイ・タマサート大学歯学部と学術交流協定を締結

2. 26 日本歯科大学新潟歯学部 先端研究センター竣工・開所式を挙

3. 1 東京歯科大学 井上裕理事長が国際学友会会長に就任

3. 10 日本歯科大学 国際姉妹校連合第6回会議をカナダ・バンクーバーで開催

3. 18 大阪歯科大学 大学基準協会の「相互評価」認定を受ける

平成 11 (1999) 年度

4. 1 昭和大学歯学部 歯学部長に山縣健佑教授が就任

4. 1 明海大学 学長に高倉翔副学長が就任

4. 1 明海大学歯学部 生涯研修部を設置し、姉妹校のUCLA・朝日大学とのジョイントによる生涯研修プログラムを開始

関 連 事 項

平成 10 (1998) 年度

5. 28 厚生省、歯科医師新規参入の10%削減を提唱

6. 9 政府、1府12省庁平成13年スタート(当時22省庁)を決定

6. 9 厚生省「カルテ開示法制化」を提言(カルテ等の診療情報の活用に関する検討会で患者への開示提言)

8. 6 文部省発表、平成10年不況直撃で大学就職率最低の65.6%

8. 15 文部省発表、セメスター制(学期完結授業)採用大学404校7割に(国立87・公立41・私立276校)

8. 28 厚生省発表、平成9年平均寿命女性83.82歳・男性77.19歳

9. 17 生涯学習審議会、答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」

9. 18 厚生省、平成11.4から「精神薄弱」の用語を廃止し、「知的障害」に改正

9. 21 中央教育審議会、答申「今後の地方教育行政の在り方について」

9. 30 厚生省、病院薬剤師配置に新基準(一般入院患者70人に1人)

10. 26 大学審議会、答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について～競争的環境の中で個性が輝く大学～」

11. 22 政府、国立大学の独立法人化平成15年までに方針決定

1. 12 日本医師会の診療情報提供に関するガイドライン検討委員会、「患者の求めがあれば原則として開示に応じる」指針公表(平成12.1から始動)

3. 31 学校教育法施行規則等の一部改正、施行(秋季入学の導入規定を改正したこと等)

平成 11 (1999) 年度

4. 1 労働省、介護休業制度等がすべての事業主に義務化(「育児休業、介護休業等育児又は家族の介護を行う労働者の福祉に関する法律」施行)

4. 1 学校教育法等の一部改正、施行(専修学

## 沿 革

- 4. 1 北海道医療大学 第4代学長に廣重力前北大総長・大学入試センター所長が就任
- 4. 1 北海道医療大学歯学部 第8代歯学部長に松田浩一教授が就任
- 4. 1 日本大学歯学部 高度先進医療専門委員会を開催
- 4. 1 日本歯科大学歯学部 歯学部長に古屋英毅教授が就任
- 4. 1 東京歯科大学 市川総合病院に「地域医療支援室」を開設
- 4. 1 松本歯科大学 第4代学長に和田卓郎教授が就任
- 4. 2 昭和大学 昭和大学病院附属東病院開院披露祝賀会を開催
- 4. 22 北海道医療大学歯学部 アメリカ・ニューヨーク州立大学バッファロー校歯学部と学術教育交流の合意書を締結
- 4. - 日本大学松戸歯学部 附属病院に新しい診療科が3科（インプラント診療科、顎関節・咬合診療科、口腔健康管理科）加わる
- 5. 1 朝日大学歯学部 オープンベッドを附属村上記念病院に導入
- 5. 1 愛知学院大学 小出学長が文部省大学設置・学校法人審議会委員に再任
- 6. 27 大阪歯科大学 佐川寛典理事長・学長がロシア共和国聖スタニスラフ勲章を受章
- 7. 31 福岡歯科大学 同窓会20周年記念講演・式典・祝賀会を開催
- 9. 8 日本歯科大学新潟歯学部 姉妹校台湾・中山医学院から学生5名が2カ月間臨床研修のため来校
- 9. 15 東京歯科大学 歯科衛生士専門学校創立50周年記念式典を挙行
- 10. 10 大阪歯科大学 Y2Kに係わる病院情報システムのシミュレーションを実施
- 10. 14 **第21回附属病院管理運営事務研修会を開催（世話大学：明海大学歯学部）**
- 10. 15 愛知学院大学歯学部 中国・北京医科大学口腔医学院と友好提携
- 10. 25 大阪歯科大学 佐川寛典理事長・学長が日本文化振興会社会文化功労賞を受賞
- 11. 18 **第3回教務研修会を開催**
- 12. 1 岩手医科大学歯学部 先進歯科医療研究センターを設置
- 12. 1 日本歯科大学歯学部 附属病院に「歯科人間ドック」を開設
- 12. 1 朝日大学歯学部 附属病院に新診療科（口腔インプラント科、障害者歯科）を開設
- 12. 10 朝日大学歯学部 附属村上記念病院に最新のMRIを導入
- 12. 17 日本大学松戸歯学部 谷津三雄名誉教授が日本歯科医学会会

## 関 連 事 項

- 校の専門課程で修業年限が2年以上で、課程修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上の修了者が大学に編入できることにした）
- 6. 11 厚生省、出生率1.38（平成10年度人口動態統計）で最低を更新し、少子化が止まらずと発表
- 8. 31 学校教育法施行規則の一部改正（大学院および専攻科の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定改正、医歯学系でも飛び級）
- 9. 14 大学設置基準、大学院設置基準の一部改正施行（自己点検、自己評価の実施および結果の公表を制度化）
- 9. 20 文部省、国立大学の法人化検討を発表
- 11. 2 文部省、中教審中間報告、入試改革の多様化促す（AO入試・高校教員の大学での補習授業実施など提言）
- 3. 3 中央社会保健医療協議会、診療報酬改定について答申（入院基本料の新設など、実質0.2%のプラス改定）



沿 革

長賞を受賞

- 1.20 東京歯科大学 「脳科学研究施設」を開所
- 2. 3 日本大学歯学部 口腔診断学講座を設置
- 3. 1 鶴見大学歯学部 イギリス・ロンドン大学クイーンメリー & ウェストフィールド校と学術交流協定を締結

平成 12 (2000) 年度

- 4. 1 神奈川歯科大学 高次口腔科学研究所を新設
- 4. 1 福岡歯科大学 福岡医療短期大学に保健福祉学科を開設
- 4. 1 日本歯科大学 学長に中原泉新潟歯学部長が就任
- 4. 1 日本歯科大学新潟歯学部 新潟歯学部長に東理十三雄教授が就任
- 4. 1 北海道医療大学 基礎教育部を廃止し、各学部に分属
- 4. 1 北海道医療大学 NICE センターを開設
- 4. 5 愛知学院大学歯学部 モンゴル国立医科大学と姉妹校提携
- 4. - 日本大学松戸歯学部 一年次生 歯科医療施設見学を実施
- 5. 9 岩手医科大学 大堀勉理事長が勲二等瑞宝章を受章
- 5.17 明海大学 創立 30 周年記念式典を挙行政
- 6. 7 奥羽大学歯学部 交通安全講習会を開催
- 6. 8 大阪歯科大学 ODU ウェルネス・ホール起工式を挙行政
- 6.21 鶴見大学歯学部 スリランカ・ペラデニア大学歯学部と学術交流協定を締結
- 6.28 東京歯科大学 水道橋校舎増築棟 竣工式・見学会ならびに祝賀会を開催
- 7. 1 朝日大学歯学部 附属病院にデビットカードシステムを導入
- 7.10 日本歯科大学 理事長に中原泉学長が就任
- 7.26 日本歯科大学歯学部 日本学術会議会員に小林義典教授が当選
- 8.31 福岡歯科大学 福岡歯科学園の新世紀へ向けての将来構想を決定
- 9.20 愛知学院大学歯学部 第 32 回全日本歯科学学生総合体育大会で昨年に続き総合優勝
- 9.27 日本歯科大学新潟歯学部 女子学生寮(新潟寮)改築竣工
- 10.12 第 22 回附属病院管理運営事務研修会を開催(世話大学:大阪歯科大学)
- 10.19 東京歯科大学 井上裕理事長が参議院議長に就任
- 10.26 鶴見大学歯学部 創立 30 周年記念式典・祝賀会を挙行政
- 11.30 福岡歯科大学 附属病院病棟増改築工事が完了
- 11. - 日本大学松戸歯学部 国際マウスゲノム会議で清水邦彦助手が受賞

関 連 事 項

平成 12 (2000) 年度

- 4. 1 厚生省、介護保険制度スタート(40歳以上の国民負担、対象 260 万人)
- 6. 9 大学基準協会、今後の大学評価の在り方についての提言「大学評価の新たな地平を切り拓く」を発表
- 7.15 厚生省「看護職員の需給に関する検討会」を設置(質の高い看護、平成 13 年度から 5 年間)
- 8.11 厚生省、年間医療費 1 人 35 万 4000 円と発表
- 8.29 日本歯科医師会調査、歯科衛生士養成 3 年制、養成校 7 割が賛成(135 校にアンケート)
- 9.25 厚生省、歯科医師臨床研修の必修化や広告規制の緩和(平成 18.4 研修義務化)
- 10. 7 文部省教育課程審議会、学力の「絶対評価」導入を提言
- 10.21 厚生省、障害者に医師や看護婦への門戸(視覚・聴覚障害者へも、平成 14 年度実施)
- 12.25 厚生省「新たな看護職員需給見通し」を発表(総需要数平成 17 年度 130 万人)
- 12.26 文部省中央教育審議会、教養教育「教育の根本」と定義し「教養」重視を提言
- 1. 6 中央省庁再編、「文部省」は「文部科学省」に、「厚生省」は「厚生労働省」に統合変更(1府 21 省庁を 1 府 12 省庁に)
- 3.27 文部科学省「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」報告書「21 世紀における医学・歯学教育の改善方策について」発表

沿 革

関 連 事 項

- 12.14 北海道医療大学 学友会館が完成
- 12.15 愛知学院大学歯学部 附属病院南館が完成し、15 の特殊診療外来を完備してあらゆる歯科治療に対応
- 1. 1 日本歯科大学歯学部 大学機構改革を実施し臨床系講座と診療科の二元化がスタート
- 1.15 日本大学松戸歯学部 中国・武漢大学口腔医学院との学術協定覚書調印
- 1.26 愛知学院大学 小出学長が厚生労働省医道審議会委員（歯科医師臨床研修部会長）に就任
- 2.23 奥羽大学歯学部 大学院セミナーを開催
- 2.28 明海大学歯学部 明海大学病院医局室をリニューアル
- 3. 1 鶴見大学歯学部 附属病院が開放型病院（オープンシステム）としてスタート
- 3. 6 日本歯科大学歯学部 歯科大学・歯学部初の OSCE を実施
- 3.17 松本歯科大学 名誉理事長に矢ヶ崎 康理事が就任
- 3.26 奥羽大学歯学部 平成 12 年度歯科医師臨床研修修了式を挙

平成 13（2001）年度

- 4. 1 鶴見大学 副学長に柳澤慧二教授が就任
- 4. 1 朝日大学 学長に長坂信夫副学長が就任
- 4. 1 昭和大学 横浜市北部病院開院式を挙
- 4. 1 昭和大学歯学部 歯学部長に後藤延一教授が就任
- 4. 1 福岡歯科大学 教員組織を改組し大講座制に移行
- 4. 1 日本大学歯学部 学術フロンティア推進拠点に選定
- 4. 1 日本歯科大学新潟歯学部 大診療科制による総合診療科が附属病院でスタート
- 4. 1 松本歯科大学 第 5 代学長に西連寺永康教授が就任
- 4. 7 朝日大学 創立 30 周年記念式典を挙
- 5.19 日本大学松戸歯学部 創立 30 周年記念式典を挙
- 6. 1 愛知学院大学 小出学長が文部科学省私立大学学術研究高度化推進委員会の副委員長に就任
- 6. 8 大阪歯科大学 創立 90 周年記念行事を挙
- 6. 8 奥羽大学歯学部 献体者合同慰霊式を挙
- 7. 1 鶴見大学歯学部 歯学部長に細井紀雄教授が就任
- 7. 3 日本大学松戸歯学部 タイ・タマサト大学歯学部との学術協定覚書調印
- 7. 9 東京歯科大学 市川総合病院角膜センター・アイバンクビル竣工
- 7.10 朝日大学歯学部 中国・第四軍医大学口腔医学院と姉妹校提携

平成 13（2001）年度

- 4. 1 「情報公開法」「改正少年法」「家電リサイクル法」施行
- 4.18 厚生労働省、第 86 回薬剤師国家試験で合格基準と正答を初めて公表
- 8. 2 厚生労働省、平成 12 年簡易生命表で、日本人の平均寿命は男性が 77.64 歳、女性が 84.62 歳で世界第 1 位と発表
- 9.10 厚生労働省、歯科技工士養成検討会は修業年限 3 年で了承
- 10.26 総務省、国の個人情報保護法見直しへ報告（教育・医療も開示対象）
- 12.25 文部科学省、中央審議会「今後の教員免許制度の在り方について」を発表
- 1.14 厚生労働省、保健医療情報システム検討会は、平成 18 年度まで全診療所 6 割・病院 7 割にレセプト電算化を普及、提言
- 2.22 政府、政管健保を民営化で改革（5 年以内で合意）
- 3. 1 厚生労働省、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正、施行（保健師、助産師、看護師、准看護師の用語に改正）
- 3.26 厚生労働省、平成 42 年に 65 歳以上の高齢者、35 道県で 3 割超を発表
- 3.28 大学および大学院設置基準の一部改正、施行（大学等が長期履修学生制度を設けることができる・通信教育の大学院課程

沿 革	関 連 事 項
<p>7.10 明海大学歯学部 中国・第四軍医大学口腔医学院と姉妹校提携</p> <p>7.16 愛知学院大学歯学部 アメリカ・カリフォルニア大学サンフランシスコ校歯学部と姉妹校提携</p> <p>7.28 昭和大学 学長に細山田明義教授が就任</p> <p>5 7月 奥羽大学歯学部 保育園等の歯科健診を実施</p> <p>8. 1 昭和大学 理事長に小口勝司教授が就任</p> <p>9. 3 北海道医療大学 札幌市中心部にサテライトキャンパスを開設</p> <p>9. - 岩手医科大学 ハイテク・リサーチ・センター 研究成果中間報告書を刊行</p> <p>10.11 <b>第23回附属病院管理運営事務研修会を開催（世話大学：東京歯科大学）</b></p> <p>10.12 大阪歯科大学 第33回全日本歯科学学生総合体育大会＜総合優勝＞祝勝会を開催</p> <p>10.14 明海大学歯学部 8020運動で埼玉県歯科医師会から感謝状を受ける</p> <p>10.- 日本大学松戸歯学部 動物センター「指紋識別式入退場システム」を導入</p> <p>10.- 岩手医科大学歯学部 第1回歯学部第一学年看護・介護体験実習を実施</p> <p>11.10 岩手医科大学歯学部 附属病院で公開セミナーを実施</p> <p>11.15 <b>第4回教務研修会を開催</b></p> <p>11.15 愛知学院大学歯学部 ミャンマー・ヤンゴン歯科大学と姉妹校提携、小出学長に名誉教授の称号が授与</p> <p>11.22 岩手医科大学 学外有職者による大学評価を実施</p> <p>12. 1 奥羽大学歯学部 エックス線CT撮影装置を設置</p> <p>12.17 東京歯科大学 OSCE を開催</p> <p>12.26 岩手医科大学 いわて5大学学長会議を開催</p> <p>12.- 日本大学松戸歯学部 ロゴマークを制定</p> <p>12.- 朝日大学 学生の多目的スペースを新設</p> <p>1. 1 北海道医療大学 個体差健康科学研究所を開設</p> <p>1.18 愛知学院大学 小出学長が大学評価・学位授与機構評議員会副会長に再任</p> <p>1.25 岩手医科大学 ハイテク・リサーチ・センター研究成果発表会を開催</p> <p>1.29 松本歯科大学 創立30周年学内記念会を開催</p> <p>2.15 岩手医科大学 ハイテク・リサーチ・センター公開シンポジウムを開催</p>	<p>で博士課程を置くことができる・専門大学院の標準修業年限を1年以上2年未満とする改正)</p>

沿 革

関 連 事 項

- 2.22 神奈川県立歯科大学 新実習棟が落成
- 2.27 鶴見大学歯学部 アメリカ・テキサス A&M 大学システムヘルスサイエンスセンターと学術交流協定を締結
- 3. 1 日本歯科大学歯学部 女子学生寮を東京木場に開設
- 3. 6 岩手医科大学 文部省視学委員が来学し教養教育を現地調査
- 3.14 日本歯科大学歯学部 全国初の歯学共用試験を試行実施
- 3.20 松本歯科大学 新・総合歯科医学研究所が完成
- 3.21 朝日大学歯学部 姉妹校の UCLA・明海大学とのジョイントによる生涯研修部プログラムを開始
- 3.30 東京歯科大学 市川総合病院リプロダクションセンター・放射線棟を開所

平成 14 (2002) 年度

- 4. 1 昭和大学 保健医療学部を開設
- 4. 1 明海大学歯学部 明海大学病院、執行体制を改組
- 4. 1 日本大学歯学部 動物飼育室が完成
- 4. 1 神奈川県立歯科大学 湘南短期大学にヒューマンコミュニケーション学科を開設
- 4.12 奥羽大学歯学部 歯学部学外研修を実施
- 4. - 岩手医科大学 教養部にマルチメディア講義室を設置
- 5.29 鶴見大学 短期大学部歯科衛生科が平成 15 年度から 3 年制に移行認可
- 6.20 日本大学松戸歯学部 スポーツマンは歯が命のスローガンにより運動部員の歯科健診を開始
- 6.26 昭和大学 烏山病院開院 50 周年記念入院棟竣工式・竣工披露祝賀会を挙げる
- 7. 3 昭和大学 豊洲病院開院 20 周年記念式典・祝賀会を挙げる
- 7. 6 岩手医科大学歯学部 先進歯科医療研究センター 研究成果発表会を開催
- 7.15 神奈川県立歯科大学 附属横浜研修センター・横浜クリニックを開設
- 7.18 岩手医科大学歯学部 「歯科医学教育者のためのワークショップ」を開催
- 7.25 岩手医科大学 ハイテク・リサーチ・センター整備事業の中間評価を実施
- 8. 1 福岡歯科大学 介護老人保健施設サンシャインシティを開所
- 9. 7 奥羽大学歯学部 第 1 回歯学部歯科医師臨床研修指導医ワークショップを実施
- 10.10 第 24 回附属病院管理運営事務研修会を開催 (世話大学：鶴見大学歯学部)

平成 14 (2002) 年度

- 4.18 文部科学省、中央教育審議会「専門職大学院」を提唱 (高度専門知識の職業人養成を目標)
- 4.25 厚生労働省、歯科医師救命研修、見解のガイドライン作成方針
- 6. 7 厚生労働省、平成 13 年度出生率 1.33 で最低を更新 (少子化続き、公的年金や医療保険制度の財政悪化必至)
- 6.27 日本医療機能評価機構「医療の質」など 5 段階評価をホームページで公開決定
- 7.26 政府、サラリーマン 3 割、70 歳以上は 1 または 2 割負担などの医療制度関連法成立
- 9.27 厚生労働省、医師臨床研修の必修化 (平成 16.4 施行) に向けて「新たな医師臨床研修制度のあり方」を公表
- 11.14 厚生労働省、歯科医師国家試験、視覚障害者に門戸開放 (卒業直前、直後が対象)
- 1.20 厚生労働省、在宅重視の介護報酬改定 (居宅介護支援 17.1%・グループホーム 2.7% 増)
- 1.20 文部科学省、公立学校教員評価を待遇に反映 (平成 17 年度まで全国で導入)
- 1.23 日歯、歯科衛生士教育年限 3 年制を決定
- 3.20 文部科学省、大学・短大・高等専門学校第三者評価 7 年に一度義務化 (施行は平成 16 年 4 月)

沿 革

関 連 事 項

- 10.12 福岡歯科大学 創立 30 周年記念式典を挙行し「福岡歯科大学 30 年史」を発行
- 10.12 愛知学院大学 大学開学 50 周年記念式典を挙行
- 11. 2 大阪歯科大学 開講 10 周年記念大阪歯科大学公開講座を開催
- 11.12 岩手医科大学歯学部 平成 14 年度先進歯科医療研究センターの公開セミナーを開催
- 11.14 **第 6 回事務職員研修を開催**
- 12.10 松本歯科大学 創立 30 年記念棟が完成
- 12.14 奥羽大学歯学部 第 1 回歯科医学教育者ワークショップを実施
- 12.19 松本歯科大学 大学院が設置認可
  - 1. 1 日本歯科大学 「教員評価要項」を作成
  - 1.21 明海大学歯学部 歯学部長・大学院歯学研究科長に安井利一教授を選任
  - 2. 1 福岡歯科大学 学長に本田武司教授が就任
  - 2. 1 日本歯科大学歯学部 本館増築工事(100 周年記念館第 1 期棟)着工
  - 2.26 神奈川歯科大学 新実習棟・新教室棟が落成
  - 3. 1 北海道医療大学歯学部 第 9 代歯学部長に大野弘機教授が就任
  - 3.14 明海大学 相互評価(財団法人大学基準協会)の結果大学基準に適合していることの認定を受ける
  - 3.15 鶴見大学 女子学生寮竣工
  - 3.26 愛知学院大学 小出学長が日本私立大学協会より永年功労役員表彰を受賞
  - 3.28 岩手医科大学 「高大連携事業に関する協定書」の調印式を挙行
  - 3. - 岩手医科大学歯学部 新臨床系基礎実習室が完成

平成 15 (2003) 年度

- 4. 1 朝日大学歯学部 歯学部長・大学院歯学研究科長に藤下昌己教授が就任
- 4. 1 松本歯科大学 大学院歯学独立研究科を開設
- 4. 1 日本歯科大学新潟歯学部 臨床系講座と診療科を完全二元化する機構改革を実施
- 4. 1 昭和大学歯学部 歯学部長に宮崎隆教授が就任
- 4. 1 愛知学院大学歯学部 大学院歯学研究科がハイテク・リサーチ・センター整備事業(5 年間)に採択
- 4.11 鶴見大学歯学部 私立大学学術フロンティア推進事業に選定
- 4.11 奥羽大学歯学部 歯学部学外研修を実施

平成 15 (2003) 年度

- 5. 1 厚生労働省「健康増進法」施行
- 6. 4 大学入試センター、平成 18 年度から英語で初めてリスニング(聞き取り)を導入
- 6. 5 厚生労働省「平成 14 年人口動態統計」出生率最低 1.32(平均初婚年齢:男性 29.1 歳、女性 27.4 歳)を公表
- 7.28 厚生労働省、平成 13 年度国民医療費の歯科一人当たり 2 万 500 円など発表
- 10.15 日歯、歯科衛生士 3 年制移行の凍結解除について厚生労働大臣に要望書提出
- 11.13 中教審、教員組織の在り方(講座・科目目制等)見直しなど検討会開催

## 沿 革

## 関 連 事 項

- 4.16 松本歯科大学 ハイテクセンターが完成
- 4.19 松本歯科大学 創立 30 周年記念式典・祝賀パーティを挙行(本学会場)
- 4.25 松本歯科大学 創立 30 周年記念式典・祝賀パーティを挙行(東京会場)
- 5.29 私立大学経常費補助金(歯学部関係)の取り扱いに関する研究会を開催
- 6.20 日本歯科大学 歯学会「Odontology」がMEDLINEに登録
- 6.21 日本大学松戸歯学部 尾崎公名誉教授が勲三等旭日中綬賞叙勲
- 7. 4 松本歯科大学 第7代理事長に矢ヶ崎 康理事が就任
- 7.16 岩手医科大学歯学部 第3回新入生のためのワークショップを開催
- 7.19 朝日大学歯学部 附属村上記念病院30周年記念として「21世紀を健康の世紀に」と銘打ち市民公開講座を開催
- 9.12 昭和大学歯学部 中国・大連医科大学口腔医学院と学部間協定を締結
- 9.18 北海道医療大学 「地域・大学連携による医療系基本教育」が文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に選定
- 9.25 日本歯科大学新潟歯学部 多目的セミナー室(12室)を新設
- 10. 1 福岡歯科大学 介護老人福祉施設サンシャインプラザを開所
- 10. 9 第25回附属病院管理運営事務研修会を開催(世話大学:岩手医科大学歯学部)
- 10.16 鶴見大学歯学部 紫雲会30周年記念行事を開催
- 10.27 松本歯科大学 総合歯科医学研究所が、中国・同済大学児童口腔医学研究所と学術交流・友好交流協定を締結
- 10.31 日本歯科大学歯学部 生物科学(動物実験)施設竣工
- 11. 1 明海大学歯学部 歯科法医学センターを開設
- 11.13 第5回教務研修会を開催
  - 1.15 奥羽大学歯学部 平成15年度歯科医師臨床研修指導歯科医講習会を開催
  - 1.29 岩手医科大学 第9代学長に佐藤俊一副学長が就任
  - 2. 1 日本歯科大学 教員評価を本格実施
  - 2. 4 大阪歯科大学 歯科衛生士専門学校三年制移行に向け、牧野学舎(別館)新設工事着工
  - 3.11 北海道医療大学 大学基準協会から2度目の相互評価認定を受ける
  - 3.31 岩手医科大学 第3回オープン・リサーチ・プロジェクト公開シンポジウムを開催

- 2.18 文部科学省中央教育審議会、薬学部6年制を答申
- 3. 9 厚生労働省歯科医師国家試験制度改善検討部会、歯科医師国家試験改定を報告(平成18.2から適用、出題形式・問題の選択肢数の見直し等)

沿 革

平成 16 (2004) 年度

- 4. 1 日本歯科大学新潟歯学部 IT センターを開設
- 4. 1 日本大学歯学部 大学院専攻講座「口腔診断学講座」を設置
- 4. 1 日本歯科大学新潟歯学部 新潟歯学部長に村上俊樹教授が就任
- 4. 1 日本歯科大学歯学部 歯学部長に吉田隆一教授が就任
- 4. 1 松本歯科大学 第6代学長に小澤英浩教授が就任
- 4. 5 福岡歯科大学 キャンパス整備工事が完了し正門等の竣工式を挙げる
- 4. 9 奥羽大学歯学部 歯学部学外研修を実施
- 4. 12 愛知学院大学 小出学長がベトナム社会主義共和国より感謝状を受賞
- 4. 14 福岡歯科大学 中国・上海第二医科大学口腔医学院と国際交流協定を締結
- 5. 1 大阪歯科大学 大阪大学大学院医学系研究科と「特別研究大学院学生交流に関する協定書」を締結
- 5. 18 福岡歯科大学 福岡歯科学園の中期構想を決定し口腔医学の創設・育成を目指す
- 5. 27 神奈川歯科大学 アメリカ・テキサス大学歯学部との姉妹校締結調印式を挙げる
- 5. 30 朝日大学歯学部 岐阜歯科学会設立 30 周年記念事業を実施
- 6. 1 東京歯科大学 第10代学長に金子讓教授が就任
- 6. 8 歯科医師臨床研修特別講演会を開催**
- 7. 1 福岡歯科大学 人事考課制度を導入
- 7. 6 鶴見大学歯学部 スイス・ベルン大学歯学部と学術協力、学術交流協定を締結
- 7. 6 北海道医療大学歯学部 中国・同濟大学歯学部と学術教育交流の合意書を締結
- 7. 12 日本大学松戸歯学部 羽村市動物公園より感謝状を受ける
- 5  
7月 奥羽大学歯学部 保育園等の歯科健診を実施
- 8. 1 北海道医療大学 歯の健康プラザを当別町内に設置
- 8. 4 神奈川歯科大学 オーストリア・ドナウ大学歯学部との姉妹校調印式を挙げる
- 9. 1 鶴見大学 鶴見大学記念館竣工
- 9. 1 明海大学歯学部 渋谷区代々木に PDI 東京歯科診療所を開設
- 9. 1 大阪歯科大学 学長に今井久夫教授が就任
- 9. 15 神奈川歯科大学 理事長に高橋和人理事が就任
- 9. 24 北海道医療大学歯学部 文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に選定

関 連 事 項

平成 16 (2004) 年度

- 4. 28 「私立学校法の一部を改正する法律案」成立 (平成 17.4 施行、学校法人における管理運営機能の強化、財務情報の公開)
- 5. 15 「学校教育法の一部を改正する法律」成立 (平成 18.4 施行、薬学教育の 6 年制が決定)
- 7. 20 文部科学省中央教育審議会試算、大学全入平成 19 年到来
- 9. 13 文部科学省、厚生労働省歯科衛生士学校養成所指定規則の一部を改正する省令公示 (歯科衛生士の教育年限を 2 年から 3 年に改正)
- 1. 28 文部科学省、「我が国の高等教育の将来像 (答申)」(中長期的視野に立って、我が国の高等教育全体に関する将来像を示す)
- 3. 1 文部科学省、「学校教育法の一部を改正する法律 (提出、平成 18 年 3 月 7 日成立)」(①大学の教員組織の見直し整備として、助教授の廃止と准教授・助教職の創設 ②短期大学卒業者に短期大学士の学位を授与するものとしたこと)
- 3. 25 愛知万博が開幕

沿 革

関 連 事 項

- 10. 1 日本大学歯学部 歯学部長に大塚吉兵衛教授が就任
- 10. 1 日本歯科大学歯学部 100周年記念館第2期工事着工
- 10. 2 北海道医療大学 創立30周年記念講演会を開催
- 10. 7 **第26回附属病院管理運営事務研修会を開催（世話大学：愛知学院大学歯学部）**
- 10.15 昭和大学歯学部 中国・天津医科大学口腔医学院と教員・学生交流プログラム調印
- 10.27 福岡歯科大学 ミャンマー・ヤンゴン歯科大学と姉妹校協定を締結
- 10.27 日本歯科大学新潟歯学部 新潟県中越地震被災地に歯科医療支援チームを約1カ月間派遣
- 10.27 松本歯科大学 中国・上海市児童口腔医学協作組（共同研究チーム）と学術交流・友好協力協定を締結
- 10.31 東京歯科大学 野口英世と東京歯科大学展を開催（～11.6）
- 11. 1 日本歯科大学新潟歯学部 「骨格標本室」を開設
- 11.10 大阪歯科大学 牧野学舎本館「登録有形文化財」認定を受ける
- 11.18 日本大学松戸歯学部 日本私立歯科大学協会事務局長会議を開催
- 11.30 日本歯科大学歯学部 日本歯科大学東京短期大学設置認可（2005年4月開校）
- 12. 3 北海道医療大学 台湾・台北医学大学との姉妹校提携を調印
- 1.25 **歯科医師臨床研修特別講演会を開催**
- 1.25 福岡歯科大学 附属病院名を「福岡歯科大学医科歯科総合病院」へ改称
- 2. 3 神奈川歯科大学 タイ・王立コンケイン大学歯学部との国際協力姉妹校協定を締結
- 3. 1 鶴見大学 学長に柳澤慧二教授が就任
- 3. 1 愛知学院大学 ラオス国名誉総領事館を開設、小出学長が名誉総領事に就任
- 3. 9 明海大学歯学部 浦安キャンパスにPDI浦安歯科診療所を開設
- 3.19 東京歯科大学 市川宿舎、市川総合病院北病棟竣工式および祝賀会を開催
- 3.22 岩手医科大学歯学部 平成17年度私立大学学術研究高度化推進事業に選定
- 3.22 鶴見大学歯学部 私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業に選定
- 3.30 昭和大学歯学部 オーストラリア・アデレード大学歯学部と学部間交流プログラム調印



## 沿 革

## 平成 17 (2005) 年度

- 4. 1 鶴見大学歯学部 歯学部長に福島俊士教授が就任
- 4. 1 鶴見大学 柳澤慧二学長が神奈川県私立大学連絡協議会会長に就任
- 4. 1 明海大学歯学部 教員組織を改組し大講座制へ移行
- 4. 1 福岡歯科大学 教員の任期制を導入
- 4. 1 日本大学歯学部 文部科学省の「医療人 GP」に選定
- 4. 1 神奈川歯科大学 学長に梅本俊夫教授が就任
- 4. 1 岩手医科大学歯学部 附属病院に歯科医療センターを開設
- 4. 15 奥羽大学歯学部 歯学部学外研修を実施
- 4. 15 福岡歯科大学 韓国・慶熙大学校歯医学専門大学院と姉妹校協定を締結
- 4. 29 昭和大学歯学部 中国・上海交通大学口腔医学院と学部間協定を締結
- 4. - 日本大学松戸歯学部 遠隔授業を導入
- 4. - 日本大学松戸歯学部 解剖実験台ガス吸着分解装置を導入
- 5. 19 奥羽大学歯学部 平成 17 年度歯学部 OSCE を実施
- 5. 26 愛知学院大学 小出学長が大学基準協会永年勤続役員表彰を受賞
- 6. 10 協会広報第 50 号記念特集号 — 海外における歯科医学教育の変化 — を発行
- 7. 1 北海道医療大学 大学病院・歯科内科クリニック・個性差医療科学センターを組織再編し開設
- 7. 15 愛知学院大学 小出学長が文部科学省私立大学学術研究高度化推進委員会委員長に就任
- 7. 20 歯科医師臨床研修特別講演会を開催
- 7. 22 東京歯科大学 特色 GP に採択
- 8. 1 日本歯科大学 モンゴル健康科学大学歯学部と姉妹校協定提携
- 8. 10 東京歯科大学 現代 GP に採択
- 8. 10 日本歯科大学新潟歯学部 SPC 日本代表に宇波雅人君 (4 年) が選ばれる
- 8. 24 朝日大学歯学部 附属村上記念病院総合健診センターが県内初の人間ドック・健診施設機能評価施設認定を受ける
- 8. 26 東京歯科大学 下野正基教授が FDI (世界歯科連盟) の理事に就任
- 9. 2 東京歯科大学 中国・第四軍医大学口腔医学院と姉妹校協定を締結
- 9. 20 日本大学歯学部 離島歯科診療を支援

## 関 連 事 項

## 平成 17 (2005) 年度

- 4. 1 文部科学省、「設置の際の入学定員の取扱い基準の一部改正する件 (告示)」(医師及び歯科医師を除く教員の養成に係るものを認可・届出の対象としたこと)
- 5. 24 文部科学省、「医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」が発足
- 6. 21 萩国際大学が大幅な定員割れにより民事再生法の適用申請
- 9. 5 文部科学省、「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて (答申)」
- 10. 19 厚生労働省、医療構造改革推進本部において「医療制度構造改革試案」の公表 (医療制度改革について、国民の議論に供するためのたたき台)
- 10. 31 障害者自立支援法が成立
- 12. 1 政府・与党医療改革協議会より「医療制度改革大綱」をとりまとめ (医療費適正化の総合的推進、超高齢社会を展望した医療保険制度体系の実現に向けた医療制度構造改革の骨格が決定)
- 1. 25 厚生労働省、平成 20 年度から 75 歳以上が加入する「後期高齢者医療制度」の概要を明らかにし、国と都道府県、市町村が 4 対 1 対 1 の割合で公費を負担
- 3. 31 文部科学省、「大学等の設置申請に係る提出期限の変更等 (告示)」(学部・学科増設置申請期限を、従来の 6 月と 9 月の年 2 回から 6 月申請期限に統一)
- 3. 31 文部科学省、「大学院教育振興施策要綱」を策定 (大学院教育の充実・強化のための平成 18 ~ 22 年度の重点施策の明示)

沿 革

関 連 事 項

- 9.21 北海道医療大学 北海道社会保険病院との交流協定を締結
- 9.29 第27回附属病院管理運営事務研修会を開催（世話大学：北海道医療大学歯学部）
- 10. 1 東京歯科大学 歯科医学教育開発センターを開設
- 10. 1 鶴見大学歯学部 瀬戸院一病院長が日本学術会議会員に就任
- 11.10 愛知学院大学歯学部 初の寄附講座、口腔先天異常遺伝学言語学講座を開設
- 11.21 日本歯科大学歯学部 文部科学省・大学改革推進事業に附属病院 洪井グループが採択
- 11.24 第7回事務職員研修を開催
- 12. 2 大阪歯科大学 古跡養之眞前学長が日本歯科医学会会長賞を受賞
- 12.28 大阪歯科大学 佐川寛典名誉教授に名誉学長称号授与
- 1. 1 愛知学院大学 小出学長が日本私立学校・振興共済事業団理事に再々任
- 1. 5 日本歯科大学 日本歯科大学発祥の地に記念碑が建立され100周年記念事業がスタート
- 1. - 鶴見大学歯学部 附属病院に眼科を新設
- 2. 2 昭和大学歯学部 アメリカ・南カリフォルニア大学歯学部と学部間協定を締結
- 2.20 昭和大学 富士吉田校舎施設整備工事(第I期)竣工式を挙行
- 2.28 北海道医療大学歯学部 双方向マルチメディアシステムを導入した実習台を設置
- 3.18 日本大学歯学部 4号館竣工式を挙行
- 3.31 日本大学松戸歯学部 新病院棟修祓式、竣工祝賀会を挙行

平成 18 (2006) 年度

- 4. 1 北海道医療大学 第5代学長に松田一郎前副学長が就任
- 4. 1 福岡歯科大学 大学院に特別奨学制度を新設
- 4. 1 日本大学松戸歯学部 「附属病院」に名称変更
- 4. 1 明海大学歯学部 明海大学病院増築工事竣工
- 4. 1 明海大学 副学長に安井利一歯学部長が就任
- 4. 1 日本歯科大学 「生命歯学部」「新潟生命歯学部」に名称変更
- 4. 1 日本歯科大学 テレビ会議システムを導入
- 4. 4 大阪歯科大学 理事長に今井久夫学長が就任
- 4. 6 松本歯科大学 「Campus Inn」第1期工事竣工、新入生が共同生活を開始
- 4.13 昭和大学歯学部 ドイツ・チュービンゲン大学医学部と学部間協定を締結
- 4.18 昭和大学 富士吉田校舎新男子学生寮着工

平成 18 (2006) 年度

- 4. 1 厚生労働省、歯科医師の臨床研修の必修化開始（診療に従事する歯科医師は、歯科医師免許取得後1年以上の臨床研修を受けなければならない）
- 4.28 教育基本法案 国会提出（教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、改めて教育の基本を確立し、その振興を図るため法律の制定を行う）
- 6.21 厚生労働省、「健康保険法等の一部を改正する法律」成立（医療制度構造改革大綱を踏まえた医療制度改革関連法案の一環）
- 8.31 医師不足が深刻な県の大学医学部の定員増を暫定的に認めることについて、厚生労働、文部科学、総務、財務の4閣僚が合意（現在、全国の医学部定員総数は約

## 沿 革

- 4. - 朝日大学歯学部 附属病院が研修施設、運動療法室、言語療法室を設置
- 5.20 朝日大学歯学部 フィンランド・トゥルク大学歯学部と文化学術交流協定を締結
- 5.20 明海大学歯学部 フィンランド・トゥルク大学歯学部と文化学術交流協定を締結
- 5.26 **第5代会長に中原泉日本歯科大学理事長・学長が就任**
- 5.26 松本歯科大学 新病院棟新築工事地鎮祭を挙行政
- 5.26 松本歯科大学 第7代学長に矢ヶ崎 康理事長が就任
- 5.30 **歯科医師臨床研修特別講演会を開催**
- 5.31 日本歯科大学生命歯学部 再整備計画（100周年記念館第1・2期棟新築）が完了
- 6. 1 日本歯科大学 創立100周年記念式典を挙行政
- 6.10 日本歯科大学 台湾・中山医学大学が中原泉学長に名誉博士号授与
- 7. 1 東京歯科大学 口腔がんセンターを開所
- 7. 1 明海大学歯学部 歯学部同窓会創立30周年記念式典を挙行政
- 7.22 鶴見大学歯学部 同窓会創立30周年記念式典を挙行政
- 7.24 日本歯科大学新潟生命歯学部 新潟病院の再整備・インプラントセンター施設の拡充竣工
- 8. 5 奥羽大学歯学部 平成18年度第1回歯科医師臨床研修指導歯科医講習会を開催
- 8.21 大阪歯科大学 第1回オープンキャンパスを実施
- 8.29 東京歯科大学 台湾・台北医学大学口腔医学院と姉妹校協定を締結
- 9. 1 日本大学 副総長に大塚吉兵衛歯学部部長が就任
- 9.21 朝日大学歯学部 附属病院が瑞穂市との間で災害時救護病院となる協定を締結
- 9.21 日本歯科大学新潟生命歯学部 創立100周年記念碑を建立
- 9.25 明海大学 セミナーハウス「勝浦コテージ」がオープン
- 10. 1 日本大学松戸歯学部 松戸歯学部長に牧村正治教授を選出
- 10. 1 松本歯科大学 第8代学長に森本俊文教授が就任
- 10. 3 日本歯科大学生命歯学部 大学院生命歯学研究科で社会人特別選抜入学式を挙行政
- 10. 4 東京歯科大学 金子讓学長がIFDAS（国際歯科麻酔学会議連合）会長に就任
- 10. 4 明海大学 埼玉県坂戸市と女子栄養大学、城西大学と共に坂戸市民の健康づくりに関する連携協力協定を締結
- 10. 8 日本歯科大学 創立100周年記念全国校友大会を挙行政

## 関 連 事 項

- 7600人で、最大110人の定員増)
- 10.10 政府は「教育再生会議」設置を閣議決定
- 11.20 慶應義塾大と共立薬科大は、合併を前提に協議を行うことで合意したと発表
- 11.21 厚生労働省、「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会（中間報告書）」医政局歯科保健課策定
- 11.22 文部科学省、全国の高校で卒業に必要な必修科目が教えられていない問題で、国公私立の全高校を対象にした再調査結果を公表（必修科目の履修漏れがあったのは全国5408校の12.3% 663校）
- 12.14 文部科学省、「医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 第二次報告」（医師不足県等における医学部の期間を付した定員増の在り方等）
- 12.15 第165回臨時国会において新しい教育基本法が成立

## 沿 革

## 関 連 事 項

- 10.12 第28回附属病院管理運営事務研修会を開催（世話大学：福岡歯科大学）
- 10.14 愛知学院大学 創立130周年記念式典を挙げる
- 10.16 愛知学院大学 ラオス国立大学と学術交流協定を締結
- 10.24 日本歯科大学 歯学会「Odontology」がISIデータベースに収録
- 11.1 松本歯科大学 「メディカルクリニック」を開院
- 11.1 昭和大学 豊洲クリニックを開院
- 11.1 日本歯科大学 アメリカ・メリーランド大学ボルチモア校歯学部と16校目の姉妹校協定提携
- 11.4 昭和大学歯学部 歯学部創立30周年記念式典・祝賀会を挙げる
- 11.16 第6回教務研修会を開催
- 11.30 岩手医科大学 薬学部が設置認可（2007年4月1日開設）
- 12.15 昭和大学歯学部 台湾・台北医科大学歯学部と学部間協定を締結
- 12.16 日本歯科大学生命歯学部 100周年記念館竣工式典を挙げる
- 1.11 明海大学歯学部 歯科医学会を設置
- 1.22 北海道医療大学 中央講義棟が完成
- 1.24 朝日大学歯学部 歯科臨床研究所附属歯科診療所新築工事起工式を挙げる
- 2.8 朝日大学・朝日大学歯学部 学長に岩山幸雄副学長、歯学部長・大学院歯学研究科長に田村康夫教授を選任
- 2.15 昭和大学歯学部 中国・香港大学歯学部と学部間協定を締結
- 2.23 日本大学歯学部 ラオス国立大学医学部と学術交流協定を締結
- 3.2 愛知学院大学 財団法人大学基準協会による2006（平成18年度）大学評価（相互評価ならびに認証評価）の結果、大学基準に適合していると認定
- 3.10 日本歯科大学 カナダ・ブリティッシュ・コロンビア大学へ第20回姉妹校交換学生6名を派遣
- 3.13 福岡歯科大学 大学基準協会から大学評価基準適合認定を受ける
- 3.20 愛知学院大学 小出学長が文部科学省大学入試改善会議の座長に再々任
- 3.29 北海道医療大学 札幌医科大学との教育・学術研究・地域貢献に関する連携協定を締結
- 3.29 福岡歯科大学 日本高等教育評価機構から大学評価基準適合認定を受ける
- 3.29 明海大学 認証評価（財団法人日本高等教育評価機構）の結果大学評価基準を満たしているとの「認定」を受ける

備考：平成9（1997）年～平成16（2004）年の関連事項は、北海道医療大学創立30周年記念誌より摘録

■ 第8部

# 加盟 17 歯科大学・歯学部 の概要「あゆみと展望」

---

## 加盟歯科大学・歯学部案内

加盟大学名	郵便番号	大学（歯学部）所在地	電話
北海道医療大学歯学部	061-0293	北海道石狩郡当別町金沢 1757	0133-23-1211
岩手医科大学歯学部	020-8505	岩手県盛岡市中央通 1-3-27	019-651-5111
奥羽大学歯学部	963-8611	福島県郡山市富田町字三角堂 31-1	024-932-8931
明海大学歯学部	350-0283	埼玉県坂戸市けやき台 1-1	049-285-5511
東京歯科大学	261-8502	千葉県千葉市美浜区真砂 1-2-2	043-279-2222
昭和大学歯学部	142-8555	東京都品川区旗の台 1-5-8	03-3784-8000
日本大学歯学部	101-8310	東京都千代田区神田駿河台 1-8-13	03-3219-8001
日本大学松戸歯学部	271-8587	千葉県松戸市栄町西 2-870-1	047-368-6111
日本歯科大学生命歯学部	102-8159	東京都千代田区富士見 1-9-20	03-3261-8311
日本歯科大学新潟生命歯学部	951-8580	新潟県新潟市中央区浜浦町 1-8	025-267-1500
神奈川歯科大学	238-8580	神奈川県横須賀市稲岡町 82	046-822-8800
鶴見大学歯学部	230-8501	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	045-581-1001
松本歯科大学	399-0781	長野県塩尻市広丘郷原 1780	0263-52-3100
朝日大学歯学部	501-0296	岐阜県瑞穂市穂積 1851	058-329-1022
愛知学院大学歯学部	464-8650	愛知県名古屋市千種区楠元町 1-100	052-751-2561
大阪歯科大学	573-1121	大阪府枚方市楠葉花園町 8-1	072-864-3111
福岡歯科大学	814-0193	福岡県福岡市早良区田村 2-15-1	092-801-0411

FAX	E - mail	URL
0133 - 23 - 1669	soumu@hoku-iryo-u.ac.jp	<a href="http://www.hoku-iryo-u.ac.jp/">http://www.hoku-iryo-u.ac.jp/</a>
019 - 652 - 4131	shikyomu@j.iwate-med.ac.jp	<a href="http://www.iwate-med.ac.jp/">http://www.iwate-med.ac.jp/</a>
024 - 933 - 7372	info@ohu-u.ac.jp	<a href="http://www.ohu.u.ac.jp/">http://www.ohu.u.ac.jp/</a>
049 - 286 - 0294	shomuka@dent.meikai.ac.jp	<a href="http://www.meikai.ac.jp/">http://www.meikai.ac.jp/</a>
043 - 279 - 2052	dshomu@tdc.ac.jp	<a href="http://www.tdc.ac.jp/">http://www.tdc.ac.jp/</a>
03 - 3784 - 8012	soumu@ofc.showa-u.ac.jp	<a href="http://www.showa-u.ac.jp/">http://www.showa-u.ac.jp/</a>
03 - 3219 - 8310	general@nc.dent.nihon-u.ac.jp	<a href="http://www.dent.nihon-u.ac.jp/homej.html/">http://www.dent.nihon-u.ac.jp/homej.html/</a>
047 - 364 - 6295	homepage.md.ml@nihon-u.ac.jp	<a href="http://www.mascat.nihon-u.ac.jp/">http://www.mascat.nihon-u.ac.jp/</a>
03 - 3264 - 8399	syomu@tky.ndu.ac.jp	<a href="http://www.ndu.ac.jp/">http://www.ndu.ac.jp/</a>
025 - 267 - 1134	shomu@ngt.ndu.ac.jp	<a href="http://www.ngt.ndu.ac.jp/">http://www.ngt.ndu.ac.jp/</a>
046 - 822 - 8844	shomu@kdcnet.ac.jp	<a href="http://www.kdcnet.ac.jp/">http://www.kdcnet.ac.jp/</a>
045 - 573 - 9599	shi-shomu@tsurumi-u.ac.jp	<a href="http://www.tsurumi-u.ac.jp/">http://www.tsurumi-u.ac.jp/</a>
0263 - 53 - 3456	info_kikaku@po.mdu.ac.jp	<a href="http://www.mdu.ac.jp/">http://www.mdu.ac.jp/</a>
058 - 329 - 1025	soumu@alice.asahi-u.ac.jp	<a href="http://www.asahi-u.ac.jp/">http://www.asahi-u.ac.jp/</a>
052 - 752 - 5988	shigaku@dpc.aichi-gakuin.ac.jp	<a href="http://www.agu.ac.jp/">http://www.agu.ac.jp/</a>
072 - 864 - 3000	info@cc.osaka-dent.ac.jp	<a href="http://www.osaka-dent.ac.jp/">http://www.osaka-dent.ac.jp/</a>
092 - 801 - 4909	kikaku@college.fdcnet.ac.jp	<a href="http://www.fdcnet.ac.jp/">http://www.fdcnet.ac.jp/</a>

# 北海道医療大学歯学部

School of Dentistry,  
Health Sciences University of Hokkaido

理事長 廣重 力  
学 長 松田 一郎  
歯学部長 大野 弘機

## 沿革

北海道医療大学歯学部は、1974年に創立された東日本学園大学の第2の学部として1978年に開設され、2008年には創設30周年を迎える。

1974年2月	学校法人東日本学園大学設立
1974年4月	薬学部開設
1978年4月	歯学部開設、大学院薬学研究科開設
12月	歯学部附属病院開設
1984年4月	歯学部附属歯科衛生士専門学校開設
1988年4月	大学院歯学研究科開設
1990年10月	医療科学センター/医科歯科クリニック開設
1993年4月	看護福祉学部開設
1994年4月	大学名称を「北海道医療大学」に変更
1997年4月	大学院看護福祉学研究科開設
2001年9月	札幌サテライトキャンパス開設
2002年4月	心理科学部開設
2004年4月	大学院心理科学研究科開設
2005年4月	認定看護師研修センター設置
7月	北海道医療大学病院、歯科内科クリニック、個性差医療科学センター開設

## 学部の特色

### 【教育理念・目標】

歯学部では、本学の教育理念を基本として、歯科保健、歯科医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、人々の生涯を通じた口腔の健康を守る医療人の養成をもって、地域社会ならびに人類の幸福に貢献することを教育理念としている。また、次の4項目を教育目標として掲げている。

1. 人々のライフステージにおける口腔疾患の予防、診断、治療について基本的な医学・歯科医学、福祉の知識および歯科保健、歯科医療技術を修得する。
2. 患者に対する歯科医師としての心構えと倫理観を育成する。
3. 生涯に渡り研修を続けるために、自己開発の能力と習慣を身につける。
4. チーム医療（保健と医療と福祉）において協調し建設的に行動できる態度と能力を身につける。



## 【教育の特色】

「新医療人育成の北の拠点を目指す」を指針として全学一体となって行動するため、本学歯学部では教育内容の大幅な見直しを行い、2003年度から新しいカリキュラムによる教育をスタートさせた。カリキュラムの特徴は以下のとおりである。

- ①患者の全人的理解、患者に対する責任感を養うとともに、医療人としての基本的臨床能力向上のため、臨床実習に診療参加型のシステムを導入した。
- ②患者とのコミュニケーション能力を育成するために、「現代GP」の支援を受けて模擬患者養成コースを構築するなど、市民参加型の教育システムを開発し、「キャンパスレス教育」を実践した。
- ③CBTに対応するため、学年横断的な積上方式の授業科目を2005年度から取り入れた。
- ④学生がより理解しやすいよう、従来の枠を越えた統合科目をさらに充実させた。また基礎系と臨床系の教員が参画する統合実習を開始した。
- ⑤「臨床教育マルチメディア・シミュレーション・システム」を臨床基礎実習室に導入し、技能教育法の開発に取り組んだ。
- ⑥「歯科医学研究」を選択科目として導入し、学生力を発揚する場を構築した。

【学生の現況（2007年4月1日現在）】

### 学 生 数

学部学科・大学院		入学定員	募集人員	在籍者数
歯学部	歯学科	100	96	619
大学院	歯学研究科	18	18	29

## 大学改革等10年のあゆみ（1997～2006年度）

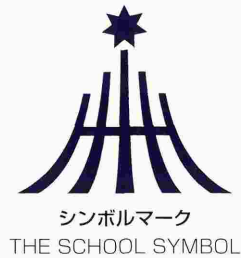
歯学部では以下のとおり改革を進めてきた。

### 1. 組織改革





平成 18 年より導入されたシミュレーション臨床基礎実習室



① 2005 年に「歯科医師臨床研修の義務化」への対応として医療機関の組織見直しが行われ、「北海道医療大学病院」に再編された。

② 2007 年に歯学部において、従来の講座形態（21 講座）から大講座 6 学系に組織改編が行われた。

### 2. ファカルティ・ディベロップメントの推進

① 授業評価制度を 1993 年から導入し、毎年実施している。

② 教員研修の一貫として 1998 年に「教員ハンドブック」を発行し、2002 年から「FD 合宿研修」、2004 年からは「新任教員研修」をそれぞれ実施している。

### 3. 自己点検評価活動

① 1997 年に「大学基準協会」が初めて実施した相互評価の認定大学となった。また、2004 年には 2 回目の申請を行い、再び「大学基準に適合している」との認定を受けた。

② 2001 年から毎年、本学独自の点検項目に基づいた自己点検評価活動を行っている。

### ○歯学部点検項目

- ・ 2004 年度「国家試験合格率を向上させる方策」他
- ・ 2005 年度「大学院学位審査の透明性・客観性を高める指導の導入状況とその適切性」他

### 今後の展望（2007 年度～）

#### 1. 教員評価制度の定着化

教員組織の活性化を狙いとして、2007 年度から教員評価を本格的に導入し、評価結果を 12 月賞与に反映させることになった。所期の目的が達成できるよう、引き続き本制度の定着・充実を図っていく。

#### 2. 研究環境の整備・充実

教員組織の活性を維持するため、競争的かつ挑戦的研究環境の整備が課題となっている。そのために

は、大学院組織の充実を図り、競争的外部資金の導入を促進する必要がある。

### 附属病院の概要

#### 【北海道医療大学病院】

- ・ 診療科 内科、呼吸器科、消化器科、心療内科、小児科、耳鼻咽喉科、整形外科、眼科、皮膚科、麻酔科、総合歯科診療科、口腔外科、小児歯科、矯正歯科

（専門外来）高次機能、摂食・嚥下、口腔内科相談、訪問歯科診療科

- ・ 病床数 24 床 ・ 歯科ユニット数 44 台

#### 【歯科内科クリニック】

- ・ 診療科 総合歯科診療科、口腔外科、小児歯科、矯正歯科、歯科麻酔科、歯科放射線科、総合診断科、内科、地域支援医療科（訪問歯科、浦臼町歯科診療所、緑星の里歯科診療所）

（専門外来）インプラント歯科、顎変形症、顎関節症、顎顔面補綴、スポーツ歯科、口腔乾燥症

- ・ 歯科ユニット数 101 台

### その他附属施設の概要

#### 【個体差健康科学研究所】

- ・ 面積 811m<sup>2</sup>
- ・ 施設 遺伝子機能研究室、組織培養室、脳機能研究室 他

### 併設歯科衛生士養成学校の概要

- ・ 名称 北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校（歯科衛生科）
- ・ 修業年限 2 年
- ・ 入学定員 50 名（2007 年 4 月 1 日現在、在籍総数 109 名）
- ・ 開設 1984 年 4 月

# 岩手医科大学歯学部

Iwate Medical University School of  
Dentistry

理事長 大堀 勉  
学 長 佐藤 俊一  
歯学部長 三浦 廣行

## 沿革

岩手医科大学歯学部は、1928年創設された岩手医学専門学校を前身とする岩手医科大学の医学部に次ぐ学部として1965年に開設された。学校法人岩手医科大学は、2007年に薬学部を開設して現在3学部2大学院、2専門学校を併設し今日に至っている。

1965年4月	岩手医科大学歯学部設置
1966年4月	岩手歯科技工士学校開設（現：岩手医科大学歯科技工専門学校）
1967年4月	歯学部附属病院開設
1983年3月	大学院歯学研究科（博士課程）設置
2004年4月	岩手医科大学歯科衛生専門学校開設
2005年4月	附属病院に歯科医療センターを開設（歯学部附属病院を統合）

## 学部の特色

### 【教育理念・目標】

本学建学の精神は、創立以来「誠の人間を育成すること」と「不撓不屈」であり、豊かな人間性に裏打ちされ、幅広い見識を持ち、さらに秀でた技術を発揮して人々の生命と健康のために尽くせる良医の育成に努めてきた。岩手医科大学の学則第1条ではこの建学の精神を謳っている。歯学を修めることは、基礎領域から臨床レベルへ、歯科医療をオールラウンドに学ぶプロセスを意味する。本学は、全身の健康に役立つ隣接医学の領域にも習得の対象を広げ、医療人としての基礎固めを図っている。歯科医療という行為は、人間への働きかけであり、それは時として技術論を超えて心と心とを結びつけるマインド・コミュニケーションの形で信頼という普遍的価値を生み出す。こうしたバランスの取れた知見と技術を習得し、歯科医療を取り巻く社会環境への対応力を育むことを目標にしている。歯学部教育は、口腔保健、歯科医療に貢献し、歯科医学の進歩発展に寄与することができる人材養成を主眼としている。

### 【教育の特色】

基礎歯科医学から臨床歯科医学、さらに臨床実習



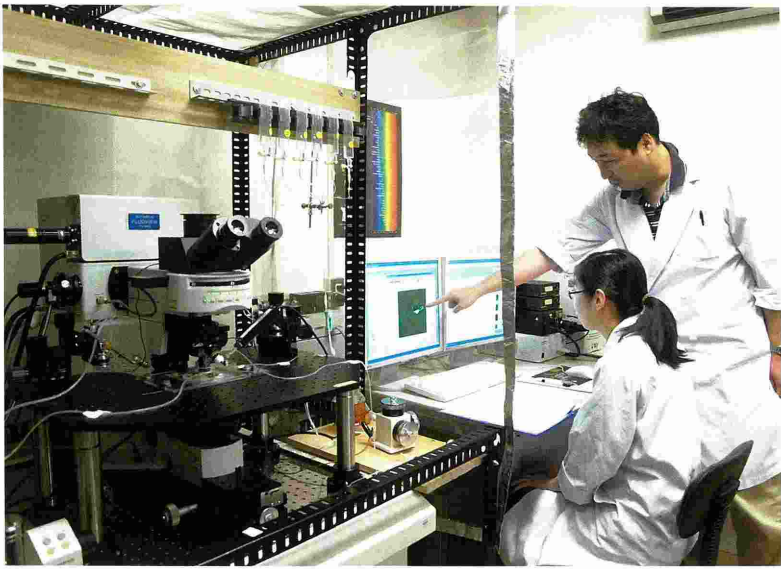
へと展開する一貫教育プログラムが組み立てられている。また、医学部を擁する大学としての特徴を活かすのが「隣接医学」の推進であり、全身管理という観点で内科・外科学などの講座と連携して、多面的に歯科医療に携われる人材の育成を図っている。さらに、高齢者や障害者を対象とする歯科診療の先進性が本学部の特徴である。

具体的には、「誠の人間の育成」としての教養教育の重要性を尊重しつつ、専門教育との融合を見据えた6年一貫教育を行っている。本学は医学部、歯学部および薬学部を保持しており、歯学部の教育目標として「全身としての口腔、歯学」の教育を掲げ、従来から医学部との協調の下に「歯科の医師」としての教育を実践してきた。今後は、2007年4月に開設した薬学部とも同様な連携を持ち、医療全般に精通した歯科医師の育成を目指している。教養教育としては、一般教育、国際的な視野を養う語学教育などを主眼として主に第1学年で行い、第2学年以降も歯科医師として必要な教養教育を実施している。専門教育としては、科目別系統講義、統合講義およびPBLチュートリアルから成り立っている。科目別系統講義は各科の基本事項の知識の習得、統合講義は基本的知識の横断的応用力の習得、さらにPBLチュートリアルは各学年に応じた形での自己学習に主眼を置いた基礎学力および応用力の習得を目的に実施している。

【学生の現況（2007年4月1日）】

### 学 生 数

学部学科・大学院		入学定員	募集人員	在籍者数
歯学部	歯学科	80	80	499
大学院	歯学研究科	18	18	39



先進歯科医療研究センター

## 大学改革等 10 年のあゆみ (1997 ~ 2006 年度)

### 【先進歯科医療研究センターの設置】

文部科学省から、1999 年度「私立大学学術研究高度化推進事業」に選定され、「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」の助成を受けて研究プロジェクトをスタートさせた。それは、先進歯科医療研究センター設置に結びつき、同センターでは、基礎歯科医学および臨床歯科医学に関するタイムリーなテーマを追求して、先進的で実践的なプロジェクトに取り組んでいる。

### 【総合歯科臨床教育センターの開設】

卒前・卒後の臨床教育等の充実を図るため、2006 年に総合歯科臨床教育センターを開設した。同センターでは 2007 年から第 5 学年 PBL チュートリアル教育のコーディネイトを担当するほか、第 1 学年の歯科医学概論や第 2 学年の臨床講義の担当をする。

### 【教養教育の見直しと 6 年間一貫教育の充実】

第 1 学年における Early Exposure の一つとして従来の体験学習に加え、2007 年から「人体を観る・診る・描く」(人体を観て描き、その構造を掴み、歯科歯学の本質を理解するものとしての科目)と「人体生命科学」(人体のその組織、人体の正常構造と機能を系統的に理解する科目)の 2 科目を新設する。

また、医学・歯学・薬学の 3 学部で共通教育センターを設置し、準備教育やリベラルアーツの充実を図り 6 年一貫教育の充実を図る。

### 今後の展望 (2007 年度~)

多くの人々により良い歯科医療を提供するため、歯科医師として必要な知識・技能・態度を習得できるカリキュラムの編成作業を、時代や社会環境の変化に対応し、的確に行っていくことが必要である。



校章

THE SCHOOL BADGE



Iwate  
Medical University

シンボルマーク

THE SCHOOL SYMBOL

## 附属病院の概要

### 【歯科医療センター】

(診療 月~金曜日 第 1・4 土曜日)

- ・診療科 第 1・2 保存科、第 1・2 補綴科、第 1・2 口腔外科、矯正歯科、小児歯科、歯科放射線科、歯科麻酔科、予防歯科、総合歯科
- ・センター 障害者歯科診療センター、口腔インプラント室
- ・専門外来 いびき・歯ぎしり外来、スポーツ歯科外来、口臭外来、顎顔面補綴外来、顎関節科外来、口腔リハビリ外来、歯科ドック
- ・病棟 32 床

### 【附属病院・医科】

(診療 月~金曜日 第 1・4 土曜日)

- ・診療科 内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、精神科、麻酔科
- ・病棟 1,019 床

## 併設歯科技工士・歯科衛生士養成学校の概要

- ・名称 岩手医科大学歯科技工士専門学校
- ・修業年限 2 年
- ・定員 25 名 (2007 年 4 月 1 日現在、在籍総数 54 名)
- ・名称 岩手医科大学歯科衛生士専門学校
- ・修業年限 3 年
- ・定員 40 名 (2007 年 4 月 1 日現在、在籍総数 144 名)

# 奥羽大学歯学部

School of Dentistry, Ohu University

理事長 影山 英之  
学長 清水 秋雄  
歯学部長 天野 義和

## 沿革

奥羽大学歯学部は、東北歯科大学として1972年に創立され、1986年大学院博士課程が設立された。その後、文学部の設置により奥羽大学と名称を改め奥羽大学・歯学部として歩んできた。2005年には高齢社会の到来により老人保健福祉、地域医療、社会福祉等の需要の増大に対応した高度な専門的知識を持つ人間性豊かな医療従事者の養成および歯学部との連携により、公衆衛生の向上に寄与し、地域住民の健康と福祉の向上に貢献するため薬学部を設置し、医療系大学としてスタートした。なお、文学部は2007年3月廃止した。

1972年2月	学校法人東北歯科大学を設立
4月	東北歯科大学開学
6月	東北歯科附属病院開設
1986年4月	大学院歯学研究科博士課程設置
1989年4月	法人名称を「晴川学舎」に、大学名称を奥羽大学に変更
2005年4月	薬学部薬学科開設
2006年4月	薬学部修行年限延長6年制
2007年3月	文学部廃止

## 【教育理念・目標】

奥羽大学の建学の精神は『人間性豊かな医療人の育成』であり、これを受けて、本学歯学部では『人間性豊かな歯科医師を育成し、地域の歯科医療の発展と向上に貢献する』を教育理念としている。そしてこの理念のもとに、医療人に求められる教養、社会性および倫理観を涵養し、歯科治療に求められる高度な専門知識と技能を習得する。そして自ら問題を発見し解決する能力を身につけ、生涯にわたって歯科医師としての自己開発に努める習慣を確立することを教育目標としている。

## 【教育の特色】

奥羽大学歯学部では、『6年一貫教育』という観点から歯学教育モデル・コア・カリキュラムをコアとした奥羽大学の特色ある歯学教育を目指してい



る。すなわち一般教養系科目と専門教育科目の段階的な連携を図り、基礎専門科目と臨床専門科目の連携を目指した統合科目を多く取り入れ、整合性のある授業と実習を効率的に実施している。また、奥羽大学歯学部の特徴ある教育カリキュラムとして、建学の精神を盛り込んだ「歯科医療人間学」を実施している。これは、人格を涵養する人間教育の一つとして位置づけ、歯科医学の知識や技能の修得以外に、人としての心を養い、幅広い人格を構築し、人間性豊かな医療人を育成し、社会人および医療人として信頼される歯科医師を育てることを最大の目的としている。そのために歯科医療人間学では「態度教育」「キャリアアップ学習」「コミュニケーション技能」「医学英語」を4つの柱として教育を行っている。挨拶の仕方や礼儀作法に始まり、早期に医療人、社会人としての職業倫理観を持たせ、患者と歯科医師との意思の疎通を図るための正しい日本語を学び、さらにグローバル化に対応できる国際感覚を養い、将来国際的に活躍できる歯科医師になるための基盤を養う。奥羽大学歯学部ではこの歯科医療人間学を1年から6年まで全学年を通して学ぶようになってい。一方、臨床教育では診療参加型の臨床実習を行うため、従来の12カ月から15カ月に実習期間を延長して、より深長な充実を図った。この実習期間中に本学独自で開発したシミュレーションシステムを用いた実習を導入し技術の修練に多大な効果を挙げている。さらに少人数によるチュートリアル教育を行い、学生が自ら問題を発見し、解決する能力を養うことができるように配慮している。

研究面では、1986年4月の大学院歯学研究科の設置に伴い、歯科医学分野の多様化に対応できる万



3D デントシムによる教育

全の組織体制をさらに充実させ、最先端の機器を十二分に使用し、時代のニーズに応えるべく質、量ともに兼ね備えた研究が活発に行われている。

【学生の現況 2007 年 4 月 1 日現在】

学 生 数

学部学科・大学院		入学定員	募集人員	在籍者数
歯学部	歯学科	100	96	601
大学院	歯学研究科博士課程	18	18	30

### 大学改革 10 年のあゆみ (1997 ~ 2006 年度)

教育に関しては、2001 年度から「学生による授業評価」を実施し、2006 年度からは FD 委員会が授業評価の結果を科目担当者に対してフィードバックを行い、科目担当者が自己点検・自己評価を行い授業の改善に役立てている。

2002 年度からはモデル・コア・カリキュラムに基づく新カリキュラムを開始し、1 年生に対しては歯科医師になるためのモチベーションを高める目的でアーリーイクスプोजチャーとして病院見学や歯科医学演習フリーランスを採り入れた。

2003 年度からは臨床実習の診療参加型をさらに充実するために診療内容を基準 1 および基準 2 までの範囲とした。

2005 年度からは教育環境の能率化と充実性を考慮し講座編成を行い、基礎系を 5 講座 (生体構造学、口腔病態解析制御学、口腔機能分子学、生体材料学、口腔衛生学)、臨床系を 6 講座 (歯科保存学、歯科補綴学、診療科学、口腔外科学、成長発育歯学、放射線診断学) とした。

研究費は 2004 年度より個人に配分しその対象を講師以上とし、研究の利便さを図った。設備に関しては、2000 年度に臨床実習前のシミュレーション

に対してデントシムを配備して指導に当たり、2005 年度には CBL、PBL の教育を行うためコンピューターを専用室に 120 台、図書館に 22 台配備した。

### 今後の展望

2007 年度から新教員制度の実施と共に任期制を導入した。任期満了時には FD 委員会を中心として教員の資質向上を考慮し再雇用を検討し大学の発展を図りたい。また、学生と教員の健康を管理するために健康管理センターの充実を目指す。さらに国際感覚を養うために国際交流の発展に積極的に取り組んでいきたい。

### 附属病院の概要

- ・敷 地 敷地面積 7,296m<sup>2</sup>、建築面積 3,340m<sup>2</sup>、建築延面積 14,242m<sup>2</sup>
- ・外 来 歯科用ユニット数 133 台
- ・診 療 日 毎週月～土曜日
- ・診 療 科 予診科、総合歯科、口腔外科、歯科麻酔科、矯正歯科、小児歯科、放射線科、内科、外科
- ・特別外来 口腔インプラント外来、審美歯科外来、有病者歯科外来、障害児・者歯科外来、歯科ペインクリニック、顎顔面補綴外来、口臭外来、スポーツ外傷予防外来、など 20 外来
- ・病 棟 一般病床 43 床
- ・臨床研修歯科医定員 100 名

地域の中核病院として医療連携を推進。当院で作成した各種マニュアル、ニュースレター、リーフレットを福島県歯科医師会ほか関連団体に無料配布。研修セミナーを毎週開催、日歯生涯研修の指定を受け地域歯科医師会に公開。「歯っぴい健口川柳」を全国的に毎月募集、月刊「川柳マガジン」とラジオ番組で公開。



シンボルマーク

# 明海大学歯学部

Meikai University School of Dentistry

理事長 宮田 侑  
学長 高倉 翔  
歯学部長 安井 利一

## 沿革

明海大学歯学部は、1970年、埼玉県坂戸市に城西歯科大学として創立された。1988年には千葉県浦安市に文系学部を設置し、同時に大学名を明海大学に変更した。

1970年4月	埼玉県坂戸市に「城西歯科大学」を設置・付属病院を開設
1977年4月	大学院歯学研究科（博士課程）を開設
1980年7月	埼玉県入間市に歯科臨床研究所・同付属PDI埼玉歯科診療所（現：明海大学PDI埼玉歯科診療所）を開設
1988年4月	千葉県浦安市に「外国語学部」「経済学部」を設置し、大学名を「明海大学」と変更
1991年4月	浦安キャンパスに「別科日本語研修課程」を設置
1992年4月	浦安キャンパスに「不動産学部」を設置
1993年4月	浦安キャンパスにオープンカレッジを開設
1998年4月	浦安キャンパスに「大学院応用言語学研究科・経済学研究科・不動産学研究科」修士課程を設置
2000年4月	浦安キャンパスに「大学院応用言語学研究科・不動産学研究科」博士課程を設置
2004年9月	東京都渋谷区代々木に明海大学PDI東京歯科診療所を開設
2005年3月	千葉県浦安市に明海大学PDI浦安歯科診療所を開設
4月	浦安キャンパスに「ホスピタリティ・ツーリズム学部」を設置

## 学部の特色

### 【教育理念・目標】

本学の建学の精神は、創立以来「社会性・創造性・合理性を身につけ、広く国際未来社会で活躍し得る有為な人材を育成する」ことにある。

高齢社会を迎え、人口減少の時代が今まさに到来しようとする中で、「いかに豊かな人生を送るか」というQOL (Quality of Life) が重要視されている。



本学歯学部では、6年一貫教育による歯科医療に関する確固たる知識・技術の修得をベースに、豊かな人間性や感性、広い視野、国際性を涵養するとともに、歯科医療を通じて人々のQOLを向上させ、人々に生きる喜びを与え、国際未来社会で活躍し得る歯科医師の育成を目標としている。

### 【教育の特色】

(1) 教育においては、少人数グループを基調として、建学の精神を受けての教育目標に「感性と国際性」を挙げ、卒業までの6年間教育の充実を図っている。歯科医師としての目覚めは1年生から始まる付属病院での研修あるいは基礎系研究室での教員との触れ合いに始まる。幅広い一般教養を身につけると同時に問題発見・解決能力を養い、そして専門課程の学習へと有機的な連携が図られている。さらに、情報化社会に自らを見失わぬようコンピュータ・リテラシーから歯科医学での情報活用まで対応する十分な設備を充当している。

(2) 国際性については、Student exchange programが展開されている。在学中に米国UCLA歯学部を始め、中国北京大学口腔医学院などで短期研修ができるという国際的プログラムである。海外の歯学部生も本学部を訪れて研修をし、教員も長期・短期の海外研修制度を利用して国際性を高めている。

(3) 生涯研修については、歯科医師としての向上は生涯にわたって必要だという理念を具現化している。まずは、本学歯学部卒業生に対しては、生涯研修センターでプログラムを考え、研修の場として付属病院、PDI (Post Doctoral Institute for Clinical Dentistry) 埼玉歯科診療所などの4施設を充実させている。さらに、卒業生ばかりではなく「開かれ

た大学」をめざす立場から、付属病院でのインサー  
ビス・トレーニングを歯科医師会会員へ開放し、「か  
かりつけ歯科医」機能支援として高次歯科医療機関  
の責務を果たしている。また、医療先進国アメリカ  
で盛んな生涯研修プログラム：CE（Continuing  
Dental Education）を1999年にスタートさせ、最  
前線で活躍する歯科医師に向けてサポートメニュー  
を充実させている。

【学生の現況（2007年4月1日現在）】

学 生 数

学部学科・大学院		入学定員	募集人員	在籍者数
歯学部	歯学科	120	120	759
大学院	歯学研究科博士課程	18	18	44

## 大学改革 10 年のあゆみ（活動事例）

### 【教育評価の実施について】

教育評価は学部の自己点検評価の機軸であるが、  
評価のためにはFD（Faculty Development）が表  
裏一体として機能していなければならない。本学部  
においては、システムとしてコンピュータによる定  
量的・定性的教員評価機能の充実を図るとともに、  
FD機能の充実を図ってきた。このことは、新しい  
時代の要請としての教育技法を定着させるのに重要  
な活動となった。

### 【講座制の改革について】

歯学教育のためのモデル・コア・カリキュラムが  
提示されて以来、テーマ別・疾患別の講義形態が必  
要となってきた。これまでの小講座制での教育では  
対応が難しいものの、長年に亘って形成されてきた  
講座制は歯学部においての心臓部ともなっている。  
このような機能を調整するには緩やかな統合が必要  
となることから、講座制の統合と共に、自由度を増  
加させるシステムの構築が必要となる。このような  
教育制度において、教育に携わる教員同士の信頼性  
ほど重要なものはないと考えられた。

### 【学生の国際交流について】

国際性の重要さは、現在のような、ボーダーレス  
の国際社会の中では基本的な素養になっている。歯  
科医師にとっても国際性の涵養は重要である。本学  
部では、建学の精神の具現化として、学生の国際交  
流を相互交流として推進している。国際性とは、広  
く情報を収集し分析し適切に判断して行動し、多く  
の人々と触れ合うことにより自己の確立を図ること  
である。そうして、歯科医師としての自らの人間力



を形成するのである。

## 今後の展望（課題等）

歯科医師の養成については多面的に論議が出てい  
るが、いつの時代においても、国民に必要な医療職  
であることはいうまでもない。建学の精神にある「社  
会性、創造性、合理性を身に付けた国際性豊かな歯  
科医師」の養成に一層の努力を傾倒したい。

## 付属病院等の概要

### 【明海大学病院】

- ・ 診療日 月～土曜日
- ・ 診療科 口腔診断科、総合診療センター、小児歯  
科、口腔インプラントセンター、矯正歯科、口腔  
外科、口腔保健科、スポーツ歯科、歯周病科、保  
存修復科、歯内療法科、歯科補綴科（顎関節関連  
疾患治療センター）、PDI診療センター、障害者・  
地域医療連携センター、放射線科、内科、眼科、  
耳鼻咽喉科、皮膚科、麻酔科
- ・ 病 棟 60床

### 【明海大学 PDI 埼玉歯科診療所】

- ・ 診療日 月～土曜日
- ・ 歯科ユニット 26台
- ・ 診療科 歯科、矯正歯科、口腔外科、口腔イン  
プラントセンター、小児歯科

### 【明海大学 PDI 東京歯科診療所】

- ・ 診療日 月～土曜日
- ・ 歯科ユニット 7台
- ・ 診療科 歯科、矯正歯科、口腔外科、口腔イン  
プラントセンター、小児歯科

### 【明海大学 PDI 浦安歯科診療所】

- ・ 診療日 月～土曜日
- ・ 歯科ユニット 10台
- ・ 診療科 歯科、矯正歯科、口腔外科、口腔イン  
プラントセンター、小児歯科

# 東京歯科大学

Tokyo Dental College

理事長 井上 裕  
学 長 金子 讓

## 沿革

東京歯科大学は、1890年に本邦最初の歯科医学教育機関として高山紀齋により創立された高山歯科医学院を前身とする。これを継承した血脇守之助が、1900年に東京歯科医学院と改称、1907年に専門学校令により東京歯科医学専門学校となる。1946年、大学令により旧制東京歯科大学となり、同年、東京歯科大学市川病院を開設。1952年、学校教育法により新制東京歯科大学となる。1958年、大学院歯学研究科を設置。1981年には千葉校舎を竣工、千葉病院を開院した。1990年には、創立百周年記念事業の一環として、新水道橋校舎（TDCビル）を竣工、新水道橋病院を開院、1992年には新市川総合病院（470床）を開院した。1996年、文部省によるハイテク・リサーチ・センター整備事業の選定を受け、東京歯科大学口腔科学研究センターを設置、2000年に脳科学研究施設を開所した。また、水道橋校舎には増築棟（内科、眼科、研修室等）を竣工。市川総合病院では角膜センター・アイバンク棟竣工（2001年）、リプロダクションセンター棟竣工（2002年）、市川宿舎（留学生宿舎を含む。）および北病院（100床）竣工（2005年）、口腔がんセンターを設置（2006年）。また、2005年には千葉校舎に歯科医学教育開発センターを設置し現在に至っている。

## 学部の特徴

### 【教育理念・目標】

本学は歯科医学教育において本邦最古の歴史をもち、創立者高山紀齋の進取の精神と、建学者 血脇守之助の唱えた「歯科医師たる前に人間たれ」とする人本主義を歯科医学教育および歯科医療における教育理念として、知・情・意のバランスのとれた歯科医師を養成することを目標としている。

### 【教育の特色】

教養系、基礎系、臨床系の各系教員による統合科目を配置し、歯科医学の総合的な理解に配慮したカリキュラムを編成している。また、PBLチュート



リアルの手法を積極的に導入し、自己解決能力を高めるとともに能動的学習の習慣形成を推進している。人本主義を基本とした教育理念の具現化を目指して、高い倫理観の養成や、コミュニケーション能力を養成するために、学習の進捗・レベルに合わせた態度教育カリキュラム（ダイアゴナル・カリキュラム）を編成している。

診療参加型臨床実習は、特長のある附属三病院において行われ、豊富な症例と指導教員によるマンツーマン指導が行われている。中でも市川総合病院における臨床実習は、一般医科の臨床を経験させ、全身と口腔疾患の関わりを理解させる本学独自のカリキュラムである。

本学では、他大学に先駆けIT環境の整備を進めるとともに歯科大学としては初めて「歯科医学教育開発センター」を設置した。これを契機にさらなる教育力の向上を目指している。

【学生・教職員の現況（2007年4月1日現在）】

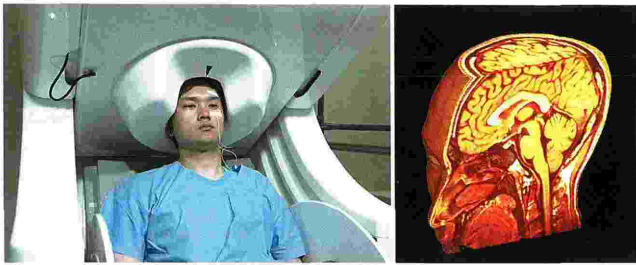
### 学 生 数

大学院・学部学科		入学定員	募集人員	在籍者数
大学院	歯学研究科博士課程	34	34	161
歯学部	歯学科	140	128	816

### 教職員数

教 員 数		職 員 数	
教 授	56	医 療 系	648
准 教 授	46	事 務 系	143
講 師	80	技 術 系	22
助 教	127	労 務 系	46
嘱託教員	1		
リサーチレジデント・レジデント	114		
合 計	424	合 計	859





超伝導量子干渉素子を装備した磁束計（脳磁図計）



校章



シンボルマーク

## 大学改革等 10 年のあゆみ（1997～2006 年度）

### 【教育面での取り組み】

1999 年度に教育ワークショップ、カリキュラム研修ワークショップ、歯科医学教育セミナーなどをスタートさせ、FD、教育方法・内容、授業形態の在り方等を見直すとともに教室・実習室の改修・整備、学内 LAN の構築など、ソフト・ハード両面から改善、改革を進めてきている。2005 年度には文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム」ならびに「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に選定され、歯科医学教育開発センターを中心に「IT を活用した評価法の開発」および「歯科医学における統合的 e-Learning program」の開発を進めている。

### 【研究面での取り組み】

1996 年度に、文部省（現文部科学省）の「私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業」の選定を契機に、口腔科学研究センターを設置してプロジェクト研究を開始し、現在までに 7 つのプロジェクト研究を実施している。また、2005 年度には、コア研究部門（分子再生研究室）を設置した。

### 【教育研究組織等の見直し】

教員組織については、任期制の導入、講座の統廃合、定員の削減等を行ってきている。

任期制の導入については、2000 年度に新規採用の助手から導入、2007 年度には、教授を含む全教育職員に任期制を導入した。また、組織、定員については、逐次の見直しを行い、講座の統廃合、定員の削減等を行った。

### 今後の展望

本学は 2010 年に創立 120 周年を迎えることとなるが、歯科界を取り巻く今日の環境は、少子高齢化の進展、入学定員の抑制、卒後臨床研修の必修化、医療制度の改革による医療費の抑制など大変厳しい状況にある。歯科医学教育の嚆矢としての本学の使命を果たすためには、財政基盤の充実・安定化を図り、建学の精神（「歯科医師たる前に人間たれ」）に基づき今日まで築き上げてきた伝統と実績を継承・

発展させ、21 世紀に望まれる歯科医師、国民の求める医療人の養成を目指すとともに、我が国における口腔医療のパイオニアの育成が課題である。

### 附属病院の概要

本学には、千葉病院、市川総合病院、水道橋病院の 3 つの附属病院があり、学生の臨床実習を行うとともに千葉病院および水道橋病院は歯科医療を中心とした地域の基幹病院として、また、市川総合病院は、地域の中核病院として地域医療を担っている。

名称	診療科	病床数	一日平均患者数	歯科用ケア
千葉病院	12	40	874	210
水道橋病院	12	20	489	74
市川総合病院	20	570	1299	22

注 一日平均患者数は、2006 年度の実績である。

(2007 年 4 月 1 日現在)

### その他の附属施設の概要

口腔科学研究センター脳科学研究施設では、口腔・顎顔面機能を制御する高次脳機能を、超伝導量子干渉素子を装備した磁束計（脳磁図計）を用いた新しい方法で解明することを目標としている。摂食障害、咬合異常、味覚異常、老化に伴う口腔機能の低下などに対する診断基準を確立し、治療およびリハビリテーションの新たな方法の開発を試みている。また、角膜センター・アイバンクは、平成 12 年度に文部省（現文部科学省）の「バイオ・ベンチャー研究開発拠点」として選定され、「再生角膜の作成及び移植に関する研究」「ヒト体性および胚性幹細胞を利用した人工角膜の作成」等の研究を行っている。

### 歯科衛生士専門学校の概要

本学の歯科衛生士専門学校は、1949 年 9 月に開校した我が国で最初に歯科大学に併設された歯科衛生士専門学校である。2004 年度からは社会の要請に応え、新たに 3 年制教育を導入している。

【学生数の現況（2007 年 4 月 1 日現在）】

学年	入学定員	募集人員	在籍者数
1～3 年生	40	40	135

# 昭和大学歯学部

Showa University School of Dentistry

理事長 小口 勝司  
学長 細山田 明義  
歯学部長 宮崎 隆

## 沿革

昭和大学は、医学部・歯学部・薬学部・保健医療学部の4学部を擁し、創立者の上條秀介博士が唱えた「至誠一貫」という建学精神のもとに、何ごとにも真心をもって接する医療人の育成を目指す医系総合大学である。

1928年3月	昭和医学専門学校設置
1946年4月	昭和医科大学設置（大学令による医科大学）
1952年2月	昭和医科大学医学科（専門課程）（学校教育法による）
1959年3月	大学院医学研究科設置
1964年3月	昭和大学と改称 薬学部薬学科設置
1969年3月	大学院薬学研究科設置
1977年1月	歯学部歯学科設置
1983年3月	大学院歯学研究科設置
1996年12月	医療短期大学設置
2001年12月	保健医療学部設置（看護学科、理学療法学科、作業療法学科）
2006年4月	富士吉田教育部改組
11月	大学院保健医療学研究科設置

## 学部の特色

### 【教育理念】

昭和大学の教育理念は以下のとおりである。

他に類のない医系総合大学の特長を生かし、専門領域の高度な知識と技能を身につけるとともに、学部の枠を越えてともに学び、互いに理解し合い、協力できる人材を育成する。そして、その専門職にふさわしい人間性豊かな医療が実践できるような、高い倫理性と豊かな社会性を備え、生涯にわたって学習・研究を怠らず医療の向上に邁進する、真の医療人たりうる資質を磨き上げる。

歯学部の教育理念は、大学の理念をもとに、チーム医療の一員として活躍できる社会性のある歯科医師、口腔領域の疾患を全身との関わりにおいて把握することのできる歯科医師、そして生涯にわたって学習し続ける習慣を身につけた歯科医師の育成を目指すことである。



### 【教育の特色】

本学歯学部の学生は、1年次は山梨県の富士吉田校舎で、医学部、薬学部、保健医療学部の学生と全寮制生活を共にしながら学ぶ。本学の全寮制教育は40年の歴史を有し、富士山を臨む恵まれた環境の中で、共同生活を通じて人間性の涵養、コミュニケーション能力の育成とともに、学部横断の選択科目や共通テーマのPBL、あるいは早期体験実習を通じて、将来チーム医療の一員として互いに協力できる医療専門職への入門となる重要な1年である。

2年次から4年次までは、医学部、薬学部の学生とともに旗の台校舎で学ぶ。6年一貫の社会と歯科医療コース、生体科学コース、口腔科学コース、歯科臨床コース等に従って、医学の基礎から歯科専門の保健、医療、福祉全般を他学部の教員や施設も活用して学習する。社会と歯科医療コースでは地元の行政や歯科医師会と連携して、障害者や高齢者の施設での体験実習に力を入れている。また、基礎と臨床を融合した統合講義や、学部全体で実施するPBLが特徴である。PBLは1年次から5年次まで継続して実施し、学生の学ぶ力を育成している。

4年次終了時に共用試験を受験し、合格すると5年に進級し臨床実習に従事する。6年次前半は学内のみならず国内外の施設を利用し選択実習を行う。

本学は指導担任制度を設け、教員がチューターとしてきめ細かい学習および生活指導を行っている。

【学生の現況（2007年5月1日現在）】

### 学生数

学部学科・大学院		入学定員	募集人員	在籍者数
歯学部	歯学科	105	96	603
大学院	歯学研究科博士課程	18	18	100

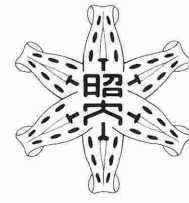


総合診療歯科外来

スキルラボ (臨床技能研修室)



臨床技能研修



校章

THE SCHOOL BADGE

## 大学改革等 10 年のあゆみ

### 【教育改革】

本学部では 1997 年に教育改革委員会を発足させ、新カリキュラムの検討を始めた。そして 2003 年の 2 年次から新カリキュラムに移行し、2007 年度に完成を迎えた。一方、2006 年 4 月から保健医療学部が富士吉田校舎の 1 年次教育に参画したため、従来の教養部を富士吉田教育部に改組し、大学全体の新たなカリキュラムを開始した。これに伴い、歯学部教員も 1 年次教育に従来以上に楔形で関与すると同時に 4 学部間の連携を図っている。

### 【ファカルティ・ディベロップメント】

昭和大学では 1995 年から毎年夏季休暇中に、富士吉田校舎で 2 泊 3 日の日程で「昭和大学医学教育者のためのワークショップ」を開催し、第 1 回目から歯学部教員も参加してきた。1998 年からは歯学部独自に毎年「昭和大学歯学教育者のためのワークショップ」を開催し、幅広いファカルティ・ディベロップメントに努めてきた。さらに 2000 年から海外の PBL の研修やワークショップを開催し、2003 年の 2 年次に PBL を初めて導入し、その後各学年に拡大してきた。

### 【海外研修ならびに選択実習】

大学をあげて学生の国際交流に力を入れており、歯学部では低学年の夏季休暇を利用した海外研修や、6 年次の選択実習として、南カリフォルニア大学 (米国)、アデレード大学 (オーストラリア)、大連医科大学 (中国) に学生を派遣した。また、海外からの選択実習生の受け入れも積極的に実施している。

### 【研究の活性化】

2003 年に研究活動委員会を発足させ、研究の活性化に取り組んでいる。2006 年に文科省のハイテク・リサーチ・センター事業に採択され、「顎口腔疾患の発生機序の解明と機能回復に関する研究」を推進している。また、学内の共同研究を学部横断の研究チームを組織して支援している。

### 【臨床講座・診療科の再編】

新しい教育の推進および患者サービスの向上のために、2004 年 4 月から臨床系講座 11 講座を 8 講座に統合し、新たに従来の麻酔科を含めて 8 つの診療科を整備した。

### 今後の展望

本学独自のカリキュラムを一層充実させ、超高齢社会の国民の健康に貢献できる歯科医師の育成に鋭意努力したい。また、研究成果を歯科界、そして社会に還元したい。国際交流については、学部学生、大学院生そして教員を含めてさらに充実を図りたい。

### 附属病院の概要

#### 【歯科病院】(診療日 月～土曜日)

- ・診療科 歯科保存科、歯周病科、歯科補綴科、口腔外科、矯正歯科、小児歯科、高齢者歯科、歯科放射線科、口腔リハビリテーション科、総合診療歯科、総合内科、美容歯科、インプラント科、顎関節症治療科、障害者歯科、お口の健康外来
- ・病床数 22 床

医学部附属病院 (大学病院、藤が丘病院、烏山病院) に歯科を開設し、臨床研修や臨床実習を受け入れている。また、他の附属病院を含めて、歯科病院各科と医療連携を密にしている。

# 日本大学歯学部

Nihon University School of Dentistry

総長・理事長 小嶋 勝衛  
歯学部長 大塚 吉兵衛

## 沿革

日本大学歯学部は、佐藤運雄博士により歯学部の前身である東洋歯科医学校として1916年に創設され、2006年には創設90周年を迎えた永い歴史と伝統を有する学部である。

1916年	東洋歯科医学校創設
1920年	専門学校令により東洋歯科医学専門学校となる
1922年	東洋歯科医学専門学校が日本大学と合併 日本大学専門部歯科新設認可
1926年	歯科医学校（夜間）設立
1945年	歯科医学校、制度改正により廃止
1947年	日本大学歯学部（旧制）設置認可
1952年	日本大学専門部歯科を廃止して、日本大学 歯学部（新制）となる
1954年	歯学部附属歯科技工士養成所（現 附属歯 科技工専門学校）開設
1956年	大学院歯学研究科設置認可
1958年	日本大学歯科衛生士養成所（現 附属歯科 衛生専門学校）開設
1976年	日本大学歯学部総合歯学研究所設置認可
2007年	附属歯科衛生専門学校3年制となる

## 学部の特色

### 【教育理念・目標・教育の特色】

創設者の佐藤博士が提唱した「医学の一分野としての歯科医学」の理念を基盤として、「歯学を口腔に留めず常に全身と関連づけて学ぶ」という、医学的基礎に基づいた医療技術の向上と共に人格の教化を教育目標に定め、医の心を持った人間性豊かで有為な歯科医師の育成を目標としている。

6年間の一貫した系統的学習をとおして、生命を尊重する心、倫理観の高揚、有機的な世界観、加えて人格形成と自己の資質の向上を達成し得る教育を実践している。授業科目は、人間科学、基礎科学、生命科学、口腔科学、総合科学の5区分に配分されている。従来の人文・社会分野の科目と歯科臨床科目を統合した医療人間科学では医療人としての人格形成を主眼とし、自然分野の科目と生命科学を統合



した基礎自然科学によって教養教育と専門教育との融合を図っている。「患者本位の歯科医学・医療」を理念とする専門科目は、学問（講座）別科目から領域別や疾患別科目とに再編成されたことにより、新しい歯科医学教育を目指した先進的な科目になっている。また、問題解決能力を習得するテュートリアル形式の授業を各学年に取り入れ、学習意欲と勉学へのモチベーションの高揚を目的に「自己学習」の時間帯も配置している。学年は前・後期各15週のセメスター制で、1授業時間は緊張の有効的持続に配慮して50分としている。幅広い教養と専門分野の基礎・基本の修得の必要性から、ほとんどの科目を必修とし、履修は学年進級制としている。

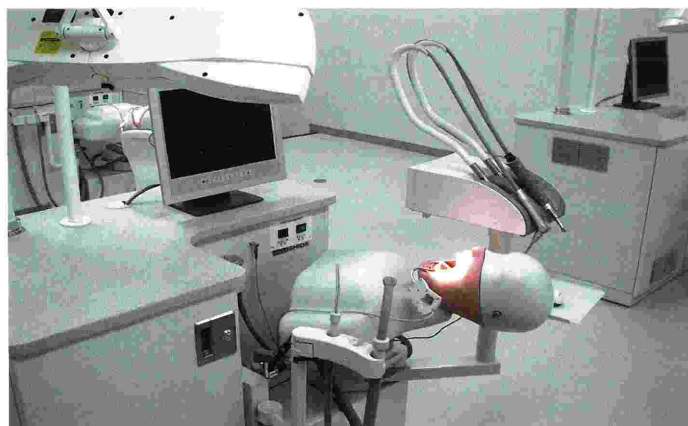
### 【付属歯科病院における卒前・卒後教育】

第5・第6学年生は各診療科をローテーションし問題解決志向型教育を基盤としたテュートリアル方式で臨床実習を行う。豊富で多様な症例で診療技術の習得がなされ、患者さんとのコミュニケーションをとおして「患者さんの気持ちが解る歯科医師」としての感性を磨く。本歯科病院では平成11年度から研修歯科医の受入れを始め、16年度に「卒直後研修科」を設置した。18年度の臨床研修の義務化に伴い、現在は本歯科病院で研修を希望する学内外からの約150人に対する受入れ態勢を整え、総合診療方式により臨床経験豊富な指導歯科医の下で初診から治療終了までの幅広い研修が展開されている。

【学生の現況（2007年4月1日（現在））】

### 学 生 数

学部学科・大学院		入学定員	募集人員	在籍者数(女)
歯学部	歯学科	160	128	774 (309)
大学院	歯学研究科	42	42	102 (45)



校章  
THE SCHOOL BADGE



シンボルマーク  
THE SCHOOL SYMBOL

## 大学改革など 10 年のあゆみ（活動事例）

### 【カリキュラムの改組】

現行のカリキュラムは、学生の問題解決能力と自己学習能力の向上に重点が置かれて平成 12 年に改組され、医学的基礎に基づく歯学知識・技術と人間性豊かな人格を有する歯科医師を育成することを目的として編成されている。

### 【島しょ地区の医療を担う医療人育成】

本学部と本歯科病院の学部教育・卒後研修プログラム「離島歯科診療への支援基盤となる卒後臨床研修」が 17 年度に文科省の「医療人教育支援プログラム（医療人 GP）」に選定された。島しょ地区に歯科医療チームを派遣して、地域ニーズに応じた医療活動が展開されている。

### 【大学院歯学研究科の改組】

社会情勢の変化や学問の高度化に対応するため、17 年度から従来の歯科基礎系専攻と歯科臨床系専攻の枠組を口腔構造機能学分野、応用口腔科学分野、口腔健康科学分野の 3 分野からなる歯学専攻の 1 専攻に統合し、組織の弾力化が図られ、基礎と臨床が共同で研究を推進することが可能になった。また、19 年度には社会人入学試験が導入された。

### 【ラオス国立大学との学术交流を開始】

平成 19 年 2 月に、本学部とラオス国立大学医学部との間で学术交流を目的とする覚書が締結された。今後、本学部が現地での歯科医師養成の教育カリキュラムや研究活動などに参加し、同学部との人的交流を促進することになった。

### 今後の展望（今後の課題等）

少子化による大学全入時代を迎え、本学部の志願者数も近年減少傾向にあり、入学試験のあり方等を早急に再検討する時期にある。加えて、歯科医師臨床研修制度の導入や無給の歯学部助手の廃止に伴う顕著な支出増などへの対応も急務である。また、老

朽化した校舎等の改修・改築も中長期計画として財源蓄積すべき重要課題である。各種助成金等の外部資金の積極的な獲得に努め、人件費や管理経費の削減等の恒久的な経費節減策を講じる必要がある。

### 附属歯科病院

80 余年の歴史を有する本歯科病院は 15 の専門診療科と 8 科の特殊診療科を擁している。高度先端医療科では特定承認保険医療機関として平成 10 年から「歯周組織再生誘導法」を実施している。平成 16 年に摂食機能療法科が開設され、摂食機能回復のためのリハビリテーションと生活支援のための口腔ケアを行っている。ユニット数約 200、入院用ベッド 24 床、感染症や身体の不自由な患者さんのための治療施設も備えており、年間来院患者数は延べ約 20 万人である。

### 総合歯学研究所

講座の枠にとらわれずに広い視野で歯科医学の各分野の研究を行うことを目的に、生体工学研究部門、機能形態部門等 9 つの研究部門、放射性同位元素と大型研究機器の 2 つの共同利用施設で構成されている。「顎口腔領域の構造・機能を基盤とした先端的歯科医学研究」の研究プロジェクトが 13 年度に文科省から学術フロンティア推進拠点に選定された。

### 附属歯科技工専門学校

3 年制夜間の歯科技工士養成所として設置された。現在の募集人員は 35 名（在籍者数 113 名）である。一般入試の他、一般推薦・社会人自己推薦ならびに附属高等学校推薦入試を実施している。

### 附属歯科衛生専門学校

2 年制の歯科衛生士養成所として設置され、平成 19 年度から 3 年制に移行した。現在の募集人員は 40 名（在籍者数 103 名）。一般入試の他、一般推薦ならびに附属高等学校推薦入試を実施している。

# 日本大学松戸歯学部

Nihon University School of Dentistry at Matsudo

総長・理事長 小嶋 勝衛  
松戸歯学部長 牧村 正治

## 沿革

1889年10月	日本法律学校創立
1903年 8月	日本大学に改称
1971年 4月	日本大学松戸歯科大学設置、付属歯科病院開院
1974年 4月	附属歯科衛生専門学校設置
10月	口腔科学研究所設置
1976年 4月	日本大学松戸歯科大学を廃止し、日本大学松戸歯学部（歯学科）を設置
7月	動物実験研究センター・アイソトープ研究センター竣工
1977年 4月	日本大学大学院松戸歯学研究科歯学専攻（博士課程）設置
2006年 4月	新病院棟竣工 付属歯科病院を付属病院と名称変更
5月	動物歯科センター開設

## 学部の特徴

### 【教育理念・目標】

日本大学松戸歯学部は、「医学的歯学」の理念のもとに、国民の歯科医療および保健指導をつかさどり、公衆衛生の向上、増進に寄与するにふさわしい歯科医師を育成する。

### 【教育の特色】

入学から6年の間に医学、歯学の基礎から実際の歯科医療までを、ステップを踏んで無理なくマスターできる一貫教育を目指している。例えば、課題を的確に把握して解決するプロセスや、探究心、人間性を養う「課題研究」、環境と病気の関係などをテーマにした「社会歯科学」などの教養科目を早期に実施し、専門知識や技術だけに偏りがちな歯科教育に幅広い教養と視野を備えた歯科医師を目指す教育を行っている。また、1科目を異なる専門分野の教員が複数で指導する統合型の授業方式を採用し、「医学」の基本を身につけさせている。臨床実習では医療従事者としての自覚を養い、本学の教育理念である「医学的歯学」の実践を臨床の場で体験させ、医学と歯学の知識をあわせ持つ歯科医師を育成して



いる。「臨床検査医学」「頭頸部外科学」そして「障害者歯科学」などは、教育理念に基づき本学部が歯科大学のなかでいち早く開講したものである。

【学生の現況（2007年4月1日現在）】

学 生 数

学部学科・大学院	在籍者数
歯学部	812
大学院	82

## 大学改革等 10年のあゆみ（1997～2006年度）

### 【新病院棟開院】

複雑・多様化する医療ニーズに対応するため、2006年4月、新病院棟を開院した。高度先進医療をはじめとする高度の専門的な診断・治療はもとより、歯科疾患の予防の観点から地域住民の口腔ケアに対する意識向上を図りながら、健全な全身状態を維持できるよう大学病院としての任務を担っている。従来までの歯科診療科（17診療科）をはじめ内科、脳神経外科、外科（頭頸部）・耳鼻咽喉科に加え、新たに顎脳機能センターを開設した。このセンターでは脳血管疾患などによる介護状態の患者に対して、口腔と脳の2つの領域からのアプローチを目的とした「摂食・嚥下リハビリテーション外来」と「脳ドック外来」、歯、口を含めた頭部、顔面すべての慢性の痛みの診断治療を行う「口・顔・頭の痛み外来」、最新技術を用いて口腔内を分析し、良好な口腔健康状態を維持・増進させるための「歯科人間ドック外来」を設置している。

### 【日本大学口腔科学会発足】

2001年6月、日本大学口腔科学会発足。

### 今後の展望（2007年度～）

教育面では、大学全入時代の入学者の学力低下の



5・6年次生臨床実習風景（総合診療室）

懸念に備え、例えば、「修辞学」の早期導入によって、最高学府を修めた社会人としての知識や文章能力の早期修得等の取り組みとともに、進級制度の見直しを図る。また、院内教育では集大成として捉えられていた5・6年次の臨床実習と卒後の臨床研修の役割の水準に基づき明確化するとともに、さらに相互の一貫性を模索。学生生活面では、学生個々について、学業の進捗状況や生活態度が在学期間を通じて把握できるデータベースの構築。研究関係では、現存する機器等のデータベース化により、共同研究室の機器・備品の有効利用を図る。病院関係では、患者ニーズに合った新たな歯科外来像の模索や診療時間の見直しを検討する。

#### 付属病院の概要

（診療 月～土曜日）

- ・ 規 模 地上5階、地下1階、延床面積 9,716.421m<sup>2</sup>
- ・ 歯科治療用ユニット 183台、ベッド数 33床
- ・ 歯 科 初診科、予防管理科、保存科、歯周科、補綴科、口腔外科、小児歯科、矯正歯科、特殊歯科、口腔インプラント科、再生歯科、顎顔面機能再建科、顎関節・咬合科、スポーツ・睡眠健康歯科、臨床検査科、放射線科、麻酔・全身管理科
- ・ 医 科 内科、脳神経外科、外科（頭頸）・耳



校章  
THE SCHOOL BADGE



ロゴマーク

鼻咽喉科

- ・ 顎脳機能センター 口・顔・頭の痛み外来、摂食・嚥下リハビリテーション外来、脳ドック外来、歯科人間ドック外来

#### その他附属施設の概要

##### 【口腔科学研究所】

- ・ 研究施設 疫学研究室、ゲノム機能科学研究室、先端歯科生体材料・技法開発研究室、アイソトープ研究センター、動物センター、電子顕微鏡室、画像・情報センター、特殊測定室
- ・ 共同研究事業 疫学調査研究、先進医療研究

##### 【図書館】

蔵書数は約20万冊。オンライン情報検索システムや視聴覚設備も整備している。

##### 【歯学史資料室】

歯学史関係資料を中心に、医・歯・薬の歴史を語る上で重要な資料多数を展示している。

#### 併設歯科衛生士養成学校の概要

- ・ 名 称 日本大学松戸歯学部附属歯科衛生専門学校
- ・ 修業年限 3年（2006年度2年制より移行）
- ・ 入学定員 40名（2007年4月1日現在、在籍者数 78名）

# 日本歯科大学生命歯学部

The Nippon Dental University School of  
Life Dentistry at Tokyo

理事長 中原 泉  
学長 中原 泉  
生命歯学部長 吉田 隆一

## 沿革

### 【創立 100 周年を迎えた】

私ども日本歯科大学は、中原市五郎によって、1907年6月、公私立歯科医学校指定規則に基づくわが国最初の歯科医学校として創立された。歯科医療の黎明期にあつて、「学・技両善にして人格高尚なる歯科医師の養成」を目的とした。歯・顎・口腔の医学を教導し、学・術・道を兼ねそなえた歯科医師を輩出し、歯科医学の進展、歯科医療の向上、患者国民の福祉に尽力した。私どもは、私学として創立者の「自主独立」という建学の精神を継承し、2006年に創立100周年を迎えた。

1907年6月	中原市五郎、私立共立歯科医学校を千代田区大手町に創立
8月	千代田区神田雉子町34番地に移転
1909年6月	麹町区富士見町に移転、私立日本歯科医学校と改称
1911年2月	中原市五郎、校長に就任
1919年12月	財団法人日本歯科医学専門学校となり、中原市五郎、理事長に就任
1936年9月	中原市五郎、名誉校長となり、加藤清治、校長に就任
1941年3月	中原 實、理事長に就任
1947年6月	日本歯科大学と改称、大学予科を開設
1948年1月	中原 實、学長に就任
1951年2月	学校法人日本歯科大学となる
1952年4月	新制日本歯科大学となる
1960年4月	日本歯科大学大学院(博士課程)を設置
1968年4月	附属日本歯科理工専門学校(歯科理工科)を併設
1971年4月	附属日本歯科理工専門学校を附属歯科専門学校と改称、歯科衛生士科を増設
1981年4月	中原 爽、学長に就任
1984年8月	中原 爽、理事長に就任
1991年4月	中原 泉、学長に就任
1995年6月	佐藤 亨、学長に就任
2000年4月	中原 泉、学長に就任
7月	中原 泉、理事長に就任
2005年4月	日本歯科大学東京短期大学を設立
2006年4月	歯学部を生命歯学部と改称
6月	生命歯学部100周年記念館竣工



## 学部の特徴

### 【教育理念・目標】

本学の建学の精神は、創立以来「自主独立」の志であり、自立して歯科医療を担うことができる優れた歯科医師の育成に努めてきた。日本歯科大学学則は、その目的を「歯・顎・口腔の医学を教授研究し、知的、道徳的、応用的能力を展開させ、国民の健康な生活に貢献する」と謳っている。これを体して、人体の健康を担う医療人として、生命体ならびに生命体への医行為を学ぶことにより、知識と技術と倫理観、すなわち学・術・道を兼ねそなえた歯科医師の育成を目標としている。

### 【生命歯学部となった】

日本歯科大学は、2006年、学部等の名称を『生命歯学部』に変更した。これは、歯科医学は生命体を学ぶ学問であり、歯科医療は生命体への医行為であることから、生命科学に相応しいネーミングとして、生命という2字を冠した。これによって、歯科学生と歯科医師の意識を改革し、患者国民の歯科に対するイメージを一新することを期待している。

### 【教育の特徴】

日本歯科大学生命歯学部は6年一貫制のカリキュラムを編成して、一般教育から基礎・臨床教育へと効率的で整合性のある授業・実習を実施している。

附属病院における臨床実習は、総合診療システムを採用し、グループ単位の一診療所方式で、保存科・補綴科・口腔外科・歯周病科の4科の指導医が、総合的に患者診療と学生指導に当たっている。

一方、附設の共同利用研究センターのEPMA・X線解析・電子顕微鏡・アイソトープ・生物科学施設などの諸施設を利用して、全学的な研究システム





校章  
THE SCHOOL BADGE



シンボルマーク  
THE SCHOOL SYMBOL

を構築している。あわせて、図書館における情報検索やデータベースなど、最新のコンピュータシステムやインターネットを通して、広範で国際的な研究活動を行っている。

【学生の現況（2007年4月1日現在）】

学 生 数

学部学科・大学院		入学定員	募集人員	在籍者数
生命歯学部	生命歯学科	160	128	792
大学院	生命歯学研究科	18	18	64(2)

\* ( ) 内は、海外留学生

## 大学改革等 10年のあゆみ

### 【教員評価の完全実施】

2003年1月に、全教員を対象とした教員評価要項を作成し、翌年度より学外の評価委員を主体とした教員評価を実施している。これは、従来から実施されていた学生による教員評価に加えて、教育・研究・臨床・学内業務・社会的活動の分野ごとに評価項目を細分化し、点数制によるコンピュータ処理で総合評価値が算出される。評価結果は、対象教員にフィードバックしている。

### 【臨床系二元化による大学機構改革】

2001年1月より、従来の歯科臨床講座の教員を1講座5名とし、その他は病院診療科所属とする二元化による大学機構改革を実施した。これにより、講座の主務は教育・研究、診療科の主務は教育・臨床とする責任体制を明確にした。

### 【生命歯学部再整備工事竣工】

2001年1月からスタートした大学機構改革に伴い、同年より生命歯学部の再整備工事に着手した。本館地下1階の生物科学施設の改修工事に始まり、駅前附属病院の大改修、100周年記念館1期棟・

2期棟の竣工などを経て、2006年12月に本館裏手の外構工事が終了し、5年にわたる生命歯学部の再整備工事が完了した。

## 附属病院の概要

2001年1月からスタートした大学機構改革に伴う診療科改編で、本院は従来の講座制・医局制の全面廃止とそれに代わるシステムの構築を行った。また、2004年10月から実質22カ月をかけて病院全面改修工事を行い、ハード面・ソフト面共に新体制を整えた。

### 【日本歯科大学附属病院】

（診療時間 月～金曜日 9：00～17：00）

- ・診療科（歯科系）総合診療科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科、歯科麻酔・全身管理科（医科系）内科、外科
- ・センター等 人間ドック、いびき・睡眠時無呼吸診療センター、インプラント診療センター、顎変形症診療センター、口腔腫瘍診療センター、心療歯科診療センター、ハイリスク診療センター、口腔介護・リハビリテーションセンター、歯科人間ドック
- ・歯科ユニット数 168台
- ・許可病床数 42床

## 併設歯科技工士・歯科衛生士養成学校の概要

### 【日本歯科大学東京短期大学】

- ・住 所 東京都千代田区富士見2丁目3番16号
- ・学 科  
歯科技工学科：修業年限2年、入学定員70人  
歯科衛生学科：修業年限3年、入学定員50人  
専攻科歯科技工学専攻：修業年限2年、入学定員18人

# 日本歯科大学新潟生命歯学部

The Nippon Dental University School of  
Life Dentistry at Niigata

理事長 中原 泉  
学長 中原 泉  
新潟生命歯学部長 村上 俊樹

## 沿革

日本歯科大学新潟生命歯学部は、1907年に創立された日本歯科大学の伝統を基盤とし、第2の歯学部として、1972年に新潟市に開設された。

1972年4月	日本歯科大学新潟歯学部（歯学科）を設置、附属病院を開院
1981年6月	新潟歯学部附属医科病院を開院
1983年4月	附属新潟専門学校（歯科衛生士科）を設置（1987年短大に昇格）
1985年5月	アメリカ・ミシガン大学歯学部と姉妹校提携および口腔保健のための国際姉妹校連合（IUSOH）結成、以後海外14カ国16校と国際交流協定を締結
1987年4月	日本歯科大学新潟短期大学（歯科衛生学科）を設置
1989年9月	新潟歯学部「医の博物館」を開設
1990年4月	新潟歯学研究科（博士課程）を設置
1999年2月	先端研究センターを開所
2001年4月	附属病院組織改革により、保存・補綴・歯周および口腔外科の一部を総合診療科に統合
2004年10月	新潟県中越地震被災地へ歯科医療支援チームを派遣
11月	新潟歯学部「骨格標本室」を開設
2006年4月	・「新潟生命歯学部（生命歯学科）」に名称変更 ・大学院「新潟生命歯学研究科」に名称変更 ・附属病院を「日本歯科大学新潟病院」に、附属医科病院を「日本歯科大学医科病院」に名称変更

## 学部の特色

### 【教育理念・目標】

本学建学の精神は、創立以来「自主独立」であり、自立して歯科医療を担うことができる優れた歯科医師の育成に努めてきた。また、日本歯科大学学則は、その目的を「歯・顎・口腔の医学を教授研究し、知的、道徳的、応用的能力を展開させ、国民の健康な生活に貢献する」と謳っており、その目的を体して、人体の健康を担当する医療人として、生命体ならび



に生命体への医行為を学ぶことにより、知識と技術と倫理観、すなわち学・術・道を兼ねそなえた歯科医師の育成を目標としている。

### 【教育の特色】

日本歯科大学新潟生命歯学部は、6年一貫制のカリキュラムを編成して、一般教育から基礎、臨床教育へと効率的で整合性のある授業・実習を実施している。さらに、自己学習能力やコミュニケーション能力を高めるために、問題基盤型教育（PBL テュートリアル教育）を積極的に取り入れている。

新潟病院における病院実習は、診療参加型を基本とし、総合診療科での実習をベースとして小児歯科、矯正歯科、口腔外科、歯科麻酔・全身管理科、放射線科、医科病院をスモールグループに編成しローテートしており、病院での実習と並行して保健所、福祉施設、保育園でのフィールド実習を行っている。

高齢化社会への対応と地域医療への取組みとして、わが国歯科大学・歯学部では最初の在宅歯科往診ケアを1987年より行っており、学生に寝たきり老人等の在宅での歯科ケアを体験実習させている。

一方、新潟病院と医科病院を併せもつことから、臨床実習に内科・外科・耳鼻咽喉科の実習を取り入れており、医科診療の現場を実体験させ、全身的医療に対する認識を高めている。

【学生の現況（2007年4月1日現在）】

学 生 数

学部学科・大学院		入学定員	募集人員	在籍者数
新潟生命歯学部	生命歯学科	120	96	597
大学院	新潟生命歯学研究科(博士課程)	18	18	27(3)

\*（ ）内は、海外留学生



新潟県中越地震歯科医療救護活動



校章  
THE SCHOOL BADGE



シンボルマーク  
THE SCHOOL SYMBOL

## 大学改革等 10 年のあゆみ (活動事例)

### 【教員評価の実施】

2003 年 1 月に、全教員を対象とした教員評価要項が完成し、翌年度より学外の評価委員を主体とした教員評価が実施されている。これは、従来から実施されていた学生による授業評価に加えて、教育・研究・臨床・学内業務・社会的活動について評価し、数値化してコンピュータ処理による総合評価をするもので、評価結果が全教員にフィードバックされている。

### 【臨床系二元化による大学機構改革】

2003 年 4 月より、従来の歯科臨床講座の教員を 1 講座 5 名とし、その他は病院診療科所属とする二元化による大学機構改革が実施された。これにより、講座の主務は教育・研究、診療科の主務は教育・臨床とする責任体制を明確化した。

### 【学部等の名称変更】

2006 年 4 月より、現行の歯科医学教育・研究、歯科医療の実情に合わせて、学部の名称を「新潟生命歯学部」に変更したが、関連して学科名称を生命歯学科、研究科名称を新潟生命歯学研究科に変更した。また、来院者への利便性等を考慮して、附属病院の名称を、歯科は日本歯科大学新潟病院、医科は日本歯科大学医科病院に短縮、変更した。

### 今後の展望 (課題等)

今後の展望として、新潟生命歯学部の研究活動の向上が図られており、学内に研究推進委員会を設けて、研究活性化策が審議され実行される。

また、大学院の拡充も課題となっており、独自の奨学制度の新設等大学院生増加への環境づくりが実施されている。さらに、2007 年度からは、学生・

教職員・患者等来学者の健康管理を考慮し、大学敷地内を全面禁煙とした。

### 附属病院の概要

【新潟病院】 診療 月～土曜日、病棟 50 床

- ・診療科 総合診療科 (3 診)、口腔外科、小児歯科、矯正歯科、歯科麻酔・全身管理科、放射線科
- ・センター 口腔インプラントセンター、障害児歯科センター、障害者歯科センター、いびき診療センター、在宅歯科往診ケアチーム
- ・特殊外来 スポーツ歯科外来他 8 外来

【医科病院】 診療 月～金曜日、病棟 50 床

- ・診療科 内科、外科、耳鼻咽喉科

### その他付属施設の概要

【医の博物館】 開館 月～金曜日

- ・面積 展示室 (170m<sup>2</sup>)、本学記念室 (28m<sup>2</sup>)、その他 (85m<sup>2</sup>)
- ・史料 約 5,000 点 (歯・医・薬に関する展示・保管史料)

### 【先端研究センター】

- ・面積 先端研究センター (1,596m<sup>2</sup>)、生物科学施設他 (298m<sup>2</sup>)
- ・施設 RI 施設、電顕施設、DNA 施設、生物科学施設他 8 施設

### 併設歯科衛生士養成学校の概要

- ・名称 日本歯科大学新潟短期大学 (歯科衛生士学科)
- ・修業年限 3 年 (2002 年度、2 年制より移行)
- ・入学定員 50 名 (2007 年 4 月 1 日現在、在籍総数 180 名、他専攻科 6 名)
- ・専攻科 臨床コース (1 年制)  
学士取得支援コース (2 年制)

# 神奈川歯科大学

Kanagawa Dental College

理事長 高橋 和人  
学長 梅本 俊夫

## 沿革

本学は、1910年東京女子歯科医学校としてわが国で初めて女子に歯科医学を教授したのに始まる。専門学校廃止令により日本女子歯科厚生学校を創設、私立では全国に先がけ歯科衛生士の養成を開始、1952年日本女子衛生短期大学に発展した。1964年神奈川歯科大学を創設、1975年大学院歯学研究科、1980年附属歯科技工専門学校を設置した。

1910年5月	東京女子歯科医学校を神田区に創立
1922年7月	東京女子歯科医学専門学校に昇格
1934年2月	日本女子歯科医学専門学校と改称
1947年3月	専門学校廃止の学制改革に伴い廃校
1949年8月	日本女子歯科厚生学校を創設
1951年3月	学校法人日本厚生学園とする
1952年3月	日本女子衛生短期大学設置
1963年9月	学校法人神奈川歯科大学と改称
1964年1月	神奈川歯科大学（歯学部）設置
1975年3月	神奈川歯科大学大学院設置
1980年2月	附属歯科技工専門学校設置

## 学部の特徴

### 【教育理念・目標】

「歯科医師としての熟練と人間としての優しさを身につけるために、学を学び、技を習い人を識る愛の教育」を教育理念に掲げ、医の道に携わる者として、協調性に富んだ社会活動と国際感覚を養い倫理観と人の心を大切にす教育を展開している。

### 【教育の特徴】

時代が求める医療人の育成を将来をも見据え、学生に問題を解決させることによって教育効果を判定する方法から、さらに学生自身が自分にとって問題は何かを発見させる斬新なカリキュラムを導入している。6年間一貫した教育をもって総合的能力の開発・涵養に重点を置き、週5日制の「自己啓発する教育」などもその柱となっている。



【学生の現況（2007年4月1日現在）】

### 学 生 数

学部学科・大学院	入学定員	募集人員	在籍者数
歯学部歯学科	120	120	753
歯学研究科博士課程	18	18	69

## 大学改革等 10年のあゆみ（1997～2006年度）

この10年間は大学創立40周年を挟んでの10年間であり、学内環境整備の一環として老朽化した実習棟を平成14年3月に、教室棟を平成15年2月に建替えた。

また、平成18年度から義務化された歯科医師臨床研修に対応するために、横浜駅西口から徒歩5分の場所に附属横浜研修センター・横浜クリニックを平成15年7月に開設した。

本学にとって、短期間に実習棟、教室棟の建替えに始まり、横浜研修センター新設は財政的負担も大きいものであったが、これから先の50年を見据えて、21世紀の歯科医療を担う歯科医師を育成するために必要な経営投資であるとの決断の下に行われた。

制度面に関しては平成15年に講座制の改革が一応完成し、18講座42分野に再編された。

### 今後の展望（2007年～）

本学は、平成26年に創立50周年を迎える。記念事業として、歯科医師臨床研修と学生の参加型臨床実習に対応できるように附属病院の建替えを予定し、さらに奨学金制度の充実を計画している。

制度面に関しては平成17年度から教員の個人評価を教育、研究、臨床、学内業務、学外業務の面から自己申告に基づいた個人評価を実施し処遇に反映させたいと考えている。



校章  
THE SCHOOL BADGE

### 附属病院の概要

- ・名称 神奈川歯科大学附属病院
- ・診療 月曜日～土曜日
- ・診療科  
歯科（成人歯科Ⅰ～Ⅲ、矯正科、小児歯科、口腔外科、放射線科、麻酔科、障害者歯科、予診科、インプラント科、予防歯科、かみ合わせリエゾン診療科）
- 医科（内科、外科）
- 特殊外来（歯科アレルギー外科、スポーツ歯科外来、口臭外来、いびきと睡眠時無呼吸外来、口腔顔面痛みしびれ外来、喫煙外来、骨粗しょう症外来）
- 病棟 29床
- ・名称 神奈川歯科大学附属横浜研修センター・横浜クリニック
- ・診療 月曜日～土曜日
- ・診療科  
歯科（保存、歯周病、補綴、口腔外科、インプラント科、小児歯科、矯正歯科、障害者歯科）
- 医科（眼科、内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、放射線科、人間ドック）

病棟 19床

### その他附属施設の概要

- ・名称 高次口腔科学研究所
- ・部門 組織再生部門、人工生体材料開発部門、口腔機能研究部門
- ・名称 口腔難治疾患研究センター
- ・部門 分子情報部門、遺伝子診断部門、遺伝子治療部門、放射線治療法開発部門
- ・名称 咬合医学研究所
- ・研究活動 歯科医学的根底をなす咬合学を咀嚼器官と脳機能および情動の関係から捉え直す。

### 併設歯科衛生士学校の概要

- ・名称 湘南短期大学（歯科衛生学科）
- ・修業年限 3年（2006年度2年制より移行）
- ・入学定員 120名（2007年4月1日現在、在籍総数198名）

### 併設歯科技工士学校の概要

- ・名称 神奈川歯科大学附属歯科技工専門学校（歯科技工学科）
- ・修業年限 2年
- ・入学定員 30名（2007年4月1日現在、在籍総数39名）

# 鶴見大学歯学部

Tsurumi University School of Dental Medicine

理事長 伊東 盛熙  
学長 柳澤 慧二  
歯学部長 瀬戸 皖一

## 沿革

1925年に曹洞宗大本山總持寺開山常済大師600回大遠忌事業として、鶴見高等女学校が設立された。1947年に学制改革により鶴見女子中学校、1948年に鶴見女子高等学校となった。さらに1953年に鶴見女子短期大学（国文科）が開設され、1962年に保育科ならびに保健科が増設された。また、1963年には二祖峨山禅師600回大遠忌記念事業として、鶴見女子大学（文学部：日本文学科、英米文学科）が開設され、1970年には常済大師650回大遠忌記念事業として歯学部が増設され、1977年には大学院歯学研究科、1989年には大学院文学研究科が設置された。現在、鶴見大学歯学部は幼稚園から大学院を包含する総合学園である総持学園の一翼を構成し、2000年に開設30周年を迎えた。

この10年の沿革を要約すれば下記の通りである。

1997年3月	鶴見大学会館竣工
1998年4月	「鶴見大学歯学部顎機能研究センター」(ハイテク・リサーチセンター)設立
1999年2月	タイ・タマサート大学歯学部と学術交流協定締結
2000年3月	ロンドン大学クィーンメリー・フィールド校と学術交流協定締結
2001年1月	顎機能研究センターがバイオベンチャー研究開発拠点に選定される
3月	附属病院が開放型病院（オープンシステム）としてスタートする
2002年3月	アメリカ・ベイラー歯科大学と学術交流協定締結
4月	新カリキュラムがスタート
2004年7月	スイス・ベルン大学歯学部と学術交流協定締結
9月	創立記念大学記念館竣工
10月	総持学園創立80周年記念式典挙行
2006年4月	新々カリキュラムがスタート

## 学部の特色

### 【教育理念・目標】

本学は仏教、特に禅の教えに基づく人格の形成と



社会への奉仕をもって、建学の精神としている。また、それを表す言葉として初代学長中根環堂先生の示された「大覚円成 報恩行持」の二句八字を大切にしている。

歯学部としては、これを敷衍し歯学部の教育目標として「信頼される歯科医学の教育、研究、診療」を掲げて、歯科医師の育成にあたっている。信頼されるとは、もちろん社会から、患者さんからの意で、Patient-Oriented System (POS)に通じる。

### 【教育の特色】

本歯学部の最も大きな特色は、創立以来続けられている5年生前期に始まる診療参加型の臨床実習を教育の中心に据え、これを中心に6年間のカリキュラムが組まれていることである。すなわち、1・2年生のときには、従来的一般教養科目に加えて、コミュニケーション力を高めるための講義や実習が組まれ、3・4年生のときには、実際に患者さんを診療するのに困らないレベルまでの専門的な知識と技術が教授される。こうして迎える臨床実習では、実習指導者の指導のもと、学生一人ひとりがそれぞれ患者さんを担当することになる。患者さんとの会話や指導者からの助言を通して卒業後の臨床研修につながる歯科医療の基礎を培うことができる。

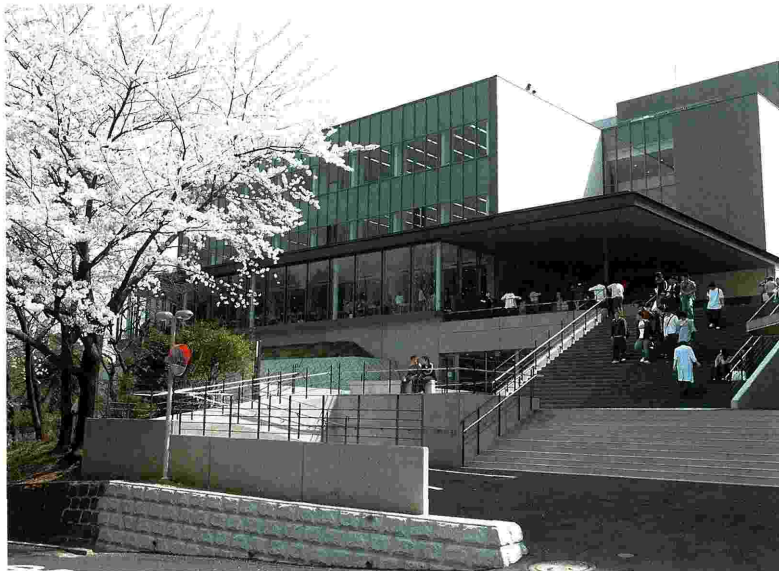
【学生の現況（2007年4月1日現在）】

### 学 生 数

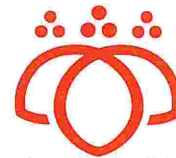
学部学科・大学院		入学定員	募集人員	在籍者数
歯学部	歯学科	160	128	842
大学院	歯学研究科	18	18	74

## 大学改革等10年のあゆみ（1997～2006）

大学設置基準の大綱化が行われたのは、1991年のことだったが、それから6年後の1997年からの



校章  
THE SCHOOL BADGE



鶴見大学  
シンボルマーク  
THE SCHOOL SYMBOL

この10年は大綱化に始まった大学改革が各論に入った年月だった。歯科界についていえば、1997年に臨床研修制度がスタートし、いわゆる富士研が始まった。また本歯学部としては、前年に申請して認められ正式に大学基準協会の維持会員となって、大学の機構改革等を始めた年にあたる。翌1998年には、前記の臨床研修医のための診療室を開設した。また、新規採用の助手に任期制を導入した。

2001年歯学教育モデル・コア・カリキュラムが発表されたのを受けて、それまでのカリキュラムを点検し、翌年から「医療人間科学」「同実習」「情報リテラシー」などの統合科目を含む新カリキュラムをスタートさせた。

2003年、大学基準協会の相互評価を受け、合格と認定された。また、2005年から新任の講師、助教授にも任期制を導入し、所要の評価基準を定めた。さらに2007年から全国的な新教員組織の導入に伴い、教授を含め全教員に任期制を適用することとした。

#### 今後の展望（2007年度～）

2006年度から必修化となった臨床研修制度のスタートに伴って必要となった研修医の person 費、同じく無給に近い条件で働いている多くの若い歯科医への適正な手当の支払い、年々上昇する教員の person 費の漸増などが重なり、学生の指導にあたる専任教員数を削減する必要がでて、教授会で認められた。この計画は向こう3年以内の削減教員数を示したもので、3年後に適用する評価基準も同時に規定した。この問題と、厚労省等から要求されている入学者の定員削減問題が今後の大きな課題である。

教育面では、2002年にスタートした新カリキュ

ラムを修正した新々カリキュラムを2006年に導入した。このカリキュラムの学年進行に合わせた徹底が今後の課題である。

#### 附属病院の概要

##### 【歯学部附属病院】

（診療 月～金曜日および第1・3・5土曜日）

- ・診療科 初診室、総合歯科1・2、保存科、補綴科、口腔外科、口腔顎顔面インプラント科、矯正科、小児歯科、障害者歯科、高齢者歯科、放射線科、歯科麻酔科、内科・循環器科、眼科、専門外来（ドライマウス外来・口臭外来・東洋医学外来・摂食嚥下リハビリテーション外来・白くて美しい歯の外来・いびき外来・卒煙外来・歯科遺伝子相談外来・アピアランス外来・アンチエイジング外来・口腔顎顔面心療科・レーザー外来）

なお、附属病院は多くの歯科医師会との間で本病院の共同利用に関する覚書を締結し、開放型病院（オープンシステム）となっている。

#### その他付属施設の概要

##### 【RI研究センター】

- ・面積 459.84m<sup>2</sup>

##### 【ハイテク・リサーチ・センター（2号館）】

- ・面積 78m<sup>2</sup>

##### 【ハイテク・リサーチ・センター（3号館）】

- ・面積 246.5m<sup>2</sup>

#### 併設歯科衛生士・歯科技工士養成学校の概要

- ・名称 鶴見大学短期大学部（歯科衛生科）
- ・修業年限 3年（2002年2年制より移行）
- ・入学定員 150名（2007年4月1日現在、在籍学生総数 477名）

# 松本歯科大学

Matsumoto Dental University

理事長 矢ヶ崎 康  
学 長 森本 俊文  
歯学部長 中田 稔

## 沿革

松本歯科大学は、理事長の矢ヶ崎 康博士により創立され、1972年4月、開学し、2002年に創立30周年を迎えた。松本歯科大学大学院歯学独立研究科は2003年4月に開校し、「口腔疾患制御再建学講座」および「顎口腔機能制御学講座」「健康増進口腔科学講座」の3講座で構成されている。

1972年1月	学校法人松本歯科大学設置認可される
4月	第1期生を迎え開学
6月	松本歯科大学病院を開設
1976年4月	衛生学院（歯科衛生士科）開校
1977年4月	衛生学院に歯科技工士科を増設、歯科技工士養成所に指定される
1985年3月	米国・インディアナ大学歯学部と姉妹校締結
1986年11月	中国・河北医学院と姉妹校締結
1989年11月	総合歯科医学研究所・生体材料部門を開設
1991年10月	総合歯科医学研究所に顎・口腔形態機能研究部門を併設
1992年12月	ロシア・ハバロフスク医科大学（現・極東州立医科大学）と姉妹校締結
1996年5月	中国・河北医科大学（旧河北医学院）と姉妹校締結
2002年3月	新・総合歯科医学研究所が完成
12月	松本歯科大学大学院設置認可される
2003年4月	松本歯科大学大学院歯学独立研究科開設、ハイテクセンター完成
2006年4月	「Campus Inn」第1期工事竣工
2007年4月	「Campus Inn」第2期工事竣工

## 学部の特徴

### 【教育理念・目標】

本学の教育理念は「優れた歯科医師は、まずすぐれた人間でなければならない」である。専門領域においてのみ優秀だけでなく、社会の一員としても指導的立場に立ち、地域社会の発展に貢献しうる人材でなければ、真に優れた歯科医師とはいえない。本学は、単なるスペシャリストの養成にとどまらず、あらゆる専門領域の総合化による新しい人格の創造を目指している。



### 【教育の特徴】

本学のカリキュラムは、人間形成のための教養と歯科医師として求められる専門知識および医療技術等の学習を有機的に結びつけた一貫教育システムを特色としている。

歯科医学教育では高度な専門分野の学理と技術の修得が必要であり、そのためには初年次段階で学生の基礎的知識を充実させなければならない。近年は、ゆとり教育の影響によって学習履歴や学力が多様化した新入生に対し、学生の実態に合わせた基礎力の支援教育が必要となり、大学教育に必要な基礎知識は大学自身で教える時代となった。このため、本学では初年次教育で、理解力の強化をはじめ、学習意欲の育成、自学自習の習慣づけなど、基礎力の充実のためさまざまな支援教育を行っている。

2006年に本学が寄宿舍「Campus Inn」を新設したのも、そうした教育支援体制の一環である。

一方、歯科医療はサービス産業であり、患者さんとの接し方やコミュニケーションの取り方が重要であるところから外部講師等を招き全学を挙げて適切な接遇研修を実施している。

【学生の現況（2007年4月1日現在）】

### 学 生 数

学部学科・大学院・衛生学院	入学定員	募集人員	在籍者数
歯学部 歯学科	120	113	690
大学院 歯学独立研究科 博士課程	18	18	78 (1)
衛生学院 歯科衛生士科	30	30	66

\*（ ）内は、海外留学生

### 大学改革等10年のあゆみ

#### 【大学院開設】

2003年4月に21世紀の急速に変化する社会環境





研究部門の中核となる総合歯科医学研究所

に柔軟に対応できる、豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・高度専門化した歯科医療職業人の養成を目指して松本歯科大学大学院歯学独立研究科が開校した。

既存の本学総合歯科医学研究所を基盤に「口腔疾患制御再建学講座」および「顎口腔機能制御学講座」「健康増進口腔科学講座」の3講座で構成され、優れた教員と研究所の最新鋭の機器や施設のもとで、本学独自の大学院教育を実践している。また、2007年4月から大学院では、臨床重視の博士課程を新たにスタートさせ、歯科医学の臨床分野で、より高度の知識、技能、経験を十分に実践しうる人材の教育、指導育成に努めている。

#### 【第1学年生に全寮制導入】

2006年4月に寄宿舍「Campus Inn」が完成し、歯学部第1学年の1年間は、勉学に集中できる環境を提供し、歯科医師を目指す学生としての人間形成ならびに基礎力を確実に身につけることを目的として全寮制にした。最新の快適設備を整え完全個室でワンルーム形式、寮費は無料とした。本学が一貫して追求してきた「人間性豊かな歯科医師の育成」のため、第1学年の段階で規律正しい学習習慣を身につけられるよう配慮がなされている。

#### 【新病院棟建設】

2007年秋の完成を目指して新しい病院を建設中である。新しい病院は従来の歯科のみでなく、内科や眼科などを含めた総合的な診療体制を整える。患者さんや医療スタッフのために快適な院内環境を実現、明るく広々とした、合理的・効率的・機能的な病院であり、合わせて将来を見据えた未来型の病院として最新鋭の設備をそろえている。大学付属の教

育病院として、また地域社会の中核病院としての役割が期待されている。

#### 今後の展望

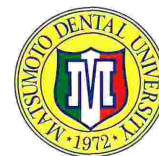
本学を取り巻く社会情勢は決して生易しいものではない。少子化の波に加え、大学教育の自由化や多様化などさまざまな要因の中で、社会のニーズに応えた優秀な人材の育成が課題である。本学は、学生、教職員が建学の理念のもとに一丸となってさまざまな変化に適切に、かつ機敏に対応していかなければならない。

#### 大学病院の概要

- ・ 標榜科 歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
- ・ 診療科 口腔診断科、特殊診療科、小児歯科、矯正歯科、歯周病科、口腔ケア・予防科、保存科、一般歯科1・2・3、第1補綴科、第2補綴科、口腔外科、口腔インプラント科、歯科麻酔科、歯科放射線科
- ・ 診療時間 平日 8:30～17:00  
土曜日 8:30～12:30
- ・ 入院設備 病床数31床
- ・ 主な設備 チェアユニット160台、超音波診断装置、マルチスライスCTスキャナー、歯科用小型X線CT(3DX)、レーザー治療装置、レーザー溶接機、デンタルキャディムシステム、歯科用シミュレーションシステム、オーダリングシステム等
- ・ 従事者数 歯科医師133人、臨床検査技師3人、歯科臨床研修歯科医54人、診療放射線技師3人、歯科衛生士39人、管理栄養士1人、歯科技工士9人、事務職員16人、看護師19人、薬剤師3人、その他4人 計284人(2007年5月1日現在)



校章  
THE SCHOOL BADGE



シンボルマーク  
THE SCHOOL SYMBOL

# 朝日大学歯学部

Asahi University School of Dentistry

理事長 宮田 侑  
学長 岩山 幸雄  
歯学部長 田村 康夫

## 沿革

1971年に岐阜歯科大学として開学。1985年4月に経営学部を開設し、朝日大学と校名変更した。

1987年には法学部を開設し、現在では、法学部、経営学部（経営学科、情報管理学科、ビジネス企画学科）および歯学部の3学部5学科に加え、大学院の3研究科（歯学研究科、法学研究科、経営学研究科）に博士課程を設置している。また、キャンパス内に歯科衛生士専門学校を併設している。（法学部、経営学部、法学研究科および経営学研究科の沿革の詳細は省略）

1971年2月	学校法人岐阜歯科大学設立認可
4月	岐阜歯科大学を開設
5月	岐阜歯科大学附属病院を開設
1973年4月	岐阜歯科大学附属歯科衛生士学校を開設、岐阜歯科大学附属村上記念病院を開設
1977年4月	大学院歯学研究科を開設（歯学専攻博士課程）
1979年7月	岐阜歯科大学歯科臨床研究所および同研究所附属歯科診療所を開設
1984年9月	附属村上記念病院を新築移転
1985年4月	経営学部開設に伴い、法人の名称を学校法人朝日大学に、大学の名称を朝日大学に、附属歯科衛生士専門学校の名称を朝日大学歯科衛生士専門学校に改める
1987年4月	法学部を開設
1989年4月	法学部、経営学部に教職課程を併設
1997年10月	名古屋サテライトを開設、基礎教育センターを設置
2007年6月	PDI岐阜歯科診療所が新築竣工

## 学部の特徴

歯学部の教育目標は、建学の精神にのっとり、高い倫理観と人間に対する深い洞察力、専門的な知識や技術を修得することによって、地域にとどまらず、国際社会にも通用する歯科医師を育成することである。この目標を達成するために、基礎教育系、専門



教育系および臨床教育系によって構成された6年一貫の系統教育を採用している。

基礎教育系では、広い視野、確かな視点、ますます複雑化していく社会情勢に対応できる幅広い知識と歯科医師としての教養を身につけさせることを目的に、歯科医学を学習していく上で必要な基礎学力の向上と豊かな人間性の涵養を目指している。

専門教育系では、基礎歯学と臨床歯学の連携を重視したカリキュラムを編成し、歯科臨床ならびに全身医学に密接に関連した歯科医学教育の実践を最終目標とした教育を系統的に行っている。また学生の学習到達度については2005年度から本格実施された共用試験などにより客観的に評価している。

臨床教育系では、診療参加型臨床実習を通じ、インフォームド・コンセントの能力を養うとともに、学生が医療チームの一員として、指導医のもとで診療業務を分担しながら、知識、思考法、技能、態度の基本的な事項や医療スタッフとのチームワークの重要性を学ぶことに加え、医療事故の防止や的確な感染対策の知識を体得することとしている。

【学生の現況（2007年5月1日現在）】

### 学生数

学部学科・大学院研究科		入学定員	募集人員	在籍者数
歯学部	歯学科	140	128	852
大学院	歯学研究科博士課程	18	18	40

## 大学改革等10年のあゆみ

### 【新カリキュラムの編成】

今日、わが国の歯科大学（歯学部）は、グローバル化、少子・高齢化などによる社会的ニーズの変化や科学のめざましい進歩により、歯科教育の見直しや、国民から信頼される歯科医師養成が社会から求



ASAHI UNIV.

シンボルマーク

THE SCHOOL SYMBOL

められている。本学においても臨床実習前の基本的臨床能力（知識、技能、態度）を学生に十分に身につけさせるため、客観的評価に基づく教育指導体制の整備が急務となった。そこで、2003年度からの新カリキュラムでは、6年一貫教育のなかで、臨床前教育として歯学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠した学習到達目標を設定し、その到達度を客観的に評価するものとした。

#### 【大講座制への移行】

2003年度から、基礎系7講座、臨床系12講座を6系統の大講座に統合した。従来の講座はそのなかの専門分野として組み込まれた。この大講座制への移行により、厳しさを増す教育、研究、診療への的確な対処を目指している。

#### 【地域との連携】

朝日大学歯学部附属病院と瑞穂市は、災害が発生した場合に、市の要請に応じて本学附属病院が市民の救護活動を実施する旨の協定を締結している。

#### 今後の展望（課題等）

基礎教育系、専門教育系、臨床系という系統的教育が6年一貫で実施されており、それぞれの繋がりにも配慮、工夫がなされている。しかし、日進月歩の歯科学では学際的教育・研究分野が増加してきており、統合講義など複数分野連携による授業の導入が今後の課題である。また、全学生に臨床前教育を徹底させ、患者実習を通して充実した臨床実習に繋

げることが期待される。

#### 附属病院の概要

【附属病院】（診療 月～土曜日）

- ・診療科：歯科（保存科、歯周病科、歯科補綴科、歯科口腔外科、矯正歯科、歯科放射線科、小児歯科、麻酔科、総合診療科、障害者歯科、高齢者歯科、口腔インプラント科、スポーツ歯科）、内科（一般内科）、外科（整形外科）
- ・病床数：30床

【PDI 岐阜歯科診療所】（診療 月～土曜日）

- ・診療科：歯科、小児歯科、矯正歯科

【附属村上記念病院】（診療 月～土曜日）

- ・診療科：総合内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・甲状腺・内分泌科、呼吸器科、外科、乳腺外科、脳神経外科、整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科、眼科、泌尿器科、麻酔科、歯科・口腔外科
- ・病床数：358床

#### その他の附属施設

- ・口腔科学共同研究所（分析機器施設、放射性同位元素研究施設、バイオテクノロジー研究施設、実験動物飼育施設）

#### 併設する歯科衛生士専門学校の概要

- ・名称 朝日大学歯科衛生士専門学校
- ・修業年限 2年（2009年度から3年制移行予定）
- ・入学定員 50名（2007年5月1日現在114名在籍）

# 愛知学院大学歯学部

School of Dentistry, Aichi-Gakuin University

理事長 山路 純正  
学院長・学長 小出 忠孝  
歯学部長 野口 俊英

## 沿革

本学歯学部は1961（昭和36）年3月、「行学一体・報恩感謝」の建学の精神を歯学教育の分野で実践し、真に国民の福祉向上に貢献できる歯科医師を養成することを目的としてわが国8番目の歯学部として創設された。

1967（昭和42）年3月初めて卒業生が出て以来既に6,188余名の卒業生が歯科医師として活躍している。また1968（昭和43）年4月には大学院歯学研究科も設置され、1972（昭和47）年3月に初めての修了生を出して以来、論文博士を含む986余名の博士（歯学）を輩出している。

本学歯学部の教育課程は、従来、進学課程と専門課程に分かれ、進学課程は主に日進学舎で、専門課程は楠元学舎と末盛学舎で教育が行われていたが、1993（平成5）年度入学者から6年一貫の新教育課程を実施し、2002（平成14）年以降は、モデル・コア・カリキュラムを導入した教育を行っている。

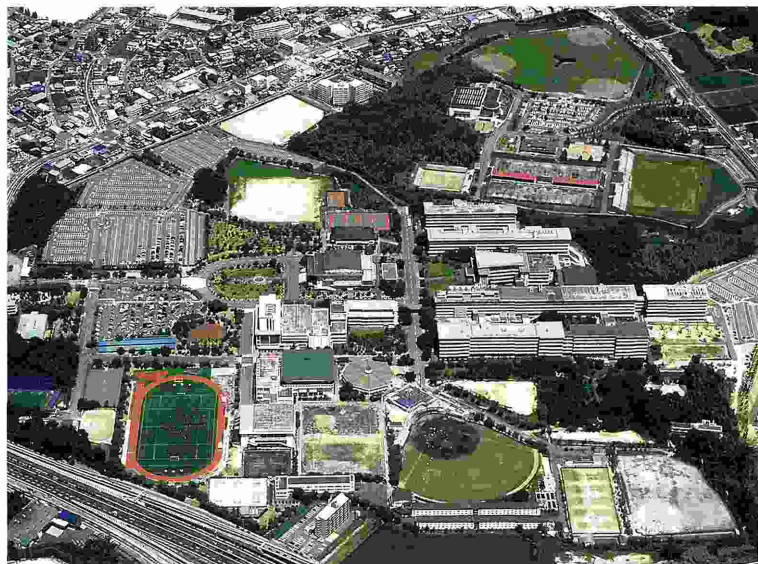
歯学部では、歯学部長以下約400名の教職員が研究・教育に当たるほか一部は附属病院において臨床に従事している。

## 学部の特色

### 【教育理念・目標】

歯学部の教育は、歯科医学・歯科医療・口腔保健向上の一翼を担うことのできる有能かつ高い倫理観を持った歯科医師の養成を目標としている。そのためには、単に学識、技術を教授するのみでなく、臨床の場で効率的に展開できる実務的な能力を修得させる必要がある。そこで、歯科医学に関わる基本的知識、科学的学識を充分に把握させ、それに基づいた歯科医学的技法を習熟させることが重要である。さらに高い倫理観を持った学識ある歯科医師として広い学際的教養を持つことが望まれており、本学の建学の精神を充分体得することとしている。

歯学部の教育は歯科臨床に携わる歯科医師の育成にあることはいうまでもない。しかしただ単にそれ



だけでなく、21世紀に対応する優れた研究者、教育者、行政担当者など幅広い人材を育てるために教職員一丸となって広範な教育を行っている。

### 【教育の特色】

本学歯学部は、6年一貫教育として歯科医学教育を実践し、歯科医療に必要な知識と技術を身につけるとともに、歯科医師にふさわしい人格の形成を目指した教育を行っている。1年次は日進学舎で教養教育科目の学習を通じて社会の諸事象に対応できる基本的な思考力を養成する講義と演習が行われている。

2～4年次は楠元学舎で学識豊富な教授、新進気鋭の教員による歯科基礎医学、臨床歯科医学の講義、実習と臨床予備実習が実施される。5～6年次になると優れた設備をもった附属病院（末盛学舎）で臨床実習が行われている。教員と学生が一体となった臨床実習を通じて歯科医学の知識と技術の修得はもちろん、医療の現場を肌で感じ、歯科医師としての使命と自覚を培っている。

【学生の現況（2007年4月1日現在）】

### 学生数

学部学科・大学院		入学定員	募集人員	在籍者数
歯学部	歯学科	130	128	797
大学院	歯学研究科	18	18	93

## 大学改革等 10年のあゆみ（1997～2006年度）

新しい世紀を迎えて、わが国の歯科医学教育では大きな改革が始まっている。その一つとして、文部科学省の指導によってコア・カリキュラムが作られ、平成17年度から、本格的にそれに対する学生の到達度を評価するため、臨床実習開始前の4年学年末に共用試験を実施している。



校章  
THE SCHOOL BADGE



マスコット：アグ丸

本学歯学部はコア・カリキュラムに準拠した新カリキュラムを整備し、時代に応じた教育体制を整えている。5年生から始まる「臨床実習」は、末盛学舎の附属病院で行われる。臨床実習はマン・ツー・マンで行われ、学生は医療技術の習得はもちろん、医療の現場を肌で感じ、患者との信頼関係の大切さを学び、歯科医師としての自覚を養っている。

また、大学院歯学研究科では、科学的研究法、歯科医学の理論および応用を教授し、独創的研究によってその深奥を究め、文化の創造発展と、人類の福祉に貢献するとともに、専攻分野に関する研究を指導する人材の養成を行っている。専攻は歯科基礎系と歯科臨床系の2つに大別されている。また、本研究科は1999（平成11）年文部科学省の学術フロンティア推進事業の拠点に指定された他、2003（平成15）年からは「ハイテク・リサーチ・センター」を開設している。

本学部は現在、海外の7大学と姉妹校提携を結び、教育・研究面での交流が非常に活発に行われている。

学生の課外活動も盛んで、毎年全日本歯科学学生総合体育大会では、常に上位の成績をおさめている。本学ではスポーツを大いに奨励している。それはスポーツが人間形成に大きな役割を果たしているからである。

#### 今後の展望（2007年度～）

本学歯学部の卒業生の臨床能力について、一般の臨床家からさらに高い評価を受けられるように努力していく必要がある。また、歯科医師臨床研修との有機的な連携をとっていく必要がある。

教養科目の重要性を認識していない学生、特に生物、化学、物理の3科目を全て選択していない学生

に対して指導を充実する。臨床実習では患者の確保、方策を工夫していく。キャンパス間の教育の連絡をFD等を通じて密にしていく。

国際交流は、大学院歯学研究科のみならず歯学部においても海外ボランティア活動、外国の学生との交流等充実していく予定である。大学院歯学研究科ではハイテク・リサーチ・センター事業の継続申請をすること、また歯学研究科の学位論文の発表会の実施および授業科目の再編も行う。

#### 附属病院の概要

附属病院は中部地区の歯科医療の中心的存在で、2001（平成13）年度に全館リニューアルを終え、最新の設備と近代的な機能を備えた病院になった。本病院では21の専門診療科、15の特殊外来の他、総合診療科さらに内科、外科を中心とした医科治療も行っている。このような歯科の新病院は全国的にも稀少である。

#### その他の附属施設

口腔先端科学研究所、ハイテク・リサーチ・センター、アイソトープ室、X.M.A室、動物実験センター、マルチメディアセンター等

#### 愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科の概要

1968（昭和43）年より設置されていた歯科衛生専門学校を2006（平成18）年より愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科として歯科衛生士教育を継承している。

#### 愛知学院大学歯科技工専門学校の概要

1962（昭和37）年に愛知学院大学歯科技工士学校として、愛知学院大学歯学部併設した。1967（昭和42）年から本科に加えて、より高度な習練ができるように専修科を増設した。

# 大阪歯科大学

Osaka Dental University

理事長 川添 堯彬  
学長 川添 堯彬

## 沿革

大阪歯科大学は、1911年（明治44年）に大阪歯科医学校として設立され、高度な歯科医学教育・研究が歴史と伝統の中で培われている。1997年に新キャンパスの楠葉学舎、新病院の天満橋学舎が完成し、牧野学舎とあわせた3つのキャンパスは、最新の情報システム（ODU ネット）で結ばれている。

1911年12月	大阪歯科医学校設立
1912年1月	大阪歯科医学校開校
1917年9月	大阪歯科医学専門学校設立
1947年6月	大阪歯科大学（旧制）設立
1952年4月	大阪歯科大学（新制）設立
1961年4月	大学院歯学研究科（博士課程）設置
11月	大阪歯科大学創立50周年記念・新館落成記念式典開催
1964年4月	歯科技工士養成所（現大阪歯科大学歯科技工士専門学校）設立
1968年5月	歯科衛生士学校（現大阪歯科大学歯科衛生士専門学校）設立
1997年4月	楠葉学舎・新病院完成
2001年6月	創立90周年記念式典開催
2002年4月	統合型カリキュラム導入
2006年4月	歯科医師臨床研修プログラム実施
2007年4月	教員新職制実施

## 大学の特色

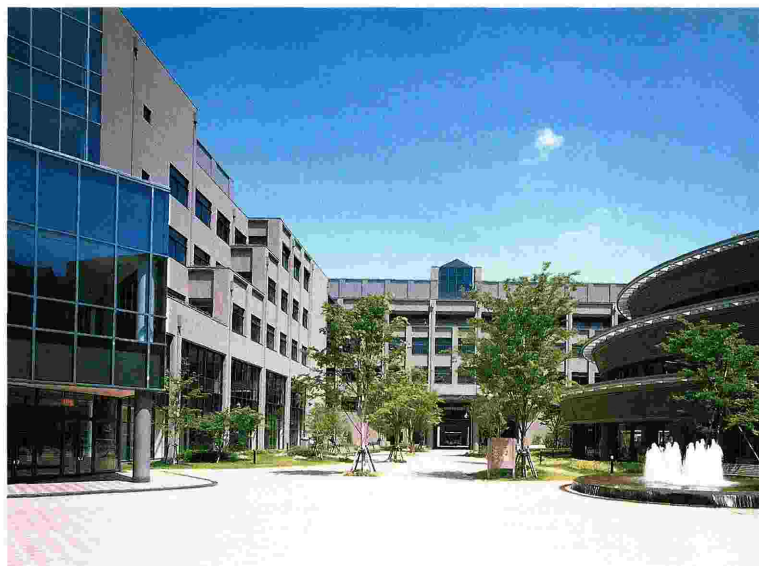
### 【教育理念】

本学の建学の精神は「歯科医療における専門的知識、技能の重要性を自覚させ、旺盛なる研究意欲を醸成し、自らの選んだ道に深い使命感をもつとともに、社会に対する奉仕の人生観を体得させ、さらに健康にして活動力のある情操豊かな人間形成をおこなう」ことである。

本学では、6年間の一貫教育を通じて、学生それぞれの個性を尊重しながら、以上の適性を涵養、発展させ、人間性豊かな歯科医師を養成することを教育の目標としている。

### 【教育の特色】

現在では、歯科医学生が修得しなければならない



歯科医学に関する知識および技能は飛躍的に増えている。本学は、6年間で歯科医学を体系的かつ効率的に教授するために、2002年度からこれまでの講座に基礎を置く学科目別の授業を改め、疾患別に実際の臨床の流れに沿ってカリキュラムが進行し、基礎と臨床の知識を同時に学ぶ統合型カリキュラム、すなわち「カリキュラム2000」を導入した。

カリキュラム2000の特徴は、教育課程全体を8コース、33ブロック、143ユニットに整理・統合するとともに、それらを有機的・体系的に関連づけたことにある。まず、3つの柱である「知識教育」「技能教育」「教養教育・態度教育」を基本に置き、8つのコース①態度教育、②基礎科学教育、③生命科学教育、④健康科学教育、⑤情報科学教育、⑥英語教育、⑦教養教育、⑧臨床教育が設けられている。さらに、その下にブロックならびにユニットがある。これらのコース、ブロック、ユニットにはそれぞれ責任者が配置され、各部門を統括している。

【学生・教員の現況（2007年4月1日現在）】

学生数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
大学生	133	125	127	125	127	151	788
大学院生	18	7	25	25			75

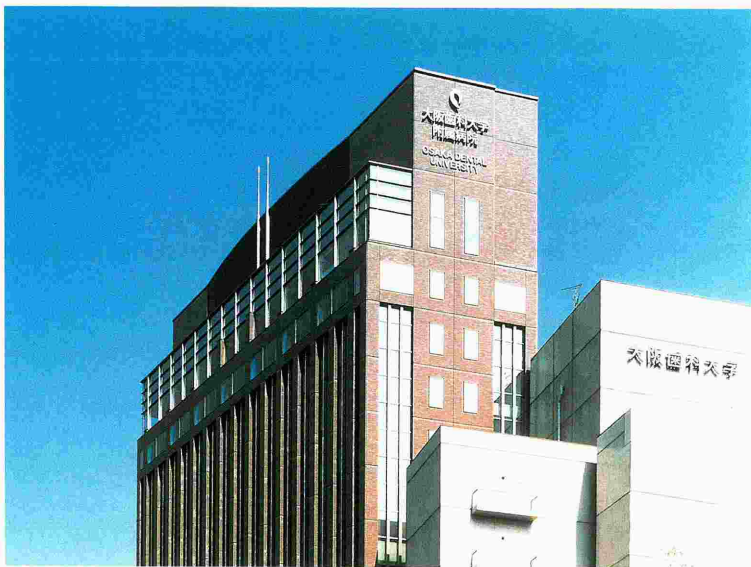
大学卒業生 15,334名 大学院修了者 589名

## 10年のあゆみ（1997～2006年度）

### 【学舎移転・新病院改築】

1997年に新しい学舎が枚方市楠葉に完成し、また附属病院も改築され、本学の21世紀に向けた教育・研究・診療の基本的な環境は整備された。

教育においては、前述した新カリキュラムを導入し、各種情報機器が完備した講義室および実習室で



シンボルマーク  
THE SCHOOL SYMBOL

授業が行われている。一方、研究および診療においても最新の機器・設備のもとで新しい展開が始まっている。

#### 【教員職名変更と任期制の導入】

2007年4月から、学校教育法の一部改正に伴い、本学でも大学教員の職名および職務内容の変更が実施されることになった。

教員の職制は、教授、准教授、講師、助教の4職制となり、特に助教については「自ら教育研究を行うことを主たる職務とする」と位置づけ、助教の資格基準も博士の学位またはこれと同等の教育研究上の能力を有することを条件としている。また、2007年4月から任期制も導入されている。

#### 今後の展望

今後の展望としては、歯科医師過剰論を背景とした学生定員の削減および歯科医師国家試験がその調整的な役割を担いつつあるのは大きな問題であり、これへの対応が緊急の課題となっている。新カリキュラムによる授業も5年を経過し、全面的な点検・評価が必要であるとともに、教育方法についても再検討が求められる。

一方、2006年度から歯科医師臨床研修制度が必修化され、附属病院における態勢整備とともに、すべての歯科医師国家試験合格者に1年間の研修が義務づけられたため、大学院生の確保という問題も派生している。

#### 附属病院の概要

- ・診療日 月～金曜日
- ・診療時間 8:45～15:30

・病棟 37床

#### 歯科診療科

- ・保存修復科
- ・口腔外科
- ・歯科麻酔科
- ・歯内治療科
- ・矯正歯科
- ・放射線科
- ・歯周治療科
- ・予防歯科
- ・口腔インプラント科
- ・高齢者歯科
- ・小児歯科
- ・口腔診断科
- ・補綴咬合治療
- ・障害者歯科
- ・総合診療科1・2

#### 医科診療科

- ・内科
- ・耳鼻咽喉科
- ・眼科

#### その他の付属施設の概要

##### 【中央歯学研究所】

1997年楠葉学舎移転と同時に、教員および大学院生の共同利用施設として10施設と中央材料室が設置され、各施設には特色ある大型の研究機器および先進機器を配備し、研究利用に供されている。

##### 中央歯学研究所の共同利用施設

- ・形態系研究施設
- ・画像処理施設
- ・動物施設
- ・低温実験施設
- ・歯科生物学I施設
- ・咀嚼機能研究施設
- ・分析機器施設
- ・生体材料研究施設
- ・組織培養実験施設
- ・レーザー実験施設

#### 併設専門学校の概要

本学には、併設校として大阪歯科大学歯科衛生士専門学校および歯科技工士専門学校がある。

	定員	修業年限	在籍数
歯科衛生士専門学校	50名	3年	107名
歯科技工士専門学校	90名	2年	85名

注) 歯科技工士専門学校の在籍数には専攻科学生を含む。

# 福岡歯科大学

Fukuoka Dental College

理事長 田中 健藏  
学 長 本田 武司



## 沿革

福岡歯科大学は、1973年、大阪以西で唯一の私立歯科大学として福岡市早良区に開学した。

1972年7月27日	学校法人福岡歯科学園寄附行為認可、福岡歯科大学設置認可
1973年4月1日	福岡歯科大学歯学部開学、附属病院開設
1985年4月1日	福岡歯科大学大学院歯学研究科(博士課程)開学
1997年4月1日	福岡医療短期大学開学 福岡医療短期大学歯科衛生学専攻科開設
2000年4月1日	福岡医療短期大学保健福祉学科開設
2002年8月1日	介護老人保健施設(サンシャインシティ)開設
2005年2月1日	附属病院を「福岡歯科大学医科歯科総合病院」に名称変更

## 学部の特徴

### 【教育理念・目標】

本学は、徳育・知育・体育を一体とした教育を基本理念とし、学則第1章第1条で「教育基本法及び学校教育法に基づき、歯学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成することを目的とし、社会福祉に貢献するとともに歯科医学の進展に寄与することを使命とする」ことを目的と定めている。

また、①主役である学生たちが意欲的に勉学に励むことができる、②同窓生が誇れる母校である、③地域医療に貢献し市民の支持と共感を広げる大学である、また④歯科医学の研究や診療活動が、歯科医学の進歩、とりわけ国際的にも貢献できることをモットーとして、建学の精神の達成に向けて努力している。

### 【教育の特徴】

教育の特徴は医療者としての厳しい倫理性のもとに、専門の学術および実技能力の習得と全身に関する幅広い医学的理解にあり、本学で実施している「系

統的な6年一貫教育」では、全授業科目を第1ブロック(態度教育:基盤教育)、第2ブロック(総合歯学教育)、第3ブロック(臨床口腔医学教育)、第4ブロック(臨床総合医学教育)および第5ブロック(総合歯科医学教育)の中に組み込み、体系的な歯学教育を行っている。

高齢社会における歯科医療を実践する上で、全身の理解に立った歯科医学の理解とその応用は必須であり、医療および内科、外科、耳鼻咽喉科、形成外科、心療内科等の関連医学部門の充実と福祉研修ができる介護施設の併設は本学の大きな特徴となっている。こうした部門・施設での教育は、臨床実習・介護実習などに組み込まれ、実習主体型教育に活用されている。

さらに学生に対する学習および生活に関して「助言教員制度」「オフィスアワー制度」や独自の奨学金制度(特に2006年度から大学院生を対象に給付する特別奨学制度を実施)などが整備され、大学生生活を快適にすごせるよう全学をあげて支援している。

【学生の現況(2007年4月1日現在)】

### 学 生 数

学部学科・大学院		入学定員	募集人員	在籍者数
歯学部	歯学科	120	96	602
大学院	歯学研究科博士課程	18	18	28(1)

\* ( )内は、留学生

## 大学改革等 10年のあゆみ

### 【大講座制】

2001年4月、生命科学の進歩や社会的ニーズに弾力的に対応できる組織を目指して、教員組織の改革を行い、4部門、13講座、33分野に再編した。





学園の同一敷地内にある介護老人保健施設(左)と介護老人福祉施設(右奥)

**【国際交流】**

上海交通大学口腔医学院（中国）、ヤンゴン歯科大学（ミャンマー）、慶熙大学校歯医学専門大学院（韓国）と学生交流や研究者交流を行っている。

**【認証評価】**

2006年度に大学基準協会と日本高等教育評価機構の2つの認証評価機関による認証評価を受け、いずれの評価機関からも歯学のフロントランナーとしての高い評価を得た。

**【人事考課制度・教員任期制】**

それぞれの有する能力を育成・活用することによって人事および組織の活性化を図る目的で、2004年7月から全教職員を対象とする人事考課制度が導入され、また2005年4月から全教員の同意のもとに教員任期制が導入された。

**【社会連携】**

2004年から「4大学歯学部交流会」（北海道医療大学歯学部、岩手医科大学歯学部、昭和大学歯学部、本学）を定期的で開催し、連携を図っている。2005年から近隣の福岡大学医学部、中村学園大学と「地下鉄七隈線沿線3大学合同シンポジウム」を健康をテーマに開催し、市民の健康づくりを支援している。また、2006年から九州大学、西南学院大学を加えた「西部地区五大学連携懇話会」を発足させ、地域大学間の連携を図っている。

**今後の展望（課題等）**

「世界の福岡歯科大学」を目指し、その実現のため教職員が一丸となり努力している。特に「福岡歯科学園の中期構想」の中で、「口腔医学の確立」を掲げ、口腔を一臓器として捉え、口腔と全身の関連を十分把握し、全身の健康を理解できる口腔科医師

を育成する教育体制、社会体制の創出に努力している。口腔医学の学問的確立を通して、歯科医学の発展と向上を期す。

歯科医師国家試験の合格率を向上させるために具体的な教育カリキュラムについて検討している。

医科歯科総合病院では、病院情報システム（HIS）を導入し、病院内のIT化をさらに推進していく。

**附属病院の概要**

**【医科歯科総合病院】**（診療 月～土曜日）

- ・診療科 歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科、内科・循環器科、心療内科、外科・消化器科・肛門科、麻酔科、耳鼻咽喉科、形成外科（口腔顔面美容医療センター）
- ・病棟 50床

**その他の主たる付属施設**

**【学術フロンティア研究センター】**

文部科学省の助成を受け1998年度に発足。さらに2003年度に5年間の継続が認められ、「疾患における遺伝的、環境的要因の相互作用とその制御の解明」を目標にフランスやアメリカの大学の研究者と共同研究を行っている。

**併設施設等**

1. 福岡医療短期大学

学部学科	修業年限数	入学定員
歯科衛生学科	3	80
保健福祉学科	2	60
専攻科歯科衛生学専攻	1	10

2. 介護老人保健施設 サンシャインシティ（2002年8月開所、入所定員85名）
3. 介護老人福祉施設(学会会) サンシャインプラザ（2003年10月開所、入所定員100名）



■ 第9部

# 加盟歯科大学・歯学部の 国際交流協定締結状況

---

# 加盟歯科大学・歯学部の国際交流協定締結状況

	協定名	協定内容	提携先		締結年月日	期間	備考
			国	大学名			
北海道医療大学歯学部	学術教育交流に関する合意	・教職員の交換 ・学部・大学院学生の交換 ・協同研究およびその公表 ・特別講演および学会の開催 ・学術資料および情報の交換 ・短期学術プログラムの開催	カナダ	アルバータ大学	1992年 9月29日 2002年 8月8日更新	5年間	
	学術教育交流に関する合意	・教職員の交換 ・学部・大学院学生の交換 ・協同研究およびその公表 ・特別講演および学会の開催 ・学術資料および情報の交換 ・短期学術プログラムの開催	中華人民共和国	同済大学歯学部	1993年 11月15日 2004年 7月6日更新	5年間	
	学術教育交流に関する合意	・教職員の交換 ・学部・大学院学生の交換 ・協同研究およびその公表 ・特別講演および学会の開催 ・学術資料および情報の交換 ・短期学術プログラムの開催	中華民国	台北医学大学	2004年 12月3日	5年間	
奥羽大学歯学部	姉妹校締結	学術と文化の交流	大韓民国	慶熙大学校	1975年 10月15日		
	姉妹校締結	学術と文化の交流	アメリカ合衆国	ロマリンダ大学歯学部	1989年 6月14日		
明海大学歯学部	姉妹校協定書	学生、教員および研究者の文化学術的な交流 学生、交換教員の派遣および受け入れ等	メキシコ	メキシコ州立自治大学	1979年 10月2日	4年間	更新継続中
	姉妹校協定書	学生、教員および研究者の文化学術的な交流 学生、交換教員の派遣および受け入れ等	中華人民共和国	北京大学口腔医学院	1987年 11月2日	3年間	更新継続中
	アラバマ大学バーミングハム校との間の協定	学生、教員および研究者の文化学術的な交流 研修員の派遣等	アメリカ合衆国	アラバマ大学バーミングハム校	1988年 11月22日	5年間	更新継続中
	明海大学歯学部とニューヨーク州立大学バッファロー校歯学部との間における姉妹校協定書	学生、教員および研究者の文化学術的な交流 研修員の派遣等	アメリカ合衆国	ニューヨーク州立大学バッファロー校歯学部	1988年 11月18日	期間の定めなし	

	協定名	協定内容	提携先		締結年月日	期間	備考
			国	大学名			
明海大学歯学部	明海大学、サスカチュワン大学歯学部間の学術協力に関する合意書	学生、教員および研究者の文化学術的な交流	カナダ	サスカチュワン大学歯学部	1991年 10月17日	期間の定めなし	
	明海大学歯学部とカリフォルニア大学ロサンゼルス校歯学部間の文化学術交流協定書	学生、教員および研究者の文化学術的な交流 研修生の派遣、講演会の開催等	アメリカ合衆国	カリフォルニア大学ロサンゼルス校歯学部	1992年 7月7日	3年間	更新継続中
	姉妹校協定書	学生、教員および研究者の文化学術的な交流 学生、交換教員の派遣および受け入れ等	中華人民共和国	第四軍医大学口腔医学院	2001年 7月10日	期間の定めなし	
	姉妹校協定書	学生、教員および研究者の文化学術的な交流 研修生の派遣	フィンランド	トゥルク大学歯学部	2006年 5月20日	5年間	
東京歯科大学	姉妹校締結協定	研究者の交流、共同研究、資料の交換および学生交流	中華民国	台北医学大学口腔医学院	【第1回目】 1969年 4月15日 【第2回目】 2006年 8月29日	【第1回目】 6年間 【第2回目】 5年間	【第2回目~】 5年ごとに 延長の締結
	姉妹校締結協定	研究者の交流、共同研究、資料の交換および学生交流	大韓民国	延世大学校歯科大学	1977年 12月1日	5年間	5年ごとに延長の締結
	姉妹校締結協定	研究者の交流、共同研究、資料の交換および学生交流	アメリカ合衆国	フロリダ大学歯学部	1979年 11月20日		
	姉妹校締結協定	研究者の交流、共同研究、資料の交換および学生交流	スウェーデン	カロリンスカ大学歯学部	1981年 5月21日		
	姉妹校締結協定	研究者の交流、共同研究、資料の交換および学生交流	アメリカ合衆国	テキサス大学歯学部	1983年 11月11日		
	姉妹校締結協定	研究者の交流、共同研究、資料の交換および学生交流	中華人民共和国	第四軍医大学口腔医学院	2005年 9月2日	5年間	5年ごとに延長の締結
昭和大学歯学部	交流プログラムに関する協定	・基礎および臨床研究 ・大学院教育および生涯研修 ・双方に関心のある分野における情報および資料の交換 ・教員および学生の交換 ・学生交換プログラムの開発	中華人民共和国	大連医科大学	2003年 9月12日		3年間。その後、終了に関する文書がない限り、自動更新
	交流プログラムに関する協定	・基礎および臨床研究 ・大学院教育および生涯研修 ・双方に関心のある分野における情報および資料の交換 ・教員および学生の交換 ・学生交換プログラムの開発	中華人民共和国	天津医科大学	2004年 10月15日		

	協定名	協定内容	提携先		締結年月日	期間	備考
			国	大学名			
昭和大学歯学部	交流プログラムに関する協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎および臨床研究</li> <li>・大学院教育および生涯研修</li> <li>・双方に関心のある分野における情報および資料の交換</li> <li>・教員および学生の交換</li> <li>・学生交換プログラムの開発</li> </ul>	オーストラリア	アデレード大学	2005年 3月30日		
	交流プログラムに関する協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎および臨床研究</li> <li>・大学院教育および生涯研修</li> <li>・双方に関心のある分野における情報および資料の交換</li> <li>・教員および学生の交換</li> <li>・学生交換プログラムの開発</li> </ul>	中華人民共和国	上海交通大学医学院	2005年 4月29日		
	交流プログラムに関する協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎および臨床研究</li> <li>・大学院教育および生涯研修</li> <li>・双方に関心のある分野における情報および資料の交換</li> <li>・教員および学生の交換</li> <li>・学生交換プログラムの開発</li> </ul>	アメリカ合衆国	南カリフォルニア大学	2006年 2月2日		
	交流プログラムに関する協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎および臨床研究</li> <li>・大学院教育および生涯研修</li> <li>・双方に関心のある分野における情報および資料の交換</li> <li>・教員および学生の交換</li> <li>・学生交換プログラムの開発</li> </ul>	ドイツ	チュービンゲン大学	2006年 4月13日		3年間。その後、終了に関する文書がない限り、自動更新
	交流プログラムに関する協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎および臨床研究</li> <li>・大学院教育および生涯研修</li> <li>・双方に関心のある分野における情報および資料の交換</li> <li>・教員および学生の交換</li> <li>・学生交換プログラムの開発</li> </ul>	中華民国	台北医科大学	2007年 12月15日		
	交流プログラムに関する協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎および臨床研究</li> <li>・大学院教育および生涯研修</li> <li>・双方に関心のある分野における情報および資料の交換</li> <li>・教員および学生の交換</li> <li>・学生交換プログラムの開発</li> </ul>	中華人民共和国	香港大学	2007年 2月15日		
日本大学歯学部	日本大学歯学部とラオス国立大学医学部間の学術交流	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教員および学生の交換</li> <li>2. 共同研究プロジェクト</li> <li>3. シンポジウム、セミナーおよびワークショップの共同開催</li> <li>4. 学術資料の交換</li> <li>5. 医科および歯科臨床における協力</li> </ol>	ラオス	ラオス国立大学医学部	2007年 2月23日	5年間	
日本大学	日本大学松戸歯学部と武漢大学口腔医学院との学術交流に関する覚書	両大学は学術、文化の交流・教育・研究の諸分野の発展に協力する	中華人民共和国	武漢大学口腔医学院	2001年 1月15日	5年間	5年ごとに更新

	協定名	協定内容	提携先		締結年月日	期間	備考
			国	大学名			
日本大学松戸歯学部	日本大学松戸歯学部とタマサト大学歯学部との学術交流に関する覚書	両大学は学術、文化の交流・教育・研究の諸分野の発展に協力する	タイ	タマサト大学歯学部	2001年 7月3日	5年間	同上
	日本大学松戸歯学部と台北医学大学口腔医学院との学術交流に関する覚書	両大学は学術、文化の交流・教育・研究の諸分野の発展に協力する	中華民国	台北医学大学口腔医学院	2003年 2月17日	5年間	同上
	日本大学松戸歯学部と天津医科大学口腔医学院との学術交流に関する覚書	両大学は学術、文化の交流・教育・研究の諸分野の発展に協力する	中華人民共和国	天津医科大学口腔医学院	2003年 11月10日	5年間	同上
	日本大学松戸歯学部とマギル大学歯学部との学術交流に関する覚書	両大学は学術、文化の交流・教育・研究の諸分野の発展に協力する	カナダ	マギル大学歯学部	2005年 5月9日	5年間	同上
日本歯科大学生命歯学部・新潟生命歯学部	姉妹校・IUSOH協定	教職員・研究者の交流、学生交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換等、多国・多校間による連携・協力	台湾	中山医学大学	1971年 10月26日		
	姉妹校協定	教職員・研究者の交流、学生交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換等	アメリカ合衆国	ミシガン大学歯学部	1984年 9月7日		
	姉妹校・IUSOH協定	教職員・研究者の交流、学生交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換等、多国・多校間による連携・協力	フランス	パリ第7大学歯学部	1985年 9月18日		
	姉妹校・IUSOH協定	教職員・研究者の交流、学生交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換等、多国・多校間による連携・協力	中華人民共和国	四川大学華西口腔医学院	1985年 12月5日	期限なし	IUSOH(口腔保健のための国際姉妹校連合)
	姉妹校・IUSOH協定	教職員・研究者の交流、学生交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換等、多国・多校間による連携・協力	スイス	ベルン大学歯学部	1986年 8月27日		
	姉妹校・IUSOH協定	教職員・研究者の交流、学生交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換等、多国・多校間による連携・協力	イスラエル	ヘブライ大学歯学部	1986年 8月27日		

協定名	協定内容	提携先		締結年月日	期間	備考
		国	大学名			
姉妹校・IUSOH協定	教職員・研究者の交流、学生交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換等、多国・多校間による連携・協力	カナダ	ブリティッシュ・コロンビア大学歯学部	1987年 6月10日		
姉妹校・IUSOH協定	教職員・研究者の交流、学生交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換等、多国・多校間による連携・協力	イギリス	マンチェスター大学歯学部	1987年 10月15日		
姉妹校・IUSOH協定	教職員・研究者の交流、学生交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換等、多国・多校間による連携・協力	タイ	マヒドン大学歯学部	1988年 6月7日		
姉妹校・IUSOH協定	教職員・研究者の交流、学生交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換等、多国・多校間による連携・協力	フィンランド	トゥルク大学歯学部	1991年 3月15日		
姉妹校協定	教職員・研究者の交流、学生交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換等	フィリピン	フィリピン大学歯学部	1992年 11月1日		
姉妹校・IUSOH協定	教職員・研究者の交流、学生交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換等、多国・多校間による連携・協力	アメリカ合衆国	ペンシルベニア大学歯学部	1993年 4月12日	期限なし	IUSOH(口腔保健のための国際姉妹校連合)
姉妹校・IUSOH協定	教職員・研究者の交流、学生交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換等、多国・多校間による連携・協力	オーストラリア	アデレード大学歯学部	1997年 7月4日		
姉妹校・IUSOH協定	教職員・研究者の交流、学生交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換等、多国・多校間による連携・協力	ニュージーランド	オタゴ大学歯学部	1997年 7月7日		
姉妹校・IUSOH協定	教職員・研究者の交流、学生交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換等、多国・多校間による連携・協力	モンゴル	モンゴル健康科学大学	2005年 8月1日		
姉妹校協定	教職員・研究者の交流、学生交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換等	アメリカ合衆国	メリーランド大学歯学部	2006年 11月1日		
医の博物館の姉妹館提携	博物館運営に関する意見交換、情報交換	アメリカ合衆国	ハートフォード医学・歯科医学歴史博物館	1989年 9月1日		
医の博物館の姉妹館提携	博物館運営に関する意見交換、情報交換	フランス	ピエール・フォシャール博物館	1990年 3月1日		



	協定名	協定内容	提携先		締結年月日	期間	備考
			国	大学名			
神奈川歯科大学	国際協力校	学生の臨床見学実習等の交流	アメリカ合衆国	ミズーリ大学歯学部	2003年 6月		
	姉妹校	歯学部学生の交流、教育者の交流、卒後研修の共催	フィリピン	ファティマ大学歯学部	2003年 7月22日		
	姉妹校	学生、教職員の交流	アメリカ合衆国	テキサス大学歯学部	2004年 5月26日		
	姉妹校	卒後研修教育	オーストリア	ドナウ大学歯学部	2004年 8月4日		
	姉妹校	学生、教職員の交流	タイ	コンケイン大学歯学部	2005年 2月3日		
	姉妹校	学生、教職員の交流	アメリカ合衆国	南カリフォルニア大学歯学部	2005年 11月10日		
鶴見大学歯学部	鶴見大学歯学部と中国首都医学院口腔医学系との姉妹校締結に関する合意書	研究者の交流、共同研究、学術資料の交換	中華人民共和国	首都医科大学口腔医学院	1986年 10月4日	期間の定めなし	
	日本国鶴見大学と大韓民国檀国大学校との姉妹校締結に関する合意書	研究者および学生の交流、共同研究、学術資料の交換	大韓民国	檀国大学校	1987年 10月22日	期間の定めなし	
	メルボルン大学歯学部と鶴見大学歯学部との学術協力および学術交流協定合意書	研究者および学生の交流、共同研究、講演・シンポジウムの開催、学術情報資料の交換	オーストラリア	メルボルン大学歯学部	1996年 9月30日	5年間	
	タマサート大学歯学部と鶴見大学歯学部との学術協力および学術交流協定合意書	研究者および学生の交流、共同研究、講演・シンポジウムの開催、学術情報資料の交換	タイ	タマサート大学歯学部	1999年 2月18日	5年間	
	ロンドン大学クイーンメリー・フィールド校と鶴見大学歯学部との学術協力および学術交流協定合意書	研究者および学生の交流、共同研究、講演・シンポジウムの開催、学術情報資料の交換	イギリス	ロンドン大学クイーンメリー・フィールド校	2000年 3月9日	5年間	
	ペラデニア大学歯学部と鶴見大学歯学部との学術協力および学術交流協定合意書	研究者および学生の交流、共同研究、講演・シンポジウムの開催、学術情報資料の交換	スリランカ	ペラデニア大学	2000年 6月21日	5年間	

	協定名	協定内容	提携先		締結年月日	期間	備考
			国	大学名			
鶴見大学歯学部	鶴見大学とテキサス A & M 大学システムヘルスサイエンスセンターとの間の学術交流協定書	共同研究の策定および実施、合同セミナー・ワークショップ・学術会議の企画、可能な形態での教員および学生の交換、学術情報・資料および刊行物の交換	アメリカ合衆国	テキサス A & M 大学システムヘルスサイエンスセンター	2002年 2月27日	3年間	
	ベルン大学歯学部と鶴見大学歯学部との学術協力および学術交流協定合意書	研究者および学生の交流、共同研究、講演・シンポジウムの開催、学術情報資料の交換	スイス	ベルン大学歯学部	2004年 7月6日	5年間	
松本歯科大学	姉妹校締結	学生交流、教職員交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換	アメリカ合衆国	インディアナ大学	1985年 3月22日		
	姉妹校締結	学生交流、教職員交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換	中華人民共和国	河北医学院	1986年 11月23日		
	姉妹校締結	姉妹校締結、学生交流、教職員交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換	ロシア連邦共和国	ハバロフスク医科大学(現・極東州立医科大学)	1992年 12月9日		
	姉妹校締結(旧名・河北医学院が改名のため)	教職員交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換	中華人民共和国	河北医科大学	1996年 5月24日		
	学術交流・友好交流協定締結	教職員交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換	中華人民共和国	同済大学児童口腔医学研究所	2003年 10月27日		
	学術交流・友好交流協定締結	教職員交流、共同研究、セミナー・シンポジウム、資料・情報交換	中華人民共和国	上海児童口腔医学協作組(共同研究チーム)	2004年 10月28日		
朝日大学歯学部	姉妹校	教員・学生交流、資料等交流 歯科領域全般交流他学部間交流	アメリカ合衆国	ニューヨーク州立大学バッファロー校歯学部	1973年 11月2日		
	姉妹校	教員交流、資料交流、その他学部間交流	フィリピン	オカンボ記念大学	1982年 4月3日		
	姉妹校	教員交流・資料交流、同窓会交流学部間交流	中華民国	中山医学大学	1982年 6月2日		
	姉妹校	教員交流(毎年1名)・資料交流、学部間交流	中華人民共和国	北京大学口腔医学院	1984年 11月2日	3年間	
	学術文化協力協定	教員・研究者交流期間、資料交流学部間交流	ドイツ	フンボルト大学	1990年 10月19日		
	姉妹校	教員・研究者交流、学生・資料交流学部間交流	アメリカ合衆国	カリフォルニア大学ロスアンゼルス校	1992年 7月8日	3年間	
	姉妹校	教員・研究者交流、資料交流大学間交流	メキシコ	メキシコ州立自治大学	1993年 6月11日	4年間	

	協定名	協定内容	提携先		締結年月日	期間	備考
			国	大学名			
朝日大学歯学部	一般合意協定	共同研究・教員派遣・学生派遣 大学院経営学研究科間交流	カナダ	ケベック大学モントリオール校	1997年 10月23日	5年間	
	姉妹校	教員交流(毎年1名)・研究者交流、情報交換、学部間交流	中華人民共和国	第四軍医大学	2001年 7月10日		
	文化学術協力協定	教員派遣・学生派遣	フィンランド	トゥルク大学	2006年 5月20日	5年間	
愛知学院大学歯学部	ピエール・マリーキュリー大学、愛知学院大学歯学部 大学間協定	科学協力協定	フランス	ピエール・マリーキュリー大学(パリ第6大学) L'Universite Pierre et Marie Curie (Universite Paris 6)	1988年 5月25日	締結年月日より締結中	
	イースト大学、愛知学院大学歯学部 姉妹校提携	学術交流協定	フィリピン	イースト大学 University of the East College of Dentistry	1993年 12月4日	締結年月日より締結中	
	ハノイ医科大学、愛知学院大学歯学部 姉妹校提携	学術交流協定	ベトナム	ハノイ医科大学 Hanoi Medical School	1998年 11月18日	締結年月日より締結中	
	北京医科大学口腔医学院、愛知学院大学歯学部 友好提携	学術交流協定	中華人民共和国	北京医科大学口腔医学院	1999年 10月15日	締結年月日より締結中	
	モンゴル国立医科大学、愛知学院大学歯学部 姉妹校提携	学術交流協定	モンゴル	モンゴル国立医科大学 National Medical University of Mongolia	2000年 4月5日	締結年月日より締結中	
	カリフォルニア大学サンフランシスコ校、愛知学院大学歯学部 姉妹校提携	学術交流協定	アメリカ合衆国	カリフォルニア大学サンフランシスコ校 University of California, San Francisco	2001年 7月16日	締結年月日より締結中	
	国立ヤンゴン歯科大学、愛知学院大学歯学部 姉妹校提携	学術交流協定	ミャンマー	国立ヤンゴン歯科大学 Institute of Dental Medicine, Yangon	2001年 11月15日	締結年月日より締結中	
大阪歯科大学	学術交流協定	学術交流・学術資料の交換・共同研究・教員および研究者の相互招聘	中華人民共和国	上海第二医科大学(現:上海交通大学口腔医学院)	1981年 5月7日	3年(現在期限なし)	
	学術交流協定	学術交流・学術資料の交換・共同研究・教員および研究者の相互招聘	中華人民共和国	広州第一軍医大学(現:南方医科大学)	1996年 1月2日	期限なし	
	学術交流協定	学術交流・学術資料の交換・共同研究・教員および研究者の相互招聘	中華人民共和国	華西医科大学(現:四川大学華西口腔医学院)	1996年 10月2日	期限なし	

	協定名	協定内容	提携先		締結年月日	期間	備考
			国	大学名			
大阪歯科大学	学術交流に関する協定書	学術交流・学術資料の交換・共同研究	中華人民共和国	西安第四軍医大学	1996年 10月3日	期限なし	
	学術交流協定	学術交流・学術資料の交換・共同研究・教員および研究者の相互招聘	中華人民共和国	北京医科大学口腔医学院（現：北京大学口腔医学院）	1996年 10月5日	期限なし	
	学生の相互訪問に関する合意書	学生の短期訪問研修	オーストラリア	シドニー大学	1996年 8月8日	5年（継続）	
	学術交流に関する協定書	学術交流・学術資料の交換・共同研究	大韓民国	慶熙大学校歯科大学	2000年 10月31日	期限なし	
	学術交流に関する協定書	共同研究・卒業生の研修	アメリカ合衆国	コロンビア大学	2004年 7月22日	期限なし	
福岡歯科大学	姉妹校関係締結	1) 基礎医学および臨床研究での共同研究 2) 大学院での研究と研究に対する継続的な教育 3) 両大学の関心がある領域での情報と材料の交換 4) 大学教職員との交換 5) 学生交流	中華人民共和国	上海交通大学口腔医学院	2004年 4月14日	3年間、その後は異議がなければ自動的に1年再延長	
	姉妹校関係締結	1) 基礎医学および臨床研究での共同研究 2) 大学院での研究と研究に対する継続的な教育 3) 両大学の関心がある領域での情報と資材の交換 4) 大学教職員の交換	ミャンマー	ヤンゴン歯科大学	2004年 10月27日	3年間、その後は異議がなければ自動的に1年再延長	
	姉妹校関係締結	1) 基礎医学および臨床研究での共同研究 2) 大学院での研究と研究に対する継続的な教育 3) 両大学の関心がある領域での情報と材料の交換 4) 大学教職員の交換 5) 学生交流	大韓民国	慶熙大学校歯医学専門大学院	2005年 4月15日	調印の日から有効。3カ月前に書面で通知した後締結を終了することができる。	

■ 第10部

# 賛助会員

---

# 賛助会員

社名・代表者名	所在地・電話・HP アドレス	事業内容・企業の特徴・ 代表的製品など
(株)シラネ 代表取締役 白根 睦章	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-3 イヴビル501 TEL 03-5280-7761 FAX 03-5280-7762 http://www.shirane.co.jp	2010年、(株)シラネは皆様方のご支援により創立90周年を迎えます。●歯科医療機材の販売、●開業・リフォームのご提案・ご相談、●日大型(白衣)商品の販売、●セキュリティーのセコム“取扱い店”。【営業所】日大歯学部売店(日本大学歯学部病院 地下1階)
(株)ヨシダ 代表取締役社長 山中 一郎	〒110-8507 東京都台東区上野7-6-9 TEL 03-3845-2931 FAX 03-3845-7479 http://www.yoshida-dental.co.jp/	ヨシダは昨年100周年を迎えました。全国51販売拠点のネットワークを生かして「患者が快適な治療を受けられ、歯科医師も効率的な治療が行える」環境づくりをめざし、気持ちを新たに歯科医師の良きパートナーとして歯科医療現場を支えています。
デンツプライ三金(株) 代表取締役社長 向 英俊	〒106-0041 東京都港区麻布台1-8-10 麻布偕成ビル TEL 03-5114-1001 FAX 03-5114-1040 http://www.dentsply-sankin.com	・世界120カ国に広がるデンツプライ・グループの経験・知識・人材のシナジーを最大限に発揮し、デンタルケアの課題に対して革新的かつ高品質な解決策を敏速に提供いたします。 ・代表的製品：セルコン デンタル ネットワーク
長田電機工業(株) 代表取締役 長田 康司	〒141-8517 東京都品川区西五反田5-17-5 TEL 03-3492-7651 FAX 03-3492-7506 http://www.osada-electric.co.jp	昭和10年創業以来70余年、国内歯科医療機器のバイオニアとしてユニット、治療・診断機器、レーザー治療機器などで歯科医療に貢献。開発から製造、販売と一貫して自社ブランドを展開し、全国大学病院、官公庁病院、開業医院にてご愛顧いただいております。
(株)東京技研 代表取締役社長 渡辺 啓介	〒158-0087 東京都世田谷区玉堤1-25-13 TEL 03-3703-5581 FAX 03-3705-1760 http://www.tokyogiken.com (営業所)仙台・大阪・名古屋・福岡	歯科用セントラルサクシオンシステムの製造販売
(株)ジーシー 代表取締役社長 中尾 眞	〒174-8585 東京都板橋区蓮沼町76-1 TEL 03-3965-1221(代) FAX 03-3965-3331 歯科医療従事者向けHP http://www.gcdental.co.jp/ 国民向けHP http://www.gcdental.jp	ジーシーは21世紀を「健康世紀」と位置づけ、口腔保健の向上を通して地球社会に貢献しています。また、品質第一主義の製品づくりと地球環境を守ることを大きな使命とし、「品質・エコロジーのジーシー」としてワールドワイドに活動しています。

社名・代表者名	所在地・電話・HP アドレス	事業内容・企業の特徴・ 代表的製品など
<b>吉田精工(株)</b> 代表取締役社長 山中 通三	〒 311 - 3506 茨城県行方市八木蒔 660 TEL 0299 - 57 - 0111 (代表) FAX 0299 - 57 - 0711 <a href="http://www.015.upp.so-net.ne.jp/yseiko/">http://www.015.upp.so-net.ne.jp/yseiko/</a>	歯科医療用設備機器全般および歯科技工用機器の製造、販売、輸出入。吉田精工(株)は世界のトップレベルの技術と最新鋭の生産技術、システムを完備したメーカーとして、歯科医療機械を開発、提供し続け、ヨシダグループ生産部門を担う総合メーカーであります。
<b>(株)八 甕 (やはら)</b> 代表取締役 原 良祐	〒 338 - 0013 埼玉県さいたま市中央区鈴谷 6-4-5 TEL 048 - 855 - 9911 FAX 048 - 855 - 9918 <a href="http://www.yahara.co.jp">http://www.yahara.co.jp</a>	歯科医療の総合商社（八甕）と建築設計事務所（原・吉岡設計事務所）そしてソフト開発（バンテック）、これらの複合的な連携をもつグループカンパニーであるヤハラ・グループは、歯科医療のトータルサポーターとして、豊かな社会づくりを目指しています。
<b>ササキ(株)</b> 代表取締役社長 佐々木 伸五	〒 440 - 8518 愛知県豊橋市八町通 5 - 7 TEL 0532 - 55 - 6811 FAX 0532 - 55 - 5658 <a href="http://www.sasaki-kk.co.jp/">http://www.sasaki-kk.co.jp/</a>	ササキは歯科医療機材の総合専門商社として、国内外の商品を取り扱い、90年の歴史を持つ会社です。Care & Communication の精神で顧客本位の仕事を心掛けています。
<b>(株)モリタ</b> 代表取締役社長 森田 晴夫	〒 564 - 8650 大阪府吹田市垂水町 3 - 33 - 18 TEL 06 - 6380 - 2525 FAX 06 - 6380 - 1557 <a href="http://www.dental-plaza.com">http://www.dental-plaza.com</a>	モリタは、歯科専門の総合商社で全国に41の支店営業所、さらに製造部門としては、株式会社モリタ製作所・株式会社モリタ東京製作所がある。代表的な製品としては、スペースラインシリーズ、シグノシリーズ、ベラビューエボックス 3D 等が挙げられます。
<b>(株)ニッシン</b> 代表取締役社長 横江 浩司	〒 601 - 8469 京都府京都市南区唐橋平垣町 8 TEL 075 - 681 - 5719 FAX 075 - 681 - 5740 <a href="http://www.nissin-dental.co.jp">http://www.nissin-dental.co.jp</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ニッシンの創業の精神は、創造です。</li> <li>●ニッシンは製造企業としての自覚を持ち、お客様の満足を常に考え、斬新なアイデアを形にし、市場に提供することをその精神の第一としています。</li> <li>●歯科教育関連のエキスパート企業を目指します。</li> </ul>
<b>(株)松 風 (SHOFU INC.)</b> 取締役社長 太田 勝也	〒 605 - 0983 京都府京都市東山区福稲上高松町 11 TEL 075 - 561 - 1112 FAX 075 - 561 - 1747 <a href="http://www.shofu.co.jp">http://www.shofu.co.jp</a>	松風は、85年の歴史を持つ歯科材料・歯科用機器の国際的総合メーカー。創業以来、研究開発重視の姿勢を貫き、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」を経営理念に、時代に先駆けた製品の開発と歯科医療レベルの向上に努めています。

社名・代表者名	所在地・電話・HP アドレス	事業内容・企業の特徴・ 代表的製品など
<b>(株)モリタ製作所</b> 代表取締役社長 森田 隆一郎	〒 612-8533 京都府京都市伏見区東浜南町 680 TEL 075-611-2141 FAX 075-622-4595 <a href="http://www.jmorita-mfg.co.jp">http://www.jmorita-mfg.co.jp</a>	臨床現場に学び より良い製品・サービスの提供に創意を結集して努めてまいります。 Thinking ahead. Focused on life. 診療ユニット、頭頸部用 X 線 CT 装置、レーザー、ハンドピース、教育・実習用等歯科・医療機器開発・製造・販売。
<b>日本歯科薬品(株)</b> 代表取締役社長 粟生 悟	〒 750-0015 山口県下関市西入江町 2-5 TEL 0832-22-2221 FAX 0832-22-2220 <a href="http://www.nishika.co.jp/">http://www.nishika.co.jp/</a>	創業 70 年を超える実績をもつ歯科用医薬品専門メーカーで、含嗽剤「ネオステリングリーン」等の歯科用医薬品を主とし医療機器、医薬部外品などの商品を供給しています。また、アジアおよびヨーロッパへの輸出も行っています。
<b>(株)玉井歯科商店</b> 代表取締役社長 玉井 誠一	〒 790-0011 愛媛県松山市千舟町 8-67-8 TEL 089-941-1619 FAX 089-921-4344 <a href="http://tamadent.com">http://tamadent.com</a>	創業 78 年、松山・高松・徳山・下関・広島・福山・岡山・松江・米子に店舗を構え、ご開業支援や大手 60 社を超えるメーカー商社の歯科用器械、材料、薬品他関連商品を一手に取扱い、お得意様にご満足とご安心いただけることを最大の願いとしております。
<b>(株)浅野歯科産業</b> 代表取締役社長 浅野 弘治	〒 920-8611 石川県金沢市浅野本町 1-10-10 TEL 076-251-0115 FAX 076-251-9115 <a href="http://www.asano-dental.com/">http://www.asano-dental.com/</a>	創業 50 周年を迎え、全国 13 拠点にて、歯科医療機器、IT ソリューションを通じて皆様をトータルサポートする企業を目指して参ります。速く、簡単に、正確なカルテを作成する歯科用システム「AXIS-UT」も皆様からご好評頂いております。
<b>大成歯科工業(株)</b> 代表取締役社長 六反 和紀	〒 576-0017 大阪府交野市星田北 4-38-7 TEL 072-891-5566 FAX 072-891-3939	創立 55 年の歴史を持つ当社は、リン酸塩系埋没材、歯科用ワックス製品、ガッタパーチャポイントの主要 3 品目を核とし、リン酸塩系埋没材については、世界的に多大の評価をいただき、昨年「イノベスト」を発売しております。
<b>石福金属興業(株)</b> 代表取締役社長 古宮 隆充	〒 101-8654 東京都千代田区内神田 3-20-7 TEL 03-3252-8471 FAX 03-3252-8475 <a href="http://www.ishifuku.co.jp">http://www.ishifuku.co.jp</a>	貴金属の総合メーカーとして培った技術力を歯科分野にも生かし、1967 年には国産初の陶材焼付用金属「KIK」を発売しました。以後も歯冠修復物からインプラントまで、歯科医療の現場で求められる製品を自社内で一貫生産しています。



社名・代表者名	所在地・電話・HP アドレス	事業内容・企業の特徴・ 代表的製品など
<b>沖歯科要材(株)</b> 代表取締役社長 川島 孝昭	〒 950-2074 新潟県新潟市西区真砂3-23-2 TEL 025-266-6975 FAX 025-231-0802 <a href="http://www.moon.sphere.ne.jp/okishika/">http://www.moon.sphere.ne.jp/okishika/</a>	歯科医療の総合商社を目指す。●歯科医院の設計および施工、●各種資金相談および経営コンサルタント、●歯科器材・コンピュータの販売、●各種機器メンテナンス、●歯科材料・薬品・書籍の販売、●歯科学校教育教材の販売、●福祉用具の販売およびレンタル
<b>(株)城南歯科商会</b> 代表取締役社長 城 博司	〒 550-0013 大阪市西区新町1-2-8 TEL 06-6538-1821 FAX 06-6533-2927 <a href="http://www.shirokusu.co.jp">http://www.shirokusu.co.jp</a>	創業より80有余年の歯科総合商社です。国内サプライヤー製品をお届けする『総合卸』、自らがサプライヤー機能を有しての『サプライヤー』、世界に冠たる歯科ブランド ドイツ カボ社製品日本輸入発売元の『輸入商社』としても機能しています。
<b>(株)ロッキーマウンテンモリタ</b> 代表取締役社長 山崎 裕	〒 101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-23 菅山ビル 3F TEL 03-3251-4631 FAX 03-3255-4090 <a href="http://www.rmmc.co.jp">http://www.rmmc.co.jp</a>	1973年(株)モリタと米国 Rocky Mountain Orthodontics Inc. との合弁で誕生した矯正歯科専門商社。「美しい笑顔をサポートします」をモットーに、ブラケットやワイヤー、スポットウェルダ、バイオスター、ムーシールド等の主力商品に加え矯正臨床ジャーナル(JOP) やセミナー等情報提供に注力。
<b>(株)トクヤマデンタル</b> 代表取締役 浦部 素直	〒 110-0016 東京都台東区台東1-38-9 イトーピア清洲橋通ビル 7F TEL 03-3835-7201 FAX 03-3835-7224 <a href="http://www.tokuyama-dental.co.jp">http://www.tokuyama-dental.co.jp</a>	「歯科器材の製造・販売を通して、歯科医療の発展に寄与し、人々の健康増進に貢献する。」を経営理念とし、無機・有機化学、バイオケミストリーなどの複合化による新たな技術で、歯科医療を革新する器材およびシステムを創出してみたいと考えています。
<b>(株)ミクロン</b> 代表取締役 八野 光俊	〒 145-0065 東京都大田区東雪谷1-34-14 TEL 03-3726-0396 FAX 03-3726-5396 <a href="http://www.micdent.com/">http://www.micdent.com/</a>	1976年に発足した当社は、医療機器メーカーとして高品質で創造的な製品を歯科医療業界に提供しつづけてきました。エアスケーラと呼ばれる歯石除去器、そして根管治療器、歯面清掃器などにはすべて独自の技術が生かされています。
<b>(株)モリタ東京製作所</b> 代表取締役 森田 隆一郎	〒 338-8538 埼玉県さいたま市中央区上落合 2-1-24 TEL 048-852-1315 FAX 048-852-1892 <a href="http://www.jmtmc.co.jp">http://www.jmtmc.co.jp</a>	臨床現場に学びより良い製品・サービスの提供に創意を結集して努めています。 Thinking ahead. Focused on life. シグノシリーズを中心とする診療ユニット等 歯科機器開発・製造・販売。

社名・代表者名	所在地・電話・HP アドレス	事業内容・企業の特徴・ 代表的製品など
<b>(株) YDM</b> 代表取締役 山浦 彰一	〒 114-0014 東京都北区田端 6-5-20 TEL 03-3828-3161 FAX 03-3827-8991 <a href="http://www.ydm.co.jp">http://www.ydm.co.jp</a>	弊社が歯科用器械器具専門メーカーとして設立されて50有余年。これからも先生方の良きパートナー“THE PARTNER OF DENTISTS & DOCTORS”という創業の精神とその伝統、技能を守り続けながら医療に貢献してまいりたいと思っております。
<b>サンメディカル(株)</b> 代表取締役社長 彌富 忠志	〒 524-0044 滋賀県守山市古高町 571-2 TEL 077-582-9981 FAX 077-582-9984 <a href="http://www.sunmedical.co.jp">http://www.sunmedical.co.jp</a>	接着を基本として、「良い」「早い」「長持ち」の製品コンセプトに基づくレジンの材料を先生方に提供しております。代表的製品には、スーパーボンドグループ、ハイブリッドコート、iTFC システム、AQ ボンドプラスなどがあります。
<b>(株)田中歯科器械店</b> 代表取締役 毛利 輝生	〒 102-8139 東京都千代田区富士見 1-3-8 TEL 03-3230-2386 FAX 03-3234-0954 <a href="http://www.tanakadental.co.jp">http://www.tanakadental.co.jp</a>	TRAD Tanaka Realize Advanced Dental 歯科医療機器の総合商社として、信頼性の高い機械、器材と最新医療情報を提供し、商社の枠を超えたコンサルティングを推進します。
<b>医歯薬出版(株)</b> 代表取締役社長 大畑 秀穂	〒 113-8612 東京都文京区本駒込 1-7-10 TEL 03-5395-7600 FAX 03-5395-7614 <a href="http://www.ishiyaku.co.jp/">http://www.ishiyaku.co.jp/</a>	当社は創業 86 年、歯科医学を中心に、医学・看護学をはじめ、健康と福祉にかかわる広い領域で出版活動を行っています。「歯界展望」「歯科技工」「デンタルハイジーン」「補綴臨床」などの雑誌や、多くの書籍で、今後も歯科界のお役に立ちたいと願っています。

## ■ 第11部

# 資料

- (1) 私立歯科大学（歯学部）の募集人員・志願者・入学者数の推移
- (2) 私立歯科大学（歯学部）大学院の入学定員・入学者・在籍生数の推移
- (3) 私立歯科大学（歯学部）の第一学年生出身都道府県および外国別数の推移
- (4) 私立歯科大学（歯学部）の本務教員系別在籍人員の推移
- (5) 私立歯科大学（歯学部）の附属病院患者総数（歯科）の推移
- (6) 私立歯科大学（歯学部）の附属病院外来患者（歯科）診療科別内訳の推移
- (7) 私立歯科大学（歯学部）の歯科診療台・病床数の推移
- (8) 私立歯科大学（歯学部）の保有図書数等の推移
- (9) 歯科医師国家試験合格者数等の推移
- (10) 大学の教員組織の見直しに伴う学校教育法および大学設置基準等の改正に関する調査

# 資料（平成8～18年度）

## （1）私立歯科大学(歯学部)の募集人員・志願者・入学者数の推移

(人)

年度 (平成)	募集人員数	志願者数				入学者数	
		推薦入試	一般入試	その他	計	入学者	女子(内数)
9年度	1,941	1,431	12,492	2	13,925	1,954	711
10年度	1,939	1,285	11,445	2	12,732	1,938	682
11年度	1,940	1,223	9,724	4	10,951	1,940	604
12年度	1,937	1,099	8,744	95	9,938	1,937	705
13年度	1,937	1,107	8,379	135	9,621	1,937	697
14年度	1,937	1,091	7,887	106	9,084	1,940	677
15年度	1,934	1,190	9,894	102	11,186	1,948	717
16年度	1,930	1,220	10,222	131	11,573	1,931	718
17年度	1,930	1,210	10,230	179	11,619	1,928	687
18年度	1,937	1,168	9,809	211	11,188	1,936	716

(資料提供：日本私立歯科大学協会事務局)

## （2）私立歯科大学(歯学部)大学院の入学定員・入学者・在籍生数の推移

(人)

年度 (平成)	集計校数 (校)	入学定員		入学者数 (1年生在籍数)		在籍生数				
		総数	平均	総数	平均	実員		女子(内数)		留学生 (内数)
						総数	平均	総数	平均	
9年度	16	367	23	248	16	1,028	64	203	13	16
10年度	16	367	23	248	16	1,013	63	209	13	17
11年度	16	352	22	253	16	988	62	206	13	19
12年度	16	352	22	272	17	984	62	227	14	16
13年度	16	352	22	253	16	979	61	239	15	15
14年度	16	362	23	273	17	1,010	63	257	16	10
15年度	17	380	22	340	20	1,085	64	311	18	13
16年度	17	380	22	305	18	1,117	66	334	20	14
17年度	17	380	22	347	20	1,199	71	372	22	14
18年度	17	380	22	184	11	1,093	64	351	21	29

(資料提供：日本私立歯科大学協会経営部会)

### (3) 私立歯科大学(歯学部)の第一学年生出身都道府県および外国別数の推移

(人)

出身 都道府県等	年 度 ( 平 成 )										計
	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
北海道	82	72	87	66	71	70	68	64	54	57	691
青森	19	17	17	20	22	15	13	18	13	14	168
岩手	27	32	29	26	26	27	25	29	22	25	268
宮城	25	25	29	39	38	32	27	20	29	24	288
秋田	13	16	14	16	20	9	17	16	9	11	141
山形	15	15	17	18	17	16	16	20	20	21	175
福島	22	25	27	36	36	28	37	39	36	42	328
茨城	54	40	37	46	43	38	59	47	56	52	472
栃木	32	32	32	40	31	42	44	46	52	46	397
群馬	28	31	24	34	37	38	50	44	39	41	366
埼玉	109	121	111	109	110	94	104	100	117	99	1,074
千葉	98	93	100	107	105	115	112	101	80	103	1,014
東京	286	292	291	295	279	267	268	275	260	275	2,788
神奈川	148	148	136	140	137	145	144	146	146	144	1,434
新潟	35	31	30	40	45	34	36	26	37	51	365
富山	12	16	10	15	17	20	19	22	16	13	160
石川	21	17	19	14	19	17	11	14	17	15	164
福井	13	13	12	16	8	11	12	12	10	9	116
山梨	14	15	20	18	21	21	19	13	25	30	196
長野	28	33	35	32	38	29	37	40	43	52	367
岐阜	37	39	41	51	44	34	41	45	51	39	422
静岡	68	57	56	58	59	49	60	59	59	65	590
愛知	164	135	149	136	129	139	134	136	132	131	1,385
三重	25	26	19	27	27	29	28	34	28	22	265
滋賀	20	4	15	16	17	16	11	10	16	14	139
京都	39	47	32	49	35	32	34	46	32	45	391
大阪	129	130	131	126	139	123	123	125	142	117	1,285
兵庫	81	89	85	78	73	87	95	87	90	69	834
奈良	28	22	21	28	23	31	25	22	32	28	260
和歌山	21	10	19	13	27	25	23	30	24	27	219
鳥取	6	9	12	8	4	16	12	8	10	7	92
島根	3	6	11	8	10	15	6	4	16	11	90
岡山	23	24	30	30	28	26	22	22	32	24	261
広島	40	53	29	42	39	59	41	42	35	51	431
山口	18	20	19	16	20	18	18	14	17	16	176
徳島	24	27	18	15	16	18	19	14	16	13	180
香川	17	14	11	3	22	16	17	12	11	17	140
愛媛	27	18	20	14	23	19	27	20	18	24	210
高知	9	13	14	7	15	17	12	10	10	11	118
福岡	63	74	69	65	59	60	79	68	66	84	687
佐賀	10	14	10	10	12	12	9	13	8	9	107
長崎	30	16	20	13	19	25	16	32	22	16	209
熊本	27	22	21	25	14	20	25	15	15	20	204
大分	13	13	18	12	19	20	15	14	23	17	164
宮崎	9	12	16	22	14	13	18	12	13	6	135
鹿児島	15	17	23	15	10	18	11	15	12	16	152
沖縄	12	19	12	8	14	14	11	10	12	14	126
外国	1		2	0	1	2	3	0	1	4	14
計	2,040	2,014	2,000	2,022	2,032	2,021	2,053	2,011	2,024	2,041	20,258

注：集計数には留年者数含

(資料提供：日本私立歯科大学協会経営部会)

#### (4) 私立歯科大学(歯学部)の本務教員系別在籍人員の推移

(人)

年度 (平成)	集計校数 (校)	教養系		基礎系		臨床系		隣接医学系		その他		計	
		在籍総数	平均	在籍総数	平均	在籍総数	平均	在籍総数	平均	在籍総数	平均	在籍総数	平均
9年度	16	219	14	745	47	1,951	122	166	10	26	2	3,107	194
10年度	16	208	13	723	45	1,938	121	145	9	50	3	3,064	192
11年度	16	206	13	732	46	1,923	120	146	9	61	4	3,068	192
12年度	15	195	13	686	46	1,871	125	153	10	64	4	2,969	198
13年度	16	203	13	709	44	1,921	120	175	11	59	4	3,067	192
14年度	16	194	12	708	44	1,904	119	165	10	61	4	3,032	190
15年度	16	190	12	702	44	1,899	119	170	11	55	3	3,016	189
16年度	16	186	12	714	45	1,904	119	173	11	52	3	3,029	189
17年度	17	194	11	736	43	1,975	116	173	10	61	4	3,139	185
18年度	17	196	12	709	42	1,979	116	188	11	63	4	3,135	184

(資料提供：日本私立歯科大学協会経営部会)

#### (5) 私立歯科大学(歯学部)の附属病院患者総数(歯科)の推移

(人)

年度 (平成)	集計校数 (校)	入院						外来					
		新入院患者数		入院患者延数		1日平均患者数		新来患者数		外来患者延数		1日平均患者数	
		総数	平均	総数	平均	総数	平均	総数	平均	総数	平均	総数	平均
8年度	16	7,740	484	106,306	6,644	293	18	188,757	11,797	2,272,903	142,056	8,834	552
9年度	16	7,596	475	107,496	6,719	294	18	207,303	12,956	2,246,657	140,416	8,741	546
10年度	16	7,449	466	106,892	6,681	294	18	193,939	12,121	2,281,824	142,614	9,166	573
11年度	15	7,896	526	98,996	6,600	273	18	189,240	13,517	2,288,107	152,540	8,838	589
12年度	16	8,386	524	107,433	6,715	295	18	186,651	11,666	2,419,103	151,194	9,316	582
13年度	16	8,593	537	107,149	6,697	296	19	182,218	11,389	2,374,289	148,393	9,053	566
14年度	16	8,560	535	101,132	6,321	278	17	191,143	11,946	2,441,643	152,603	9,219	576
15年度	16	9,831	614	107,569	6,723	295	18	206,561	12,910	2,641,906	165,119	9,682	605
16年度	17	10,033	590	101,384	5,964	278	16	214,529	12,619	2,789,780	164,105	10,449	615
17年度	17	10,366	610	98,573	5,798	279	16	235,385	13,846	2,851,933	167,761	10,644	626

注1：平成11年度外来新来患者数は14校集計

2：平成15年度より2校で関連附属施設を加算

(資料提供：日本私立歯科大学協会経営部会)

## (6) 私立歯科大学(歯学部)の附属病院外来患者(歯科)診療科別内訳の推移

(人)

年度 (平成)	集計 校数 (校)	歯科外来患者													
		保存科		補綴科		口腔外科		矯正歯科		小児歯科		その他		計	
		患者数	平均	患者数	平均	患者数	平均	患者数	平均	患者数	平均	患者数	平均	患者数	平均
8年度	16	510,554	31,910	453,192	28,325	443,030	27,689	229,641	14,353	181,702	11,356	467,114	31,141	2,285,233	142,827
9年度	16	469,761	29,360	430,438	26,902	435,684	27,230	221,159	13,822	176,027	11,002	527,901	35,193	2,260,970	141,311
10年度	16	507,219	31,701	428,855	26,803	428,015	26,751	219,999	13,750	175,070	10,942	565,798	37,720	2,324,956	145,310
11年度	15	917,982		61,199	416,791	27,786	202,874	13,525	164,201	10,947	588,371	42,027	2,290,219	152,681	
12年度	16	983,094		61,443	424,233	26,515	201,300	12,581	171,666	10,729	608,798	40,587	2,389,091	149,318	
13年度	16	870,904		62,207	397,955	24,872	194,903	12,181	161,285	10,080	741,093	49,406	2,366,140	147,884	
14年度	16	893,862		63,847	421,531	26,346	194,079	12,130	169,502	10,594	773,112	48,320	2,452,086	153,255	
15年度	16	959,345		68,525	453,883	28,368	210,469	13,154	181,427	11,339	844,376	52,774	2,649,500	165,594	
16年度	17	1,017,276		67,818	530,815	31,224	218,749	12,868	187,512	11,030	856,190	50,364	2,810,542	165,326	
17年度	17	1,060,756		70,717	534,328	31,431	218,917	12,877	197,836	11,637	876,990	51,588	2,888,827	169,931	

注1：その他8～13年度は1校除く集計

2：平成11年度以降の保存・補綴科は合計数

3：平成13年度以降2校の保存・補綴科はその他に合算

4：平成15年度より2校で関連附属施設を加算

(資料提供：日本私立歯科大学協会経営部会)

## (7) 私立歯科大学(歯学部)の歯科診療台・病床数の推移

年度 (平成)	集計校数 (校)	歯科診療台数(台)		病床数(床)	
		総数	平均	総数	平均
9年度	16	2,811	176	661	41
12年度	16	2,876	180	678	42
15年度	16	3,015	188	710	44
17年度	17	3,163	186	735	43

注1：歯科診療台数は診療用と学生実習用の合計数

2：平成15・17年度歯科診療台数・病床数は2校で関連附属施設を加算

(資料提供：日本私立歯科大学協会経営部会)

## (8) 私立歯科大学(歯学部)の保有図書数等の推移

(図書：冊、学術雑誌：種)

年度 (平成)	図書・学術雑誌区分															閲覧座 席数 (席)	
	一般教育図書					専門教育図書					その他						
	和書	洋書	計	学術雑誌	計	和書	洋書	計	学術雑誌	計	和書	洋書	計	学術雑誌	計		
9年度	448,200	164,715	612,915	3,043	610,342	595,444	1,205,786	21,768	117,865	122,744	241,135	3,079	1,226,705	903,244	2,130,475	32,510	3,358
平均	29,880	10,981	40,861	277	40,689	39,696	80,386	1,674	16,838	17,535	30,142	616	76,669	56,453	133,155	2,032	210

年度 (平成)	図書・学術雑誌区分															閲覧座 席数 (席)					
	一般教育図書					専門教育図書					合計(B)						学術雑誌合計(C)				
	和書	洋書	計	学術雑誌	計	和書	洋書	計	学術雑誌	計	和書	洋書	計	和書	洋書		計	和書	洋書	計	
12年度	504,140	199,502	725,131	692,841	604,790	1,297,631	1,196,981	804,292	2,022,762	14,923	17,248	32,171	3,451								
平均	33,609	13,300	45,321	43,303	37,799	81,102	74,811	50,268	126,423	933	1,078	2,011	216								
15年度	487,629	185,475	694,617	748,788	652,170	1,400,958	1,300,745	903,865	2,226,123	15,701	17,470	33,171	3,451								
平均	34,831	13,248	46,308	49,919	43,478	93,397	81,297	56,492	139,133	981	1,092	2,073	216								
17年度	581,770	211,843	793,613	780,338	710,250	1,490,588	1,428,971	990,366	2,419,337	17,557	19,808	37,365	3,851								
平均	36,361	13,240	49,601	48,771	44,391	93,162	84,057	58,257	142,314	1,033	1,165	2,198	227								

注：合計(A・B・C)および閲覧座席数の集計校数は9～15年度16校、17年度17校 (資料提供：日本私立歯科大学協会経営部会)



## (9) 歯科医師国家試験合格者数等の推移

回数 (回)	施行年月		総数	男	女	合格率 (%)		
						男	女	計
91	平成 10 年 3 月	受験者数 (人)	3,017					88.0
		合格者数 (人)	2,655					
92	平成 11 年 3 月	受験者数	3,056					83.6
		合格者数	2,554					
93	平成 12 年 3 月	受験者数	3,014	1,994	1,020	67.0	75.1	69.7
		男女比 (%)		66.2	33.8			
		合格者数	2,102	1,336	766			
		男女比 (%)		63.6	36.4			
94	平成 13 年 3 月	受験者数	3,446	2,250	1,196	88.7	94.5	90.7
		男女比		65.3	34.7			
		合格者数	3,125	1,995	1,130			
		男女比		63.8	36.2			
95	平成 14 年 3 月	受験者数	2,956	1,918	1,038	80.3	88.8	83.3
		男女比		64.9	35.1			
		合格者数	2,462	1,540	922			
		男女比		62.6	37.4			
96	平成 15 年 3 月	受験者数	3,208	2,037	1,171	89.3	95.0	91.4
		男女比		63.5	36.5			
		合格者数	2,932	1,820	1,112			
		男女比		62.1	37.9			
97	平成 16 年 3 月	受験者数	2,960	1,906	1,054	71.1	79.9	74.2
		男女比		64.4	35.6			
		合格者数	2,197	1,355	842			
		男女比		61.7	38.3			
98	平成 17 年 3 月	受験者数	3,343	2,233	1,110	72.1	79.6	74.6
		男女比		66.8	33.2			
		合格者数	2,493	1,609	884			
		男女比		64.5	35.5			
99	平成 18 年 2 月	受験者数	3,308	2,160	1,148	77.9	86.3	80.8
		男女比		65.3	34.7			
		合格者数	2,673	1,682	991			
		男女比		62.9	37.1			
100	平成 19 年 2 月	受験者数	3,200	2,059	1,141	71.3	79.4	74.2
		男女比		64.3	35.7			
		合格者数	2,375	1,469	906			
		男女比		61.9	38.1			

注：厚生労働省、93 回より男女別数を公表

(厚生労働省医政局公表資料)

## (10) 大学の教員組織の見直しに伴う学校教育法および大学設置基準等の改正に関する調査

(平成 18 年 8 月 協会加盟 17 校調査結果)

### 1. 平成 19 年 4 月以降に貴大学・学部で設置する教授以外の教員職に○をつけてください。

- 准教授…………… 17 大学・歯学部
- 講 師…………… 16 大学・歯学部  
(1 大学・歯学部は検討中)
- 助 教…………… 17 大学・歯学部
- 新・助手 (以下、助手と表記します) …… 9 大学・歯学部  
(2 大学・歯学部は未定、当分の間置かない)
- 助教授職を残す、あるいは、その他の教員職を設置する計画のある場合には、職名、資格基準等につき本調査票とは別にご回答ください…………… 1 大学・歯学部  
※「専任講師」を新教員組織に含めるが、経過措置に伴う資格か、恒久的資格にするかの判断は、他大学の状況・他制度の検討と合わせて行うこととする。

### 2. 講座制を存続させますか。該当するものに○をつけてください。

- 講座制を現状のまま継続する…………… 12 大学・歯学部  
(注) 2 大学・歯学部で「大講座制」「2003 年度から大講座制へ移行」との記述あり。
- 現在の講座制を維持しつつ名称を変更する…………… 1 大学・歯学部
- 現在の講座制は廃止して新しい組織を構築する…………… 1 大学・歯学部
- その他 ( ) …… 3 大学・歯学部  
○中、大講座への再編。  
○講座制はとるが現状とは違う形で研究・教育グループ別の単位に改編予定である (平成 19 年 4 月からではない)。

### 3. 教員の資格基準について該当するものに○をつけてください。

#### 1) 助 手 (平成 19 年 4 月以降に助手を設置する大学において回答ください)

※ 11 大学・歯学部から回答がありました。

(うち 4 大学は「未定、検討中、当分の間置かない」との回答でした)

#### (1) 資格基準:

- 基礎……4 年制の大学卒業後。医歯薬の場合は国家試験合格後。
- 「助手」の職務内容: 改正学校教育法に定める「教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事すること」と位置付ける。
- 現行に同じ。
- 病院および研究センターに所属する歯科医師・医師以外の医療職員で、従来、助手であった者。
- 下記 1 あるいは 2 に該当する者。
  1. 文部科学省の定める大学を卒業している事。
  2. 医療系短期大学を卒業し、医療系資格を有する事。

- 歯科医師国家試験の合格後、1年間の臨床研修を修了した者。  
但し、再任基準は、現行の助手の再任基準を準用する予定。

(2) 助手の具体例（歯科衛生士教員など）：

- 歯科医……歯科医師臨床研修後。
- 歯科衛生士、看護師、薬剤師、臨床検査技師等。
- フルタイムの助手 A と週 4 日以上勤務の助手 B を設ける予定。後者については兼業を認める。

2) 助 教

- 現行助手と同じ…………… 9 大学・歯学部  
(注 1) うち 1 大学・歯学部は検討中。  
(注 2) 但し、再任基準を一部変更の予定。  
(注 3) 但し、医学部、歯学部等 6 年制以外の出身者については、別途検討予定。
- 別に新規に定める…………… 6 大学・歯学部  
資格基準：(下記のほか、3 大学・歯学部は未定・検討中等)  
○少なくとも修士の学位、または専門に関する教育歴および研究歴が 3 年以上で、博士の学位を有する者、または大学における教育を担当するに相応しい教育上の能力を有すると認められる者。  
○下記 1 および 2 の両方に該当する者。  
1. 文部科学省の定める大学およびそれに相当する学校を卒業している事。  
2. 博士の学位を有する事。  
○専攻分野について、教育上、研究上または実務上の知識および能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事することができる者。
- ※ その他（未定、変更予定で検討中）…………… 2 大学・歯学部

3) 講 師

- 現行と同じ…………… 14 大学・歯学部  
(注 1) うち 1 大学・歯学部は検討中。  
(注 2) 但し、再任基準を一部変更の予定。教員資格選考委員会が、その規程に従って審議する。
- 別に新規に定める…………… 2 大学・歯学部  
資格基準：  
○専門に関する教育歴、研究歴が 5 年以上で、相応しい研究業績（大学院含む）がある者。  
○教授または准教授に準ずる職務に従事することができる者。
- ※ その他（変更予定で検討中）…………… 1 大学・歯学部

4) 准教授

- 現行准教授と同じ…………… 13 大学・歯学部  
(注 1) うち 1 大学・歯学部は検討中。  
(注 2) 但し、再任基準を一部変更の予定。教員資格選考委員会が、その規程に従って審議する。
- 別に新規に定める…………… 3 大学・歯学部  
資格基準：  
○専門に関する教育歴、研究歴が 7 年以上で、相応しい研究業績（大学院含む）がある者。博士の学位または同等の研究業績を有する者。  
○ 1. 大学、短期大学、研究所、病院等における勤務経験が 15 年以上(大学院歴を含む)である事。  
2. 博士の学位を有する事。

3. 専門学術雑誌に掲載された筆頭著者論文数が5篇以上（うち英文論文が3篇以上）である事。

○専攻分野について、教育上、研究上または実務上の優れた知識、能力および実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事することができる者。

※ その他（変更予定で検討中）…………… 1 大学・歯学部

5) 教授

現行教授と同じ…………… 14 大学・歯学部  
 (注) 但し、再任基準を現在作成中。教員資格選考委員会が、その規程に従って審議する。

別に新規に定める…………… 2 大学・歯学部  
 資格基準：

○専門に関する教育歴、研究歴が10年以上で、相応しい研究業績（大学院含む）がある者。博士の学位または同等の研究業績を有する者。人格・識見を有する者。

○専攻分野について、教育上、研究上または実務上の特に優れた知識、能力および実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事することができる者。

※ その他（変更予定で検討中）…………… 1 大学・歯学部

4. 給与等の処遇について該当するものに○をつけてください。

処遇は従来と変わらない…………… 14 大学・歯学部  
 (注) 不利益な変更はしない。

処遇を変更する…………… 2 大学・歯学部

助 手…………… 1 大学・歯学部

助 教…………… 2 大学・歯学部

(注1) うち1 大学・歯学部は予定。

(注2) 不利益変更は行わない。不利益となる場合は経過措置5年を目途として、現行規程で運用する。

講 師…………… 1 大学・歯学部

准教授…………… 1 大学・歯学部

教 授…………… 1 大学・歯学部

※ その他（検討中）…………… 1 大学・歯学部

5. 任期制の導入について該当するものに○をつけてください。

(単位：大学・歯学部)

	任期制をとる	任期制をとらない	未決定
助 手	3	2	5
助 教	9		7
講 師	4	6	6
准教授	4	6	6
教 授	4	6	6

注) 16 大学・歯学部が回答。1 大学・歯学部は検討中。

6. 今回の改定では職務の独立性がいられています。教育研究費について該当するものに○をつけてください。

- 助教、講師、准教授、教授、各々に教育研究費を分配する …… 0 大学・歯学部
- 教授に一括して教育研究費を預ける …… 6 大学・歯学部
- 教授に一括して預けると同時に、准教授以下にも各々教育研究費を分配する …… 6 大学・歯学部
- その他 …… 6 大学・歯学部
  - 講師、准教授、教授、各々に教育研究費を分配する。
  - 講座の業績・評価を加味した配分。
  - 講座・グループに対して分配する。
  - 講座主任教授に一括して教育研究費を配分する。
  - 2 大学・歯学部は未定、検討中。

7. 平成 19 年 4 月以降に、大学院担当教員（D ㊦、または D 合）として発令予定の教授以外の教員職に○をつけてください。

- 助教 …… 6 大学・歯学部（うち 1 大学・歯学部は検討中）
- 講師 …… 8 大学・歯学部（ほか 1 大学・歯学部は検討中）
- 准教授 …… 15 大学・歯学部
- その他（検討中） …… 1 大学・歯学部

8. 学校教育法等の改正に伴う学則変更（平成 18 年 12 月末届出期限）について該当するものに○をつけてください。

- 教員組織の変更について学則変更を行う …… 16 大学・歯学部
- 講座制・学科目制の存続について学則変更を行う …… 3 大学・歯学部
- 講座制・学科目制の変更または廃止について学則変更を行う …… 0 大学・歯学部
- その他（教員の身分（名称））について学則変更を行う …… 1 大学・歯学部

9. 准教授、講師、助教、助手の英文名称について考えを示してください。

- 准教授：Associate Professor …… 14 大学・歯学部  
(うち 1 大学・歯学部は検討中)  
検討中 …… 3 大学・歯学部
- 講師：Assistant Professor …… 7 大学・歯学部  
Lecturer …… 3 大学・歯学部  
Instructor または Lecturer …… 1 大学・歯学部（検討中）  
未定、検討中 …… 6 大学・歯学部
- 助教：Assistant Professor …… 9 大学・歯学部  
(うち 1 大学・歯学部は検討中)  
Lecturer …… 1 大学・歯学部  
Instructor …… 1 大学・歯学部  
Associate …… 1 大学・歯学部  
未定、検討中 …… 5 大学・歯学部
- 助手：Assistant …… 7 大学・歯学部  
Research Assistant …… 1 大学・歯学部  
未定、検討中 …… 6 大学・歯学部

10. 併設する歯科系短大における教員組織の変更に関して、大学・学部と異なる対応をする場合にはその相違点を具体的に記入してください。

〈大学・学部との相違点〉

- 歯科系短大における教員組織の変更に関しては、基本的に大学に準じて実施する予定となっている。  
ただし、歯科技工士・歯科衛生士教員の助手（現行）について、学士の学位、短期大学士の学位および準学士を有する者は助教、有さない者は助手として対応するかについて検討している。
- 本学園には、大学として歯学部の他に文学部があり、短期大学部として歯科衛生科の他に保育科がある。  
教員の評価基準や任期制採用の有無等はそれぞれの部・科によって異なる。  
歯科衛生科における教員組織の変更については、現在検討中である。歯学部とは異なる職位として「実習助手」があり、その取扱いも含めて検討中である。
- 大学に準じる対応を予定している。

以 上

（資料提供：日本私立歯科大学協会教育・研究部会）

■ 第12部

# 30周年記念事業の概要

# 30周年記念 事業の概要

## 1. 30周年記念事業検討の経緯について

昭和49(1974)年5月に発足した私立歯科大学協会は、昭和51(1976)年5月24日「社団法人日本私立歯科大学協会」として文部省から認可を受け、加盟15校をもって設立された。

その後、加盟校は17校に拡大し、順調に発展を遂げて平成18(2006)年に設立30周年を迎えるに至った。その間、平成9(1997)年3月28日に設立20周年記念祝賀会が盛大に挙行され、記念品が贈られた。加えて、同年7月30日には、協会初の記念誌である20周年記念誌『歯大協20年のあゆみと展望』が発行され、加盟校、会員ならびに関係機関へ贈呈された。

30周年を迎えるにあたって、20周年以後10年のさらなる発展を慶賀し記録するため、30周年記念事業の実施について検討が重ねられた。

## 2. 30周年記念事業の実施決定について

### 1) 記念事業の実施協議

- (1) 平成16年度第3回事務局長会議(H17.2.15)で協議
- (2) 平成16年度第5回理事会(H17.2.22)

協議の結果、20周年記念事業と同じく祝賀会・記念品・記念誌の三事業を実施することとし、事業内容の策定等は、事務局長会議に依頼することを了承。

- (3) 第59回総会(H17.3.28)承認

### 2) 実施時期・実施組織

- (1) 平成17年度第1回事務局長会議(H17.5.19)で協議
- (2) 平成17年度第1回理事会(H17.5.24)で了承

#### 実施時期

- (1) 祝賀会 平成19(2007)年3月末の第63回総会開催日  
※祝賀会実行委員会において、平成19(2007)年6月27日(第64回総会開催日)に変更
- (2) 記念誌 平成19(2007)年8月末発行  
※記念誌編集委員会において、平成19(2007)年12月発行に変更

#### 実施組織

- (1) 実施主体 事務局長会議
- (2) 祝賀会実行委員会  
前例を参考に、委員構成は、祝賀会会場が東京都心部になるため、東京近郊の歯科大学・歯学部事務局長等に就任を依頼。
- (3) 記念誌編集委員会  
前例を参考に、委員構成は、比較的協会会員経験年数の長い事務局長等(経験者を含む)に就任を依頼。



(4) 連絡・事務処理責任者 一宮 正明 日本私立歯科大学協会事務局長

### 3. 30周年記念事業費予算について

20周年記念事業実施の際は、加盟大学および賛助会員に臨時会費を納入いただき主たる収入予算としたが、30周年記念事業については、平成15年度より設立30周年記念事業費積立預金支出を予算計上し、臨時会費を徴収することなく事業実施が可能となった。

また、収入、支出予算とも20,000千円が計上されたが、これは20周年記念事業費予算16,000千円より4,000千円増額となった。

協会設立30周年記念事業費予算（単位：千円）			
収 入		支 出	
平成15年度積立預金	10,000	祝賀会	8,000
平成16年度積立預金	5,000	記念品	2,400
平成17年度積立預金	3,000	記念誌	5,000
平成18年度積立預金	2,000	事務費	4,600
計	20,000	計	20,000

### 4. 協会設立30周年記念祝賀会について

#### 1) 協会設立30周年記念祝賀会実行委員会

委員長	山本 龍太郎	鶴見大学事務局次長・歯学部事務部長
副委員長	高橋 慎一	日本歯科大学法人事務局長
委員	永井 隆夫	東京歯科大学事務局長
委員	永井 龍男	神奈川歯科大学法人事務局長
委員	村山 英政	日本大学歯学部事務局長
委員	三田 昌克	明海大学事務局長
	↓	(平成18年4月1日役職交代により)
	梅澤 伸男	明海大学事務局長
委員	松長 收	昭和大学事務局長
	↓	(平成18年4月1日役職交代により)
	廣川 三男	昭和大学事務局長
	↓	(平成19年4月1日役職交代により)
	上野 洋一	昭和大学事務局長
事務局	一宮 正明	日本私立歯科大学協会事務局長

#### 2) 祝賀会実行委員会開催

第1回 平成17年10月3日

第2回 平成18年11月27日

第3回 平成19年2月14日

第4回 平成19年6月5日

第5回 平成19年6月20日

### 3) 協会設立 30 周年記念祝賀会要領

1. 開催日時 平成 19 年 6 月 27 日 (水) 17:00 ~ 19:00
2. 会場 帝国ホテル 本館 3 階「富士の間」
3. 招待者 255 名 (出席 217 名)
4. 次第
  - (1) 司 会: 橋 本 明 子
  - (2) 開会の辞: 日本私立歯科大学協会副会長 金 子 讓
  - (3) 国歌斉唱: 国歌独唱 三 垣 理英子  
演 奏 日本大学吹奏楽団  
※国旗を掲示
  - (4) 挨拶: 日本私立歯科大学協会会長 中 原 泉
  - (5) 祝 辞: 文部科学省高等教育局私学部長 磯 田 文 雄  
日本 歯 科 医 師 会 会 長 大久保 満 男
  - (6) 功労者感謝状贈呈
    - ①功労者紹介: 日本私立歯科大学協会専務理事 安 井 利 一
    - ②感謝状贈呈: 日本私立歯科大学協会会長 中 原 泉
    - ③功 勞 者: 愛知学院大学学院長・学長 小 出 忠 孝  
前大阪歯科大学理事長 佐 川 寛 典  
※御令室 佐川裕子様 に贈呈  
明海大学・朝日大学理事長 宮 田 侑  
鶴見大学副理事長・駒澤大学理事長 宮 本 延 雄  
日本私立歯科大学協会事務局長 一 宮 正 明
  - ④記 念 品: 旅行券
- (7) 鏡 開 き  
12 名 (予定者・50 音順)  
文部科学省高等教育局私学部長 磯 田 文 雄  
元文部大臣・元参議院議長 井 上 裕  
日本 歯 科 医 師 会 会 長 大久保 満 男  
日本私立歯科大学協会副会長 大 塚 吉兵衛  
日本私立歯科大学協会副会長 金 子 讓  
愛知学院大学学院長・学長 小 出 忠 孝  
前大阪歯科大学理事長 佐 川 寛 典  
※御令室 佐川裕子様 に依頼  
日本私立歯科大学協会会長 中 原 泉  
厚生労働省医政局歯科保健課長 日 高 勝 美  
明海大学・朝日大学理事長 宮 田 侑  
鶴見大学副理事長・駒澤大学理事長 宮 本 延 雄  
日本私立歯科大学協会専務理事 安 井 利 一

- (8) 乾 杯：元文部大臣・元参議院議長 井上 裕  
 (9) 祝 宴：アトラクション  
     ①和太鼓演奏：梵天（5名）  
     ②演 奏：日本大学吹奏楽団（31名）  
     ③独 唱：三 垣 理英子  
 (10) 閉会の辞：日本私立歯科大学協会副会長 大塚 吉兵衛

#### 4) 祝賀会応援者（加盟大学事務局）

明海大学歯学部	鈴木 榮子	竹部 正樹
東京歯科大学	菅沼 弘春	関川 美香
昭和大学歯学部	山口 淳	青柳 智恵子
日本大学歯学部	田松 正樹	宮台 初恵
日本歯科大学生命歯学部	宮路 隆行	明石 有紀子
神奈川歯科大学	金坂 雄介	熱田 由美子
鶴見大学歯学部	八尋 雪乃	坂井 洋介

（順不同・敬称略）

#### 5) 記念品

- クロスボールペンセット 300個  
 ○帝国ホテルフルーツケーキ 230個

### 5. 協会設立30周年記念誌について

#### 1) 協会設立30周年記念誌編集委員会

委員長	大場 憲 栄	日本歯科大学新潟生命歯学部事務部長
副委員長	菱田 健 治	朝日大学事務局長
委員	板橋 文 男	日本大学松戸歯学部事務局長
顧問	土産田 照 夫	北海道医療大学常勤理事
顧問	宮本 延 雄	鶴見大学副理事長 (平成18年3月31日 駒澤大学理事 長就任のため辞任)
事務局 会議議長	安井 利 一	日本私立歯科大学協会専務理事
事務局	一宮 正 明	日本私立歯科大学協会事務局長
編集協力	今田 芳 則	医歯薬出版株式会社取締役

## 2) 記念誌編集委員会開催

第1回	平成17年10月19日	第2回	平成18年1月18日
第3回	平成18年6月7日	第4回	平成18年7月24日
第5回	平成18年9月15日	第6回	平成18年10月16日
第7回	平成19年2月14日	第8回	平成19年5月18日
第9回	平成19年7月27日	第10回	平成19年9月28日

## 3) 記念誌編集基本方針

- (1) 協会設立20周年誌をベースにし、その後10年間の活動等を中心に取りまとめる。
- (2) 協会が、加盟大学と共に10年間取り組んできた重要課題を整理・統括し、今後を展望する。
- (3) わが国の歯科医学教育は、歴史的にみても私学が中心となって発展してきた経緯があり、私立歯科大学がこの10年間に推進してきた教育改革ならびに今後の展望について、シンポジウムを行う。
- (4) 私立歯科大学がさらなる相互発展を遂げるため、協会の役割はますます重要となっており、今後の協会の在り方について座談会を行う。
- (5) 加盟17歯科大学・歯学部の実状と改革への取り組み等について紹介する。
- (6) 編集記事は、対象期限を協会設立30年以内の平成19(2007)年3月末日までとする。  
ただし、30周年記念祝賀会(平成19年6月開催)の内容を記事に加える。
- (7) 私立歯科大学における歯学教育の実状と取り組みについて、歯科医師志望者や高校関係者を含め広く社会の理解を得る方策として、30周年記念誌のダイジェスト版を協会ホームページで公開する。
- (8) 賛助会員の項目については、簡単な広告を掲載する。
- (9) 形式としてA4判変型とし、250頁を目途に編成する。
- (10) 発行部数は、1,000部とし、平成19年6月に開催される30周年記念祝賀会の掲載を考慮して、平成19年10月を刊行予定とする。

(平成18年1月開催編集委員会内定)

#### 4) 協会設立 30 周年記念誌の構成案

30 周年誌編集委員会 (2007.8.1)

No.	目 次 (予定)	執筆者・出席者等 (敬称・職名等略、順不同)
1.	ご挨拶	中原 泉
2.	祝 辞 (文部科学省) 祝 辞 (厚生労働省) 祝 辞 (日本歯科医師会)	文部科学大臣 厚生労働大臣 日本歯科医師会会長
3.	カラーグラビア	設立総会、歴代会長、副会長、専務理事、総会、部会、委員会、研修会、事務局長会議、関係会議他
4.	日本私立歯科大学協会「設立 30 周年記念祝賀会」	編集委員会
5.	日本私立歯科大学協会「10 年のあゆみ」	
1)	協会設立 20 年から 30 年の 10 年間を振り返って	安井 利一
2)	歯科医師需給問題への取組み	中原 泉
3)	歯科医師臨床研修の必修化への対応	東理 十三雄
4)	歯科医師国家試験改革への考察	大塚 吉兵衛
5)	共用試験 (CBT、OSCE) の運用	安井 利一
6.	日本私立歯科大学協会と共に「30 年を回顧して」	小出 忠孝
7.	日本私立歯科大学協会設立 30 周年記念シンポジウム 『私立歯科大学における最近 10 年の教育改革と今後の展望』 第 6 回教務研修会 2 日目に開催 平成 18 年 11 月 17 日 9:30 ~ 12:00 会場 九段会館	安井 利一 (座長) 福島 俊士 (座長) 藤下 昌己 大塚 吉兵衛 金子 譲 東理 十三雄
8.	座談会 『日本私立歯科大学協会の役割と今後の展望』 —さらなる団結と発展をめざして— 平成 19 年 2 月 20 日 15:30 ~ 18:30 会場 アルカディア市ヶ谷	安井 利一 (司会・コーディネーター) 中原 泉 金子 譲 大塚 吉兵衛 宮本 延雄 一宮 正明
9.	協会活動の概要と記録	
1)	社団法人日本私立歯科大学協会定款	協会事務局
2)	協会組織図	協会事務局
3)	協会貸借対照表の変遷	協会事務局

No.	目 次 (予定)	執筆者・出席者等 (敬称・職名等略、順不同)
	[部会・委員会・会議の現状と課題]	
4)	教育・研究部会	安井 利一
5)	病院部会	東理 十三雄
6)	経営部会	金子 譲
7)	広報委員会	大塚 吉兵衛
8)	受験生確保対策委員会	青野 一哉
9)	研修委員会	宮崎 隆
10)	事務局長会議	安井 利一
11)	協会関係会議 ・全国私立歯科大学・歯学部附属病院看護部長会 ・全国私立歯科大学附属病院薬剤部長会 ・日本私立歯科大学・歯学部附属病院歯科技工士協議会 ・私立歯科大学・歯学部附属病院歯科衛生士連絡協議会 ・全国私立歯科大学・歯学部附属病院診療放射線技師代表者会	部長会会長 部長会会長 協議会会長 連絡協議会会長 代表者会会長
12)	歴代役員名簿	協会事務局
13)	歴代会員名簿	協会事務局
14)	歴代事務局職員	協会事務局
15)	総会の開催記録	協会事務局
16)	諸会議の開催記録	協会事務局
17)	事業報告書の個別事項一覧	協会事務局
18)	理事会の議題一覧	協会事務局
19)	要望書等一覧	協会事務局
10.	30年譜	協会事務局、編集委員会
11.	加盟17大学の概要「歩みと展望」	加盟17大学事務局長等
12.	加盟17大学の国際交流協定の締結状況	加盟17大学事務局長等
13.	賛助会員	賛助会員各社
14.	資料 1) 日本私立歯科大学協会事務局提供資料 2) 日本私立歯科大学協会経営部会提供資料 3) 日本私立歯科大学協会教育・研究部会提供資料 4) 厚生労働省医政局公表資料	編集委員会 編集委員会 編集委員会 編集委員会
15.	30周年記念事業の概要	編集委員会
16.	あとがき	編集委員会
17.	発行日表示 (奥付)	医歯薬出版株式会社

## あ と が き

平成 18 (2006) 年に、社団法人日本私立歯科大学協会が設立 30 周年を迎えることから、30 周年記念事業の一環として 30 周年記念誌の発行が決定し、平成 17 年 5 月に 3 名の編集委員、2 名の顧問と協会事務局長による編集委員会が組織されました。

同年 10 月に、最初の編集委員会が協会会議室で開催されましたが、記念誌編纂の経験もなく重責への不安を抱えながら着手するところとなりました。

しかし、委員会に臨んで、私たち編集委員は幾筋もの光明を見出すことができました。まず、委員会に加わっていただいた土産田照夫、宮本延雄両顧問が、前回平成 9 年の 20 周年誌発行に際してそれぞれ委員長、顧問としてまとめ上げられた豊富なご経験からの確かなアドバイスが絶えず得られること、また、30 周年記念事業実施主体の事務局長会議を統轄される安井利一議長に委員会への出席をお願いし、大所高所からのご指導がいただけること、さらに、協会事務局には 30 年の貴重な資料が保管されており、一宮正明事務局長をはじめとする協会事務局の全面的な協力が得られること、などでした。

とりわけ、現在の会議テーブルには 20 周年記念誌『20 年のあゆみと展望』が置かれており、窮したときには必ず手に取る参考書の域を越えてバイブルのような存在となりましたが、編集基本方針の第一を迷わず「協会設立 20 周年誌をベースにし、その後 10 年間の活動等を中心にとりまとめる」としました。

早々に、委員会としていくつかの編集基本方針を決定しましたが、一つに、日本私立歯科大学協会が設立後 20 年間において黎明期の幾多の困難を克服し、加盟 17 校が相互発展を遂げ安定期に入った感にみえますが、その後の 10 年に協会および加盟校が取り組んできた、私立歯科大学の将来を左右するともいえる重要課題への展望としました。

この重要課題に関し、「歯科医師需給問題への取組み」を中原 泉会長に、「歯科医師臨床研修の必修化への対応」を東理十三雄常務理事に、「歯科医師国家試験改革への考察」を大塚吉兵衛副会長に、「共用試験 (CBT、OSCE) の運用」とこの 10 年を総括していただく「協会設立 20 年から 30 年の 10 年間を振り返って」を安井利一専務理事に、ご執筆お願い申し上げました。また、協会設立時から役員を歴任された元会長の小出忠孝監事に、設立後 30 年の歩みとして「日本私立歯科大学協会の設立当初からの 30 年を回顧して」を、ご執筆お願い申し上げました。

次に、協会設立 20 周年後の 10 年を数々の教育改革、大学改革の嵐に立ち向かった改革の 10 年と位置づけて教育改革を中心としたシンポジウムを企画し、研修委員会の宮崎 隆委員長ならびに教育・研究部会の安井利一部会長にご相談申しあげたところ、平成 18 年 11 月開催の第 6 回教務研修会において、「協会設立 30 周年記念シンポジウム」として開催くださることになり、シンポジウム講師として藤下昌己理事、大塚吉兵衛副会長、金子讓副会長、東理十三雄常務理事にご依頼いただきました。

つづいて、協会および加盟校が直面する重要課題に関し、30 年間にわたり協会主導の

もと加盟 17 校が一致団結して取り組んできましたが、歯科医師需給問題等の最重要課題に対してより強固な団結が求められると考え、「日本私立歯科大学協会の役割と今後の展望」と題して座談会を企画し、出席者として中原会長、金子副会長、大塚副会長、一宮事務局長ならびに宮本延雄駒澤大学理事長にお願い申し上げ、司会・コーディネーターは安井専務理事にお引き受けいただきました。

このように、編集委員会の企画、依頼にお応えください、原稿のご執筆、シンポジストとしてのご講演や座談会へのご出席をいただいた関係各位に、厚く御礼申し上げます。

編集作業を振返って、記念誌の発行が当初予定より遅れ、内容につきましてもご執筆者等より 30 周年誌を飾るにふさわしい玉稿を頂戴しながら、十分にその意を取りまとめることができたかとの疑念があり、他にも多々不行き届きがありましたことを心底よりお詫び申し上げますとともに、不足のてんは次代の記念誌発行に託したいと存じます。

与えられた紙面を借りまして、このたびの協会設立 30 周年記念誌編集・発行に際し絶大なるご支援、ご助力をくださった皆様に、衷心より深謝申し上げます。

はじめに、協会事務局の川島賢一総務課長には様々な事務業務を担当いただき、原稿依頼状等の作成・発送、会議記録の作成、協会関係掲載資料の入力等膨大な事務を処理していただきました。また、同じく協会事務局の宮島和江さんにも、川島課長を補佐して事務処理に尽力いただきました。

つぎに、医歯薬出版株式会社の取締役今田芳則氏には、総合的な編集・発行への協力を依頼しましたが、編集委員会のメンバーとして毎回の委員会に出席いただき、専門的な見地からの指導、助言を得ることができました。

なお、日本歯科大学新潟生命歯学部フォトセンターの熊木三夫氏には、祝賀会等 30 周年記念誌掲載の写真の多くを撮影いただき、同学部庶務部の中栄美栄子さん、本宮由比子さんにも掲載原稿の入力業務をお手伝いいただきました。

他に、同じ事務局長会議のメンバー等本協会に関わる多くの方々にご指導、ご支援賜りましたことに、重ねて御礼申し上げます。

最後に、今後、当 30 周年記念誌のダイジェスト版を協会ホームページに掲載しますので、平成 20 年 3 月には本協会関係者、受験生や高校の進学指導教員ならびに歯科関係者等各位にご高覧いただけますことを、ご報告申し上げます。

平成 19 (2007) 年 10 月吉日  
協会設立 30 周年記念誌編集委員  
大 場 憲 栄  
菱 田 健 治  
板 橋 文 男



改革 展望  
社団法人 日本私立歯科大学協会 30周年記念誌

---

2007年12月30日 第1版第1刷発行

発行者 中原 泉

発行 社団法人 日本私立歯科大学協会

〒102-0074 東京都千代田区九段南3-3-4  
ニューライフビル内

電話 (03) 3265-9068

FAX (03) 3265-9069

E-mail jimkyoku@shikadaikyo.or.jp

URL <http://www.shikadaikyo.or.jp/>

印刷 (株) 教文堂

---

編集協力 医歯薬出版株式会社

